

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	20. 地域再生構想の種別	21. 支援項目	22. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 地域再生推進室から各府省庁への再検討要請	45. 措置等の分類、の見直し	46. 措置等の方法、の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
船引町	中心市街地活性化による地域再生計画	1165	1165010	120010	役場発行の証明書交付事務及び公共施設の管理運営の民間委託	現在、地方公共団体にしか認められていない証明書等の交付事務及び公共施設の管理運営も民間委託することを可能とする。	中心市街地活性化事業で建設予定の駅舎の中に「FAX等による交付事務及び駅舎の管理運営を民間委託し、中心市街地の活性化を同時に実現する。	現在、役場の証明書等の交付事務は地方公共団体に限られているが、利用者の利便性向上のため、FAX等による交付事務及び駅舎の管理運営を民間委託し、中心市街地の活性化を同時に実現する。			6						
福野市	人口減少地域再生事業	1227	1227010	120020	都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律の権限委譲	都市計画法による線引きの見直しと農業振興地域の整備に関する法律の農業地域の除外についての自由裁量権	再生地域の一部地域を対象に区画整理事業を組合で行い、農園付宅地分譲を行なう。	都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律の規制がきつくなっている。			7						
浜松市	世界都市浜松・地域経済振興構想	1287	1287020	120030	公共空間及び公共施設における広告物の掲示	都市公園法施行令第18条の弾力的な運用、解釈により、都市公園等公共空間、公共施設においても、広告物を掲示し、民間資金の活用を図る。	都市公園等公共空間、公共施設において、広告物の掲示ができるよう弾力的な運用をお願いしたい。また、市広報紙等公共印刷物への広告の掲載など民間資金を積極的に活用できるように、その普及に当たっては、各府省庁においても率先して活用していくようお願いしたい。	公共空間、公共施設においては、民間活力、資金を利用した運営が困難であり、広告物の掲示により、施設改善や本市の行政改革にもつながるため。			8		都市公園法施行令第18条は国の設置に係る都市公園における行為の禁止規定であり、地方公共団体の設置に係る都市公園における行為の禁止規定については、当該地方公共団体の条例で定める。				
小松市	小松東部活性化構想	1101	1101010	120040	民間による公共施設の整備に対する行政の支援	民間による公共施設の整備を認め、その経費を行政が期間を定め支払う。	区画整理事業区域内の都市計画道路の整備を区画整理事業の施行主体である組合に委任し、道路の早期供用を図る。整備費の組合への変換期間については、行政の財政状況を勘案し、柔軟に設定する。整備費については、補助事業に準じ、国と市が負担する。都市計画道路の早期供用を立地促進とする民間商業施設の希望に応えることにより、民間投資の誘発を促すことができる。ひいては、地域の活性化、商業施設等の雇用創出、区画整理事業の採算性の向上等が期待できる。行政としても、年度別公共投資額の平準化を図ることができると同時に計画的に都市基盤を強化できる。	現況補助制度では、基幹的な街路の整備主体は地方公共団体である。また、国の債務予算制度は、用地確保ややむを得ず複数年度にまたがる大規模補償以外は認められておらず、半年間で整備期間を区切ることができる道路においては、整備完了後、補助は打ち切られる。財政状況が厳しい自治体の事業工程では、変化が激しい民間需要に機敏に対応できない。	組合等が施行する土地区画整理事業において、その経費に対し地方公共団体が組合等に補助を行う場合、都市計画道路用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額を限度として、地方公共団体に対し補助することができる。	8		「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において、「第1(2)ニ 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあることに適合しないため、今般の提案募集の対象外であると考えられる。					
福岡市	オープンカフェの設置による地域再生計画	1119	1119010	120050	公共施設の柔軟な利活用の実現	スムーズな施設の有効活用を図るためには、不法占用の排除などに留意しつつ、施設の占有許可方針や占有形態などについて、管理者である自治体が策定できるとする。	施設の占有許可方針や占有形態などについて、管理者である自治体が策定できるようになり、オープンカフェ設置が可能となることにより、中心市街地の賑わいが創出されることで、経済の活性化と雇用の拡大を行う。	現在オープンカフェ設置の希望があるが、方針や形態に係る様々な規定があり、制約されているため、設置されるに至っていない。	道路法第32条第1項	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	2, 5		地域活性化等の観点から行われるイベント等の実施に伴う道路占用の円滑化を図るよう、全国における道路占有許可を伴う路上イベント等に関する事例調査から得られた様々な工夫案等を、オープンカフェの事例を含めて、平成15年度中に周知する予定である。さらに、民間事業者等を含めて、地域の合意に基づいて街の賑わいに資する多様な活動が可能となるよう、一層弾力的な許可の運用が図られるための措置を今後講ずることとする。なお、地方公共団体が管理する道路における占有許可については、道路管理者たる地方公共団体が、地域のニーズや実情を踏まえて自ら基準を策定できる。				
北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	2083	2083010	120060	道路における指定管理者制度の導入	民間事業者による道路の管理は、本来道路法の趣旨が「道路直轄管理の原則」から管理委託を認めなかった経緯がある。「特別法」の制定若しくは新たな解釈を通知することにより、指定管理者制度を設け、管理を限定的(項目と区域)に代行させる。内容は、日常管理(道路の清掃、植樹の剪定、電気機械設備管理、民間の土地利用を総合的に管理)程度と考えられる。道路付属物駐車場の管理については、効率的な運用を図るため、利用料金制度の採用を可能にする。	項目と区域を限定して、道路の日常的な管理(道路の清掃、植樹の剪定、電気機械設備管理等の管理権限)を指定管理者制度により民間事業者に代行させる。他の公の施設の指定管理者と相まって、限定的な地域を一民間事業者が管理(複数の管理者に跨るエリアを一括管理)することにより、住民ニーズを的確に把握し、高い管理が可能となることにより、中心市街地の賑わいが創出されることで、経済の活性化と雇用の拡大を行う。	行政の管理は、画一的な管理になりがちである。現状では、道路の管理を指定管理者に代行させることができないため、都心部、観光地としての魅力が減退している。また、道路付属物駐車場は利用料金制を採ることにより、効率的な運用のネットワークとなっている。また、民間駐車場と統一的なサービス等の設定ができれば、利用者にとって便利であり、民間駐車場に集中するために発生する交通渋滞の解消も図れる。	地方自治法244条-2(公の施設の設置、管理及び廃止)、道路法第16条(市町村道の管理)	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされている。(道路法13条、15条、16条)	2		道路の管理については、地方公共団体における管理の実態を調査の上、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、指定管理者制度も活用できる旨を新たに通知。(平成15年度中)				
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066060	120070	・イベント実施時の管理権限の移譲 ・イベント実施時の許可事務手続きの簡略化と窓口の一元化	・イベント実施時に限り、必要となる様々な許可については町に管理権限を移譲する。 ・イベント実施時に限り、それらに関する許可事務手続きを簡略化し申請窓口を一元化する。	イベント実施時に限り、県が管理する公共施設の、管理権限を町に移譲することや、その事務手続きを簡略化や窓口を一元化することで、地域の活性化や交流人口の拡大を図る。	形状変更を伴わないイベント等による一時的使用においても、占有あるいは使用許可等が求められ、また、道路使用許可を求めると、県と警察の双方に書類を提出するなど、手続きが煩雑で多くの時間を要される。地域や民間によるイベントでの利用を促進するため、これを容易にする。	道路法第13条、15条、16条、32条	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされている。(道路法13条、15条、16条) 道路に物件等を設けて継続して道路を使用する場合には、道路管理者の占有許可を受ける。(道路法32条) 道路管理事務は、道路の種類ごとに、各道路管理者(地方整備局、都道府県、市町村)が行っている。	3		地域活性化等の観点から行われるイベント等の実施に伴う道路占用の円滑化を図るよう、全国における道路占有許可を伴う路上イベント等に関する事例調査から得られた様々な工夫案等を平成15年度中に周知する予定。占有制度は、道路の特別使用であって、一般交通の用に供するという道路の本来の機能を阻害しない範囲内で認められていることから、その許可は、当該道路の円滑な交通の確保も含めて責任をもって管理している道路管理者が行うこととされている。従って、イベント等に関する占有許可を当該道路の道路管理者ではない市町村に行わせることは困難。	2	V	国道・県道の道路占有許可申請に、地域再生等の観点から支援する路上イベント等に関し、市町村の意見が付けられているときに、市町村の意見を尊重して道路占有許可の判断が行われるよう取りはからう。	
福岡県	南会津観光支援と交流人口拡大	1201	1201010	120080	道路管理者以外の施設整備	観光関係等民間事業による道路標識の設置及び管理	・民間や市町村の裁量で県管理施設を活用し、地域の活性化を図るため ・観光関係等民間事業による道路標識の設置及び管理	民間のノウハウ、主体性が導入されないと、機能的、画一的な道路標識となっていないため	・道路法第32条 ・道路法第45条第2項	道路法第45条第2項の規定により「道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため」、道路管理者が道路標識を設置することとしている。 ・民間業者等の設置するものについては、占有許可により対応可能である。	5						
福岡県	南会津観光支援と交流人口拡大	1201	1201020	120090	道路管理権限の委譲	道路区域の利活用に関係した範囲に限定し権限を県から市町村に委譲	・民間や市町村の裁量で県管理施設を活用し、地域の活性化を図るため ・道路区域の利活用に関係した範囲に限定し権限を県から市町村に委譲	民間と密着・連携している市町村の主体性が発揮されないため	道路法第13条、15条、16条	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされている。(道路法13条、15条、16条)	3		今国会提出予定の「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律(仮称)」において、都市再生整備計画に位置付けられた一定の補助国道又は都道府県道に関する事業については、市町村が実施することができるものとする予定。道路法第24条の承諾は、一般交通の用に供する道路の本来の機能を阻害しない範囲内で認められている人遺湖については、土地改良区等地元関係団体との調整が完了した上で占有許可を伴わないものであって、占有許可の仕組みに係るものではありません。	2	V	国道・県道の道路占有許可申請に、地域再生等の観点から支援する路上イベント等に関し、市町村の意見が付けられているときに、市町村の意見を尊重して道路占有許可の判断が行われるよう取りはからう。	
山梨市	河川占有区域内の都市公園有効活用構想	1147	1147010	120100	河川法による営業等の規制緩和	河川法による営業等の規制緩和	公園内の動物園あるいは、公園での入場料徴収、公園内人工湖の民間事業者による釣堀・遊覧ボートレンタル営業ができるようになる。このことにより、民間事業者の参入が可能となる。	河川占有許可を受けた市が、民間事業者に営業許可の公園占有許可を出さない。また、市が入場料等の徴収も出来ない状況である。そのため、民間事業者への都市公園管理が可能となるように、公園等の入場料や使用料の徴収、営業活動の許可が必要である。	河川法第24条、河川敷地占有許可準則第6	現在、河川敷地の占有主体については河川敷地占有許可準則第6の規定により、国又は地方公共団体等の公の主体に限られているところであるが、都市再生プロジェクト区域内である道橋堀川、大田川等について、当面社会実験として、経時的に民間に対してオープンカフェ、イベント施設等の河川敷地利用を認める方針。	8		地方公共団体等の公の主体が占有許可を受けている公園について、入場料等を徴収することは現行で対応可能である。また、本要望において釣堀、ボートレンタル事業の実施を予定している人遺湖については、土地改良区等地元関係団体との調整が完了した上で占有許可を伴わないものであって、占有許可の仕組みに係るものではありません。				
北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	2083	2083030	120110	河川管理における指定管理者制度の導入	河川管理における指定管理者制度の導入	項目と区域を限定して、河川の日常的な管理(河川管理の清掃・監視・清掃、隣接する民間土地との複合利用を含めて総合的に管理)を指定管理者制度により民間事業者に代行させる。他の公の施設の指定管理者と相まって、治水上問題のない限定的な地域を一民間事業者が管理(複数の管理者に跨るエリアを一括管理)することにより、住民ニーズを反映した質の高い管理が可能となり、より地域再生に寄与できる。	河川の管理は、治水、利水及び河川環境の整備と保全が主目的である。治水上問題のない限定的な地域であっても、民間が管理(複数の管理者に跨るエリアを一括管理)することが出来ないため、柔軟な管理が出来ない。	地方自治法の「指定管理者制度」は、改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定による委託制度(「管理委託制度」)における管理受託者の権限に加え、必要に応じて使用許可権限を含めて指定管理者に行わせることを主体を限定せず可能とした制度で、平成15年7月17日付施行第8号事務省自治行政局長通知参照)。	2		河川については、その管理上の特性に留意しつつ、指定管理者が管理できる範囲について整理を行い、平成15年度中に一定の範囲の事務について「指定管理者制度」の適用を認める前通知することとしています。当該事務について「指定管理者制度」を活用することなく業務委託を行うことが従前どおり可能であるほか、委託する管理の内容に応じ「指定管理者制度」によることも可能となります。					

長野県	コモンズの視点から始まる公共事業	1072	1072090	120300	国及び県が行う公共事業の実施に関する特例	下水道法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認められたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自ら事業を実施できるような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	下水道法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認められたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自ら事業を実施できるような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	地域に必要な公共事業を地域住民が考えたいという発想が生れる。いつ・誰が・誰に対して、どのような要望したのか不明確な事業が多くなり、特に必要な事業のみが、一番地域住民に身近な官庁である市町村現場の手によって実施される。	下水道法第3条、第25条の2、第26条	公共下水道及び都市下水道の管理については、市町村が行うものとしている（第3条、第26条）。また、流域下水道の管理については、原則として都道府県が行うものとしているが（第25条の2第1項）、都道府県と協議した上で市町村が管理を行うことができることとしている（同条第2項）。	5											
金沢市	元気が暮らしやすい金沢まちなか再生構想	1128	1128060	120310	都市計画法上の用途地域（個別規定地域（仮称））の追加	全国一律の法制度では表現できない本市固有の特性を反映した土地利用及び建築のコントロール制度を実現させるため、現状の法律や条例等による土地利用コントロールの単純化を解消し、個々の内容を一本化した「個別規定地域（仮称）」を都市計画法の地域用途の1つとして追加する。 個別規定地域は、土地利用コントロールとして最低限度盛り込むべき項目（建物用途、建坪率等）を設定した後、これを包括するまちづくりの合意が形成された場合、地域指定するものとする。	住民のまちづくり意識が高い「まちづくり協賛協賛地区」（英町商店街地区、にし茶屋街地区、せせらぎ通り地区、東山ひがし地区）において、「個別規定地域」を適用し、地域主体の土地利用及び建築のコントロールを行う。	土地利用をコントロールするため、都市計画法で強制力を条例等に授権させ、強制力を付与することで、全国一律の法制度では表現できない本市固有の特性を反映した土地利用及び建築のコントロール制度が実現する。	都市計画法第8条、第12条の5、建築基準法第49条、第68条の2	土地利用規制については土地の所有者の財産権を制約するものであることから、その制度的枠組みについては法律により定めるべきものであり、この制度の実施については、地方公共団体が、地域の実情に応じて、土地利用規制を行うこととされている。	5											
安達郡本宮町	地域再生取組みのため定住住民生活基盤確保促進を図る各種規制の緩和	1134	1134010	120320	定住促進からの町再生のための規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律 農地法 農家定義の設定 農地法権利移動の下限緩和 農業者年金受給要件 相続税控除額 都市計画法・農地法の調整規定 都市計画法 文化財保護法 市民農園整備促進法 建築基準法 以上の法規制における自治体の裁量権等の規制緩和を受け、町再生を促進させる。	法等の規制緩和を受け、自治体の裁量による再生促進を図る。	各部門における法規制は当然必要であるが、内容により権限委譲を受ければ、政策を実施する自治体の負担が軽減され、住民の暮らしや産業政策展開が可能になり、地域の再生化の促進が図られる。	都市計画法第29条 建築基準法第6条 等	開発行為をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。 建築主は、一定の建築物を建築しようとする場合においては、その計画が建築基準関係規定に適合しているか否かについて、建築主事等により確認を受けなければならない。建築主事はこの申請を受理した場合は、21日以内に審査し、適合している場合は、確認済証を交付しなければならない。	5											
安達郡本宮町	職住一体の町づくりのため既に成り立っている弾力的な用途地域の弾力的な運用	1135	1135010	120330	職住一体の町づくりのため既に成り立っている弾力的な用途地域の弾力的な運用	都市計画区域と用途地域が決定した地域について、都市計画区域と用途地域を併用することなく、必要に応じて併用と協議して決定する。	都市計画道路、築堤、中心市街地活性化事業等	用途地域の変更には相当の作業が必要である。一定地域が一つの区域（単位）であり、現在ある商業地区で個々の事例に対処できずに一律に、規則との対応となつて転出を余儀なくされ、地域活力の喪失・商店街の空洞化、自治活動の低下に至ることが多い。用途地域内の変更の一部について対応したい。	都市計画法第8条、第12条の5、建築基準法第49条、第68条の2	土地利用規制については土地の所有者の財産権を制約するものであることから、その制度的枠組みについては法律により定めるべきものであり、この制度の実施については、地方公共団体が、地域の実情に応じて、土地利用規制を行うこととされている。	5											
小浜市	歴史的な町並みを活かした家屋の再生と景観保全	1159	1159010	120340	準防火地区における建築基準法の緩和措置と緩和措置の追加。	伝統的建造物群保存地区保存条例による伝統的建造物群保存地区の建築基準法の規制緩和の権限委譲 景観条例による景観形成地区の建築基準法の緩和措置の制定	伝統的建造物群保存地区や景観形成地区の指定をめざすなかで地区内の家屋の景観を保全し、併せて、空き家の利活用を図りたいが、準防火地区指定を受けている地域であることから、建築基準法による規制があり伝統的建造物群や景観形成地区としての景観保存が図れない状況にある。このことから規制緩和措置を権限委譲または新たに緩和措置を制定して地域再生のために住んで良し訪れてよい町の構築の実現を図りたい。	伝統的建造物群保存地区や景観形成地区の指定をめざすなかで地区内の家屋の景観を保全し、併せて、空き家の利活用を図りたいが、準防火地区指定を受けている地域であることから、建築基準法による規制があり伝統的建造物群や景観形成地区としての景観保存が図れない状況にある。このことから規制緩和措置を権限委譲または新たに緩和措置を制定して地域再生のために住んで良し訪れてよい町の構築の実現を図りたい。	建築基準法第61条、85条の2 等	防火地域、準防火地域における一定規模以上の建築物については、一定の防火に関する性能を有するものとしなければならない。伝統的建造物群保存地区内において、市町村は条例において定められた現状変更の場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、一定の建築基準を緩和することができる。	5 8											
三鷹市	三大都市圏における用途地域決定権の市町村への移譲	1170	1170010	120350	三大都市圏における用途地域決定権の市町村への移譲	都市計画法施行令第9条第1項第1号の規定により、三大都市圏においてのみ都道府県の決定とされている用途地域の指定に関する権限を、基本原則に従って市町村に移譲する。	都市計画法施行令第9条第1項第1号の規定により、三大都市圏においてのみ都道府県の決定とされている用途地域の指定に関する権限を、基本原則に従って市町村に移譲し、地域の特性や実情に応じた政策誘導のまちづくりを推進する。	用途地域の決定権の移譲により、次の効果が見込まれる。 1. 大規模な手続きの簡素化・合理化が図られる。 2. 地域の特性や実情に応じたきめ細かな政策誘導型まちづくりの推進が可能となる。			7											
釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	1185	1185080	120360	開発許可権限の委任による事業の効率化	・都道府県において行われている開発許可を市町村に権限委譲することで、効率的に地域の整備に合わせた開発行為が行われ、民間開発事業の促進を生み地域の活性化に資する。	開発許可を市町村に権限委譲することで、迅速な事務処理が行われることから事業者への負担を軽減し、民間の開発活動の活性化に資する。また地域の実情に見合った開発により、計画的な都市形成につながる。	現在、市町村において開発行為に係る指導等を行っており、市町村が許可権者となることが妥当であると思われる。このことから事業者の負担を軽減し開発事業の活性化を促し、活力ある都市の形成が行われるものと考え。	都市計画法第29条	開発行為をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	5											
江戸川区	江戸川区土地利用推進構想	1189	1189010	120370	用途地域の決定権限の移譲に向けた都市計画法の改正	都市計画法第15条第1項第3号を見直し、都市計画決定権限を特別区に移譲してほしい。	都市計画法改正	用途地域の決定権限について、特別区は、東京都計画区域として23区一体となっている。しかしながら、現在には特別区にて地元住民への説明会等の都市計画手続を実施している。また、都市計画決定手続き期間についても長期にわたることとなり不効である。			7											
愛知県豊田市	都市農山村生活活性化構想	1192	1192010	120380	地域性を踏まえた土地利用の推進	都市計画法及び農振法、農地法4、5条に基づく土地利用決定権限を、現状の国や県から、一定面積以下の土地利用転換（転用）に関する権限を、市長に移譲する。	農山村地域における交流機能・拠点整備の推進や住宅施策、産業関連誘致政策等による地域活性化を促す。	市町村合併がなされた場合、都市計画区域と都市計画区域外が同じ市域内に存在することになり、土地利用の混乱回避と合理的利用推進のため、一定面積以下の土地利用転換に関する権限を市長に付与することにより、地域性に応じたスピーディーな施策展開に寄与することができる。			7											

綾石町	工業団地未利用地と周辺開発による雇用の創出	1239	1239010	120390	商業施設の特徴を生かした都市計画の線引き、用途地域の再変更手続きの簡素化及び独自制度の創出	現在、国土交通大臣の同意を得て知事が決定する都市計画の線引き、用途変更については、周辺（20ha未満）区域については、町決定を可能とする。	大規模商業施設の誘致と周辺開発事業を推進する。	現在都市計画区域の指定に関する権限は、国土交通省及び県がもっているが、大規模商業施設の誘致と周辺開発事業を推進するにあたり、決定までの期間がかりすぎるので権限を移譲し、制度の創出によって事業の迅速化を図る。		7								
綾石町	工業団地未利用地と周辺開発による雇用の創出	1239	1239020	120400	国直轄工事の優先的な整備	国直轄工事着手にあたっての整備手法について町の計画を最優先させるものとする。	大規模商業施設の誘致と周辺開発事業を推進する。	国直轄工事の工事着手にあたって町との合意形成を得ることにより地元意向が反映される。	道路法第12条	5	-	地元の見解をお聞きしながら、引き続き推進してまいります。						
横須賀市	中核市における都市計画決定権限の包括的移譲	1254	1254010	120410	都市計画法等の改正	地域地区、都市施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域の都市計画決定権限を中核市に移譲すること、都市計画決定に係る期間との併合・縮減の検討を提案する。	・住民ニーズ、地域の土地利用特性及び土地利用転換機に即した用途地域、臨港地区の変更 ・旧都市計画法において都市計画決定した事業見通しの立たない土地整理事業の廃止 ・都市計画道路区域であるものの事業の必要性がなくなった区域の除外 ・臨港地区であるものの市街地の土地利用が望ましい区域における臨港地区の除外、用途地域の変更（上記の効果） ・住民サービスの向上、速やかな土地利用転換と土地の有効活用が期待できる。	県が都市計画決定権限を有しているためにタイムリーかつ早期な変更ができないため 事例：用途地域の変更 第1種低層住居専用地域に指定されていた山林が宅地開発によって宅地化されたことにより、隣接に指定されている近隣商業地域と同様の土地形態になったため、この用途地域に変更することが都市計画の見地から適当となったので県に変更を要したが、都市計画決定権限が県にあるため実現まで4年弱の期間を要した。	都市計画法第15条	3		区域区分に関する都市計画等一定のものについては、都道府県が定める。	提案によれば「都市計画決定権限が県にあるため、変更に4年弱の期間を要した」とのことであり、その趣旨を踏まえ再度検討し回答されたい。	7				
つくば市	筑波研究学園都市のニューラル及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	1388	1388070	120420	合理的な土地利用計画推進のための規制緩和	(権限委譲)・つくば市の土地利用等の施策の利便性の向上を図るため、市街地調整区域における開発事業の関係法令等の権限委譲。	・民間企業等の市街地調整区域における開発事業において、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の規制の緩和を図る。 ・都市計画法に基づき開削許可における開発の審査を市民の代表が審査できる制度の創設。	本市の市街地調整区域においては、幹線道路や上下水道等のインフラ整備されたポテンシャルの高い土地が多いため、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の規制を緩和することにより、推進の必要を認識し、都市と田舎が調和するまちづくりを図る。また、従来農地利用の概念にとらわれない、本市独自の特性を活かすことができることと、市民が開発計画の審査を実施することができる。委譲により、国際都市つくばの位置付けとともに、首都圏圏域都市の意義や新産業創出等の地域活性化を図ることができる。	都市計画法第29条	5		開発行為をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	地方自治法第252条の17の2により、都道府県条例で定めるところにより都道府県知事の権限に属する事務の一部を特段の人口要件の限定なく市町村が処理できる(15年10月段階で本条例により政令指定都市、中核市、特別市以外に全国で218の市町村・特別区に開発許可の権限が移譲)こととなり、提案市は、都道府県知事より開発許可の権限が移譲される前の関係団体や行政機関との調整手続を要し自らにより定めることは現行制度上可能であると考えられる。					
いわき市	環境産業振興による産業再生	1396	1396010	120430	リサイクル施設の設置に関する都市計画審議会の権限委譲	産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県の都市計画審議会の議を経て決定されることとなっているため、本市の環境産業振興にあたって、「都道府県レベルの権限となるため条件の内容や件数に応じた弾力的な権限が難しくなることと、地域に根ざした審査を充実・十分にを行うために長期期間を要する。」「都道府県レベルでの審議になるため、地域の特性や実態を十分に反映した、自主的な環境産業振興や循環型社会形成促進の取組みが不十分となる」といった課題を抱えている。そのため、中核市として産業廃棄物処理に係る権限を有し、独自の廃棄物処理計画を決定しているとともに、小規模な県と同規模の面積を有する広域都市で、市の都市計画審議会により広域の見地から都市計画を決定しているいわき市については、「廃棄物行政・都市計画行政に関して都道府県と同等の能力を有していることから、リサイクル(産業廃棄物の中間処理)の都市計画に係る手続きについては、都道府県から市に権限委譲することを提案するもの。	権限委譲により、環境産業に取り組みとする事業者等の迅速な事業化が可能となり、環境産業振興による産業再生が実現する。なお、現段階で予定されている事業計画は次のとおり ・民間事業者により平成16年度に計画されている食品リサイクル事業 ・民間事業者により平成17年度以降に計画されている化学品リサイクル事業 ・民間事業者により平成17年度以降に計画されている木質バイオマス活用事業 ・民間事業者により平成17年度以降に計画されているプラスチックリサイクル事業等	環境産業振興にあたっては、環境省が廃棄物処理法の改正や特設認定などにより、手続きの簡素化を進める一方で、都市計画上の手続きに期間を要し、結果的に迅速な事業化が実現できなくなる懸念もあることから、権限委譲といった支援措置が必要と考えられる。	都市計画法第15条、同法施行令第9条	3		産業廃棄物処理施設の都市計画決定は都道府県が行うこととなっている(都市計画法施行令第9条)。	産業廃棄物処理施設は、近年その立地が問題となることが多く、その計画的立地の役割を都市計画に期待されている産業廃棄物処理施設はほとんどは、規模が大きく、他の市町村から産業廃棄物も併せて処理している。また、平成12年の改正後の廃棄物処理法においては、産業廃棄物処理施設の適正な処理を確保するために都道府県の責務が明確化されているところである。このような状況を超え、都市計画法施行令の改正において、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設として、産業廃棄物処理施設についての都市計画決定権限を市町村から都道府県としたものであり、市町村への権限委譲は適当でないと考えられる。	3				
熊本県	熊本セミコンダクター・フォレスト構想	2048	2048030	120440	工業用地開発に係る開発行為の許可権限を市町村長に移譲	区域区分が定められていない都市計画区域内で3,000平方メートル以上の開発行為を行う場合の許可権限について、都道府県知事から市町村長へ移譲する。	企業ニーズに対応した企業誘致環境の整備を図るため、市町村長の判断による工業用地開発を可能とする。	企業誘致等のための工業用地開発に係る許可については相当の時間を要するため、企業の投資意欲の高まりと時間的差が生じている。よって、より迅速な対応が必要とされる。	都市計画法第29条	5		開発行為をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	地方自治法第252条の17の2により、都道府県条例で定めるところにより都道府県知事の権限に属する事務の一部を特段の人口要件の限定なく市町村が処理できる(15年10月段階で本条例により政令指定都市、中核市、特別市以外に全国で218の市町村・特別区に開発許可の権限が移譲)こととなり、熊本県は開発許可権者であるので、本制度の活用による市町村への開発許可権限の移譲について行内でご検討されたい。					
前原市	農山村地域の活性化構想	2012	2012030	120450	既存建築物の有効活用による地域活性化	農山村地域では人口減少に伴う空き家などの既存未利用施設が見られる。これらの施設の改築などによる用途変更は、省資源という観点から農山村地域においても重要な施策である。一方、豊かな自然環境を好んで農村レストランや工房などを営みながら定住を希望する人も増加している。市街地調整区域における既存建築物の用途変更は都市計画法第43条の建築許可を要するが、専用住宅から店舗等への変更は実質的に困難である。よって、市街地調整区域における既存未利用施設の用途変更による既存ストック活用については、周辺の市街化を促進する恐れがなく、周辺環境に大きな影響を与えないと市が判断した場合には、都市計画法第43条の許可を不要とし、地域経済の活性化につながる店舗や工房等の立地を図る。	(内容)市街地調整区域における既存未利用施設について、周辺の市街化を促進する恐れがなく、周辺環境に大きな影響を与えないと市が独自に判断した場合は、都市計画法43条の建築許可を要しない用途変更を可能にする。 (効果)既存未利用建築物を、農村レストラン等(効果)既存未利用建築物を農山村地域に建設するに合わせ、下水処理施設の建設計画について、市が独自に判断し、その建設及び維持管理費を新たな農排施設整備に活用できる。その結果、より早期に農山村地域に排水処理環境が整い、豊かな自然環境の保全、地域農業の活性化、定住人口の増加につながる。	(問題点)農山村地域では既存未利用施設を改築し、農村レストランや工房などを営みながら定住したいという要望がある。市街地調整区域における用途変更には都市計画法第43条の建築許可が必要だが、上記用途への変更は実質的に困難な(措置の必要性)既存未利用施設の用途変更を可能とする一方で、既存ストックの活用、地域経済の活性化、文化的交流人口の増加、定住人口の増加につながる必要がある。	都市計画法第43条、同法施行令第36条	5		市街地調整区域で建築物の用途変更を行うためには、都市計画法施行令第36条第3号イからオまでのいずれかに該当しなければならないが、例えば同号ホでは、周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街地区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められるものについて、都道府県知事等が開発審査を経て個別に許可できることとなっている。	市街地調整区域における用途変更は、周辺における市街化を促進するおそれなく市街地区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるもので、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、技術的助言として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。					
前原市	農山村地域の活性化構想	2012	2012060	120460	市の独自判断による農業集落排水と公共下水との接続等の権限委譲	農業集落排水事業(農排)と公共下水道事業(下水)は、現在それぞれ農水省と国土交通省の所管で別々に補助金を得て事業が行われ、それぞれに排水処理施設を建設している。互いの排水施設が近接している場合、経済的な観点から互いを接続することにより、処理量を下水道区域の人口推計からのみ行うのではなく、農排施設との接続を考慮して市の独自判断で計画できるようにする。 (効果)農排と下水との接続が可能になることにより、新たな農排処理施設を農山村地域に建設する必要はなくなり、その建設及び維持管理費を新たな農排施設整備に活用できる。その結果、より早期に農山村地域に排水処理環境が整い、豊かな自然環境の保全、地域農業の活性化、定住人口の増加につながる。	(問題点)農排と下水は、互いの排水施設が近接している場合は、経済的な観点から互いの接続が可能なが、実質的には相当の社会的費負担がないと国が接続を認めない。市は農排と下水道の事業を同時に行い、早期の排水施設整備を目指す。農排処理施設の建設、維持コストが結果的に整備進捗率を低くしている。また、下水処理施設の建設計画は下水道区域の人口推計を基にした計画は現状不可能である。 (措置の必要性)農山村地域における排水施設整備の早期実現及び自然環境の保全のためには、市の独自判断による農排と下水との接続及び維持管理費を見込んだ下水処理施設の建設計画が必要となる。	建設省都下公第46号(平成12年10月1日)「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」	5		建設省都下公第46号(平成12月1日)「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」に基づき、事業主体である市町村の判断による接続の実施が可能。							

須賀川市	道路規制による街中再生構想	1022	1022020	120470	道路法第32条に基づく道路(県道)占用許可にかかる権限移譲	イベントにかかる道路(県道)占用許可の権限を県から市へ移譲する。	本地域には、平成16年度に全天候型イベント広場(あきない広場)を建設することとなっていることから、これに合わせて、車の乗り入れを規制して商店街通りの歩行空間の確保を図り、イベント等を多数開催することにより、商店街の賑いを取り戻し、地域経済の活性化を図る。そのためには、道路交通法の規制緩和と道路法に基づく道路占用許可の権限移譲が必要である。	現状では、交通規制をするためには、警察署と県の機関への許可申請が必要なことから、事務手続(道路法第13条、15条、16条、32条)の手間が多いため。	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされている。(道路法13条、15条、16条)道路に物件等を設けて継続して道路を使用する場合には、道路管理者の占用許可を受ける。(道路法32条)道路管理事務は、道路の種類ごとに、各道路管理者(地方整備局、都道府県、市町村)が行っている。	5		現行法令上、占用許可に係る権限についてのみ移譲を行うことは不可能であるが、道路法第17条第2項に基づき、都道府県の同意を得て、市が都道府県の管理している都道府県道の管理を占有を含めて包括的に行うことは可能である。					
石川県	住民主体のまちづくりプラットフォームプロジェクト	1055	1055020	120480	道路管理のうち占用許可の一部等を、市町やまちづくり団体等に権限移譲	道路法第32条(道路占用の許可)の許可権限の一部を市町やまちづくり団体に移譲し、公共空間を利用したイベント等の開催の容易化迅速化を実現し、個性を生かした魅力的なまちづくり活動の支援を図る。	構想区域内において、地域の個性を生かしたまちづくり活動の一環として、道路など公共施設を活用したイベントの開催をより一層活性化することが有効であり、その際、占用許可権限の委譲により、より円滑な手続きの実施を図ることができると。	道路法第32条では、道路を使用する場合、道路管理者の許可が必要であるが、占用許可の一部(イベント等に係るものに限定)を本来の道路管理者から市町や、まちづくり団体等に移譲すれば、より円滑な事務手続きが可能となるもの。	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされている。(道路法13条、15条、16条)道路に物件等を設けて継続して道路を使用する場合には、道路管理者の占用許可を受ける。(道路法32条)道路管理事務は、道路の種類ごとに、各道路管理者(地方整備局、都道府県、市町村)が行っている。	5		現行法令上、占用許可に係る権限についてのみ移譲を行うことは不可能であるが、道路法第17条第2項に基づき、都道府県の同意を得て、市が都道府県の管理している都道府県道の管理を占有を含めて包括的に行うことは可能である。					
長野県	コモンスの視点から始まる公共事業	1072	1072040	120490	国及び県が行う公共事業の実施に関する特別	道路法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認められたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自身が事業を実施できよう制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	道路法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認められたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自身が事業を実施できよう制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	地域に必要な公共事業を地域住民自身が考えるところから生れる。いつ・誰が・誰に対して、どのような要望したのか不明確な事業が無くなり、真に必要な事業のみが、一番地域住民に身近な官庁である市町村役場の手によって実施される。	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされている。(道路法13条、15条、16条)	2		今国会提出予定の「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律(仮称)」において、都市再生整備計画に位置付けられた一定の補助国道又は都道府県道に関する事業については、市町村が実施することができるものとする予定。					
福岡市	オープンカフェによる地域再生計画	1119	1119030	120500	道路の占用の許可に関する権限の移譲	スムーズな施設の有効活用を図るため、都道府県が許可している道路の占用の許可について、地域再生構想の対象区域の市町村で許可が可能とする。	オープンカフェを設置することにより、中心市街地の賑わいを創出することで、経済の活性化と雇用の拡大を行う。	現在都道府県道の占用の許可については、道路管理者である都道府県がもっているが、オープンカフェの設置を円滑に進めるに当たり、許可の権限を地域再生構想の対象区域の市町村に権限を移譲し、事業の迅速化を図る。	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされている。(道路法13条、15条、16条)道路に物件等を設けて継続して道路を使用する場合には、道路管理者の占用許可を受ける。(道路法32条)道路管理事務は、道路の種類ごとに、各道路管理者(地方整備局、都道府県、市町村)が行っている。	5		現行法令上、占用許可に係る権限についてのみ移譲を行うことは不可能であるが、道路法第17条第2項に基づき、都道府県の同意を得て、市が都道府県の管理している都道府県道の管理を占有を含めて包括的に行うことは可能である。					
金沢市	元気で暮らしやすい金沢まちなか再生構想	1128	1128010	120510	まちなかの駐車場を制御できる概念の駐車場法への明記	無秩序な駐車場の増加が中心市街地活性化の大きな足枷となっているため、まちづくりの観点から一定の制御が必要であり、そのため駐車場法に駐車場制御の概念を明記するとともに、市が条例を定める際からは法的強制力を授けられる事項を追加する。	中心市街地空間化の顕著な現象である無秩序な駐車場の増加を抑制し、土地の高度利用と建物利用の推進を図るため条例を制定し、駐車場配置計画の策定及び駐車場の集約化、土地の建物利用を推進する。	現行駐車場法制度においては、駐車場制御の概念が盛り込まれておらず、本市条例・施策等で駐車場制御を行うとした場合、駐車場法との整合性がとれないため。	駐車場法(昭和32年法律第106号)	5		駐車場法に基づく駐車場整備計画においては必要に応じて駐車場需要を削減する方策等についても定めることができる。					
金沢市	元気で暮らしやすい金沢まちなか再生構想	1128	1128030	120520	まちなかの道路の一体的な管理権限を移譲	中心市街地における幹線を利用したまちづくりを推進するため、まちなかの国道、県道の政令市なみの管理権限を移譲する。	まちなかの国道、県道、特に157号線及び金沢駅通り線の管理権限を保持することにより、照明施設、積載、観光案内板・ベンチ・彫刻の設置、歩道の意匠等の統一、不法占用物件の指導・除去などが可能となり、一体的なまちづくりを推進する。	157号線及び金沢駅通り線は、対象区域の中心を南北に延び、商業・金融等集積機能の集積により、近代的な景観を形成している。当該国道及び県道を市が管理することにより、中心市街地における幹線を利用したまちづくりが容易になる。	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされている。(道路法13条、15条、16条)	5		現状においても、道路法第17条第2項に基づき、都道府県の同意を得て、市が都道府県の管理している国道及び都道府県の管理を行うことは可能である。					
福島県会津若狭市	会津本郷焼き駅元を巡る街並み回廊の整備	1199	1199010	120530	道路の管理権限の委譲	会津本郷焼きを活用したイベント等に使用する場合の県道の管理について、道路区域の利活用に関係した区間に限定し、管理権限を県から市町村へ委譲。	県道会津若松会津本郷線を歩行者優先の道路に改築し、会津本郷町や地域住民が道路空間を様々な利活用を円滑に行う。	民間や市町村の裁量で県管理施設を活用する手続きが、地域の活性化の視点から行われていない。	道路法第13条、15条、16条	3		地域活性化等の観点から行われるイベント等の実施に伴う道路占用の円滑化に資するよう、全国における道路占用許可を伴う路上イベント等に関する事例調査から得られた様々な工夫等を平成15年度中に周知する予定。また、今国会提出予定の「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律(仮称)」において、都市再生整備計画に位置付けられた一定の補助国道又は都道府県道に関する事業については、市町村が実施することができるものとする予定。道路法第24条の承認及び第32条の許可は、一般交通の用に供するとい道路の本来的機能を阻害しない範囲内で、当該道路の円滑な交通の確保も含めて責任をもって管理している道路管理者が行うこととされている。従って、これらの権限を当該道路の道路管理者ではない市町村に行わせることは困難。	2	V	国道・県道の道路占用許可申請に、地域再生等の観点から支援する路上イベント等に関し、市町村の意見が付けられているときにおいて、市町村の意見を尊重して道路占用許可の判断が行われるよう取りはからう。		
岐阜市	会津山・長良川まるごと博物館構想	1318	1318010	120540	道路占用・道路使用および河川占用許可権限移譲	限られた地区における機能的かつ統一したまちづくりのための道路占用・道路使用および河川占用の許可権限の市への移譲	地域全体を野外博物館(エコミュージアム)としての回遊性を高め、まち歩き等スローライフが味わえる地域づくりを進めている。当該地区では、夏に「手力の火まつり・夏」「豊多郎コンサート」など当該地区の自然を生かした多様なイベントが行われている。	限られた地域でのイベントなどによるまちづくりを推進する上で、許可権限移譲によって効率的に統一の取れたまちづくりができるため	道路法第13条、15条、16条、32条 河川法第24条、第26条	5 5(権限委譲については3)		現行法令上、占用許可に係る権限についてのみ移譲を行うことは不可能であるが、道路法第17条第2項に基づき、都道府県の同意を得て、市が都道府県の管理している都道府県道の管理を占有を含めて包括的に行うことは可能である。	5(権限委譲については3)	V	一級河川は、国土保全又は国民経済上、特に重要な水系(一級水系)として国において管理する必要があるものに係る河川について国土交通大臣が指定したものです。一級河川の管理(河川占用許可権限を含む)は、原則として水系一貫の考えに基づき国土交通大臣が行うこととされていますが、国土交通大臣が指定した区間(指定区間)の管理の一部については、法定受託事務として都道府県知事が行っています。一級河川は災害から国民の生命と財産を守るという国家的見地から重要であり管理を行う必要があるものとして国土交通大臣が指定したものであり、その管理には高度な財政能力や技術的蓄積が不可欠です。政令指定都市については、その財政能力から地方自治法において都市計画、土地区画整理事業等に関する事務に際し、原則として都道府県と同様の権限を持つこととされており、河川管理についても同様の考え方に基づき、都道府県と同様に管理を行うことが出来ることとしているところであり、政令市以外の市町村が管理を行うことは適当ではないと考えられています。		
岐阜市	まち再生プロジェクト構想	1323	1323020	120550	まちなかでのイベント開催時の道路交通法規制緩和	道路占用・道路使用許可権限を市へ移譲	地域の活性化に寄与する様々なイベントを道路空間等で実施しやすくする。	まちなかの賑わい増進を目指したイベント開催時の道路使用について、道路交通法において許可が必要とされるが、その申請に時間がかかることが多く、また、新しいイベントの開催については特に慎重な協議がなされるために、許可権限を市へ移譲することにより、個性あるまちづくりが可能になるため	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされている。(道路法13条、15条、16条)道路に物件等を設けて継続して道路を使用する場合には、道路管理者の占用許可を受ける。(道路法32条)道路管理事務は、道路の種類ごとに、各道路管理者(地方整備局、都道府県、市町村)が行っている。	5		現行法令上、占用許可に係る権限についてのみ移譲を行うことは不可能であるが、道路法第17条第2項に基づき、都道府県の同意を得て、市が都道府県の管理している都道府県道の管理を占有を含めて包括的に行うことは可能である。					

静岡県	静岡政令案構想	1325	1325900	120560	道路の建設・管理に係る事務の移譲	<p>国道の管理（新設、改築及び維持管理）は、現在、指定区間を国が、指定区間外を都道府県が行っており、都道府県が指定区間外の新設、改築を行う場合は、国土交通大臣の認可を得ることが必要とされている。この指定区間制度を廃止し、全ての国道の管理を政令案に移譲するものとする。ただし、県（政令案）域を超える道路（国1号、県24号など）の新設・管理については国土交通省（本省）の認可とされている。なお、政令案が行う当該事務、事業の執行に当たっては、国からの税財源の移譲、組織の移管、及び法令等の改正を必要とする。添付のイメージ図参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適性空間の実現をめざす住宅政策の推進、都市に情報の受信、発信が可能な環境の整備など様々な政策手法を組み合わせて、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性、主体性を要するることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。 	<p>多くの人が短時間で自由に国内外と活発な交流ができ、また、国内外から訪れる人々が快適に本県に滞在できるようなことを基本目標に、交通基盤、都市基盤、住空間及び情報通信基盤の整備をめざすためには、一般競争入札や公募型請負（単発・又事業）の許認可、有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可、道路管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。</p>	道路法第12条、13条、15条、16条	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされている。（道路法13条、15条、16条）	6		政令案構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため、なお、要項にある個別事項を現在の都道府県に移譲することについては、指定区間内の国道は、一般国道のうち、交通上、国土管理上重要性が高い中核的・根幹的なネットワークに係る区間が指定されており、国が責任を持ってその建設・管理を行うべきものである。	提案の趣旨を踏まえ検討し回答された。	6		政令案構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため、		
東洋建設社	日光杉並木街遊歩道歩道化による地域活性化プロジェクト	3076	3076010	120570	日光杉並木街遊歩道歩道化に向けた日光地区新市への管理委託	<p>【観光住宅】地方に放置されている軸組住宅を日本の文化を体験できる高付施設としてコンバージョンするプロジェクト。軸組住宅と同じ様式である観光地の研究や今昔の日本のライフスタイルの研究を通して新しいライフスタイルを外国や都心のツーリストに体験して頂く。「観光立国」にある本県の観光を実現させる基盤であり、カルチャーリズムの一手と位置付けている。現場である小代地区は日光への玄関口である今市市内の魅力ある田舎地帯であると同時に、日光杉並木の玄関口である。遊歩道化を実現して、日光への観光客の杉並木街道の拠点として世界の観光客が小代から日光へ向けて歩き出すイメージを念頭に展開している。小代地区再生の基盤となるプロジェクトと位置付けている。また、観光客が小代地区を観光する際に必要な様々な経済活性化や雇用の創出が見込まれる。【杉並木散策路におけるペロタクシューン進行プロジェクト】日光杉並木街遊歩道が歩道化されれば、多くの観光客が杉並木を散策することになると推察されるが、健脚ではない方や時間のない方に対して、ペロタクシューンを行きさせる。ペロタクシューンはNPO法人環境共生都市推進協会が展開するドイツ生まれの人力車のような乗り物で、人力であるためエコロジーである。他に京都や表参道、六本木ヒルズなどで運行されている。地域の若者を中心に雇用の創出を期待している。この杉並木街遊歩道化に伴い大浴場、通訳ガイドや観光ガイド、乗鞍、乗鞍温泉、など経済活性化・雇用の創出の可能性は多岐に渡る。自動車社会において、世界的にも圧倒的規模の歩行空間として、顕性的職種が生まれる。観光農地や河川沿いなども含めると、観光資源として活用可能である。平行して走る2鉄道も通ず、</p>	<p>現在、日光杉並木は国の管理下に置かれ、最も現場に近い今市市はほぼノータッチとなっています。先日、杉並木街道沿いの文楽館にあった、江戸時代から続く旅館「おもたかや」が取り壊されました。この事実を県の教育委員会担当職員は知りませんでした。杉並木は天然記念物であると同時に、時に歴史遺産です。単に木を保存していいだけではなりません。杉並木に関わる文化も保存していかなければならないのです。教育委員会が作成した「日光杉並木街遊歩道管理計画」に記された大規模な行動が示されています。当然、杉並木のバイパス化事業にも積極的な行動が見られます。杉並木は国の宝ですが、地域の者が誇りに思い、大切にしたいという気持ちが無縁にも打ち砕かれてしまっている現状です。再び世界の人に杉並木街遊歩道を開いて頂くようになれば、周辺地域が変わります。小代地区をはじめ、観光ビジネスを基盤とした地域再生は杉並木の遊歩道化なくしてはありえないのです。</p>	道路法（国土交通省）においては、どんなに広い歩道であってもこれを利用する際には明確な「道路の占有」の許可を申請しなければならぬ。道路法のブレーキとなっているため。	道路法第3条第2項第1項	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	6								
關二セコリソート観光協会	商店街観光資源活性化プロジェクト	3095	3095010	120580	歩道利用に関する条件付き占有緩和措置	<p>冬期間以外使用しない雪の堆積スペースを含め、6メートルもある非常に幅の広い歩道を利用して、お土産の販売やオープンカフェ、ガーデンニング等、商店が容易に観光客向けの事業展開をする事で、その地域の新たな観光資源として確立させ、多くの来訪者を引き込み、活力ある地域の創出とそこから生まれる雇用を促す。</p>	<p>冬期間以外使用しない雪の堆積スペースを含め、6メートルもある非常に幅の広い歩道を利用して、お土産の販売やオープンカフェ、ガーデンニング等、商店が容易に観光客向けの事業展開をする事で、その地域の新たな観光資源として確立させ、多くの来訪者を引き込み、活力ある地域の創出とそこから生まれる雇用を促す。</p>	道路法（国土交通省）における道路占有の許可を、十分に幅のある歩道に開いて、その使用に際して市町村に届けるだけの緩和措置を行う。		道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	3		<p>物件等の設置により道路の構造保全等に支障を生ずる場合もあるとから、届出のみとすることは適当ではないが、幅員の広い道路であれば、交通の円滑確保等の観点からは迅速な審査で許可がなされるものと考ええる。なお、地域活性化等の観点から行われるイベント等の実施に伴う道路占有の円滑化に資するよう、全国における道路占有許可を伴う路上イベント等に関する事例調査から得られた様々な工夫案等を、オープンカフェの事例を含めて、平成15年度中に周知する予定である。</p>	提案によれば「広い歩道であっても道路専用許可申請が煩雑で、その利用を通じて促進される商店街の活性化のブレーキとなっている」とのことであり、その趣旨を踏まえ再度検討し回答された。	2	V	<p>商店街の主導による道路空間の活用については、沿道住民の意思により地域の活性化が図られる典型的な例として、平成15年度中に行うこととしている道路占有に係る工夫案の全国周知内容に位置付けることとする。今後、これを踏まえて更に円滑で積極的な占有許可の運用がなされることにより、歩道等の利用を促した商店街の一層の活性化が促進されるものと考ええる。</p>		
松山市	『坂の上の』フィールドミュージアム構想	2044	2044030	120590	自治体提案の「坂の上」市無電柱化推進計画に基づく電線架設地中化5ヵ年計画の策定	<p>自治体が中期（概ね10年以内）の地中化路線計画を策定し、国・県の道路管理者と調整後、市無電柱化推進計画を策定し、その後、プロダクト別電線架設地中化協議会において決定する仕組みにする。</p>	<p>都市景観の整備は、本来自治体が目指していく都市像の構築の性格を構成する要素であるため、自治体が計画調整することが望ましい。特に、都市観光を振興する本市の景観整備においては、短期集中投資による経済効果が見込まれるものと考えている。</p>	道路法（国土交通省）においては、どんなに広い歩道であってもこれを利用する際には明確な「道路の占有」の許可を申請しなければならぬ。道路法のブレーキとなっているため。	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	関係省庁、関係事業者からなる各地方毎の電線架設地中化協議会において、具体的整備箇所を検討し各地方毎の電線架設地中化計画を策定し、整備推進	5		各地方毎の電線架設地中化協議会において、関係する道路管理者等と連携を図りながら電線架設地中化計画を策定することにより、各地方毎の整備を推進することが可能。						
兵庫県	ハイウェイ活用による地域活性化構想	2119	2119020	120600	播磨連絡道路の料金等を道路管理者の裁量で決定できる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・工業団地の企業立地 ・農林水産業の振興 ・観光振興 	<p>現行では道路整備特別措置法により料金徴収期間が定められており、道路管理者による低廉料金設定が困難な状況である。そのため高額の通行料金が支障となり、播磨連絡道路が十分活用されず、一般道路が混雑している。そこで、播磨連絡特別措置法第1条に規定する料金・料金徴収期間を道路管理者の裁量に委ね、道路整備特別措置法第3条の2に規定する料金・料金徴収期間を緩和し、道路管理者の裁量でフル化できるように変更する必要がある。</p>	道路法（国土交通省）においては、どんなに広い歩道であってもこれを利用する際には明確な「道路の占有」の許可を申請しなければならぬ。道路法のブレーキとなっているため。		道路は公共事業として整備され、無料で公開されるのが原則である。有料道路制度は、道路無料公開の原則の例外として、借入金で道路の建設を行い、供用後の道路から通行料金を徴収して返済するという制度である。その料金は、道路整備特別措置法において一定期間の料金徴収期間で、当該道路の新設、改築、維持修繕等を償うこととされている。料金及び料金の徴収期間の設定等については、法令の基準に適合しているかどうかを審査するため国土交通大臣の許可が必要とされている。道路整備特別措置法第7条の13では、同法第7条の12の許可を受けて料金を徴収している以上の道路について、当該二以上の道路が、通行料又は通行料が相当程度共済である、経理的に調整されることにより、交通上密接な関連を有すると認められること、当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる特別の理由があること、といった条件が定められている。国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一つの道路として「プール」して料金を徴収することが可能である。	については、道路整備特別措置法第7条の4第4項、同法第11条第2項及び第3項、同法施行令第2条、有料道路整備資金貸付令第2条第2号については、道路整備特別措置法第7条の13	5	3	<p>設立団体の裁量において当該道路の借入金の償還を行うことにより、当該道路を早期に無料開放することや利用しやすい料金とすることは可能である。また、料金の徴収期間についても4年以内で延長することも可能であるが料金徴収期間の延長により管理費や金利負担が増え、不確実性が增大することに留意する必要がある。道路整備特別措置法第7条の13で定める要件は、利用者負担の公平性等の観点から設けられているものであり、当該要件を緩和することは困難である。</p>	費省回答の について、提案の趣旨を踏まえ再度検討し回答された。	5	(ただし、プール制の要件緩和は認められない。)	<p>有料道路制度は、道路無料公開の原則の例外として、借入金で道路の建設を行い、供用後の道路から通行料金を徴収して返済するという制度であり、地方道路公社が道路整備特別措置法第7条の12の許可を受けて新設又は改築を行う有料道路の料金は、一定期間に当該道路の新設、改築、維持修繕等を償うという個別採算主義が原則とされている。しかしながら、個別採算主義の特例として、道路整備特別措置法第7条の13において、二以上の道路において通行料又は利用料が相当程度共済であり、かつ、料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる場合には、料金の徴又は徴収期間が調整されることに伴い利用者の負担の均等が図られ、また、料金の徴収が効率的に行われることに伴い通行料又は利用料が著しい交通上の利便を受けること等の利用者の利益が存すること等から、特例として設けられているものである。即ち提案は単に一方の道路の料金を下げることを目的として現行法令の要件に該当しない採算の良好な道路とプールするものと考えられるが、このような取り扱いは、借入金の償還後は無料開放するという有料道路制度の本来の趣旨及び採算の良好な道路の利用者の理解を損ねられないと考えられることから、当該要件を緩和することではない。なお、利用しやすい料金とするため、設立団体の裁量において当該道路の借入金の償還を行うことで、早期に無料開放することや利用しやすい料金とすることは、もより可能である。</p>	
兵庫県	ハイウェイ活用による地域活性化構想	2119	2119020	120610	本四道路の料金等を道路管理者の裁量で決定できる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の振興 ・観光振興 	<p>現行では道路整備特別措置法により料金徴収期間が定められており、道路管理者による低廉料金設定が困難な状況である。そのため高額の通行料金が支障となり、本州四国連絡道路が十分活用されず、一般道路が混雑している。そこで、本四道路を利用しやすい料金とするため、道路整備特別措置法第1条に規定する料金・料金徴収期間を道路管理者の裁量に委ね、道路整備特別措置法第3条の2に規定する料金・料金徴収期間を緩和し、道路管理者の裁量に委ねる必要がある。</p>	道路法（国土交通省）においては、どんなに広い歩道であってもこれを利用する際には明確な「道路の占有」の許可を申請しなければならぬ。道路法のブレーキとなっているため。	道路整備特別措置法第7条の8、第11条第2項、道路整備特別措置法施行令第2条の2	本州四国連絡道路の料金は道路整備特別措置法第7条の8の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けなければならない。	8	(その他)	<p>本四道路の料金決定の仕組みは、民営化関連法案の中で規定されることとなるが、これらの法案について、今通常国会提出に向け、現在検討中。なお、平成15年12月22日の政府・与党申し合わせにおいて、本四道路の基本料金の引下げについては、地方の出資（平成24年度から平成34年度まで）による経営改善効果等の範囲内で行うこととされていることから、今後ともこのスキームの範囲内で適切な料金設定がなされるものと考えられる。</p>						
W・P A C P	PA民話プロジェクト	3039	3039010	120620	高速道路PAの民話を円滑に実現する仕組みについての工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・パーキングエリアの機能の拡大 ・インターチェンジ機能の付加 ・サービス機能の拡大充実 ・駐車機能の拡大 （効果）関連するプロジェクトを含め、交通アクセスに関する利便性と快適性の向上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パーキングエリアの機能の拡大 ・インターチェンジ機能の付加 ・サービス機能の拡大充実 ・駐車機能の拡大 （効果）関連するプロジェクトを含め、交通アクセスに関する利便性と快適性の向上。 	道路法（国土交通省）においては、どんなに広い歩道であってもこれを利用する際には明確な「道路の占有」の許可を申請しなければならぬ。道路法のブレーキとなっているため。	道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第7号、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第8号等	PA（パーキングエリア）は、道路法による占有物件として、道路管理者（公団等が管理を行う道路においては当該公団等）の許可を受けて設置・管理を行うこととされている。	2		道路関係四公団については、平成17年度中に民営化を実施することとしているが、道路関係四公団の業務を引き継ぐ会社については、平成15年12月22日政府・与党申し合わせにおいて、「民間企業としてのノウハウを最大限発揮して、サービスエリア、パーキングエリアの運営や道路資産を活用した情報通信事業等の関連事業について、できる限り自由な事業展開が可能となるようにすること」としており、その実現を図るため、関連法案を今国会に出す予定である。						

厚木市	ファンタスティックヤマ	1008	1008020	120630	砂防区域内における土地の制限に係る権限移譲	砂防区域において、地域再生を目的とした総合的な整備計画に位置付けられている工物の設置や土地の掘削等を行う場合において、土地の制限及び砂防設備について砂防管理者の許可権限を当該整備計画の実施者(市長)に権限移譲された。	権限移譲の支援措置を受け、砂防区域内においてシャトルバスの運行を容易にする道路の拡幅整備や、ふるさと集文化村・ふるさと自然文化村構想による施設整備、工作物の設置等を行う。	砂防区域内における工作物の設置や土地の掘削については、その規模にかかわらず、多岐にわたる制限がある。本市の観光資源や自然環境を生かした観光振興を図るためには、砂防区域内におけるアクセス道路の拡幅改修や施設の設置が必要不可欠であり、今後においても、利用者のニーズに対応した事業展開が求められることから、権限移譲の必要性を強く求めるものである。	砂防法第4条 第二条ニ依り国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ八都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若シ八制限スルコトヲ得 前項ノ禁止若シ八制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナル場合又八其ノ利害関係一ノ都道府県ニ止マザシムルハ八国土交通大臣ハ前項ノ權限ヲ施行スルコトヲ得	砂防指定地においては、治水上砂防の為一定の行為を禁止若しくは制限することが出来る。	5(権限委譲については3)	事務の迅速化・円滑化については、県知事の所管する他法令の事務に係る県の窓口を一元化するなど調整を図ることにより可能と考えます。 また、標準的な処理期間を定めることにより、許可の円滑な実施を図っているところです。 砂防指定地における行為の制限等については、市町村のみで実施できるものではないため、砂防指定地における行為の制限等については、都道府県知事の権限とさせていただきます。 なお、砂防指定地内行為の許可等の判断は治水・砂防の目的の達成に支障が生じるか否かによるものであり、市町村に権限を移譲することによって許可を受けやすくなるものではないと考えます。	市町村が広域的な視野からの判断を行う場合には、砂防指定地における行為の制限等の権限を移譲できるものではないが、再度検討し回答された。	5(権限委譲については3)	事務の迅速化・円滑化については、県知事の所管する他法令の事務に係る県の窓口を一元化するなど調整を図ることにより可能と考えます。 また、標準的な処理期間を定めることにより、許可の円滑な実施を図っているところです。 砂防指定地における行為の制限等については、市町村のみで実施できるものではないため、砂防指定地における行為の制限等については、都道府県知事の権限とさせていただきます。 なお、砂防指定地内行為の許可等の判断は治水・砂防の目的の達成に支障が生じるか否かによるものであり、市町村に権限を移譲することによって許可を受けやすくなるものではないと考えます。
玉川村	桜による地域再生計画	1048	1048010	120640	河川及び道路の占用許可の権限移譲	本村を、桜の名所としての観光地とする。	桜保存事業の拡大。	現在、道路や河川の占用許可は国や県が持っているが、桜保存事業を行うにあたり、許可までに時間がかかるので権限を移譲し事業の迅速化を図る。	道路法第13条、15条、16条、32条 河川法第24条	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされている。(道路法13条、15条、16条)道路に物件等をして設置して道路を使用する場合は、道路管理者の占用許可を受ける。(道路法32条)道路管理業務は、道路の種類ごとに、各道路管理(地方整備局、都道府県、市町村)が行っている。 一級河川、二級河川の管理は、国又は都道府県知事(政令指定市長)が行う。	地域活性化等の観点から行われるイベント等の実施に伴う道路占用の円滑化に資するよう、全国における道路占用許可を伴う路上イベント等に関する事例調査から得られた様々な工夫策等を平成15年度中に周知する予定。 占用制度は、道路の特別使用であって、一般交通の用に供する道路の本来の機能を阻害しない範囲内で認められているものであることから、その許可は、当該道路の円滑な交通の確保も含めて責任をもって管理している道路管理者が行うこととされている。従って、イベント等に關する占用許可を当該道路の道路管理者ではない市町村に行わせることは困難。 河川法第24条の占用許可に係る標準処理期間については、現行概ね3ヶ月を目安としているところであるが、地域再生区域においてはその掘削・目的に鑑み、できるだけ早く処理できるようにその短縮化を図ることとする。 国又は都道府県(政令指定市長)でなくても、高度な行政能力があり、広域的視点から水系一貫管理を行うことができれば、市町村に河川占用許可権限を移譲できるものではないが、再度検討し回答された。	市町村において道路の円滑な交通の確保も含めて責任をもって管理することができれば、管理権限を移譲することは可能ではないが、再度検討し回答された。	5(権限委譲については3)	「国道」(国道)の道路の占用許可申請に、地域再生等の観点から支援する路上イベント等に関し、市町村の意見が付けられているときに、市町村の意見を尊重して道路占用許可の判断が行われるよう取りはかろう。	
長野県	コモンスの視点から始まる公共事業	1072	1072020	120650	国及び県が行う公共事業の実施に関する特例	地すべり等防止法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認められたもの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自身が事業を実施できるような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	地すべり等防止法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認められたもの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自身が事業を実施できるような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	地域に必要な公共事業を地域住民自身が考えたいという発想が生れる。いつ・誰が・誰に対して、どのような要望したのか不明確な事業が無くなり、真に必要な事業のみが、一番地域住民に身近な官庁である市町村役場の手によって実施される。	地すべり等防止法第7条 地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。	地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。	3	地すべり防止に係る管理については、広域的な視野からの管理が必要であるため、一市町村のみでの管理に馴染むものではありません。工事の難度や大規模災害の発生時に機動的な対応が図れない可能性があるため、市町村への移譲は困難です。 ただし、事業の実施にあたっては、市町村の意向や地域の実情を十分踏まえ行っているところです。	市町村が広域的な視野からの管理を行う場合には、地すべり防止に係る管理の権限を移譲できるものではないが、再度検討し回答された。	3	土砂災害による生命や財産等への被害は、一市町村に止まらず、広域的な視野からの管理が必要であるため、地すべり防止に係る管理は、一市町村のみで実施できるものではないため、砂防指定地における行為の制限等については、都道府県知事の権限とさせていただきます。 なお、砂防指定地内行為の許可等の判断は治水・砂防の目的の達成に支障が生じるか否かによるものであり、市町村に権限を移譲することによって許可を受けやすくなるものではないと考えます。
長野県	コモンスの視点から始まる公共事業	1072	1072050	120660	国及び県が行う公共事業の実施に関する特例	河川法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認められたもの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自身が事業を実施できるような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	河川法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認められたもの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自身が事業を実施できるような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	地域に必要な公共事業を地域住民自身が考えたいという発想が生れる。いつ・誰が・誰に対して、どのような要望したのか不明確な事業が無くなり、真に必要な事業のみが、一番地域住民に身近な官庁である市町村役場の手によって実施される。	河川法第9条第1項、第2項 河川法第16条第3項	一級河川の管理は、国土交通大臣が行う。 ・国土交通大臣が指定する区域(以下「指定区域」という。)内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該知事が行うこととすることができる。 また、地元住民や市町村の意見を河川事業に反映するために、河川整備計画を策定する際には、河川法第16条の第4項に基づき、必要があるとき公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要と認めなければならないとされており、実態上も公聴会等を実施し、関係住民からの意見聴取を積極的に行っています。 さらに、関係住民から自立型地域社会の形成を進めるため、流域における多様な主体の河川管理への幅広い参加が不可欠であり、このため市民団体やNPOとの連携等、様々な取組みを実施しています。 しかしながら、一級河川の管理は、広域的視点から水系一貫管理を行う必要があるとともに、高度な行政能力が必要であることから、河川の特性に応じて、国又は都道府県知事(政令指定市長)が行うこととされていることについてはご理解いただきたい。	まちづくりの主体である市町村が、河川管理に積極的に参画することができるようになるため、河川法の一部を改正し、市町村が河川工事等を行うことができる制度をH22に創設(河川法第16条の3)としています。 また、地元住民や市町村の意見を河川事業に反映するために、河川整備計画を策定する際には、河川法第16条の第4項に基づき、必要があるとき公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要と認めなければならないとされており、実態上も公聴会等を実施し、関係住民からの意見聴取を積極的に行っています。 さらに、関係住民から自立型地域社会の形成を進めるため、流域における多様な主体の河川管理への幅広い参加が不可欠であり、このため市民団体やNPOとの連携等、様々な取組みを実施しています。 しかしながら、一級河川の管理は、広域的視点から水系一貫管理を行う必要があるとともに、高度な行政能力が必要であることから、河川の特性に応じて、国又は都道府県知事(政令指定市長)が行うこととされていることについてはご理解いただきたい。	国又は都道府県(政令指定市長)でなくても、高度な行政能力があり、広域的視点から水系一貫管理を行うことができれば、市町村に河川に係る管理権限を移譲できるものではないが、再度検討し回答された。	5(権限委譲については3)	一級河川は、国土保安又は国民経済上、特に重要な水系(一級水系)として国において管理する必要があるものに係る河川について国土交通大臣が指定したものである。 一級河川の管理は、原則として水系一貫の考えに基づき国土交通大臣が行うこととされていますが、国土交通大臣が指定した区域(指定区域)の管理の一部については、法定受託事務として都道府県知事が行っています。一級河川は災害から国民の生命と財産を守るという国家的見地から重要なものとして国土交通大臣が指定したものであり、その管理には高度な行政能力や技術的蓄積が不可欠です。 政令指定都市については、その行政能力から地方自治法において都市計画、土地区画整理事業等に関する事務に關し、原則として都道府県と同様の権限を持つこととされており、河川管理についても同様の考え方に基づき、都道府県と同様に管理を行うことが出来ることとしていたところであり、政令市以外の市町村が管理を行うことは適当ではないと考えお	
長野県	コモンスの視点から始まる公共事業	1072	1072060	120670	国及び県が行う公共事業の実施に関する特例	砂防法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認められたもの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自身が事業を実施できるような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	砂防法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認められたもの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自身が事業を実施できるような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	地域に必要な公共事業を地域住民自身が考えたいという発想が生れる。いつ・誰が・誰に対して、どのような要望したのか不明確な事業が無くなり、真に必要な事業のみが、一番地域住民に身近な官庁である市町村役場の手によって実施される。	砂防法第5条 都道府県知事ハ八其ノ管内ニ於テ第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ヲ監視シ及シ其ノ管内ニ於ケル砂防設備ヲ管理シ其ノ工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス	都道府県知事は砂防指定地の指定や砂防設備の施設、管理等の義務がある。	3	砂防における管理については、広域的な視野からの管理が必要であるため、一市町村のみでの管理に馴染むものではありません。工事の難度や大規模災害の発生時に機動的な対応が図れない可能性があるため、市町村への移譲は困難です。 ただし、事業の実施にあたっては、市町村の意向や地域の実情を十分踏まえ行っているところです。	市町村が広域的な視野からの判断を行う場合には、砂防指定地における行為の制限等の権限を移譲できるものではないが、再度検討し回答された。	3	土砂災害による生命や財産等への被害は、一市町村に止まらず、広域的な視野からの管理が必要であるため、砂防指定地における行為の制限等については、市町村のみで実施できるものではないため、砂防指定地における行為の制限等については、都道府県知事の権限とさせていただきます。 なお、砂防指定地内行為の許可等の判断は治水・砂防の目的の達成に支障が生じるか否かによるものであり、市町村に権限を移譲することによって許可を受けやすくなるものではないと考えます。
高瀬村	天気のロマンあふれる川と緑の里たかさこ村はまるごと夢博物館	1150	1150010	120680	都市交流による地域再生を図る構想であるが、核となるツーリズム整備の支援措置	化石の調査や発掘調査と交流による発掘体験を実施するには、現在は河川法による手続きが大変である。これらの手続きの簡素化。また、農産体験をする場合は農地法、農産法、食品衛生法等の規制緩和。さらには、農家の民泊を実施したいが、その受入れる民泊手続きの簡素化や複雑な届出の廃止(市町村への権限移譲も含む)。	グリーンツーリズム(農業体験・炭焼き体験・そば打ち体験など)化石発掘体験、地蔵学習、文化財・史跡見学など)自然探検(ボート漕ぎ体験、山野草群生地探訪、山登り、自然探訪など)村営施設を利用したスロレック体験温泉によるリフレッシュ体験上記によるメニューで都市交流を展開し地域再生を図りたい。	現行の補助事業については、これらのメニューの採択は難しく、単品の事業は届かなくて取り組みが困難であった。また、補助と地方債の併用を提案する。	河川法第25条	(河川法) 河川区域内の土地において土石を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。	河川法第25条の土石の採取については、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者に申請を行い許可を受けなければならない。今回の要望である許可日数延長等の個々の許可条件の内容については、河川管理者である知事の権限であることから、許可権者と協議することにより、地域再生区域の掘削・目的に鑑み対応可能であると考えます。	5			

静岡県	静岡政令県構 想	1325	1325580	120750	砂防の建設・管理 に係る事務の移譲	砂防及び地すべり事業は都道府県知事が原則として管理をすることになっており、急傾斜地崩壊対策事業については、すべて都道府県知事が管理をすることになっている。砂防及び地すべり対策事業については、国土の保全上特に重要なものであると認められる区域等については、国が管理することとしており、主務大臣が告示した一定の区域内（直轄工事区域）において管理者に代って自ら施設の更新・改築等ができることになっている。この直轄工事区域内における砂防設備等の建設及び管理を政令県が行う当該事務、事業の執行に当たっては、国からの経財源の移譲、組織の移管、及び法令等の改正を必要とする。 添付のイメージ図参照	・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許認可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。		6	政令県構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は地務省の所管であるため。 なお、要望にある個別事項を現在の都道府県に移譲することについては、以下のとおりです。 国の直接施行、管理については、工事の難度、事業費の規模や、一都道府県に利益が止まらない等の理由で、都道府県が行うことが適当でない場合のための制度であり、また、大規模災害の発生時に機動的な対応が図れない可能性があるため、県への移譲は困難です。	提案の趣旨を踏まえ検討し回答された。	6	政令県構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は地務省の所管であるため。
浜松市	世界都市浜松・中心市街地活性化構想	1369	1369010	120760	商業利用を可能とする公共空間の活用、使用主体及び占有、使用施設等の緩和	中心市街地活性化のため、専用河川新川上の既に蓋掛けしてある空間を利用し、賑わい及び安心、安全に回遊できる空間を創出する。 構造規模 鉄骨造平屋建 延べ面積約2,000㎡ 構成 店舗部分 約1,000㎡ 通路（モール部分）約1,000㎡ 実施時期 平成17年度建設、平成18年度開業 実施主体（仮）はままつDIO（浜松版TMO） 効果 賑わいの創出 話題性と実客力により周辺商業地との相乗効果が発揮される。 中心市街地活性化のため、道路（歩道）において、気軽に立ち寄れるくつろぎの空間を創出する。（オープンカフェ等の実施） 中心市街地内なる公共空間では、賑わいづくり）に活用できるスペースとして、また、民間活力を導入し、より魅力ある空間を形成し、多くの市民が訪れることは、事業地のみならず、中心市街地全体への波及効果は多大なものとなる。	公共空間の利用については、利用者、利用内容、利用期間等制限があり、活用が図れる。中心市街地内なる公共空間では、賑わいづくりに活用できるスペースとして、また、民間活力を導入し、より魅力ある空間を形成し、多くの市民が訪れることは、事業地のみならず、中心市街地全体への波及効果は多大なものとなる。	河川法第100条、第100条の3 道路法第32条第1項、同法施行令第9条 都市公園法第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の申請に係る工作物の建設が次の各号に掲げるものに該当し、（略）許可を与えることができる。 一から五（略） 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもののについては、一級河川に関する規定を準用する。 道路法第32条第1項 道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 同法施行令第9条 占用の期間は義務占有物件については10年以内、その他の占有物件については5年以内としなければならない。 都市公園の占有物件として、都市公園法第7条6号において、「競技場、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」が定められている。	5 2, 5	専用河川の管理は自治事務であり、各市町村により管理されるものです。 地域活性化等の観点から行われるイベント等の実施に伴う道路占有の円滑化を図るよう、全国における道路占有許可を伴うイベント等に関する事例調査から得られた様々な工夫や事例等を、オープンカフェの事例を含めて、平成15年度中に開始する予定である。多様な活動が可能となるよう、一定弾力的な許可の運用が図られるための措置を今後検討することとする。 なお、地方公共団体が管理する道路における占有許可については、道路管理者たる地方公共団体が、道路等の法令上の規定に反しない限り、地裁のケースや実情を踏まえて現行より基準を策定できる。 都市公園におけるイベント等の開催等の行為については、当該地方公共団体の定める条例による公園管理者の判断による。また開催に必要な仮設工作物に対して占有許可を与えることについても公園管理者の判断による。			
多治見市	多治見市産業再生	1381	1381030	120770	美濃焼産地としての多治見市産業再生	河川の使用に関しては、現在でも出初式や花火大会など市民のいっしょのイベントで許可されており、地域の活性化に対して河川使用は大きなメリットがあると考えている。中心市街地内では国土交通省の指定した河川区域に関しては、市長の権限で使用許可を行い、より一層の有効活用を図りたいと考えている。	河川使用については、許可がおりにくく、使用許可に関する手続きには非常に手間がかかる常識である。また市の中心市街地活性化に関する総合的な政策の実現のため、市長への権限委譲をしていただきたい。	河川法第24条、第29条 河川法施行令第16条の4	一級河川の管理は、国又は都道府県知事（政令指定市長）が行う。	5 （権限委譲については3）	花火大会等の季節的な行事やイベントの開催のための一時的な河川敷地の占有については、河川敷地占有許可規則第15に規定されている一時占有許可として、通常の占有許可手続よりも簡素化を図っているところである。なお、占有許可に係る標準処理期間については、現行概ね3ヶ月を目安として行っているところであるが、地域再生区域においてはその趣旨、目的に鑑み、できるだけ早く処理できるような対応強化に努めることとする。 しかしながら、一級河川の管理は、広域的視点から水系一貫管理を行う必要があるとともに、高度な財政能力が必要であることから、河川の特性に応じて、国又は都道府県知事（政令指定市長）が行うこととされていることについてはご理解いただきたい。	国又は都道府県（政令指定市長）でなくても、高度な財政能力があり、広域的視点から水系一貫管理を行うことができれば、市町村に河川占有許可権限を移譲できるのではないかと、再度検討し回答された。 政令指定都市については、その財政能力から地方自治法において都市計画、土地区画整理事業等に関する事務に關し、原則として都道府県と同様の権限を持つこととされており、河川管理についても同様の考え方に基づき、都道府県と同様に管理を行うことが出来ることとしているところであり、政令市以外の市町村が管理を行うことは適当ではないと考えております。	5 （権限委譲については3）	一級河川は、国土保全又は国民経済上、特に重要な水系（一級水系）として国において管理する必要があるものに係る河川について国土交通大臣が指定したものです。 一級河川の管理（河川占有許可権限を含む）は、原則として水系一貫の考えに基づき国土交通大臣が行うこととされていますが、国土交通大臣が指定した区間（指定区間）の管理の一部については、法定受託事務として都道府県知事が行っています。一級河川は災害から国民の生命と財産を守るという国家的見地から重要であり管理を行う必要があるものとして国土交通大臣が指定したものであり、その管理には高度な財政能力や技術的蓄積が不可欠です。 政令指定都市については、その財政能力から地方自治法において都市計画、土地区画整理事業等に関する事務に關し、原則として都道府県と同様の権限を持つこととされており、河川管理についても同様の考え方に基づき、都道府県と同様に管理を行うことが出来ることとしているところであり、政令市以外の市町村が管理を行うことは適当ではないと考えております。
大津市	古都大津ルネッサンス	2085	2085110	120780	河川等の管理等を住民団体等へ開放等	NPO法人等による国有保安林や民有保安林における「近山再生活動」の際や、河川における「近山型川づくり活動」の際の法手続等の容認とともに、その後における国有保安林等や河川の管理をNPO法人等の市民へ開放する。 また、これらの市民活動のもととなる構想づくりのための協議会設置に対する支援。	構想段階であるが、本市南部の田上山系とその周辺地域において、NPO法人等の市民が主体となり、地域の自然や歴史、文化等の資源を主体的に、自然の再生に取り組むことで、自然と共生し、活気ある地域社会の実現を目指した取り組みを検討している。	田上山百年の森づくり構想のなかで、その自然の再生を市民と行政が連携し、協働する必要があるが、法律上の規制があり、総合的な施策を円滑に展開できない。	河川の管理については、河川法第9条及び第10条に基づき河川管理者が行っている。 また、自然再生推進法においては、自然再生事業を実施しようとする者は、地域住民、NPO、関係行政機関等からなる自然再生協議会を組織するものとされており、国は地域住民等の実施する自然再生事業については、必要な協力をするよう努めることとされている。	5 （NPO法人等の市民への開放については3）	河川の管理は洪水等の災害の未然防止や万一、管理に瑕疵があった場合、国民の生命・財産に大きな被害をもたらすおそれがあり、危機管理能力を含めた高度な管理能力が必要とされることからNPO法人等の市民へ開放することは困難です。ただし、河川の清掃等の美化活動において、地域住民が主体となった活動に関しては、河川アドプトプログラム（河川のある区域を一定期間、河川管理者と協定を結ぶことにより河川の管理の一部を行うこと）により、実施可能です。 自然再生法に基づく自然再生協議会の設置等には、必要な協力を行うことが可能です。	農省の回答には「河川管理は危機管理能力を含めた高度な管理能力が必要」とあるが、NPO法人等の市民が、河川管理に参画する機会が設けられないまま、河川管理の一部の業務のうち、河川の清掃等の美化活動などの軽微な行為については、河川アドプトプログラムとして河川管理者等と協定を締結することにより、実施することが可能です。	5 （NPO法人等の市民への開放については3）	一級河川の管理は、原則的には水系一貫の考えに基づき国土交通大臣が行うこととされていますが、国土交通大臣が指定した区間については、都道府県知事がその事務を行うこととされていますが、これは、前回答で述べたとおり、河川の管理は洪水等の災害の未然防止や万一、管理に瑕疵があった場合、国民の生命・財産に大きな被害をもたらすおそれがあり、危機管理能力を含めた高度な管理能力が必要とされることとなります。 具体的には、日常管理においても治水上の支障への対応、危機管理に備えた堤防等の適切な管理や河川特性の把握を行う事により、災害発生時の防止等の適切な河川管理を行うことが出来ることとしているところであり、河川管理の一部の業務のうち、河川の清掃等の美化活動などの軽微な行為については、河川アドプトプログラムとして河川管理者等と協定を締結することにより、実施することが可能です。
枚方市	淀川ウォーターフロント賑わい創出構想	2140	2140010	120790	河川管理権限の一部移譲や許可手続等の簡便化及び使用条件緩和	本市の中心市街地である枚方市駅前周辺地域の再整備を行うにあたり、淀川との地理的許容性を活かして、周辺観光スポットや商業、公共施設と連携した賑わい創出のまちづくりを進める。そのため、河川公園が持つ水辺空間の魅力や公的資源を最大限活かすために、一歩の低いバーベキュー利用や民間事業者の協力のもとに、舟運事業や川側に向けた建築物の誘導並びにNPO団体や市民によるイベント開催の場として多目的に利用できる空間整備を行う。	淀川河川公園として整備された水辺空間も、利用者が活用されるなど賑わいに欠けている側面がある。これは、現行の厳格な河川占有許可の運用の問題と見られ、河川公園が持つ水辺空間の魅力や公的資源を最大限活かすために、一歩の低いバーベキュー利用や民間事業者の協力のもとに、舟運事業や川側に向けた建築物の誘導並びにNPO団体や市民によるイベント開催の場として多目的に利用できる空間整備を行う。	河川法第24条、第26条、第34条 都市公園法第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、占有の目的、占有の期間、占有の場所、工作物、その他の物件又は施設の構造その他の地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては、条例で、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通省令で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。	一級河川、二級河川の管理は、国又は都道府県知事（政令指定市長）が行う。 提案事項の節節については、廣野淀川河川公園の区域であり、国の設置に係る都市公園である。よって国土交通大臣が公園管理者であり、国が占有許可事務を行っている。	5 （手続きの統一化と権限委譲については3）	河川や都市公園における公物使用の許可は、それぞれの公物管理者が、それぞれの公物管理上の必要性から行っているものであり、許可の可否を判断するに当たっては、審査すべき事項は異なっているところである。従って、これらの手続を統一化することは困難です。なお、河川法第24条の占有許可に係る標準処理期間については、現行概ね3ヶ月を目安としているところであるが、地域再生区域においてはその趣旨、目的に鑑み、できるだけ早く処理できるような対応強化に努めることとします。 なお、提案事項等にある河川公園内に設置を要望している施設については、現状の基準においても設置可能なものであり、具体的設置にあたっては、周辺環境との調和や他の河川利用との整合形成等が必要と思われ、当該河川管理者と協議された。 河川公園の管理は、広域的視点から水系一貫管理を行う必要があるとともに、高度な財政能力が必要であることから、河川の特性に応じて、国又は都道府県知事（政令指定市長）が行うこととされていることについてはご理解いただきたい。	国又は都道府県（政令指定市長）でなくても、高度な財政能力があり、広域的視点から水系一貫管理を行うことができれば、市町村に河川占有許可権限を移譲できるのではないかと、再度検討し回答された。 政令指定都市については、その財政能力から地方自治法において都市計画、土地区画整理事業等に関する事務に關し、原則として都道府県と同様の権限を持つこととされており、河川管理についても同様の考え方に基づき、都道府県と同様に管理を行うことが出来ることとしているところであり、政令市以外の市町村が管理を行うことは適当ではないとと考えております。	5 （手続きの統一化と権限委譲については3）	一級河川は、国土保全又は国民経済上、特に重要な水系（一級水系）として国において管理する必要があるものに係る河川について国土交通大臣が指定したものです。 一級河川の管理は、原則として水系一貫の考えに基づき国土交通大臣が行うこととされていますが、国土交通大臣が指定した区間（指定区間）の管理の一部については、法定受託事務として都道府県知事が行っています。一級河川は災害から国民の生命と財産を守るという国家的見地から重要であり管理を行う必要があるものとして国土交通大臣が指定したものであり、その管理には高度な財政能力や技術的蓄積が不可欠です。 政令指定都市については、その財政能力から地方自治法において都市計画、土地区画整理事業等に関する事務に關し、原則として都道府県と同様の権限を持つこととされており、河川管理についても同様の考え方に基づき、都道府県と同様に管理を行うことが出来ることとしているところであり、政令市以外の市町村が管理を行うことは適当ではないとと考えております。 淀川河川公園区域内におけるイベント等の開催に当たっては、一貫的に公園管理者が受け付けおり、例えば、工作物を設置しない場合などについて

建設業 協会 山支部	市民・住民参加型の多自然型河川の構築（水辺の維持管理委託）	3004	3004010	120800	福島県・郡山市の委託事業の民間化	現在は、福島県、郡山市が事業の一環としている河川維持管理事業の一部（除草・伐採・伏木・河川内清掃）を道川川内会（水辺の維持管理委員会（会長 長尾トモ子））に委託する。	・河川維持管理委託（除草・清掃・河川周辺のバトリール）・動植物の生態調査・水質検査・「川に親しむ会」などの各種イベント開催・小・中学校での自然観察会を開催し子供達の課外事業（ゆとりとふれあいの授業）・道川川内会は市内で有数の桜並木があるので地域の観光地の保存	福島県・郡山市からの業務委託の譲渡	河川維持管理業務のうち除草・清掃・河川周辺のバトリールについては既に民間業者に業務委託しているところ。	6	河川維持管理業務のうち除草・清掃・河川周辺のバトリールについては既に民間業者に業務委託しているところであり、委託先を発注者が選定するものですが、このような契約事務の内容に関しては、河川局が管轄するものではありません。			
福島県 小町町	水利権調整による農産用水の地域再生計画	1005	1005010	120810	合理的な水利権調整による農産用水の多目的用水への転用	現在、国営諷戸川地区農業水利事業により、農林水産省が得ている水利権（慣行水利権及び許可水利権）について、地域（河川毎）の特性を反映させた水利権使用のルール化及び農業情勢（作付面積）にあった年々の慣行水利権の明確化を図り、農産用水の転用の簡素化を可能とする。	現在、農業用水の慣行水利権に関する権限を農林水産省がもっているが、不明確な慣行水利権のもとに、農産用水の用途転用が困難となっている。そもそも、慣行水利権とは、その地域の慣習により取り決められる権利である。	河川法第23条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。	5	河川の流水は公共の資産である。流水の占有を行うには、審査基準に適合し河川管理者から河川法第23条の許可を受けることとなっている。第23条の許可を受けた水利権を異なる目的で使用する場合には、既に許可を受けている水利権の減退の許可と、新たな水利権の許可を行うことにより転用がなされる。水系全体の円滑な調整、水利秩序の維持の観点から転用には河川管理者の判断が必要である。（慣行水利権については別紙参照）				
茨城県	鬼怒・小貝花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274020	120820	河川を活用した交流事業やフィルムコミッション推進のための支援措置	河川を利用した交流事業の展開や交流環境の整備を円滑に行えるよう各種の支援措置を講じる。 ・河川敷地の一時占用許可の市町村長への権限委譲 ・河川敷地占用許可のNPO法人や住民団体への適用範囲拡大 ・河川構造物（床止め）の撤去と新たな工法の開発	映像・テレビ番組の撮影や各種イベントの開催に関する手続きの簡素化・迅速化を進めるとともに、NPO法人などによる河川敷地でのフライングの整備や河川を活かした自然環境教育・健康づくりなどの交流事業を促進する。また、床止めなどの河川工作物に代わる新たな工法の開発を推進することにより、広域的な地域での舟運の復活や広域的なボート大会の開催など、交流環境の整備を促進する。	河川法第24条、河川敷地占用許可準則第15条 河川法第13条（河川管理施設の構造の基準） 河川法第16条の二（河川整備計画）	河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。）を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	5 (占有主体の拡大については3)	花火大会等の季節的な行事やイベントの開催のための一時的な河川敷地の占有については、河川敷地における占有施設が、河川管理上の支障を及ぼさないよう適切な維持管理が可能なこと及び占有終了時に占める占有施設の撤去等が将来にわたって担保されるような財力を有する責任能力が確認できれば占有の許可は可能ではないかと、また、第3セクターまでしか認められない理由が撤去確実性の担保が難しいのであれば、NPO法人や住民団体を否定する根拠とはならないのではないか、再度検討し回答された。	5 (占有主体の拡大については3)	占有主体の選定については、河川敷地における占有施設が、河川管理上の支障を及ぼさないよう適切な維持管理が可能なこと及び占有終了時に占める占有施設の撤去等が将来にわたって担保されていることが不可欠です。 NPO法人や住民団体は、日常の適切な維持管理及び災害等の緊急時において、第3セクターを含めた公的の主体と同様の体制を執ることは困難であり、NPO法人や住民団体による占有は認められるものではありません。	
世田谷区	水と緑の環境地域（園分寺産線中心）の保全整備による都市再生構想	1149	1149010	120830	建築基準法の改正	容積率算入方法等において、地域の実情に応じた区の設定を認める。 Ex. 建築基準法52条3項の末尾に「ただし、特定行政庁が指定した地域を除く。」等を加筆する。	区独自の条例制定だけでなく建築基準法を改正することによって、指定確認検査機関の確認審査に影響を与え、斜面地マンション建築に一定の規制がなされる。 その結果、国が産線のみよりの減少に歯止めがかかり、良好な居住環境が保たれる。	建築基準法第52条第3項	建築物の地階で住宅の用途に供する部分については、当該建築物の住宅の用途に供する部分のうち一定の面積を容積率に算入しない。	5	ご提案の内容は、地域の実情に応じ建築基準法50条の規定による条例により建築物の地階等を制限することにより対応可能であるので、積極的に活用された。			
静岡県	静岡政令条例構想	1325	1325860	120840	マンション管理業の登録及び監督	・道路交通体系の整備、管理、港湾の整備、管理、都市機能の高度化、快適住空間の実現をめざす住宅政策の推進、簡単に情報の発信、発信が可能な環境の整備など様々な政策手法を組み合わせて、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令の自主性、主体性を委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	多くの人が長時間で自由に国内外と活発な交流ができ、また、国内外から訪れる人々が快適に滞在できるよにすることを基本目標に、交通基盤、都市基盤、住空間及び情報通信基盤の整備をめざすための、一般乗用自動車運送事業（乗合バス事業）の許可、有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可、道路運送などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 マンション管理業の登録 第44条 登録 マンション管理業の監督 第81条 指示 第82条 業務停止命令 第83条 登録の取消し 第84条 監督処分公告 第85条 立入検査 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則 第103条 権限の委任	マンション管理業の登録及びマンション管理業の監督業務は、国土交通省の各地方整備局等において実施している。	6	政令条例構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため、なお、要望にある個別事項（マンション管理業に係る登録及び監督業務）を現在の都道府県に移譲することについては、当該事項の対象となるマンション管理業者は、全国で2500程度しか存在しないこと、マンション管理業の本店所在地は大都市圏に集中しており、大都市圏にはわずかしか本店が置かれていないことから、都道府県に登録事務等の分担を求めることは事務処理上極めて非効率であり、国において一元的に業務を行うことが適当であると考える。なお、関係の権利関係も、平成14年10月より当該事務の実施を当該マンション管理業者の本店所在地を管轄する地方整備局長等に委任しているところである。しはくは現状の体制下で委任の効果等を発揮する必要があると考えている。	提案の趣旨を踏まえ検討し回答された。	6	政令条例構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため。
静岡県	静岡政令条例構想	1325	1325570	120850	海岸（漁港に係るものを除く）の建設、管理に係る事務の移譲	海岸保全区域及び一般公共海岸区域の管理は、原則として当該海岸が存する都道府県知事が行うことになっている。ただし、海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものと認められるときは、主務大臣が告示した一定区域内（以下「直轄工事区域」という。）において海岸管理責任を自ら担うことになっている。この直轄工事区域における海岸保全施設の建設及び管理を政令に移譲するものとする。なお、政令移行する当該事務、事業の執行に当たっては、国からの財源の移譲、組織の移管、及び法令等の改正を必要とする。 添付のイメージ図参照	・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令の自主性、主体性を委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ、安全社会“づくりをめざすためには、機動かつ迅速な許可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	・国が港湾施設は、国有財産であるという性格に鑑み、他の用途への使用については、国土交通大臣の承認にからしめられている。 ・重要港湾については、一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において、国と港湾管理者の協議が図られること、国土交通大臣は、港湾工事を自ら行うことができる。	6	政令条例構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため、なお、要望にある個別事項を現在の都道府県に移譲することについては、以下のとおりである。また、重要港湾は、国際・国内の貨物・旅客輸送ネットワークの拠点となり、我が国全体としての効率的かつ安定的な人流・物流体系を形成していることから、その整備は全国的見地から行われる必要があり、国自ら実施することができるとされているところである。	提案の趣旨を踏まえ検討し回答された。	6	政令条例構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため。
静岡県	静岡政令条例構想	1325	1325910	120860	港湾の建設・管理に係る事務の移譲	県内14港は、港湾管理者である都道府県知事が管理している。国は、重要港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な水域施設、外部施設、係留施設などについては、港湾管理者との協議が整ったときは、自ら港湾工事（直轄工事）をすることができ、また、国が自ら整備した港湾施設や国有地については、国からの委託により港湾管理者が管理しているが、国が管理委託している港湾施設の現状は用途を変更しようとするときは国土交通大臣の承認が必要である。こうした直轄工事及び国有港湾施設の管理を政令に移譲するものとする。なお、政令移行する当該事務、事業を執行するに当たっては、国からの財源の移譲、組織の移管、及び法令等の改正を必要とする。 添付のイメージ図参照	・道路交通体系の整備、管理、港湾の整備、管理、都市機能の高度化、快適住空間の実現をめざす住宅政策の推進、簡単に情報の発信、発信が可能な環境の整備など様々な政策手法を組み合わせて、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令の自主性、主体性を委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	多くの人が長時間で自由に国内外と活発な交流ができ、また、国内外から訪れる人々が快適に滞在できるよにすることを基本目標に、交通基盤、都市基盤、住空間及び情報通信基盤の整備をめざすための、一般乗用自動車運送事業（乗合バス事業）の許可、有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可、道路運送などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	・国が港湾施設は、国有財産であるという性格に鑑み、他の用途への使用については、国土交通大臣の承認にからしめられている。 ・重要港湾については、一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において、国と港湾管理者の協議が図られること、国土交通大臣は、港湾工事を自ら行うことができる。	6	政令条例構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため、なお、要望にある個別事項を現在の都道府県に移譲することについては、以下のとおりである。また、重要港湾は、国際・国内の貨物・旅客輸送ネットワークの拠点となり、我が国全体としての効率的かつ安定的な人流・物流体系を形成していることから、その整備は全国的見地から行われる必要があり、国自ら実施することができるとされているところである。	提案の趣旨を踏まえ検討し回答された。	6	政令条例構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため。
金沢市	元気で暮らしやすい金沢まちなか再生構想	1128	1128020	120870	バス路線変更・バス停位置変更等関係の許可権限を移譲	バス事業者の事業計画の変更（バス路線・バス停位置変更等）に関する権限、特に地域コミュニティバスに関する権限を市町村が保持することにより、各種施策（オムニバスタウン、からっとバス、生活バス路線補助）がバス事業者との連携のもと、より地域ニーズに合致するものとなる。	バス路線は地域に密着したものであり、市の公共交通政策と密接に連携する必要がある。しかし、バス事業者の事業計画の変更（バス路線・バス停位置変更等）は、事後に知るのが現状である。このため、バス事業者の事業計画の変更に関する市町村に移譲し、さらに地域に密着した公共交通政策の具現化に努めるもの。	道路運送法第5条、15条、15条の2、15条の3	旅客自動車運送事業の許可、その事業計画の変更認可等については道路運送法に基づき国土交通大臣が行うこととされている。	3, 8	旅客自動車運送事業による許可等権限は、国が定める自動車の保安基準、自動車検査等自動車に係る保安行政ともあわせて、旅客輸送の安全や利用者の保護を図ること等を主目的としており、輸送に係る運行管理等に専門的な知見、体制を有する国が全国的に一定の水準で道路運送事業の安全及び利用者保護等を図っていく必要がある。当該事務を自治体ごとに行うこととすると、旅客輸送の安全や利用者の保護に関する全国一律の最低限の基準を確保することが困難であることから、引き続き国が当該事務を行っていくことが適当である。なお、この最低限の基準を確保しつつ、地域の判断で適切な輸送サービスの選択ができる上			

静岡県	静岡政令案構想	1325	1325790	120880	一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス事業）の許認可等	<p>一般乗合旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可、運賃・料金の認可・届出、事業の譲渡・譲受、合併の認可等の事務は国土交通省で所管している。乗合バス事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令案で担当することが適当と考えられ、許認可又は経由事務を政令案に移譲する。</p>	<p>・道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適性空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせて、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</p>	<p>多くの人が短時間で自由に国内外と活発な交流ができ、また、国内外から訪れる人々が快適に本県に滞在できるようにすることを基本目標に、交通基盤、都市基盤、住空間及び情報通信基盤の整備をめざすためには、一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス事業）の許認可、有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可、道路管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。</p>	道路運送法第4条第1項、9条第1項、31項、15条第1項、36条第1項、21項、道路運送法施行令第1条第1項第1号、2号、3号、道路運送法施行規則第3条第1項	旅客自動車運送事業の許可、その事業計画の変更認可等については道路運送法に基づき国土交通大臣が行うこととされている。	6	政令案構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度は全体は総務省の所管であるため、なお、要望にある個別事項を現在の都道府県に委譲することについては、旅客自動車運送事業による許認可等権限は、国が定める自動車の保安基準、自動車検査等自動車に係る保安行政ともあいまって、旅客輸送の安全や利用者の保護を図ること等を主な目的としており、輸送に係る運行管理等に専門的な知見、体制を有する国が全国的に一定水準で道路運送事業の安全及び利用者保護等を図っていく必要があることから、引き続き国が当該事務を行っていくことが適当であると考えている。	提案の趣旨を踏まえ検討し回答された。	6	政令案構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため、
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325800	120890	一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）の許認可等	<p>一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可、運賃の届出、事業の譲渡・譲受・合併の認可等の事務は国土交通省で所管している。貸切バス事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令案で担当することが適当と考えられ、許認可又は経由事務を政令案に移譲する。</p>	<p>・道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適性空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせて、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</p>	<p>多くの人が短時間で自由に国内外と活発な交流ができ、また、国内外から訪れる人々が快適に本県に滞在できるようにすることを基本目標に、交通基盤、都市基盤、住空間及び情報通信基盤の整備をめざすためには、一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス事業）の許認可、有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可、道路管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。</p>	道路運送法第4条第1項、第9条の2第1項、第15条第1項、第36条第1項、21項、道路運送法施行令第1条第1項第1号、道路運送法施行規則第3条第1項	旅客自動車運送事業の許可、その事業計画の変更認可等については道路運送法に基づき国土交通大臣が行うこととされている。	6	政令案構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度は全体は総務省の所管であるため、なお、要望にある個別事項を現在の都道府県に委譲することについては、旅客自動車運送事業による許認可等権限は、国が定める自動車の保安基準、自動車検査等自動車に係る保安行政ともあいまって、旅客輸送の安全や利用者の保護を図ること等を主な目的としており、輸送に係る運行管理等に専門的な知見、体制を有する国が全国的に一定水準で道路運送事業の安全及び利用者保護等を図っていく必要があることから、引き続き国が当該事務を行っていくことが適当であると考えている。	提案の趣旨を踏まえ検討し回答された。	6	政令案構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため、
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325810	120900	バスターミナル事業の許認可等	<p>バスターミナル事業の許可、位置・規模・構造等の変更許可、事業の譲渡、譲受の認可等の事務は国土交通省で所管している。バスターミナル事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令案で担当することが適当と考えられ、これらに係る権限及び経由事務を政令案に移譲する。</p>	<p>・道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適性空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせて、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</p>	<p>多くの人が短時間で自由に国内外と活発な交流ができ、また、国内外から訪れる人々が快適に本県に滞在できるようにすることを基本目標に、交通基盤、都市基盤、住空間及び情報通信基盤の整備をめざすためには、一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス事業）の許認可、有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可、道路管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。</p>	自動車ターミナル法第3条第1項第1号（事業の許可）、同法第11条第1項（変更許可）、同法第12条第1項（事業の譲渡等の認可） 自動車ターミナル法施行規則第1条（許可の申請）、第4条（位置・規模、構造又は設備の変更許可の申請）、第6条（事業譲渡譲受認可の申請） 自動車ターミナル法の許認可に係る審査基準及び標準処理期間について（平成8年11月22日通達）	一般自動車ターミナルは、全国で26箇所352パーセントの利用者が利用する施設であるため、事業参入にあたっては、危険の発生、環境への影響等のマイナス面を除去しつつ、交通拠点としての機能を確保するため、適切な事業運営を実施できる者に限って国土交通大臣の許可のもと、事業を実施できることとなっている。 なお、専用自動車ターミナルとは、乗合バス事業者が使用するために設置する自動車ターミナルであり、一般自動車ターミナルのように許可を受ける必要はないが、事業開始にあたって必要な構造及び設備の確認等については地方運輸局長に委任しているところである。	6	政令案構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度は全体は総務省の所管であるため、なお、要望にある個別事項を現在の都道府県に委譲することについては、ターミナル事業は一般自動車ターミナルを自動車運送事業の用に供する事業であり、地域における交通の拠点として、国民生活や産業活動にプラス面（利便性、経済効果等）、マイナス面（危険の発生、環境への影響等）を含め、様々な影響を及ぼすこととなる大規模施設であることから、交通拠点としての機能を確保させ、適切な事業運営を実施していけるよう、国が統一的な施策のもとで担当していくことが適当である。	提案の趣旨を踏まえ検討し回答された。	6	政令案構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため、
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325820	120910	一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の許認可等	<p>一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可、運賃・料金の認可・届出、事業の譲渡・譲受、合併の認可等の事務は国土交通省で所管している。タクシー事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令案で担当することが適当と考えられ、許認可又は経由事務を政令案に移譲する。</p>	<p>・道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適性空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせて、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</p>	<p>多くの人が短時間で自由に国内外と活発な交流ができ、また、国内外から訪れる人々が快適に本県に滞在できるようにすることを基本目標に、交通基盤、都市基盤、住空間及び情報通信基盤の整備をめざすためには、一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス事業）の許認可、有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可、道路管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。</p>	道路運送法第4条第1項、第9条の2第1項、第15条第1項、第36条第1項、21項、道路運送法施行令第1条第1項第1号、道路運送法施行規則第3条第1項	旅客自動車運送事業の許可、その事業計画の変更認可等については道路運送法に基づき国土交通大臣が行うこととされている。	6	政令案構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度は全体は総務省の所管であるため、なお、要望にある個別事項を現在の都道府県に委譲することについては、旅客自動車運送事業による許認可等権限は、国が定める自動車の保安基準、自動車検査等自動車に係る保安行政ともあいまって、旅客輸送の安全や利用者の保護を図ること等を主な目的としており、輸送に係る運行管理等に専門的な知見、体制を有する国が全国的に一定水準で道路運送事業の安全及び利用者保護等を図っていく必要があることから、引き続き国が当該事務を行っていくことが適当であると考えている。	提案の趣旨を踏まえ検討し回答された。	6	政令案構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため、
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325830	120920	一般貸切旅客自動車運送事業（乗合タクシー事業）の許認可等	<p>一般貸切旅客自動車運送事業（乗合タクシー事業関係）の許可、事業計画の変更認可、運賃の届出、事業の譲渡・譲受、合併の認可等の事務は国土交通省で所管している。乗合タクシー事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令案で担当することが適当と考えられ、許認可又は経由事務を政令案に移譲する。</p>	<p>・道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適性空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせて、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</p>	<p>多くの人が短時間で自由に国内外と活発な交流ができ、また、国内外から訪れる人々が快適に本県に滞在できるようにすることを基本目標に、交通基盤、都市基盤、住空間及び情報通信基盤の整備をめざすためには、一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス事業）の許認可、有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可、道路管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。</p>	道路運送法第4条第1項、第9条の2第1項、第15条第1項、第36条第1項、21項、道路運送法施行令第1条第1項第1号、道路運送法施行規則第3条第1項	旅客自動車運送事業の許可、その事業計画の変更認可等については道路運送法に基づき国土交通大臣が行うこととされている。	6	政令案構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度は全体は総務省の所管であるため、以下のとおりである。 まず、自動車の登録は、保安基準の確保、犯罪捜査や交通取締、さらには納税など、自動車をめぐる各種公法上の権利義務の明確化や社会秩序維持のために必要な情報を行政上記録し管理している「行政登録」の目的と、自動車の取引の安全を確保するための第三者対抗力を付与することの必要性に基づく所有権の公証を行う「民事登録」の目的を持っているものであるとともに、登録を受けなければ自動車を運行に供することはできないものである、私人の権利義務に直接かつ強度の制限を及ぼす公権力の行使に該当する業務であることから、国が統一的基準により行う業務である。 このため、国は全面をネットワーク化したコンピュータシステムを設置して効率的に処理しており、この権限を委譲することは困難である。 次に、自動車の検査事務は、人命に直結するものであり、かつ、自動車が広域的に移動するものであるため、航空機、船舶等と同様に全国統一的な基準のもとに行われるべきものである。 検査事務が公権力の行使という性格を有するものであるから、検査事務の主体は、国の検査事務を任せるに足る能力を有するものであり、かつ、これに対する国の監督も十分行えることが必要である。 また、自動車の検査は全国どこでも受けることができることから、自動車検査証の記載事項の変更があった場合に全国の検査場ですべて変更情報が伝達される必要があり、地域間の円滑な連絡が確保できる体制となっ	提案の趣旨を踏まえ検討し回答された。	6	政令案構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため、
静岡県	静岡政令案構想	1325	1325840	120930	自動車登録関係の事務	<p>自動車の新規登録・変更登録・移転登録・抹消登録、検査、検査証の交付等の事務は国土交通省が所管している。自動車の登録や検査等の事務は住民生活に密着したものであり、政令案で担当するのが適当と考えられるため、自動車の登録や検査に係る事務を政令案に移譲する。</p>	<p>・道路交通体系の整備・管理、港湾の整備・管理、都市機能の高度化、快適性空間の実現をめざす住宅対策の推進、簡単に情報の受信・発信が可能になる環境の整備など様々な政策手法を組み合わせて、出会いと交流の基盤づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・出会いと交流の基盤づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令案の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。</p>	<p>多くの人が短時間で自由に国内外と活発な交流ができ、また、国内外から訪れる人々が快適に本県に滞在できるようにすることを基本目標に、交通基盤、都市基盤、住空間及び情報通信基盤の整備をめざすためには、一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス事業）の許認可、有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可、道路管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。</p>	自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する省令（昭和27年1月18日運輸省令第2号）	自動車の検査登録は、国の職員が運輸支局等で行っている。	6	政令案構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度は全体は総務省の所管であるため、なお、要望にある個別事項を現在の都道府県に委譲することについては、以下のとおりである。 まず、自動車の登録は、保安基準の確保、犯罪捜査や交通取締、さらには納税など、自動車をめぐる各種公法上の権利義務の明確化や社会秩序維持のために必要な情報を行政上記録し管理している「行政登録」の目的と、自動車の取引の安全を確保するための第三者対抗力を付与することの必要性に基づく所有権の公証を行う「民事登録」の目的を持っているものであるとともに、登録を受けなければ自動車を運行に供することはできないものである、私人の権利義務に直接かつ強度の制限を及ぼす公権力の行使に該当する業務であることから、国が統一的基準により行う業務である。 このため、国は全面をネットワーク化したコンピュータシステムを設置して効率的に処理しており、この権限を委譲することは困難である。 次に、自動車の検査事務は、人命に直結するものであり、かつ、自動車が広域的に移動するものであるため、航空機、船舶等と同様に全国統一的な基準のもとに行われるべきものである。 検査事務が公権力の行使という性格を有するものであるから、検査事務の主体は、国の検査事務を任せるに足る能力を有するものであり、かつ、これに対する国の監督も十分行えることが必要である。 また、自動車の検査は全国どこでも受けることができることから、自動車検査証の記載事項の変更があった場合に全国の検査場ですべて変更情報が伝達される必要があり、地域間の円滑な連絡が確保できる体制となっ	提案の趣旨を踏まえ検討し回答された。	6	政令案構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため、

福井県	「ウェルカム元氣な企業」構想	1087	1087010	121160	土地開発公社先行取得用地の処分制限緩和	土地開発公社が先行取得した用地について、商業・工業用地として新たな雇用創出が生まれる場合には、処分用途制限を緩和する。	・当該土地を活用し、一定の雇用創出を生み出す企業立地等の計画がある場合に、民間等への譲渡、売却を行う。	土地開発公社の先行取得した土地の利活用が課題となっている。	「公有地の拡大の推進に関する法律」第九條 「公有地の拡大の推進に関する法律施行令」第五條 「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）」4（9） 「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地の先買い制度関係）」4（1）	公有地の拡大の推進に関する法律（公法法）第9条の規定により、公法法第6条の土地の買取り協議手続により先買いされた土地は、都市施設に関する事業や民間事業者がこれらに準ずる事業（公法法第6条の土地の買取り協議手続に関する事業等）又はこれらの事業に係る公共施設の用に供されなければならない。	7 （総合規制改革会議の規制改革要望にて検討中）									
三春町	中心市街地の活性化による地域再生	1099	1099030	121170	マチとムラの交流促進と集客のためのまちなか広場の整備に資する制度改正	33に掲げようなまちなか広場の整備に関する補助制度について、補助対象が施設の設計、建設に要する経費に限定されているが、これを土地の取得や造成及び施設の補償費まで含むことと改正すべきである。	中心市街地活性化のため、マチとムラの交流拠点として集客物の集客などを行う市や集客のためのイベントの開催場所としてのまちなか広場を整備する。	まちづくり総合支援事業の多目的広場整備に関する補助対象は、施設の設計、建設に要する経費に限定されているが、現在の町の極めて厳しい財政状況においては利用が困難であるので、これを土地の取得や造成費及び施設の補償費まで含むことと改正することを提案する。	（まちづくり交付金） 都市再生特別措置法（本通常国会において一部改正予定）	まちづくり総合支援事業は、平成16年度予算において廃止予定。 （まちづくり交付金） 市町村が作成した都市再生整備計画（仮称）に基づき実施される市町村事業の費用に充当するために交付する交付金。（平成16年度創設予定）	5	平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもとで提案と同様の施設整備について、まちづくり交付金（平成16年度創設予定）において対応可能となる見込み。 （まちづくり交付金） 都市再生整備計画（仮称）に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。								
青森県	環境・エネルギー産業プロティア構想	1108	1108010	121180	補助を受けた下水道施設の目的制限緩和	国土交通省が交付した補助金について、循環型社会形成や新エネルギー個人促進に資するなど高い社会ニーズを伴う事業の実施にあたっては、補助を受けて整備した施設の目的外使用を弾力的に運用すること。	八戸市では、左記実証研究終了後も発電施設を維持するよう希望しているが、下水処理場に設置するバイオマス発電施設について、国土交通省は発電施設の目的外使用にあたるため、実証研究期間終了後は、発電施設を撤去するか、補助金を返還するよう見解を示している。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条（財産の処分制限） 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各自治体の長の承認を受け、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。	補助金等の交付の目的に反し使用等する場合は、個別に協議をしなければならない。	5	目的外使用承認は公共団体の申請に基づき、補助金により取得した処理場用地等について、本来の事業を実施する上で支障がない場合に、本来の目的以外に使用する場合、本来の目的以外に使用する内容、理由、期間等について個別に審査し承認しているものであり、承認期間が終了する場合には、承認条件に基づき施設を撤去することとなる。なお、公共団体が継続使用の申請を行い、継続して使用することがやむを得ないと判断されれば継続使用が可能である。	下水道施設について、地域再生計画が認定された地域においては、承認を受けていない目的外への使用を可能とすることができないが、再度検討し回答されたい。	5	目的外使用承認は公共団体の申請に基づき、補助金により取得した処理場用地等について、本来の事業を実施する上で支障がない場合に、本来の目的以外に使用する内容、理由、期間等について個別に審査し承認しているものであり、承認期間が終了する場合には、承認条件に基づき施設を撤去することとなる。なお、公共団体が継続使用の申請を行い、継続して使用することがやむを得ないと判断されれば継続使用が可能である。						
原町市	中心市街地活性化	1124	1124010	121190	まちづくり総合支援事業における補助対象施設の拡大	・衰退の著しい中心市街地の活性化を図るため、市民の交流施設として相応しい公共施設及び商業施設の整備を促すに当り、導入を検討している事業における対象施設の拡大について、公共施設施設は国土交通省所管の「まちづくり総合支援事業又はまちづくり交付金」により、また、商業施設は通商産業省所管の「中心市街地商店街リノベーション補助金」により施設整備の計画を検討しているが、両施設は土地区画整理事業により整備された同一街区内にあり回遊性を生かした街並みを形成する開発事業として位置付けていることから、一体的な整備を進める事業における補助対象施設を、個別に事業を実施する場合より対象施設の拡大を提案する。	・公共施設施設の一つに図書館を検討しているが、これからの「図書館」は資本を主とした従来の図書館機能から多機能を有した図書館に移行しており、中心市街地に人を集めるだけでなく、文化・交流・情報発信機能等を提供する公益施設として、ホール・会議室などに活用できる「地域交流センター」と呼ばれる施設整備をすることにより、それぞれの施設利用者だけでなく商業施設利用者との交流が生まれ、中心市街地に新たな魅力と活力が与えられる。このことから、図書館を交流機能を備えた高度情報センターと位置づけし補助対象施設に含めることを提案する。	・まちづくり総合支援事業における補助対象施設は「センター施設」として地域交流センター外に4種に限定されており、魅力と活力に満ちた都市拠点を創出することを目的とする施設で、文化機能、交流機能、情報発信機能など都市活動を支えるものとするならば、「図書館」については交流機能を備えた高度情報センターとして位置づけし、補助対象施設に含めることを提案する。	（まちづくり交付金） 都市再生特別措置法（本通常国会において一部改正予定）	まちづくり総合支援事業は、平成16年度予算において廃止予定。 （まちづくり交付金） 市町村が作成した都市再生整備計画（仮称）に基づき実施される市町村事業の費用に充当するために交付する交付金。（平成16年度創設予定）	5	平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもとで提案と同様の施設整備について、まちづくり交付金（平成16年度創設予定）において対応可能となる見込み。 （まちづくり交付金） 都市再生整備計画（仮称）に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。								
山梨市	生活排水クリン率向上構想	1140	1140010	121200	補助対象範囲の改正	補助対象範囲の一般市（丙）の人口5万人未満を10万人未満に改正し、平成15.5.5、2国都下事発第15号「公共下水道に係る主要な業種の範囲について」の改正された別表を適用する。	下水道事業の補助対象範囲の一般市（丙）の人口5万人未満を10万人未満に改正することにより、下水道整備が一層進むことができ、生活排水クリン率の向上が図られる。	市町村合併に伴い人口が増えることによっても、地形等の制約によるコストは変わらないものであるため、補助対象範囲が狭小になり、市の負担が増大する。下水道整備が後退する。	下水道法34条、下水道法施行令第24条の2、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に定める件（昭46.1.10.9告示1705号・一部改正平成15.5.2告示474号）	5	市町村合併をして、人口規模が大きくなった場合についても、合併前の都市規模として国庫補助が受けられるよう措置をしているところである。	5	制度等の現状で述べたとおり措置済み。							
山梨市	生活排水クリン率向上構想	1140	1140020	121210	汚水処理施設連携整備事業の対象要件の緩和	汚水処理施設連携整備事業の対象市町村要件の1～6項目全てではなく、5、6の要件を満たせば対象とする。	汚水処理施設連携整備事業の対象市町村要件を緩和することにより、効率的な整備を行い生活排水クリン率の向上を図る。	下水道、合併浄化槽等の特色を生かし連携して整備することにより、水質保全効果が得られる事業であるが、対象要件を満たすことができないため、下水道整備を推進することができないため、要件緩和することにより、なお一層の整備効果が得ることができる。	厚生省市環第1号10-1 建設省都下公第1号（平成10年1月20日）「汚水処理施設連携整備事業について」	下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備事業について、それぞれの特色を活かして連携して実施することにより、公共水域における水質保全効果がより一層促進されると見込まれる市町村において、汚水処理施設連携整備事業を実施している。	3	そもそも、汚水処理施設整備の遅れた中小市町村における下水道普及については、国としても重要な課題と位置付け重点的な支援を行っている。なお汚水処理施設連携整備事業は、汚水処理施設整備による公共水域の水質保全がより一層促進されると見込まれる市町村を対象として、関係省が連携して重点的に予算配分するなどの支援を行うものである。公共水域の水質保全上の重要性に関する規定であることから当該事業にとって必要不可欠である。	3	そもそも、汚水処理施設整備の遅れた中小市町村における下水道普及については、国としても重要な課題と位置付け重点的な支援を行っている。なお汚水処理施設連携整備事業は、汚水処理施設整備による公共水域の水質保全がより一層促進されると見込まれる市町村を対象として、関係省が連携して重点的に予算配分するなどの支援を行うものである。公共水域の水質保全上の重要性に関する規定であることから当該事業にとって必要不可欠である。						
山梨市	山梨市駅周辺市街地再生構想	1145	1145010	121220	まちづくり総合支援事業の運用改善	国土交通省のまちづくり総合支援事業要綱等においての事業期間の延長や事業運用の改善	まちづくり総合支援事業において、同意期間中の残業期や期間内に発生した新たな事項に対する改善。具体的事例として、同意期間内では地域交流センターの構想・設計までとなり、地域の要望が高まった施設建設の実施については、期間外となり現在の運用では早期の着工が出来ないため、期間延長（2年）が優先的な事業内容となっている。まちづくり総合支援事業地区の近接で開通性の非常に高い地域（駅南地区）の駅前開発構想づくりにも活用できる。このことにより、まちづくり総合支援事業が計画どおり推進される。	まちづくり総合支援事業が同意期間中に完了できなかった場合は、新たな事業も含め整備しなければならない。しかし、この支援措置が実施できれば、同意期間中に発生する新たな要望に対応し、多様化するまちづくりを総合的に推進することができる。	（まちづくり交付金） 都市再生特別措置法（本通常国会において一部改正予定）	まちづくり総合支援事業は、平成16年度予算において廃止予定。 （まちづくり交付金） 市町村が作成した都市再生整備計画（仮称）に基づき実施される市町村事業の費用に充当するために交付する交付金。（平成16年度創設予定）	5	平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもとでまちづくり交付金（平成16年度創設予定）において対応可能となる見込み。								
秋田県	高齢化に対応したまちづくり構想	1186	1186030	121230	高齢者が安心できる商店街づくり	小規模商店街の総合的な整備が可能となるよう、まちづくり総合支援事業として行う要素事業について採択要件を緩和 ・歩道段差解消（特定交通安全施設等整備事業）について、事業費50,000円以上の要件の廃止 ・小規模公園設置（緑化重点地区整備事業）について、面積500㎡以上の要件の撤廃又は引き下げ ・共同駐車場設置について、駐車台数50台以上の要件の撤廃又は引き下げ	高齢者が安心して暮らせるようには、高齢者の特性やニーズに合わせている地域を整備することにより、商店街の魅力が向上し、買い物客の増加、賑わいの創出による地域経済の活性化や新たな雇用の創出が図られる。	高齢者が安心して暮らせるようには、高齢者の特性やニーズに合わせている地域を整備することにより、商店街の魅力が向上し、買い物客の増加、賑わいの創出による地域経済の活性化や新たな雇用の創出が図られる。	（まちづくり交付金） 都市再生特別措置法（本通常国会において一部改正予定）	まちづくり総合支援事業は、平成16年度予算において廃止予定。 （まちづくり交付金） 市町村が作成した都市再生整備計画（仮称）に基づき実施される市町村事業の費用に充当するために交付する交付金。（平成16年度創設予定）	5	平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもとで提案と同様の施設整備について、まちづくり交付金（平成16年度創設予定）において対応可能となる見込み。 （まちづくり交付金） 都市再生整備計画（仮称）に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。								
福島県喜多方市	良好な景観づくりを目的とした住民協定に対する支援	1202	1202010	121240	街路事業の補助対象範囲の拡大	街路事業の実施に合わせ住民協定（景観協定）を締結している地域において、街路事業の中で通常の補償費に加え協定に基づいた沿道景観のグレードアップ分まで、さらに地域全体で整備が必要があれば、支障物件以外の景観形成に要する費用まで補助の対象範囲を拡大する。	街路事業において通常の補償費に加えて、沿道景観のグレードアップ、支障物件以外の景観形成に要する費用等、良好な景観づくりを目的とした住民協定まで補助対象範囲に含めることで、良好な街路事業が形成される。	現状の制度では補償基準による算定額を超える分については個人持ち出しが生じ、市町村の助成金にも上限が設定されていることにより、景観形成が円滑に進まない状況にある。これを補助金で助成することにより、円滑な景観形成が可能となる。	（まちづくり交付金） 都市再生特別措置法（本通常国会において一部改正予定）	（まちづくり交付金） 市町村が作成した都市再生整備計画（仮称）に基づき実施される市町村事業の費用に充当するために交付する交付金。（平成16年度創設予定）	5	平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもとで提案と同様の施設整備について、まちづくり交付金（平成16年度創設予定）において対応可能となる見込み。 （まちづくり交付金） 都市再生整備計画（仮称）に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。								

神奈川県	都市住民と協働した都市農地地域の活性化	1286	1286030	121330	地元農家と都市住民との交流施設の設置	・直売所等集客施設と農業体験交流施設が一体となった施設に対する助成	集客型農業体験交流施設を設置し、周辺住民や遠方からの来客に対し、地元農産物を販売するほか、農業体験の場を提供する。	集客施設と体験施設や交流施設の一体的な整備により、利用者の増加など、相乗効果が予想される。	建設省通企第19号(平成5年2月23日付)	「道の駅」は道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域の振興に寄与することを目的として設置されている。	5		「道の駅」の登録要件に合致していれば「道の駅」として申請することは可能であり、整備を予定している幹線道路の道路管理者と調整等を行えば、駐車場を整備することは可能。				
千葉県	「バイオマス立派ちば」の推進	1306	1306020	121340	バイオマス関連補助制度の統合	バイオマス利用の一層の促進のために、バイオマス利用に係る補助金について、省庁間、同一省庁の部局間にわたっているものにつき、一括して補助事業が利用できるよう、制度の統合を提案する。 例えば、メタン発酵施設を利用した産物直売所を建設する場合、バイオマス利用用フロンティア整備事業(農村振興局)と農業経営総合対策事業(経営局)を併用しなければならぬが、所管部局が異なる。 また、下水汚泥と食品残渣を併せてメタン発酵する場合は、前者が国土交通省、後者が農林水産省とに分かれるため、個別の協議が必要となり、両者の承認がないと事業の実施が可能になるばかりでなく、両者を調整する窓口も存在しない。	千葉県では、本県の持つポテンシャルを有効に活用し、バイオマス利用に関する先進的な取組を行なう「バイオマスタウン」の構築を進め、これらのバイオマスタウンが相乗効果を発揮した「バイオマス立派ちば」を目指すこととしている。 そのために、バイオマス利用に取り組む事業者がバイオマス利用に係る補助金を導入することについて、支援をすることとしている。また、これらの事業者の参入を促すための制度改正について、国に対し働きかけをすることとしている。 具体的には、バイオマス利用に係る補助金について、省庁間、同一省庁の部局間にわたっているものにつき、一括して補助事業が利用できるよう、制度の統合を提案する。 これにより、手続き等の簡素化が進み、バイオマス関連事業の実施が一層促進されることとなる。	バイオマスは、その種類、利用技術、最終製品ともに多岐にわたるため、総合的に利用することが、その推進にあたっては不可欠であるが、補助制度を利用するためには事業計画を細分化して作成するなどの必要がある。 事業者としては、行う事業は一つという認識があり、補助制度の利用にあたっての効率的な推進という見地からは改善を必要とする。	建設省通企第19号(平成5年2月23日付)	平成15年度に下水汚泥と他のバイオマスをメタン発酵させる共同処理施設等に対し、下水道事業によって補助する制度を創設している。	3,5		各事業制度は、それぞれの目的・必要性から事業毎の要件等に基づき実施しているものであり、制度の統合を行うことは困難である。 なお、下水道事業においては、制度等の現状で述べたとおり対応しているところ。	提案の趣旨を踏まえ検討し回答されたところ。	3,5		各事業制度は、それぞれの目的・必要性から事業毎の要件等に基づき実施しているものであり、制度の統合を行うことは困難である。 なお、下水道事業においては、制度等の現状で述べたとおり対応しているところ。
東京都	旧土地区画整理法事業地内における都市再生区画整理事業	1345	1345010	121350	都市再生区画整理事業の再採択についての基準緩和	施設の利便性の向上により、再整備に対する採択基準等の緩和。 都市再生推進事業制度要綱(平成14年3月24日)第6条の3、2項の「前項第一号の要件を満たすか、公共用地率(幹線道路等は除く)が、15%未満であること。」とあるが、一旦は整備済みであるため、公共用地率は、概ね25%である。	一度整備済であるが、図面との不整合が大きいため、再度整備し、公園を作成する。	現在のところ、制度的に手法がない。	都市再生推進事業制度要綱(平成12年3月24日)	防災上危険な密集市街地及び空調化が進行する中心市街地等都市基礎が脆弱で整備の必要な市街地の再生並びに被災した市街地の復元等を推進している。	3		本制度は、防災上危険な密集市街地及び空調化が進行する中心市街地等都市基礎が脆弱で整備の必要な市街地の再生並びに被災した市街地の復元等を推進しているため、最低限の公共用地率の目安である。	提案の趣旨を踏まえ検討し回答されたところ。	3		本制度は、防災上危険な密集市街地及び空調化が進行する中心市街地等都市基礎が脆弱で整備の必要な市街地の再生並びに被災した市街地の復元等を推進しているため、最低限の公共用地率の目安である。
会津若松市 郡山市 北原町 磐梯町 河東町 磐梯高原広域サイン計画策定・推進協議会)	磐梯高原美しい景観形成 - 磐梯高原広域サイン整備構想 -	1351	1351020	121360	まちづくり交付金の交付対象の拡充	国土交通省都市・地域整備局が平成16年度から実施する「まちづくり交付金」について、地方公共団体が、景観を生かしたまちづくり事業を実施する際に必要である看板類の設置・撤去に係る経費を交付対象として頂きたい。 また、実施主体としては地方公共団体で組織する協議会を対象とし、広域的な整備促進を支援していただきたい。	提案6市町村の協議会で策定した磐梯高原広域サイン計画に基づき案内、誘導サインを設置し、設置費が生かすことにより、当該景観地域の景観情報を適切に整備し、世界に誇れる景観の保持と周辺性を高めた観光資源の効果的な利用を推進させ、地域の活性化を図る。	提案6市町村が有する自然景観、歴史的・文化的財産を生かし、観光産業の活性化と雇用の創出のために実施する広域サイン整備は、財政基礎の弱い市町村では単独実施が困難なため、国土交通省の支援を求め、財政的な支援をお願いしたい。	(まちづくり交付金) 都市再生特別措置法(本通常国会において一部改正予定)	(まちづくり交付金) 市町村が作成した都市再生整備計画(仮称)に基づき実施される市町村事業の費用に充当するために交付する交付金。(平成16年度創設予定)	5		平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもとで提案と同様の施設整備について、まちづくり交付金(平成16年度創設予定)において対応可能となる見込み。 (まちづくり交付金) 都市再生整備計画(仮称)に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。				
日上市	国庫補助により整備した施設の有効活用	1374	1374010	121370	補助事業施設の有効活用による地域活性化	平成3年度に整備した新都市拠点整備事業(国土交通省)及び昭和53年度に整備した地方卸売市場施設整備事業(農林水産省)による施設の用途廃止基準の緩和。	科学、文化、情報及び福祉の機能を有する総合施設である日立シビックセンターの中には、市民ニーズの変化に伴い利用頻度が低くなっている施設がある。当該施設は、補助事業により整備したものであるが、その用途を廃止し、中心市街地活性化のための商業施設貸付等を行うよう活用を促したい。	国庫補助事業により整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 同法律施行令第13、14条 国土交通省所管補助金等交付規則 第10条、11条」に規定されているように、補助金を返還した場合、目的達成、耐用年数満了、その他特に認める場合に限り、補助目的外の用途使用が認められている。しかし、市民ニーズの変化などにより使用頻度が低下している日立シビックセンターや公設地方卸売市場水産棟の目的外使用の許可条件を緩和し、社会資本の有効活用を図る。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 同法律施行令第13、14条 国土交通省所管補助金等交付規則 第10条、11条	国庫補助事業により整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条 同法律施行令第13、14条 国土交通省所管補助金等交付規則 第10条、11条」に規定されているように、補助金を返還した場合、目的達成、耐用年数満了、その他特に認める場合に限り、補助目的外の用途使用が認められている。	5		提案者の要望は、用途廃止基準の緩和であり、その趣旨を踏まえ再度検討し回答されたい。		5		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条で「各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。」とされており、各省各庁の長の承認を受ければ財産の処分制限はからないこととなっている。
多治見市	多治見市産業再生	1381	1381040	121380	都市計画運用指針の見直し	多治見市においては、農林業用地や山林の介在により市街地が分断されている地域(南郷地域)があり、集落を形成しているが、運用指針に定める市街化区域への編入要件を満たさないため、地域のまちづくりが進まない。地域においては、地域の過疎化を防ぐためにも、新たな産業施設や住宅の張り付けによる、地域の発展を望んでおり、南郷地域としての既存集落の住環境整備を図るため、日常生活に支障のない地域づくりを自覚するためのまちづくり計画を策定し、居住及び産業等の立地を促進したい。	多治見市においては、農林業用地や山林の介在により市街地が分断されている地域(南郷地域)があり、集落を形成しているが、運用指針に定める市街化区域への編入要件を満たさないため、地域のまちづくりが進まない。地域においては、地域の過疎化を防ぐためにも、新たな産業施設や住宅の張り付けによる、地域の発展を望んでおり、南郷地域としての既存集落の住環境整備を図るため、日常生活に支障のない地域づくりを自覚するためのまちづくり計画を策定し、居住及び産業等の立地を促進したい。	地方自治法による事務処理特例では、全国的な観光振興策としての効果が薄薄であり、法改正を求めたい。	都市計画法第7条 1. 都市計画運用指針 - 1 - 2 マスタープラン 2. 都市計画運用指針 - 2 - 1 B区域区分	都市計画法第7条に規定される区域区分の都市計画は、市街化区域と市街化調整区域の区分することにより、無秩序な市街化を防止することを目的として決定するものである。	5		都市計画運用指針は地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であり、「地域の事情等によっては、本指針で示した原則的な考え方によらない運用が必要となる場合もあり得るが、当該地域の事情等に即して合理的なものであれば、その運用が尊重されるべきである。」と示していること、個別の市街化区域の設定については無秩序な市街化を防止するという区域区分の制度趣旨を逸脱しない範囲において、地方公共団体が地域の事情に応じて行うことが現行制度上可能となっており、人口密度や規模要件について引き下げも可能である。				
多治見市	多治見市産業再生	1381	1381050	121390	都市計画法29条の適用除外の見直し	都市計画法29条による市街化調整区域における開発許可の適用除外に關し、地場産業開通を含めていただきたい。	地場産業である陶磁器産業を、観光的に再生し、市街からの来訪者を増加させるべく取組んでいる。市の郊外にある陶磁器産地は、市街化区域となっており、その外縁は調整区域である。自然環境の豊かな地域に民需事業者が魅力的な陶磁器の製造・販売施設を設置し、観光客を惹きつけようとして、建築が制限されているので、地場産業に関しては、この制限を取り除き、地場産業開通に等する施設整備を可能とすることで、陶磁器産地の魅力を高め、観光的な再生を図りたい。	地方自治法による事務処理特例では、全国的な観光振興策としての効果が薄薄であり、法改正を求めたい。	都市計画法第29条、第34条	市街化調整区域で開発行為の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければならないが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域外で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、(略)許可を与えることができる。	5		市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、(略)許可を与えることができる。また、市街化調整区域外で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、(略)許可を与えることができる。また、市街化調整区域外で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、(略)許可を与えることができる。				
山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	1386	1386110	121400	公共施設、都市公園等の活用	都市公園等で生産団体が青空市などを開催できるように占有許可制限を緩和する。	生産者団体が青空市などで都市公園等を使用しようとする場合の規制を緩和して、定期的な市市などを開催しやすくする。	定期的な市市を開催しやすくすることで、地産地消を推進し、県産農産物の生産・消費を活性化させる。	都市公園法第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、(略)許可を与えることができる。一から五(略)六、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	都市公園の占有物件として、都市公園法第7条6号において、「競技場、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」が定められている。	5		都市公園における青空市の開催等の行為については、当該地方公共団体の定める条例に基づく公園管理者の判断による。また開催に必要な仮設工作物に対して占有許可を与えることについても公園管理者の判断による。				

加茂町	加茂町中心市街地活性化構想	2070	2070010	121480	小規模市街地でもできるような採択要件の緩和と投産施設を公民館施設とする利用制限の緩和	まちづくり総合支援事業が平成15年度をもって終了し、新たな制度を現在検討されているところで、小規模市街地でもできるような採択要件の緩和と合併に伴い公民館施設を整備していく必要がある中で、投産施設を公民館として改修し利用していく。	空き家及び駐車場対策 現在かなりの数の空き家があり、この空き家を取り壊し、駐車場として整備を実施する。そのことにより商店前の駐車場としても利用可能となる。また、隣接同士が非常に接近しており、火事でもあれば大きな被害が予想されることから、延焼防火としての役割も担う。 高齢者の買い物の交通手段及びバス広場 高齢者による商店街利用が増加している中で、高齢者のニーズにあった商店街を形成していく必要がある。そのひとつとして、高齢者の形を考慮や幅に耳をかたむけていたため、高齢者が集まりなれあうことのできる憩いの場を設置する。また、市街地活性化のため、各種イベントを実施するためのテントを設置したイベント広場や公衆トイレを設置する。 児童の遊び 市街地内にある、加茂中駅はH14年より無人化となったため、少年達の遊び場となっており、利用者から苦情が殺到している。地域住民や警察等により巡回を行っているところではあるが、なかなか効果があらわれないところである。そうした中、本町の窓口でもある駅舎をより払い下げを受け、内部改修を行い、展示場として常に入りの出入りがある施設として地域の活性化ならびに年少少女の非行防止を図る。 投産施設の公民館利用 本市においては、公民館施設がないことから、中心市街地内にある投産施設を公民館施設として利用することで、地域コミュニティの活性化を図っていく。	小規模市街地の現状は、衰退の一途をたどっている中で、行政の支援が必要であり、小規模市街地でもできるような採択要件の緩和と補助制度を導入して建設した投産施設を公民館施設とする利用制限の緩和	まちづくり総合支援事業は、平成16年度予算において廃止予定。 (まちづくり交付金) 都市再生特別措置法(本通常国会において一部改正予定)	5	平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもとで提案と同様の施設整備について、まちづくり交付金(平成16年度創設予定)において対応可能となる見込み。 (まちづくり交付金) 都市再生整備計画(仮称)に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。
北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	2083	2083050	121490	都市公園に公園施設として設ける建築物に対する建ぺい率の上限が2%である。地域を限定し、かつ敷地面積要件や建築物の種別要件を備えたうえで建ぺい率の上乗せを5-10%へ引き上げをお願いする。	都市公園に公園施設として設ける建築物に 地域、目的を限定して建ぺい率を緩和し、市街地における公園施設内にカフェテラスや売店を設置する等、賑わいを出し出す。 市街地における公園施設内にカフェテラスや売店を設置することは、賑わいづくりに欠かせないものである。しかし、都心部においては、面積が狭小な都市公園が多く、現在の建ぺい率条件では、公園施設の設置が困難であることから、地域、目的を限定した建ぺい率の緩和が必要である。	都市公園法第4条 都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の二をこえてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内でこれをこえることができる。 都市公園法施行令第5条 休養施設、運動施設、教養施設、又は自然公園法に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設を設ける場合においては、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として、法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。 2 都市公園に屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として法第4条第1項本文又は前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。	都市公園においては、公園施設の建ぺい率は原則2%とした上で、休養施設、運動施設、教養施設については、10%の建ぺい率上乗せを行っており、さらに高い開放性を有する建築物については、10%建ぺい率の上乗せができる。	7		
大津市	吉都大津ルネッサンス	2085	2085020	121500	公共駐車場の用途変更に伴う起債残高の一括繰上返還の免除	高齢化が進み、会社や行政機関の部外への移動が通む中心市街地を再生させるためには、住みやすく働きやすい町の機能を再構築することが最も大切である。そのために、公共施設の中心市街地への再配置を検討しているが、その場合には次の支援策が不可欠になる。 公共駐車場の用途変更に伴う起債残高の一括繰上返還の免除	高齢福祉や子育て支援、健康づくり、ライブラリーなどの機能を有する心身の健康センターを市が再開発ビルの空き床を利用して設置することを検討している。 再開発ビルの商業施設利用を目的に整備した公共駐車場を地域再生の核となる公共施設のための駐車場として利用する。	現在、既存施設の有効活用を図るための方策を多面的に検討しているが、方針が決定した際に生じる起債の一括返還等の問題を解消しておく必要があるため	6		
大津市	吉都大津ルネッサンス	2085	2085060	121510	都市公園法に規定する便益施設に、温泉を利用した浴場を追加	新たな観光資源整備のための施策 都市公園法に規定する便益施設に地域の特性を生かした観光施設を加えるとともに、温泉を利用した浴場を追加する場合の許容建築面積の特例措置要件の改善	地域の活性化に資するため、外国人観光客にも人気があつた温泉を代表する雄等温泉地域に公園と一体的に観光拠点となる新たな商業施設として温泉を利用した浴場を含む便益施設の建設を検討している。(温泉源の掘削を含む)。	公園施設に関しては、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設に限り、公園管理者が条例で公園施設を自由に追加できるよう平成15年3月に政令改正を行ったところ。また休養、運動、教養施設については、建ぺい率10%の上乗せの特例の対象となっている。	5	温泉を利用した休養施設については、公園管理者の判断で都市公園内に設置することは可能である。	
大津市	吉都大津ルネッサンス	2085	2085070	121520	景観形成事業推進のための支援	都市開発資金貸付制度の対象都市の拡大等、景観法(案)に基づく景観形成事業推進の支援	古都指定を契機として、古都にふさわしい個性と風格あるまちづくりのため、景観基本条例の制定及び基本計画を策定し、景観形成事業推進施策に取り組んでいく。	当該貸付制度の対象都市は、政令で指定された大津市及び地方拠点都市地域であるため、大津市はその指定を受けていない。景観形成事業を推進するためには、各種制度の活用と整備が必要であるので、国の支援を求めるもの。	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項第1号、同法施行令第1条及び第2条(大津市の提案では、都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項第2号及び同法施行令第2条の2となっているが、平成14年の法改正により、号すれ、条すれがおきたため、正しくは上記のとおり。)	8	「地域再生構想の提案募集について」(内閣府地域経済再生推進法平成15年12月19日)において、「第1(2)新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため、また、国土交通省の提案については、今後の提案募集の対象外であると考える。
大津市	吉都大津ルネッサンス	2085	2085120	121530	都市開発資金貸付制度対象都市の拡大	都市の計画的整備をするために設けられている都市開発資金貸付制度の対象都市を拡大し、本市もその対象都市に加える。(現行は、人口集中の著しい大都市や地方拠点都市地域の中心となる都市が対象となっており、本市はその対象都市に指定されていない。)	地震調査委員会の長期評価によると、本市域を南北に縦断する琵琶湖西岸断層帯について、今後30年以内の地震発生確率は0.09%~9%と高く、誠に憂慮すべき状況にある。 地震、風水害など様々な災害から市民の生命や財産を守るため、万一の災害発生に際して、救護活動空間、救援物資集積、ボランティア活動空間等として機能するよう防災緑地の整備を検討している。	防災緑地の整備について、様々な方法を検討しているが、財源の確保の面において当該貸付資金の利用も可能ならば、検討の幅が広がる。さらに、他の施策・事業の推進においても、意義は大きい。	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項第1号、同法施行令第1条及び第2条(大津市の提案では、都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項第2号及び同法施行令第2条の2となっているが、平成14年の法改正により、号すれ、条すれがおきたため、正しくは上記のとおり。)	8	「地域再生構想の提案募集について」(内閣府地域経済再生推進法平成15年12月19日)において、「第1(2)新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため。

福岡県 福岡市 前原市 二丈町 志摩町	九州大学学術 研究都市構想	2132	2132010	121540	各市町合同の都市計 画審議会及び開発審 議会設置許可	1都市計画法第77条の2に定める市町村 都市計画審議会において、九州大学学術 研究都市構想に定める一次圏内(ただし福 岡市の区域を除く)の区域については、城 内各市町合同の審議会とする。 2都市計画法第78条に定める開発審議会 について、各市町合同の審議会設置を認め る。加えて、同様の建築基準法の適用につ いて同法 第2条第32号に定める特定行政 庁について、同様に同様に市町合同の特定 行政庁とする。	1前原市、志摩町、二丈町の都市計画法、及び各 種都市計画案件について九州大学学術研究都市計 画審議会(仮称)を当該市町の合同で設置、運営 する。同様に当該地域の開発許可につ いて、合同の開発審査会(現在福岡県開発審査会が 運用)を設置、運営する。	土地利用や都市計画について学術研究都市域内 について、これらの理念や運営、実現手段等につ いて、各市町間で取り扱いは違和をなくし、まと まりあるものとする。かつ、地元の利用に資する 都市計画審議会、開発審査会、及び建築基準法に 掲げる特定行政庁を当該域内市町の合同設置により 運営するものである。	都市計画法第18条、第29条、第77 条、第77条の2 建築基準法第2条第32号 建築基準法第4条第2項、第3項	都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければなら ないが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺にお ける市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化 区域内で行うことが困難又は著しく(不適当と認められる)開 発行為については、都道府県知事等が開発審査会の議を経て 個別に許可できることとなっている。	5	ご提案の、学術研究都市域内の土地利用や都市計画に関し、その理念や 運営、実現手段等について各市町間で取り扱いは違和をなくし、まと まりあるものとするために、県、関係市町が有識者や市民代表による任意の 協議会等で、開発許可について調整等を行った上で、開発許可に必要な 場合のみ担任する福岡県又は福岡市の開発審査会の専門的見地からの議を 結ぶこととするは現行制度上可能であると考えられる。 また都市計画審議会においても、その組織及び協議については、各自治体 の条例に委ねられており、上記のような任意の協議会等での調整結果を参 考として審議することは、可能であると考えられる。 ご提案の要望については一部事務組合の設立による対応が考えられる。 一部事務組合の設立に際しては、一部事務組合に加入予定の全ての市町村 が特定行政庁の事務を行う状態であることが必要であるが、それぞれの 市町村があらかじめ都道府県知事と建築基準法第4条第3項の協議を行い、 特定行政庁としての機能を有することにすればご提案の要望の実現は可能 と考えられる。				
福岡県 福岡市 前原市 二丈町 志摩町	九州大学学術 研究都市構想	2132	2132030	121550	開発許可制度運用指針における開発許可立 地基準を緩和するもの。	九州大学学術研究都市構想において、大学新キャン パス周辺の開発に関して、「豊かな自然や歴史の特性を 保存、活用して学術研究都市を形成するため、大規模な 開発を必要最小限にとどめ、周辺環境と必要な機能 が共生した比較的小規模な開発が分散して行われる ように開発誘導する。」ことと定められており、そのよ うな環境共生型の開発を分散型地域核(はたる)とし て位置付けている。具体的には、九州大学学術研究都市 に必要な、産学連携を実現するための研究施設・ベン チャー企業、大学関係者等が居住するゆとりある優良 田圃住宅、研修施設等の比較的小規模な開発(20ha未 満)を豊かな自然環境を生かしながら整備していくこ ととしている。	これら施設は、豊かな自然の中に溶け込むよ うな形で、点在する形で自然と共生して立地させる こととしていることから、地区計画制度等のよ うなまとまりのある区域の中で立地できる制度で なく、施設単体で立地できる必要があるため。	都市計画法第29条、第34条	都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければなら ないが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺にお ける市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化 区域内で行うことが困難又は著しく(不適当と認められる)開 発行為については、都道府県知事等が開発審査会の議を経て 個別に許可できることとなっている。	5	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺 における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著 しく(不適当と認められる)開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は 、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限定するものなどは現行制度上許 可でき、地域の発展に応じた運用が可能となっている。開発許可制度運用指針は地 方自治法第245条の4に基づく技術的助言であり、地域の実情等によって本指針 で示した原則的な考え方によらない運用が必要となる場合、当該地域の実情等に即 して合理的なものであれば、その運用が尊重されるべきものであって、本指針は開 発許可権限の許可権限を拘束するものではない。					
福岡県 福岡市 前原市 二丈町 志摩町	九州大学学術 研究都市構想	2132	2132040	121560	市街化調整区域内 の地区計画の指定 基準の緩和	九州大学学術研究都市構想において、大学新キャン パス周辺の開発に関して、「豊かな自然や歴史 の特性を保存、活用して学術研究都市を形成する ため、大規模な開発を必要最小限にとどめ、周 辺環境と必要な機能が共生した比較的小規模な開 発が分散して行われるように開発誘導する。」こと と定められており、そのような環境共生型の開発 を分散型地域核(はたる)として位置付けている。 具体的には、九州大学学術研究都市に必要な、産 学連携を実現するための研究施設・ベンチャー企 業、大学関係者等が居住するゆとりある優良田圃 住宅、研修施設等の比較的小規模な開発(20ha未 満)を豊かな自然環境を生かしながら整備してい くこととしている。	都市計画運用指針において、市街化調整区域内の地区 計画は市街化を抑制すべきであるという市街化調整区 域の性格を変えない範囲とすべきとされているため 、その性格を変えるような開発事業については、現行 制度では都市計画法第34条第10号の4大規模開発(20ha以 上)又は市街化区域(飛び市街化区域:50ha以 上)により事業を行わなければならないこととなり、大規 模な開発では自然環境と共生する特色のある開発がで きなくなる。 よって、「はたる」のような自然環境を生かした比較 的小規模な開発(20ha未満)を実現するためには、地 区計画の指定基準を緩和し、地区計画制度を活用した 開発により実現する必要がある。	都市計画法第7条、第12条の5	都市計画法第7条により市街化調整区域は市街化を抑制 すべき区域とされる。	3	都市計画は個々の計画決定内容について、一体的かつ総合的に定めるべき ものであることから、市街化を抑制すべき区域とされている市街化調整区 域については、市街化を抑制しない都市計画を定めることは制度上不可能で ある。	提案の趣旨を踏まえ再度検討し回答さ れたい。	3	都市計画は個々の計画決定内容について、一体的かつ総合的に定めるべき ものであることから、市街化を抑制すべき区域とされている市街化調整区 域については、市街化を抑制しない都市計画を定めることは制度上不可能で ある。		
福岡県 福岡市 前原市 二丈町 志摩町	九州大学学術 研究都市構想	2132	2132050	121570	調整区域の地区計 画と農村地域工業 等導入促進法によ る地区の重複	都市計画運用指針には、用途地域が定めら れていない土地の区域(市街化調整区域) における地区計画の区域には、農村地域工業 等導入促進法に規定する工業等導入地区 が含まれるべきではないと定められている が、これを可能とする。	産業立地にインセンティブを与えるため、工業等 の導入を促進し、開発を誘導する。一方、市街化調整 区域の土地利用を誘導するため、地区計 画により立地施設の用途を限定する。そのため には本支援措置が必要となる。	新産業等の創出・育成や企業の誘致には、多くの 支援・優遇措置が必要である。一方、市街化調整 区域の環境と調和するに、立地施設の規制・誘 導も必要である。	都市計画運用指針(H15.3.31国都計第173 号)-2.1土地利用G地区計画地区計画 の対象となる区域(2) 4)	用途地域を定めていない土地の区域における地区計画 の区域は、農村地域工業等導入促進法に規定する工 業等導入地区を含めるべきではないとしている。	2	工業等導入促進地区においても、農村地域工業等導入促進法 に規定する実施計画との調和が図られれば、地区計画を定め ることを可能とするよう、都市計画運用指針を一部改訂する ものとする。				
福岡県 福岡市 前原市 二丈町 志摩町	九州大学学術 研究都市構想	2132	2132050	121580	都市公園内駐車場 の活用	都市公園駐車場のパークアンドライド利用 における規制緩和、都市公園法で公共 駐車場の利用が地下に限定して認め られているため、現状の都市公園の駐車場を利用 した(地上部分で)パークアンドライド実 施のため特別措置を要望するもの。	1.実施内容・都市公園内の駐車場をパーク アンドライド用の公共駐車場として平日など限定利 用する。2.効果・実施による環境保全と都市 交通の円滑化など	都市公園法第2条第2項 この法律において「公園施設」とは、都 市公園の効用を全うするため当該都市公園 に設けられる次の各号に掲げる施設をい う。 一から六(略) 七 売店、駐車場、便所その他の施設 で政令で定めるもの 地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては、設置 及び管理に必要な事項は、都市公園法で定める もののほか、当該地方公共団体の条例で定める。 都市公園法第18条 この法律及びこの法律に基づく命令で 定めるもののほか、都市公園の設置及び管理 に必要な事項は、地方公共団体の設置 に係る都市公園にあっては当該地方公共団 体の条例で、国の設置に係る都市公園に あっては政令で定める。	公園施設の駐車場について、公園の利用状況を勘案し、都市公園の利用に 支障が生じない範囲で、パークアンドライドのための駐車場として使用する ことは可能である。	5						
福岡県 福岡市 前原市 二丈町 志摩町	九州大学学術 研究都市構想	2154	2154010	121590	市街地調整区域内 での環境共生型施 設の都市計画法上 の規制緩和	市街地調整区域内での良質な民間開発にお ける環境共生型の商業・集客施設および環 境共生システム(水循環、太陽光利用、近 自然型法・立体緑化等)、地域振興につ ながる施設に対する町独自のまちづくり条 例や振興計画での都市計画・建築基準法上 の規制緩和の適用	西武亀王リゾート事業では、環境共生型のリゾート開 発をめざすものであり、自然空間やエコシステムを取 り入れたアウトレットモール・レストラン(18ha)等 の整備を計画中。環境をテーマにした複合的な開発 をはかるとともに、地域経済への効果も期待できる。 リゾート事業は平成20年開業予定となっている。 エコハウス事業は、平成15年検討調査中の事業で、企 業や若者世代を対象とした住宅やコミュニティ 方式や環境共生型の住宅等の手法を取り入れた実施方 針をとる計画である。従来の一般的な住宅供給とは異 なる手法を取り入れることで、来住者や若者世代の定 住の効果が期待できる。 またエコスタ事業についても平成15年検討調査中 で、生活利便性のある商業施設を環境に配慮した建築 物、またリサイクルや地域産品の販売といった地域や 環境と密着した事業をめざしており、地域資源の循環 や環境への効果、および地域経済への効果も期待でき る。	都市計画法第34条第15項第10号において、調整区域内 における開発については、5・20haの範囲と定められ ている。西武リゾート事業については10haの商業 地を予定しており、市街地を誘発する開かれ施設に 対する規制が適用されると考えられ、この場合、町指 針で規定するまちづくり条例や振興計画の位置づけ の範囲内であれば地域振興を促進する事業として都市 計画法上の規制緩和を要望する。またエコハウス・エ コスタ事業に関しては、調整区域内5・20haの下層 種の緩和を行い、20ha程度の施設についての許可も要望 する。	都市計画法第29条、第34条	市街化調整区域で開発行為の許可を受けるためには、都 市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければなら ないが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺にお ける市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化 区域内で行うことが困難又は著しく(不適当と認められる)開 発行為については、都道府県知事等が開発審査会の議を経て 個別に許可できることとなっている。	5	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺 における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行 うことが困難又は著しく(不適当と認められる)開発行為で、あらかじめ開 発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限 り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の発展に応じた運用が可能 となっており、国土交通省では、技術的助言として示した開発許可制度運 用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等に即した運用を行うこ とが望ましいことを示している。				
福岡県 福岡市 前原市 二丈町 志摩町	九州大学学術 研究都市構想	2162	2162010	121600	補助金の採択基準、対象、利用条件等に 係る要件緩和	・電線類の地中化事業を実施することにより、歴 史的デザインによる一体的な歴史空間を創出する。 また、安全で快適な歩行空間が確保できる。	・中心市街地 概ね150以上の商店が現に存 在することとなっているため対象とならない。			6						

八戸市	ゼロエミッションとマイクログリッドによる八戸地域再生構想	1131	1131020	121670	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第22条ただし書きに規定する新エネルギー発電機器設置等、本来の補助事業を著しい範囲で導入され、かつ社会的・地域的に価値のあるものについて規定する。	地方公共団体が、補助事業等により取得した下水処理場の用地等を、本来の目的を阻害しない範囲で、下水処理場から発生するバイオエスエネルギーである、メタンガスなどを有効に活用するために、同用地内に発電機器・熱供給機器・近隣地域への配電設備などを設置する際に、従来の法規制を緩和し、財産の処分の制限を適用しないものとして、同用地における新エネルギー等の導入を促進する。	現在、独立行政法人NEDOからの委託事業を受け、新エネルギーのみを利用した実証研究を行っている。この実証研究は、汚水処理から生じたメタンガスを用いて熱供給を行い、かつ電力については近隣へ送電する計画である。この計画に伴い、国土交通省と協議し、現在は「目的外使用」により下水道処理場を使用しているが、今後、法に基づき補助金返還を要求されれば、発電施設・送電施設の運用が困難となる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条（財産の処分の制限） 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各各各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、質し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。	補助金等の交付の目的に反し使用等する場合は、個別に協議をしなければならない。	5,6		目的外使用承認は公共団体の申請に基づき、補助金により取得した処理場用地等について、本来の事業を実施する上で支障がない場合に、本来の目的以外に使用する場合、理由、期間等について個別に審査し承認しているものであり、承認期間が終了する場合には、承認条件に基づき施設を撤去することとなる。なお、公共団体が継続使用の申請を行い、継続して使用することができないが、再度検討し回答された。	下水道処理場の用地等について、地域再生計画が認定された地域においては、承認を受けない目的外への使用を可能とすることができないが、再度検討し回答された。	5,6	目的外使用承認は公共団体の申請に基づき、補助金により取得した処理場用地等について、本来の事業を実施する上で支障がない場合に、本来の目的以外に使用する場合、理由、期間等について個別に審査し承認しているものであり、承認期間が終了する場合には、承認条件に基づき施設を撤去することとなる。なお、公共団体が継続使用の申請を行い、継続して使用することができないが、再度検討し回答された。	
加賀市、小松市、山中町	加賀越前水郷構想	1235	1235040	121680	水質浄化による自然環境の再生	生活排水浄化施設整備への助成。ふるさとの森づくりへの助成	生活排水浄化施設整備。ふるさとの森づくりを拡大し、治山治水と水質浄化、在来水生物多様性の回復。釣りなど川遊びを通じた水辺環境学習の推進。環境ボランティアの育成。環境調和型農業の普及支援（再掲）	水質汚濁の原因である生活排水の浄化とふるさとの森づくりを推進する支援措置が必要である。			6					
神奈川県	都市住民と協働した都市農業地域の活性化	1286	1286020	121690	農家以外のものが生産した農産物の販売機会の確保	・直売所の整備に対する助成の対象を農家以外のものにも拡充する。 ・学校給食センターを兼ねた農産物加工所に対する助成 ・直売所の設置に関する農地法、都市計画法、建築基準法の緩和 ・果実酒等加工品の製造販売の規制の緩和	農家以外のものが生産した農産物を販売する直売所の設置 学校給食センターを兼ねた農産物加工所の設置 直売所の特産品として、果実酒等の加工品の販売 ・酒税法の規制により、果実酒の製造販売が難しい。	都市計画法第29条、第34条 建築基準法第48条、別表第2	都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければならぬが、例えば同条第10号では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可することができる。	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めるものは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、技術的助言として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。	ご提案の内容が用途地域の関係であれば、建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第65号）により創設された用途別地区制度、地方公共団体の条例により建築物の用途制限の緩和を定めることができる特別用途地区を活用することでめ細かく対応可能である。また、個別の建築物について当該用途地域の環境を著すおそれがないもの等として特定行政庁が認めて許可することによっても対応可能である。ただし、安全面や防火面については、建築基準法上の個別の確認が必要である。					
中津江村	200海里の森・サッカーと笑顔の村づくり事業	2061	2061020	121700	補助金交付要綱の改訂（補助事業完了後の改訂工事等）	道路に係る補助事業完了後においては、村長が自ら管理する道路については、村道、農道、林道その他いづれにおいても、村長の管理する地域管理道とし、その後生ずる改良、改修に当たっては、最も効果的な事業と組み合わせることができることとする。	（実施内容） 村長が自ら管理する道路について改良改修の必要が生じたときは、その時々最も効果的な制度を利用して事業を実施することができる。現在、林道で整備した道路は林業関係の補助事業で、農道で整備した道路は農業関係の補助事業でしか、改修できない。この措置により、柔軟な改修工事が可能となる。	制度創設の基準を引き厳しくことにより、必ずしも有利でない事業採択がなされたり、地域に同様のものが複数設置されたり、事業そのものを断念したりする例がある。制度に現場を合わせるのではなく、現場に制度を最もよく適用していく観点で効果のよい事業実施を図るべきである。	道路法第56条 道路に関する費用の補助 交通整備推進事業採択基準 5条 みちづくり交付金事業（地方道路整備臨時交付金）	道路法第8条に基づき、認定された道路であれば、農道事業や林道事業で整備された後でも、改良や改修が可能である。		5	道路法の道路として、道路整備が必要な場合、地域からの要望を基に、今後とも支援していく。			
我孫子市	昭和45年D I D内都市計画道路の効果的な整備	1038	1038010	121710	昭和45年D I D内都市計画道路の補助採択等の改善	昭和45年D I D内（既成市街地内）の都市計画道路整備事業	都市計画道路の補助採択基準は、国土交通省の所管にかかわらず、同じ内容であるが、実地・地域整備局と道路局の取扱いに格差が生じ、昭和45年D I D内都市計画道路の整備が他の都市計画道路と比較して遅れている状況にある。このため、都市計画道路整備事業の補助採択基準、申請手続等を一本化し、国土交通省道路局の所管とすることで、より効果的・効率的に都市計画道路を整備することができる。	道路法第56条第1項 国土交通省都市・地域整備局街路事業・交通整備推進事業採択基準 国土交通省道路局所管国庫補助事業採択基準	街路事業、道路事業でそれぞれ採択基準に合致する事業に対して事業を採択、実施		2		みちづくり交付金事業（地方道路整備臨時交付金）では、平成16年度より、従来の道路・街路の採択基準に問わず事業を実施できる等の運用改善を行うことから、地域の実情に応じてより柔軟な道路整備が可能となる。また、道路事業・街路事業を含む計画について手続の一本化を検討中。			
石川県	住民主体のまちづくりプラットフォームプロジェクト	1055	1055010	121720	道路構造をまちづくりの視点で市町やまちづくり団体等と協働で策定。	道路の技術的な基準として「道路構造令」が定められているが、その内容を弾力的に運用することで、「地域の個性を生かした再生」に必要な道路構造のあり方を検討し、実現。	構想区域内において、地域の個性を生かしたまちづくりの実現に必要な道路構造を、市町やまちづくり団体等と協働で策定し、使い勝手のよい公共施設整備を推進する。（例：緑石の全区域フラット化により、道路全線を利用したイベントの実施等）	道路構造令（運用・解説）には、歩道は緑石等で物理的に分離するものとされているが、例えば、連続的に緑石で分離した場合、道路を活用したイベントの開催等に支障となる場合がある。歩行者の安全性を確保した上で、道路空間の有効活用ができるような構造とすれば、地域の独自性魅力の発現に資するものとなる。	道路構造令（政令）	道路構造令第2条第1項（歩道の定義）	5		・道路構造令の規定は項目毎に最小値で規定されるもの、標準値で規定されるもの、やむを得ない場合に採用する特別規定などがあり、当該道路の道路管理者がこの様な規定を弾力的に運用するなど地域に応じた道路づくりを推進することが可能である。 ・道路構造令第2条第1号において歩道は「緑石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる部分」と規定されている。また、道路の歩行者の数が少ない場合などは、安全性を確保した上で、歩道を設けず車道外側縁の外側の部分（路側帯）を歩行者の利用空間として活用すること等も可能である。			
福井県	有料道路早期無料化推進構想	1091	1091010	121730	債務償還前の有料道路無料化	有料道路の料金徴収期間の変更（無料化）に係る国の許可要件（債務の一括償還）の緩和	早期に無料化が図られることにより、県民の利便性向上、交流人口の増加等による地域の活性化が促進される。	債務の償還が残っている有料道路の無料化については、債務の完済が条件となっており、実施が困難である。	道路整備特別措置法第7条の12、同法施行令第2条	有料道路は料金収入により当該道路の新設、改築、維持修繕等に要する費用を償う（償還主義）。早期無料化の場合、料金収入がなくなるのであるから、道路の引継ぎを受ける県は公社が当該道路の債務を償還できるように措置しなければならない。	5		当該道路とともに残債務を県が引き継ぐことが担保されれば、有料道路の債務は一括償還されるので早期無料化は可能である。			
三春町	中心市街地の活性化による地域再生	1099	1099020	121740	駐車場整備に関する補助制度の補助対象率、補助率アップ及び採択基準の緩和	33に掲げたような駐車場整備に関する各補助制度について、補助対象率及び補助率のアップ及び採択基準の緩和（中心市街地活性化及び中心市街地（マチ）と町周辺部（ムラ）の交流促進目的での利用を可能とする形での緩和）	中心市街地における駐車場整備を実施する。満車の発生時には30万人以上の観光客があるが、中心市街地への入り込み数は2万人に満たず、流入率は4%台となっており、観光客を有効に地域経済活性化に生かしているといえない状況にある。この原因の一つは中心市街地における駐車場不足である。したがって、この問題を解決し、中心市街地への観光客の流入率を向上させるために実施する。また、公共交通機関の整備が十分とはいえない本町においては、自動車が必要な交通手段となっている。そのため、中心市街地（マチ）と町周辺部（ムラ）の交流を再構築するためにも中心市街地における駐車場整備が不可欠である。大都市部では民間による駐車場整備がなされているが、本町のような人口が2万人に満たない地方小都市においては、行政による公共駐車場整備が必須である。	駐車場整備に関する各補助制度については、補助対象率及び補助率が低く、現在の町の極めて厳しい財政状況においては利用が困難である。また、それらの採択基準には「人口要件」や「鉄道駅近くで整備される/パークアンドライドのための公共駐車場」といった採択基準があり本町では利用できない。したがって、補助対象率及び補助率のアップ並びに採択要件の緩和を提案する。	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第2条第3項、第6条第1項 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第1条第3項 交通結前点改善事業実施要綱 都市再生推進事業制度要綱	安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、緊急に安全を確保する必要がある道路において、特定交通安全施設等整備事業により、自動車駐車場に対して1/2の補助を行っている。 交通安全施設等整備事業により鉄道駅等の周辺における駅前広場、アクセス道路等の一体的整備を支援 都市再生推進事業により一定の地区において実施される駐車場整備を支援		8	「地域再生構想の提案募集について」（内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日）において、「第1（2）二 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため。			
小松市	中小企業の土地の有効活用構想	1102	1102010	121750	中小企業の一体的な土地利用の促進、併せて企業育成支援	交通量の少ない市町道において、国道、県道並に規制する事は、周辺地域にとつても事故防止の観点から十分とは言えない。よって、施策の利便性の向上を求めたい。	全国でも中小企業にあつては道路を挟んで、事務所と工場が立地しているケースが多々あると思われる。事業所としては、上空に道路を設ける事により一体的な利用が図られ、又、地域にとつても、従業員、物品等が道路を横断する事も少なくなり、事故防止にも寄与すると考えられる。	現行法では、1企業での上空占有の許可についてはかなりハードルの高いものがある。道路の交通量によって規制を緩和する事により、事業所の利便性、作業効率等に寄与する	建築基準法第44条、同法施行令第145条、道路法第32条	建築物は、道路内に、又は道路に突き出して建築してはならない。 道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。		5	現行制度において、多人数の通行又は多量の物品の運搬の用途に供する渡り廊下等道路の交通の緩和に寄与するものは、特定行政庁及び道路管理者の許可を得ることにより道路の上空に設けることができ、ご提案の道路上空通路の設置についても、法令により特定行政庁及び道路管理者である小松市当局がその可否を判断するものである。			

保原町	都市再開発による地域再生計画	1106	1106010	121760	道の駅設置基準の利便性の向上	既存の道の駅との設置位置・交通量、また施設整備等の採択基準の緩和	「まちなかの駅」を主とした都市再開発事業・公共交通機関(乗合バス)の衰退による車社会への対応 ・高齢者への福祉向上 ・街中の賑わい創造	現在の「道の駅」は町の核として利用されているが、全国一律的な形態である。鉄道の駅のように新たな顔として、地域の実情や独自性を取り入れ、まちなかの活性化に寄与できる採択基準を設けて欲しい。	建設省通企第19号(平成5年2月23日付)	設置要件に地域を限定する規定は設けていない。	5	設置要件に地域を限定する規定は設けていないので「道の駅」の登録要件に合致していれば「道の駅」として登録可能である。						
滝根町	「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした活力ある観光地づくり	1137	1137030	121770	「道の駅」設置要件等の緩和	国道や県道に限られている「道の駅」設置要件を緩和する。 また、「道の駅」整備において、道路管理者が施設整備する範囲を拡大する。	町の観光施設である「あぶくま洞」に続く町道に「道の駅」を設置し、観光客の憩いの場、地域情報の発信、都市と農山村の交流を促進する。	国道や県道以外の道路は「道の駅」整備の対象地とならない。 また、道路管理者が整備するのは駐車場・トイレ等で、地域情報施設や交流施設は市町村等が整備することとなっている。	建設省通企第19号(平成5年2月23日付)	設置要件に明確な路線要件は設けていない	5,8	設置要件に明確な路線要件は設けていないので「道の駅」の登録要件に合致していれば「道の駅」として登録可能である。 なお、道路管理者が施設整備する範囲を拡大することについては、「地域再生構想の提案募集について」(内閣府地域再生推進室平成15年12月19日)において、「第1(2)二. 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため、今般の提案募集の対象外であると考えられる。						
滝根町	「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした活力ある観光地づくり	1137	1137050	121780	国際化に対応した標識設置補助制度の統一化	市町村が設置する標識・案内板等の道路占有許可の許可期限を緩和する。 道路構造令によらない、国際化に対応した標識設置を補助対象とする。	案内板等の設置手続に利便性が生まれる。 国際化に対応した英語・韓国語・中国語表記の標識・案内板を設置する。	道路占有許可が切れるたびに更新手続が必要になっている。 地方は国際化に対応した案内標識が整備されておらず、観光振興に大きな遅れをとっている。	道路法第3条第1項	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 標識令により標識の様式を規定	0	標識等の占有の期間は5年以内と定められているが、当該占有を継続できない特別な理由がない限り、原則として更新することとしている。更新手続についても、当初の設置時と変更のない物件は、当初の占有許可申請時の図面を活用する等、簡便なものとしている。 ・標識令中に、ローマ字以外の外国語の表記を否定する規定はないが、視認性等の観点から、事間隔の案内標識(自動車の運転中に視認する案内標識)への他の外国語の標識は、基本的に適切でないと考えている。なお、視認性の問題が生じにくい歩行者系の案内標識では、地図を付置した「著名地点」を示す案内標識において、地域性等を勘案して必要に応じて他の外国語での案内を行うことが適切と考えている。						
山梨市	生活道路再生構想	1144	1144010	121790	国庫補助事業(道路)の採択基準の緩和	臨時道路整備事業の「事業費は年間100,000千円、道路規格3種4級(幅員8m)、交通量500~1,500台、DID地区外)を「事業費年間10,000千円、道路規格3種5級(5m)、交通量500台以上、DID地区も該当)に規制緩和 老朽化した道路に対する補修補助事業に対する採択基準の緩和。 舗装補修事業の「事業費60,000千円、車道幅員5.5m以上、交通量3,000台以上)を「事業費10,000千円、車道幅員5.0m以下、交通量1,000台以上	道路改良や舗装補修しようとする5m幅員の道路を補助対象とすることにより、高齢者や障害者にやさしい安全な道路づくりが推進できる。生活密度型道路への事業の推進により、まちの活性化を図る。	5mの道路改良や舗装補修は単独事業で整備をしているため、最低限の道路整備を余儀なくされています。そのため、採択基準の緩和ができれば、高齢者や障害者にやさしい安全な道路づくりが推進できる。また、DID地区への補助事業が導入されると、DID地区の生活道路の整備が促進される。	道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第1項 緊急地方道路整備事業(みちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)について 道路法第56条第1項 国土交通省道路局所管国庫補助事業採択基準	交通安全施設等整備事業により歩道の段差解消や視覚障害者ブロックの設置等バリアフリーの推進に係る整備について補助を実施。 みちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)では、地域の課題に対応して、一定の地域で一体的に行われる事業に対して交付金を交付する。 舗装補修事業(地方道)：路面の損傷状態が甚だしく、車道幅員5.5m以上、日交通量が概ね3,000台/日以上のもので1工区あたりの全体事業規模が6千円以上のものでについて採択。	2,5	舗装補修事業に係る補助事業は、平成16年度より廃止。 みちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)による事業(道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条)として、対象事業の目的に合致するものであれば、現行制度でも補修事業は実施可能。また、採択基準はH16年度まで全体事業費1億円であったが、H16年度より目標達成型については下限を顕著する。						
標津町	地域の産業や自然環境を活用した、都市住民との交流推進事業	1156	1156040	121800	遊漁利用等、漁港区域内への直通直轄整備補助採択の優先支援	遊漁利用等、漁港区域内への直通直轄整備補助採択の優先支援	漁港内の整備に伴い、港内道が整備される予定であるが、漁港利用の一面の利便性向上を目的として、連絡道整備を計画しているが、町道としての整備予定であるため、優先的な支援措置を願いたい。	エリア内の活発な利用を図る上からも、早期の着手が必要である。	道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第1項 緊急地方道路整備事業(みちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)について	みちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)では、地域の課題に対応して、一定の地域で一体的に行われる事業に対して交付金を交付する。	8	個別事業の要望については、今般の提案募集の対象外であると考えられる。 なお、地域の課題に対応した拠点整備にあわせ、周辺道路の整備を集中的に行う必要がある場合などに、みちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)を活用することで、このような地域が連携して実施する事業の支援が現行制度でも可能						
岐阜県	美濃ミュージアム街道	1161	1161010	121810	高速道路料金体系の見直し	高速道路を利用した回遊的観光を確立するため、高速自動車国道及びそれに接続する一般有料道路の料金体系に鉄道等では既に実施されている途中下車の制度を創設する。 このため、一定距離(例:100km)以上の利用者に、途中下車を認め、インターチェンジを出た後再度高速を利用した場合、新たなターミナルチャージの賦課の回避、長距離割引の継続を認める。 (1) ETC活用による、途中下車を認める料金賦課システムの開発、運用。 (2) 前払い式のフリーカード(鉄道の周遊券相当)の発売	途中下車制度をインセンティブとし、高速道路を積極的に利用する観光ツアーの造成及び広報を行うことで、高速道路利用者を増加させ、美濃ミュージアム街道への観光入り込み客を増大させる。	途中下車制度がない現状では、高速道路を利用して観光地巡りを行おうとすれば、インターチェンジを出れば長距離割引の打ち切り、入れば新たなターミナルチャージの賦課が発生するため、そのコスト負担に対する動向感から、観光ツアーの造成に支障を来している。	道路整備特別措置法第2条の4、第11条 道路整備特別措置法施行令第1条の5、第1条の6	高速自動車国道の料金については、道路整備特別措置法第11条により「新設、改良その他の管理に要する費用で政令(施行令第1条の5)で定めるものを償うものであり、かつ、公正妥当なものでなければならない。」とされている。	5	高速道路を利用した回遊的観光の確立を図ること等を目的としたものとして、地元自治体の発意の下で、一定の周辺エリアを乗り放題とする「高速道路料金スーパー割引チケット」を発売しているところである。 また、ETC活用による、途中下車を認める料金賦課システムの開発、運用については、高速料金は事前には目的地を明らかにできないため、料金システムの運用上、現状では困難であるが、日本道路公団民営化の一環として検討する。 高速道路料金については、今後も引き続き、多様で弾力的な料金施策にかかる取り組みを進める。						
岐阜県	美濃ミュージアム街道	1161	1161030	121820	ハイウェイオアシス一般道路利用者が利用できるよう解放	ハイウェイオアシス一般道路利用者が利用できるよう解放	河川環境美園は、県内外から多くの利用がある。しかし、一般道からの入園が多く、一般駐車場は休日満車であるが、隣接するハイウェイオアシスは、休日においても駐車スペースに余裕がある。ハイウェイオアシスを一般道路利用者が利用できるように改善。	広いハイウェイオアシスの一部駐車エリアを一般ハイウェイオアシスとして再整備することが駐車場の有効利用につながる。	河川環境美園の利用促進(県民等へのサービス向上と地域活性化)	「SA・PAを活用した地域拠点整備事業推進要綱(案)」の取扱いについて	・市町村が都道府県道路管理者等と連携して、SA・PAを中心とした区域の土地利用、施設の整備等に関する計画を策定し公表。	5	現在高速道路側の駐車場の一部を一般道路側の利用者が利用できるよう、県及び地方整備局、道路公団にて調整中。					
釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	1185	1185070	121830	県道23号線道路改良事業	当該路線は、主要地方道釜石道野線から県道28号線を経て遠野市に至る路線であるが、周辺の広大な高原の有効活用及び近隣市町村との経済交流に資することから整備を図るものである。	全体延長 3,275m 幅員7m(5.5) 全体事業費5億5千万円 事業期間 平成17年度~平成21年度	地方道路整備臨時交付金の対象事業費は下限5億円となっているので、その全体事業費の平均の下限額の緩和を要望する。	道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第1項 緊急地方道路整備事業(みちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)について	みちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)では、地域の課題に対応して、一定の地域で一体的に行われる事業に対して交付金を交付する。	2	平成16年度より、個別事業内容の事前審査から対象事業の目標達成度に対する事後評価に転換することとしており、御指摘の全体事業費の下限値の要件についても目標達成型については廃止する。						
愛知県	DOSS地域再生プラン(Do outdoor sports)	1236	1236030	121840	自然と歴史にこだわった魅力的なアウトドアスポーツ活動空間の提供	自然と歴史にこだわった魅力的なアウトドアスポーツ活動空間の提供	各省市の施策(林道整備・農道整備・観光地の遊歩道)を弾力的に適用することによってアウトドアスポーツの条件整備を実施	パラグライダーの発着・着陸場所や、ラリー・モトクロス等のコースなどのアウトドアスポーツの条件整備する。	国庫補助で実施した林道等の目的外使用の容認と、更新の整備。			6						
平田村	平田ICを活用した地域活性化・交流促進事業構想	1271	1271050	121850	道路管理者外の道路用地内の建築物・工作物の設置に係る許可要件の緩和	道路管理者外の道路用地内の建築物・工作物の設置が可能だが、平田村の都市計画区域(用途指定・未編入)における道路占有許可、または区分所有権等の手続きをとるにあたって、その許可要件を緩和する。	「あぶくま高原ファミリー牧場」では、畜舎や管理棟、物品販売(仮設テント等)を整備し、村民が有する酪農技術を活用した羊などの飼育と地産品の開発・販売を行い、あわせてその体験イベントを実施して、地域活性化や広域交流を促進するものです。 また、一般的に構築して維持管理することが一般的であるインターランプ内用地において他の目的に使用例は非常に稀であるため、平田IC整備のインターランプを広くアピールすることができず、	構築することが一般的なインターランプ内用地だが、それ以外の用途に使うには非常に難しいため、許可要件を緩和していただきたい。	道路法第3条第2条第1項	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	5	ご提案のインターランプ内用地は、道路区域の土地であるので、道路法第3条第1項各号に掲げられる占有物件が設置可能であり、ご提案のテナント等の設置等についても、検討する余地がある。 なお、個別の取扱いについては、道路管理者である福島県当局と相談していただきたい。						

千葉県	「安房自然学校」の推進構想	1305	1305010	121860	補助事業の統合（パッケージ化）	<p>次のような補助事業（例示）のパッケージ化を図り、総合的、一体的な事業実施を可能にする。</p> <p>パッケージ化する補助事業（例示） 〔国土交通省関連〕 都市地方連携型地域再生プロジェクト推進事業</p> <p>〔農林水産省関連〕 新グリーン・ツーリズム総合推進対策のうち地域連携システム整備事業、やすらぎ空間整備事業 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業</p> <p>〔文部科学省関連〕 青少年長期自然体験活動推進事業 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業等</p>	<p>安房地域全域を対象に案内標識の整備、道の駅の活用・連携、体験交流施設の整備、インストラクターの養成、など広域的、一体的に取り組むことにより、自然体験型観光のメゾーンの形成促進を図るとともに、ふるさと空間づくりの推進を総合的に進め、交流人口の恒常的な拡大、観光産業の発展、ひいては地域経済の活性化及び雇用創出を図る。</p> <p>道の駅の活用・連携 〔国土交通省〕 都市地方連携型地域再生プロジェクト推進事業</p> <p>体験交流施設の整備 〔農林水産省〕 地域連携システム整備事業</p> <p>インストラクターの養成 〔農林水産省〕 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業 〔文部科学省〕 青少年長期自然体験活動推進事業 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業</p>	<p>安房地域では、現在、市町村合併の協議が進められており、広域的、総合的な取組と協働が必要となっている。また、補助事業は個々に進んでいるため、同様な補助対象要件（協議会の設置や計画づくり等）が求められている場合にも、個々に対応していかなければならない。</p>	都市地方連携推進事業実施要綱	<p>都市地方連携推進事業は、平成15年度に創設され、都市と農山漁村の市町村や住民等が連携して取り組む先進的な交流事業を支援している。</p>	3		<p>都市地方連携推進事業は、都市と農山漁村等が共同してプログラムを策定し、双方の地域の活性化を図ることを目的とした事業であり、他制度とは目的や期待する効果等が異なるため、事業のパッケージ化は不可能である。</p>	3		<p>都市地方連携推進事業は、都市と農山漁村等が共同してプログラムを策定し、双方の地域の活性化を図ることを目的とした事業であり、他制度とは目的や期待する効果等が異なるため、事業のパッケージ化は不可能である。</p>
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311060	121870	・イベント開催時における道路：河川使用許可等の簡素化	<p>・各地区での祭り、あるいは河川を使ったイベント、市でおこなうイベントなどで道路又は河川を使用するさいの許可申請の簡素化をお願いしたい。</p>	<p>・各地区での祭り、あるいは河川を使ったイベント、市でおこなうイベントなどで道路又は河川を使用するさいの許可申請の簡素化をお願いしたい。</p> <p>・イベント開催において道路使用、あるいは河川使用のためには多くの煩雑なそして期間のかかる許可が必要であるが、地域イベントを開催し、交流人口を拡大するためには、緩和が必要。</p>	<p>道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。</p>	道路法第32条第1項	2	5	<p>地域活性化等の観点から行われるイベント等の実施に伴う道路占用の円滑化に資するよう、全国における道路占用許可を伴う路上イベント等に関する事例調査から得られた様々な工夫策等を、平成15年度中に周知する予定である。</p> <p>さらに、地域の合意に基づいて街の賑わいに資する多様な活動が可能となるよう、一層弾力的な許可の運用が図られるための措置を今後講ずることとする。</p> <p>河川敷大会等の季節的な行事やイベントの開催のための一時的な河川敷地の占用については、河川敷地占用許可条例第15に規定されている一時占用許可として、通常の占用許可手続よりも簡素化を図っていることとする。なお、占用許可に係る標準処理期間については、現行概ね3ヶ月を目安としているところであるが、地域再生区域においてはその趣旨、目的に鑑み、できるだけ早く（処理できるような）短縮化に努めることとする。</p>	2			
会津若松市 郡山市 北塩原村 磐梯町 猪苗代町 河東町 （磐梯高原広域サイン整備構想）	磐梯高原美しい景観形成 - 磐梯高原広域サイン整備構想 -	1351	1351010	121880	道路法に基づく道路標識等の設置基準及び占用許可基準の緩和	<p>道路法の道路標識の設置基準と道路占用基準を緩和し、道路管理者が設置する案内標識と地域案内・誘導サインを一体的に整備ができるようにするとともに、来訪者にとって視認性が高い位置に案内・誘導サインを設置できるようにして頂きたい。</p>	<p>道路標識及び地域案内・誘導サインを一体的に整備するとともに、当該標識・サインをより視認性の高い位置に設置することにより、当該景観地域の観光情報等を適切に整備し、世界に誇れる景観の保持と周遊性を高めた観光資源の効果的な利用を推進させ、地域の活性化を図る。</p>	<p>道路案内標識と案内・誘導サインは、それぞれ独立した設置がなされており、道路案内標識から離れた位置に案内・誘導サインを設置しているために、統一した案内・誘導が難しい現状がある。また、道路敷地内に道路占用許可により案内・誘導サインを設置する場合、道路案内標識と離れた場所に設置せざるを得ない状況であり、車の来訪者にとって視認性の低い歩道外側等にサインを設置しなければならない。国際的な観光地として、来訪者に分かりやすく視認性の高い案内・誘導サインを整備するためには、これらの設置及び許可の基準を緩和して頂き、統一的で視認性の高いサイン整備を図る必要がある。</p>	道路標識、区画線及び道路標識に関する命令（通称 標識令）	5	5	<p>標識令は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、統一的な整備を行う上で必要な事項について定めたものである。</p> <p>ご提案にある地域案内・誘導サインを道路上に占用許可によって設置することは、現行でも可能である。</p>				
古殿町	流籠馬の里づくりによる地域再生計画	1364	1364020	121890	県、道案内標識の記載事項の規制緩和	<p>現在、地名、地域の名称のみの表示しか認められていないが、流籠馬のPRの促進のため流籠馬のイメージデザイン等の表示を可能とする。</p>	<p>現在、地名、地域の名称のみの表示しか認められていないが、流籠馬のPRの促進のため流籠馬のイメージデザイン等の表示を可能とする。</p> <p>視認性良好的な、県道案内標識にPRのための流籠馬のイメージデザイン等を記載することにより効果的かつ効率的にPRすることができる。</p>	<p>道路標識、区画線及び道路標識に関する命令（通称 標識令）</p>	標識令により案内標識の様式等を規定	5	5	<p>標識令別表第二備考一（一）5において、「案内標識の標示板の文字には、地名、路線番号、道路の通称名又は公共施設等の名称のいずれかを用いることができ、当該標示板の文字に公共施設等の名称を用いた場合において必要があるときは、当該標示板に公共施設等の形状を表す記号を表示することができる。」こととするなど、絵文字（ピクトグラム）の表示を可能としている。</p> <p>道路法第45条第2項の規定により、道路管理者は「道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため」に道路標識を設置するものであり、公共施設等の案内を円滑にすることが目的であり、観光資源のPRを目的とするものではないことに留意していただきたい。</p>				
日立市	既存の社会資本を活用した交通渋滞緩和策	1372	1372010	121900	車道幅員を最小化し、現道幅員の有効活用による渋滞緩和	<p>国土交通省が所管する国道について、道路構造令第5条の4に規定される車道幅員の弾力的な運用により、現道幅員のまま車道3車線化を図る。</p> <p>（市役所前国道6号の車道幅員1.2m） 車道（3.25m+3.25m）+3.25m +路肩（0.75m+0.75m）=11.25m を基本とするが、狭小幅員区間は車道3m、路肩0.25mを採用</p>	<p>都市部一般国道は道路構造令の規定では第4種第1級とされ、標準車道は3.25mであるが、これを3mとする。</p>	道路構造令（政令）	道路構造令第5条第4項で車道の幅員を規定	5	5	<p>道路構造令第5条第4項に定める車道の幅員は、道路の種類別に規定する設計速度に応じて、車両の物理的幅員にすれ違い等に必要余裕を加えて定められたものである。ただし、地形の状況等やむをえない場合において、一般下の道路区分を採用することや、歩道等設ける道路にあって支障がない場合においては路幅を設けず、または縮小する（道路構造令第8条第7項）などの運用を行うことが可能である。しかし、当該道路の利用状況、大型車両進入、交差点の配置など様々な条件を考慮して道路の計画を行うべきであり、単に構造令の規定上採用が可能であるというだけで、交差点特種等号を多用した現状の道路を計画すべきでなく、地域の状況に応じた適切な幅員とすることが必要である。</p>				
日立市	既存の社会資本を活用した交通渋滞緩和策	1372	1372020	121910	高速道路の有効活用による市内交通渋滞の緩和	<p>市内一般国道の渋滞に対し、常磐自動車道の交通量はさほど多くない。標準的な高速道路の計画交通量は48,000台/日であるが常磐自動車道における現在の交通量は、約25,000台/日である。そのため、料金割引制度を導入し、一般国道の車両を迂回させる。</p>	<p>高速自動車国道法及び道路整備特別措置法により定められている、割引制度の運用基準の緩和を図り、高速道路の利用を増加させる。定期券導入に当たっては、JRの割引率に準拠。（6ヶ月間定期は、約6割引）</p>	<p>常磐自動車道の日立市内区間に回数券導入。同区間に、定期券制度創設。同区間にポイント制度導入（または、別納割引の低額利用者への拡大）</p>	道路整備特別措置法第2条の4、第11条 道路整備特別措置法施行令第1条の5、第1条の6	<p>高速自動車国道の料金については、道路整備特別措置法第11条により「新設、改築その他の管理に要する費用で政令（施行令第1条の5）で定めるものを償うものであり、かつ、公正妥当なものでなければならない。」とされている。</p>	5	5	<p>沿道環境改善や渋滞緩和、交通安全対策などを推進することを目的とした弾力的な料金設定の実施に向けて、地方からの提案により有料道路の料金に係る社会実験を行っている。</p>			
山形県	やまがた産業ルネッサンスプラン	1385	1385060	121920	国土交通省の光ファイバ開放手続の簡素化並びに開放区間の拡大	<p>河川・道路管理用光ファイバの開放については、毎年国土交通省において開放区間を定め、年間1回の申込期間に受付、申込者間の調整、開放決定を行っているところである。その手続き等について簡素化・迅速化並びに開放区間の拡大を要望するもの。</p>	<p>携帯電話の不感解消は通信事業者単独によるもの、国庫補助事業（総務省）を活用したものがあるが、不感解消においては補助事業を活用しても事業者の参入が得られない。今回、国土交通省の光ファイバを活用することにより、通信回線確保に係る初期費用・維持費用の削減が図られることから、事業者の参入の得られる見込みとなったが、申し込み時期が規定されていること、開放決定まで約半年の期間が必要になることから、手続きの簡素化・迅速化を要望するもの。また、ダム管理用光ファイバについても開放区間にしていただけでは、なお一層今後の不感エリア解消が図られるため、併せて要望する。</p>	<p>平成14年度から国の管理する河川・道路管理用光ファイバのうち、当面利用予定のないものについて、第一種電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者、国、地方公共団体に対して開放している。毎年6月頃に開放する区間を公表し、9月に利用申込みの受付をしたため、兼用工作物管理協定の締結、占用許可・工事手続きを経て、接続工事の開始となる。</p>		2		<p>現在、9月に2週間程度の申込み期間を設定しているが、利用者の要望に応えるため、平成16年度の開放から申込み期間を拡大する方向で検討しているところ。</p> <p>また、現在開放区間の公表から開放決定までの非公開期間を1ヶ月とし、このうち開放区間の公表から開放決定までの1ヶ月、開放後の非公開期間の1ヶ月については、制度の趣旨、利用条件等の周知も含めた期間であり、制度の運用が3年目をむかえる平成16年度はこれらの期間を短縮する方向で検討している。</p> <p>ダム管理用光ファイバについては、ダム管理用の必要最小限のものが設置され、空きが無く一般開放は困難である。</p>				

<p>福岡県 会津若松市</p>	<p>総合治水対策による歴史・自然・文化がいきづき夢のあるまち再生事業</p>	<p>1200</p>	<p>1200010</p>	<p>122090</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法の指定要件の拡大</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法に指定される河川は三大都市圏や大都市を流下する河川に絞られる見込みであり、同法の指定要件を緩和するとともに、地方都市の河川に流域貯留浸透事業等、総合治水に関連した事業の採択を受けられるようにする。</p>	<p>1)雨水排水路の整備 力平型道路の形状を考慮した雨水排水路の再編と断面拡大 2)雨水の各戸貯留 既存の調査資料から地下水位が比較的高いことから、各戸貯留では、街並みに配慮し、酒樽等を利用した雨水の一時貯留と浄水施設の整備を図る。 3)公共施設の貯留施設の整備・耐水化 流域の総合的な治水対策の一環として、公共施設への貯留施設を配置・整備する。また、貯留施設の規模に応じて施設の耐水化を図る。 4)公共空地(公園・校庭、お城のお堀等)の遊水施設整備 流域の総合的な治水対策の一環として、公共空地への貯留施設を配置・整備する。</p>	<p>市街地の内水被害を軽減し、歴史と伝統を感じさせる潤いのある街として再生するためには、流域内の総合的な対策が不可欠である。しかし、現行の治水対策では河川区域に限定されているため、内水被害が発生した区域には事業が施行できない。 このため、特定都市河川浸水被害対策法の適用要件を緩和した上で、「金津らしき」を感じることのできる、まちづくりと一体となった治水対策の施行が求められている。</p>	<p>「流域貯留浸透事業制度要綱について」(建設省河環発第17号平成8年5月10日河川局長通達) 「流域貯留浸透事業実施要綱について」(国河環第125号、国河治第264号平成15年4月1日河川環境課長、治水課長通達) 「新世代下水道支援事業制度実施要綱について」(建設省都下公発9号平成11年3月19日都市局長通達 最終改正 国都下事第1号平成15年4月1日) 「新世代下水道支援事業制度実施要綱の運用について」(建設省都下公発9号、建設省都下流発7号平成11年3月19日公共下水道課長、流域下水道課長通達 最終改正 国都下事第76号平成15年6月17日)</p>	<p>都市化の著しい河川の流域においては、河川事業として、流域貯留浸透事業により、地方公共団体等が行う雨水貯留浸透施設の設置や調整池の嵩上げ等に対する補助を行っている。 雨水内水対策が必要な地域においては、下水道事業として一定規模以上の雨水貯留施設等により補助を行うほか、新世代下水道支援制度により各戸貯留に対する補助や貯留施設の設置に対する補助を行っている。</p>	<p>5 (流域貯留浸透事業については8)</p>	<p>特定都市河川浸水被害対策法の河川指定を受けずとも、37.に示した通達等に基づき、必要な要件を満足する場合には、流域貯留浸透事業制度及び新世代下水道支援事業制度等を活用して、雨水排水路、各戸貯留、公共施設の貯留施設、公共空地の遊水施設の整備を適切に図ることが可能ですが、流域貯留浸透事業については、個別事業の採択要となることから、今回の提案募集の対象外であると考えております。</p>					
<p>福島県 白河市</p>	<p>南湖公園再生計画</p>	<p>1204</p>	<p>1204600</p>	<p>122100</p>	<p>農業用ため池としての南湖の整備に対する規制の緩和</p>	<p>利水及び親水施設である南湖の機能維持・強化に向けた施設整備のために、公有水面埋立行為であっても、ため池の管理者が、管理道の整備等必要最小限の改修・整備は実施できるように規制を緩和する。</p>	<p>ため池としての水利施設の整備や堆積土砂の浚渫の掘削等の工事が規制されているため、事業の実施が困難であることから、当該法規制を緩和する。</p>	<p>都市計画法第29条</p>	<p>開発行為をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p>	<p>8</p>	<p>公有水面埋立法第2条第1項の免許を受けた埋立地であって、まだ同法第22条第2項の告示がないものにおいて行う開発行為は、都市計画法第29条第1項第10号の規定により、開発許可は不要となっている。</p>						
<p>茨城県</p>	<p>霧ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト</p>	<p>1273</p>	<p>1273050</p>	<p>122110</p>	<p>河川流水及び敷地の占用許可の特例と手続きの迅速化</p>	<p>水質浄化等の研究をする者やその実験設備等の設置について、河川流水及び敷地の占用許可の特例措置を講じるとともに手続きの迅速化を図る。また、許可対象者をNPO法人等にも拡大する。</p>	<p>霧ヶ浦及び霧ヶ浦の河川敷地において、水質浄化技術開発に係る実証実験装置の実験を行うことにより、水質浄化技術の研究開発と環境関連産業の創出・振興を図る。 また、霧ヶ浦河川敷地において、NPO、住民団体等が主体となってフューチャーロード事業を実施し、水辺景観づくりを進める。</p>	<p>霧ヶ浦の水質浄化に係る産学官連携の共同研究の円滑な実施を確保するため、その構成員である民間事業者が、霧ヶ浦の河川敷地において取水や実験用施設を設置することを可能にすることが必要である。 また、NPO等による花壇づくりなど、水辺空間づくりへの多様な主体の参画を容易にすることが必要である。</p>	<p>河川法第23条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 (土地の占用の許可) 河川法第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。</p>	<p>特定目的のために、その目的を達成するのに必要な程度において、公共用物たる河川の流水を排他的、継続的に使用する場合には、河川管理者の許可を受けなければならない。</p>	<p>5 (NPO法人への占用主体については3)</p>	<p>河川区域内に施設を設け、霧ヶ浦の流水を利用した水質浄化技術開発研究のための実験を行う場合、実験のための流水の使用により河川流量への影響が全くないものであって、関係河川使用者への影響もなく、実験目的の取水の国民経済上及び国民生活上の重要性に照みて取水の調整も必要ない(継続的に取水できなくても実験に支障がない)と考えられれば、施設の設置について河川法第24条、第26条の許可を得ることにより、実現可能な場合もあると考えられます。一般に、排他的な水の利用を行う必要がない場合は、遊泳場等の流水使用の場合と同様、同法第23条のみをもちいて許可の対象とならないという取扱いが行われていません。いずれにせよ、具体的な許可の要否可否については、担当事務所に相談されたい。ただし、河川敷地における占用施設は、河川管理上の支障を及ぼさないよう適切な維持管理の徹底が求められることから、これらを考慮した場合、少なくとも第3セクターを含めた公的主体による設置・管理によるべきです。なお、国土交通省としては、河川管理行為として市民団体と連携した「アサザプロジェクト」等の水質改善活動を実施しています。</p>	<p>NPO法人や住民団体でも、河川管理上の支障を及ぼさないよう適切な維持管理及び占用終了時における占用施設の撤去等が将来にわたって担保されるような財力を含めた責任能力が確認できれば占用許可は可能ではないか、また、第3セクターまでしか認められない理由が確法実態の担保にかなっていない理由が確法実態の担保にかなっていない理由が、NPO法人や住民団体を否定する根拠とはならないのではないか、再度検討し回答されたい。</p>	<p>5(占用主体の拡大については3)</p>		<p>占用主体の選定については、河川敷地における占用施設が、河川管理上の支障を及ぼさないよう適切な維持管理が可能であること及び占用終了時における占用施設の撤去等が将来にわたって担保されていることが不可欠です。 NPO法人や住民団体は、日常の適切な維持管理及び災害等の緊急時において、第3セクターを含めた公的主体と同様の体制を執ることは困難であり、NPO法人や住民団体による占用は認められるものではありません。</p>	
<p>茨城県</p>	<p>鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト</p>	<p>1274</p>	<p>1274030</p>	<p>122120</p>	<p>NPO法人等による体験・交流活動を支援するコミュニティファンドの形成促進</p>	<p>・NPO法人等による河川等を活用した環境学習や自然体験学習活動を支援するために地方公共団体が行うコミュニティファンドの形成について、(財)河川環境管理財団の河川整備基金を活用した出資を可能にする。 ・上記ファンドに対する民間(企業及び個人)からの出資について、地方公共団体に対する寄付金同様、全額損金算入(個人の場合は所得控除)可能とする税法上の緩和措置を講ずる。</p>	<p>コミュニティ・ファンドを形成し財政基盤の脆弱なNPO法人などに対して出資を行うことにより、官民協働の河川を活用した環境学習や自然体験活動の活性化を図る。</p>	<p>(財)河川環境財団 河川整備基金創設事業募集要項</p>	<p>河川整備基金により、河川、ダム等に関する調査・試験・研究、環境整備対策及び国民的啓蒙運動に対する助成を行っている。</p>	<p>3</p>	<p>・河川整備基金は、河川、ダム等に関する調査・試験・研究、環境整備対策及び国民的啓蒙運動に対する助成を行うため、国民各層、企業等からの拠出により設立されたものである。また、河川環境管理財団の寄付行為第6条の2で、「この法人の運用財産に、次の各号に掲げる事業の経費に企てるため、河川整備基金を設ける。 (1)河川、ダム等に関する調査・試験・研究に対する助成 (2)河川、ダム等に関連する環境整備対策に対する助成 (3)河川、ダム等に関する国民的啓蒙運動に対する助成 (4)河川、ダム等に関する調査・試験・研究、河川、ダム等に関連する環境整備対策及び河川、ダム等に関する国民的啓蒙運動でこの法人が行うものに関する経費 (5)その他各号に掲げる事業に附帯する事業」と規定されており、個人、団体等への助成を主な事業としている。 以上のことから、他団体の基金への出資(寄付)は不可能。なお、NPO法人等による河川・ダム・砂防、海岸等にかかる体験・交流活動については個別・具体的な助成申請があれば、全体的見地から審査した上で助成することは可能。</p>						
<p>茨城県</p>	<p>つくば広域都市圏活性化プロジェクト</p>	<p>1277</p>	<p>1277090</p>	<p>122130</p>	<p>水環境への配慮</p>	<p>流域貯留浸透事業における補助の拡充・流域貯留浸透事業にかかわる水環境創造事業(下水道事業)と流域貯留浸透事業(河川事業)という二つの補助事業を統合的に実施する。</p>	<p>地域の田圃環境を含めた水環境への影響を最小限にするため、開発区域内の学校及び道路、公園等に雨水貯留浸透施設を設置する。</p>	<p>「流域貯留浸透事業制度要綱について」(建設省河環発第17号平成8年5月10日河川局長通達) 「流域貯留浸透事業実施要綱について」(国河環第125号、国河治第264号平成15年4月1日河川環境課長、治水課長通達) 「新世代下水道支援事業制度実施要綱について」(建設省都下公発9号平成11年3月19日都市局長通達 最終改正 国都下事第1号平成15年4月1日) 「新世代下水道支援事業制度実施要綱の運用について」(建設省都下公発9号、建設省都下流発7号平成11年3月19日公共下水道課長、流域下水道課長通達 最終改正 国都下事第76号平成15年6月17日)</p>	<p>都市化の著しい河川の流域においては、河川事業として、流域貯留浸透事業により、地方公共団体等が行う雨水貯留浸透施設の設置や調整池の嵩上げ等に対する補助を行っている。 下水道事業として一定規模以上の雨水貯留施設等に補助を行うほか、新世代下水道支援事業における水環境創造事業での雨水貯留浸透施設への補助を行っている。</p>	<p>5</p>	<p>水環境創造事業は下水道における雨水の流出抑制を目的とし、流域貯留浸透事業は河川の流量分担による洪水被害の防止又は軽減を目的としており、事業の趣旨は異なるが、水環境創造事業を実施する地域内でも流域貯留浸透事業の活用は可能であり、統合的に実施することは可能です。 いずれの事業についても、地元の見解をお聞きしながら推進していくこととします。</p>						
<p>神奈川県</p>	<p>国際観光推進構想</p>	<p>1285</p>	<p>1285070</p>	<p>122140</p>	<p>映画等の撮影に関する手続の簡素化</p>	<p>フィルムコミッション推進のため、道路、海岸等の使用許可申請等の手続の簡素化</p>	<p>県内での撮影を促進するために、市町村のフィルムコミッションと連携し、映画等の媒体による神奈川県の情報発信を図る。</p>	<p>映画等の撮影の際、道路等の使用許可の手続事務が煩雑である。</p>	<p>海岸法第7条及び第37条の4</p>	<p>海岸保全区域及び一般公共海岸区域において映画・テレビ等のロケセットを設置する際、その規模・期間によっては海岸管理者たる都道府県知事の許可を受けることとなっている。</p>	<p>5</p>	<p>そもそも海岸法第7条及び第37条の4に規定する許可は自治事務とされています。 許可基準については海岸管理者たる都道府県知事の裁量となっており、県内部での調整により基準の緩和は可能と考えられます。 また、地方自治法上、法の趣旨を逸脱しない範囲において条例等で基準を定めることが可能と規定されています。</p>					

岐阜市	水によるまちおこし構想	1322	1322010	122150	長良川等河川の水利調整に関する利便性の向上	許可水量の範囲内において、水利権の許可を受けた者の数量で目的外への水利権利用が可能となるよう緩和	水を活かした観光振興と水と触れ合う場の創造に向けて ・河川の利用促進に向けた調査の実施 長良川をはじめとする河川について、水利権等を踏まえ、河川の多面的な利用方法など、その有効活用を図るための可能性や条件などを調査・検討する。 ・暗渠水路実態調査の実施 市街地を流れる水路において暗渠部・開渠部の水量等を把握し、さらに暗渠上部の利便性の向上を把握した上で、開渠化に向けた基礎資料を作成する。 ・関係機関との調整 暗渠上部利用主体との調整協議を行う。 ・事業の実施 整備の可能性があると判断された箇所について、地域資源を活用した新たな観光拠点整備の事業化を図る。	現在、市街地における水辺空間の創出が課題となっているが、都市用水の無駄のない有効利用方法を検討し、その取組となる水源を河川(長良川)に求め、市街地に清流を復活させ、新たな仕掛けづくりとして水とのふれあいを、水による観光の振興及び付随する雇用の促進を図る。また、本構想において実施される開渠施策との関係も深く、その波及効果による二次効果も大きく見込まれる。	河川法第23条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。	河川の流水は公共の資産である。流水の占有を行うには、審査基準に適合し河川管理者から河川法第23条の許可を受けることとなっている。第23条の許可を受けた水利権を異なる目的で使用する場合に、既に許可を受けている水利権の減量許可と、新たな水利権の占有を併用することにより転用がなされる。水系全体の河川の有効な利用の確保、多数の利水者の水利権の占有調整、水利権の維持の観点から転用には河川管理者の判断が必要である。	5 (許可受者の数量による目的外使用は3)	地域再生構想に係る水利権の目的が、それぞれ公共・公益性を有するものであれば、それぞれの目的毎に許可の申請をすることにより、河川管理者による審査を踏まえて審査基準に照らして適正であれば、許可を受けることが可能である。水源地確保のために用途をまたがった水の転用を行う場合には、転用元となる既存の水利権に関する協議を踏みつつ、早期に関係機関に相談されれば、手続の迅速化が図られるよう適切な対応に努めます。なお、河川の流水は公共の資産であり、河川の適正な利用の観点から、水利権は、河川管理者の判断により目的が公共・公益性を有するものに限り許可され、その許可水量は、目的に応じた必要最低限の量しか与えられない。仮に、目的外使用、転用が河川管理者の許可手続を経ずに行われることになれば、当該目的外使用の部分について、河川管理者が水利権の許可をすることによって本来行うべき水利権の公共・公益性等の判断をすることができず、水需要の全体像や河川における諸条件を総合的に考慮した上で河川の流水の有効な使用の確保に支障が生じるおそれがあります。	水利権の転用はどのような場合に認められるのか、その許可の基準を明らかにされたい。	5 (許可受者の数量による目的外使用は3)	水の転用は、転用元の水利権の廃止又は減量と、新たな水利権の許可を受けられるという形で行われます。新たな水利権は、次のような審査基準に照らして適正であれば許可を受けることが可能です。すなわち、水利権の目的及び事業内容が公共の福祉の増進に資するものであること、実行の確実性が確保されていること、河川の状況等に照らし流水の正常な機能の維持等に支障を与えないこと(仮定的に取水を行うこと、治水その他の公益上の支障を生じおそれがないこと)について河川管理者が審査し、適正であれば許可がなされることとなります。具体的な許可の可否については、担当事務所に御相談下さい。
宇多津町	宇多津臨海部活性化構想	2013	2013010	122160	補助金要件の改善と国庫補助制度の利便性の向上	この近隣圏内には、産業(工業)再配置補助金(旧通産省)をもらって建設した宇多津町産業集積地があるが、リニューアルするには残存価額に見合う補助金返還を求められる。また、公園のリニューアルについても補助(国土交通省)を受けるには修繕程度の更新が必要で、時代のニーズに対応するにはあまりにもきびすぎる内容であり、今後地域再生(活性化)を進めて行くうえで改善(緩和)措置を講じられたい。	現在検討中である海岸環境整備事業と並行に公園や公園施設のリニューアルを考えている。また、この公債は、国交省の道の駅の指定を受けており地域の活性化や観光客の利便性の向上のため、産業資料館の増設等を行うための充実に活用していく。また、施設の運営管理を民間委託し雇用の創出を図っていく。	都市公園法第19条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体に対し都市公園の新設又は改築に要する費用の一部を補助することができる。	都市公園事業の補助金においては、バリアフリー、防災機能の向上等の視点から行う施設の全面改修等のリニューアルに対して補助を行っている。	5	公園施設の維持補修等にかかる経費については原則地方財源で行われるものであるが、バリアフリー化や防災機能向上等の機能アップにつながるような全面改修等のリニューアルに対しては補助対象となる。	区分別期間を経過しない公園施設の処分にあたっては、公園の機能の向上を目的とした改修と、補助金の目的に照らし、個別の状況に応じ、補助金の返還を要しない場合がある。			
相生市	相生湾臨海部活性化構想	2045	2045030	122170	・既設護岸の管理用通路敷を有効活用する場合の阻害要因の除去	・既設護岸の管理用通路敷の占用は、イベント時など一時使用であれば認められているが常時使用は認められていない。可能な限りの公共性を担保することにより、オープンカフェ等の施設の常設を認める。	・交流拠点として機能する「道の駅あいのべ」の整備、等の護岸上にオープンカフェ等を併設し、その相乗効果によりさらなる集客を図り、地域経済の活性化・雇用の創出を図る。	海岸法第7条	海岸保全施設の占有においては海岸管理者たる都道府県知事の許可を受けなければならないが、海岸法第7条第2項において海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、許可しなくてもよいとしている。	5	そもそも海岸法第7条に規定する許可は自治事務であり、海岸の防護に著しい支障を及ぼさない範囲において、海岸管理者たる都道府県知事から認められるべきである。				
三重県	観光による地域再生	2058	2058050	122180	河川占用許可の弾力化	特定の地域において観光振興を目的とした場合の景観形成や町並み整備、及び観光イベントの開催等に関して河川占用許可の要件を緩和するなど弾力化を行う。	河川敷の桜並木の再生やポート基地・河床科草の整備など河川を利用したまちづくりの推進を行う。	河川法第26条(工作物の新設等の許可) 河川法第27条(土地の掘削等の許可) 河川区域内における樹木の伐採・移植基準について(建設省河治発第44号平成10年6月19日治水課長通達)	河川環境整備事業(直轄及び補助)	1 (河川敷の占有) 5. 8)	37. に示した通達等により、必要な要件を満たす場合は、河川環境整備事業(直轄及び補助)において治水や舟運等の河川利用の推進を図るために必要な河川敷等の整備が可能であるが、個別事業の要望については、今回の提案募集の対象外であるとする。	花火大会等の季節的な行事やイベントの開催のための一時的な河川敷地の占有については、河川敷地占有許可制第15に規定されている一時占有許可として、通常の占有許可手続よりも簡素化を図っているところですが、また、河川に著しい支障を及ぼす恐れのある河川敷地内においてイベント施設、オープンカフェ等の施設の設置の要望があった場合には、河川敷地占有許可制第6に規定する占有主体に加え、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において、適切と認められた管理活動を行う事業者等に河川敷地の利用を認め、社会実験を行うこととしています。今後の実施状況を見守りつつ、同様の目的を有するその他の区域においても要望があった場合には、治水上の安全性を始めとした河川管理上の支障がなく、かつ、地域の合意形成が図られたものについては、社会実験として積極的に取り組んでいくこととしています。また、河川区域内における植栽については、河川区域内における伐採・植栽基準に基づき、治水・利水・環境等の支障とならない範囲で可能となります。			
北九州市	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	2083	2083040	122190	民間事業者による河川使用の許可	河川敷地内におけるイベントを行う際の占有主体は、国又は地方公共団体等の公共主体に限られている。オープンカフェや朝市など定期的又は定期的な河川敷地を利用した民間事業者による占有(項目と地域を限定)を許可する。これによって、民間主導のイベントが開催されることで、賑わいが創出され、地域再生に寄ることができる。	河川敷地内におけるイベント、オープンカフェや朝市など定期的もしくは短期的な河川敷地を利用した民間事業者による占有(項目と地域を限定)を許可する。これによって、民間主導のイベントが開催されることで、賑わいが創出され、地域再生に寄ることができる。	河川法第24条、河川敷地占有許可制第6	現在、河川敷地の占有主体については河川敷地占有許可制第6の規定により、国又は地方公共団体等の公共主体に限られているところであるが、都市再生プロジェクト区域内である遊歩場、太田川等において、当面社会実験として、試行的に民間に対してオープンカフェ、イベント施設等の河川敷地利用を認める方針。	1	都市再生プロジェクト区域内においてイベント施設、オープンカフェ等の施設の設置の要望があった場合に、河川敷地占有許可制第6に規定する占有主体に加え、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において、適切と認められた管理活動を行う事業者等に河川敷地の利用を認め、社会実験を行うこととしています。今後の実施状況を見守りつつ、同様の目的を有するその他の区域においても要望があった場合には、治水上の安全性を始めとした河川管理上の支障がなく、かつ、地域の合意形成が図られたものについては、社会実験として積極的に取り組んでいくこととしています。				
特定非営利活動法人地域自	流域活性化推進事業	3054	3054030	122200	流域交通網は最終的な課題である。そのための準備として、有線放送網を整備し、流域情報伝達のための規制緩和、テレバンクサーバー費用支援、流域の環境監視カメラ費用支援	1) 流域情報伝達は、現状の有線設備、ADSL基地局を配置整備、ソフトウェア整備、ハードウェア整備(例えば、テレバンクサーバー3千万円/1式×2式=6千万円、監視カメラ百万円×100式=1億円、電子会議用ソフトウェア1式2千万円、環境監視用ソフトウェア1式2千万円)、G1観光・環境・施設管理1式5千万円) 2) 流域交通網は、市町村を貫通した、河川域の有効利用となり、河川整備予算利用3)1)、2)を実現するための施策の利便性向上	河川の流域環境は整備するためには、流域環境や人々の生活環境の映像による、交流を促進するため、強力な24時間稼働テレバンクサーバーを整備し、電子会議、環境監視などを促進する。現在、流域での地産地消が、過疎地での経済停滞のために遅れているが、この種の高度情報化での経済的効果が重要な役割を果たす。将来的には、流域モーターなどの流通・交通手段の実現が期待される。当面は過疎地での交通量を間接的に促進する。	河川法第9条	国民の生命・財産を守るためには、ハード整備と合わせて防災に資するあらゆる情報を一元化し広く国民と共有することが必要であるとの観点に基づき、河川には情報発信性を高めるためのハード・ソフトウェアとなった施策(水情報伝達の構築)を推進している。この一環として、水害や土砂災害が人命・財産を守るため、監視カメラなどの監視設備、観測機器の設置及び光ファイバー網の整備を推進するとともに、河川に関する防災情報をワンストップで提供する「川の防災情報」をWEB上にも提供するなど、防災情報の提供を実施している。また、監視カメラについては河川管理に役立つとともに、自然観察等により地域の総合学習等河川環境のための取組みにも活用されているところ。さらに、河川等管理用ファイバーについては、「e-Japan推進計画」に掲げられている「世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」を積極的に支援することとなるため、平成14年度から河川管理に支障のない範囲で、第一種電気通信事業者等に開放している。	5	平成16年度予算案においても、重点4分野施策として水情報伝達の構築に取り込むこととしており、光ファイバー、CCTV、監視機器、観測機器等の整備を推進してまいるとともに、河川等管理用ファイバー及び収容空間の民間開放についても引き続き実施してまいります。				

小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	1240	1240120	122320	公営住宅入居条件の緩和	入居条件を緩和し、小野町に居住を希望する他市町村からの転入者を受け入れる。特に誘致企業等においては、県外等から転入により転入する者もあり、安心して働くことのできる環境整備の一つとしても、入居条件の弾力的な運用を可能としてほしい。	公営住宅の設置目的は、住宅困難者及び低所得者への住宅提供であり、入居者の募集は公募とされているが、当町への転入希望者へ賃貸することで、定住促進・他市町村から移住希望者が安心して移住できる環境整備が図られる。	現行の公営住宅法では、入居要件を緩和もしくは排除しなければ入居できない人がいる。定住人口の拡大を図るためには、安心して居住できる環境作りが必要であり、そのためには公営住宅入居要件の緩和を図る必要がある。	公営住宅法第23条 公営住宅法附則第15項 通知（平成8年10月14日建設省住総発第153号）	公営住宅に入居するためには、以下の条件を具備している必要がある。 同居親族を有すること 収入が一定水準を超えないこと 現住住宅に困窮していること 振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をいう。）の区域の全部又は一部を含む市町村の公営住宅については、入居者に同居親族がない場合でも入居が可能であり、また、他市町村からの転入者を公営住宅に入居させることについては、公営住宅法上制限しているものではなく、事業者が独自に、当該事業者主体内に居住していること等を入居資格として定めているものと考えられるため、現行制度で対応することは可能である。	5							
糟内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	1327	1327010	122330	「優良建築物等整備事業」における敷地制限の要件緩和	「優良建築物等整備事業」における地上3階以上の階数制限については、地方の都市部では要件クリアのために3階を建築することで事業全体の採算性を悪くする場合があります。人口等の条件による要件の緩和が必要である。	「都市再生（市街地総合再生）プロジェクト」において、都市観光を大きなテーマに権内港を核として隣接する市街地と連携した国際交流拠点としての新しい「顔」づくりの「マリンタウン 副計画」、かつて沖合い底引き漁業の基地として賑わった第一副港に新たな交流空間を創出する「シーランド計画」、JR権内駅周辺地区の開発を旨とする「中心市街地活性化事業」に取り組んでいる。これら新たな交流拠点の創出は当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。	「シーランド計画」において、「優良建築物等整備事業」により「ファッショーマンズウォーク」的な施設を計画しているが、地上3階以上の階数制限により、要件クリアのために3階を建築することで事業全体の採算性を悪くするため事業の円滑な推進にあたり、これら要件の緩和が必要である。	「優良建築物等整備事業制度要綱」（建設省住街発第63号平成6年6月23日建設省住宅局長通知）第4第四項	優良建築物等整備事業の目的を達成するため、建築物の基準を「階階を除く階数が原則として3階以上であること」としている。	8							
喜多方市	グリーン・ツーリズムで地域活性化	1342	1342020	122340	農泊における農村家屋の保全	農泊を行う家屋の形態を変更しないで農泊の営業を行う。 農泊については用途変更扱いとせず、建築確認申請の除外	家屋の形態を保全し、農村、田舎らしさを活かした農泊を行う。	現行法令では、特殊建築物に該当し、大幅な改造が必要で、本来の農村らしさを失ってしまう。	建築基準法第27条 等	一定の特殊建築物は耐火構造等としなければならない。	5							
多治見市	多治見市産業再生	1381	1381060	122350	建築基準法48条別表第2	商業地域においては、陶磁器製造施設の建築が制限されているが、この規制を緩和していただきたい。	地場産業である陶磁器産業を、観光的に再生し、市街からの来訪者を増加させるべく取組んでおり、そのためには、民間事業者による陶磁器の販売施設や製造施設（工房程度の規模）を集客力のある商業地区においても整備可能とし、地場産業振興に寄与させようとするもの。	建築基準法第48条別表の規定を改正し、商業地域の特性を損なわないという一定の条件を満たす場合は、建築を可能とすることが必要であり、条例による特別工業地区の建築制限の緩和とは趣旨が異なると考えられる。	建築基準法第48条第9項、別表第2	各地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。	5							
北海道 滝川市	商業都市の再生	1390	1390030	122360	特定優良賃貸住宅供給促進事業（含む高齢者向け優良賃貸住宅制度）入居者要件等の緩和と手続の簡素化	中心市街地における民間による街なか居住促進のための現行特定優良賃貸住宅供給促進事業（含む高齢者向け優良賃貸住宅制度）における住宅基準・管理基準等の緩和と手続の簡素化	中心市街地の地盤沈下の要因は商業の不振だけではなく、人口減少による生活の場としての賑わい低下も大きく影響している。中心市街地への定住人口を少しでも増やすために、広大な敷地や入居要件に制限があり建設まで長い時間がかかる公営住宅ではなく、民間住宅の建設促進を図る必要がある。	現行制度は手続きが煩雑であり、かつ建築基準や管理基準が厳しく民間の利用がのびない状況にあるので、少しでも要件緩和や手続きの簡素化により、街なか居住の促進を図りたい。入居は公募等で企業契約は出来ない。所得制限の下限が高く地方都市では制約になる。住宅管理者が直接管理できない。	特優賃法第3条第6号同省令第9条、高優賃法第3条第8号同省令第18条 特優賃法第3条第4号同省令第7条、高優賃法第3条第1条第6号同省令第16条 特優賃法第3条第7号同省令第15条、高優賃法第3条第9号同省令第25号	入居者の選考に際しては、法律等（特優賃法第3条第6号同省令第9条、高優賃法第3条第8号同省令第18条）において、原則として公募しなければならない。 入居資格は、法律等（特優賃法第3条第4号同省令第7条、高優賃法第3条第1条第6号同省令第16条）において、収入分位0%から入居可能である旨決められている。 管理費の基準については、法律等（特優賃法第3条第7号同省令第15条、高優賃法第3条第9号同省令第25号）において定められており、この基準に合致する者であれば、当該住宅を管理することができる。	5							
松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	2044	2044080	122370	優良建築物等整備事業制度の緩和・拡充	地域再生として観光振興を進めるため、優良建築物等整備事業の共同施設整備費の対象に観光案内施設整備にかかる経費を追加する。 また、既存ストック活用型の要件として「転用後の建築物の延べ面積が1/2以上が住宅」とあるが、住宅以外に社会福祉施設等や子育て支援施設、観光案内施設等も加える。	平成18年のNHKのスペシャル大河で「坂の上の雲」の映像化が予定されており、観光客の急増が予想されるが、これらに対応するため中心市街地等における既存ストック等を活用した観光案内施設整備を想定している。	優良建築物等整備事業の共同施設整備費の対象には「観光案内施設」等は含まれていない。また、既存ストック活用型は都心居住の促進を主目的としているが、都市中心部においては待機児童も多いなど社会福祉施設等の整備促進も求められている。	「市街地再開発事業等補助要綱」（建設省住街発第47号昭和62年5月20日建設省住宅局長通知）第5第3項 「優良建築物等整備事業制度要綱」（建設省住街発第63号平成6年6月23日建設省住宅局長通知）第2第五項	優良建築物等整備事業において「共用部分整備費」等を補助対象としている。 優良建築物等整備事業既存ストック型の要件を「転用後の建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供すること」としている。	5 8							
熊本県	熊本型福祉でまちづくり構想（案）	2047	2047180	122380	県営住宅と福祉施設との合築による補助金の創設等	地域福祉の推進を図るため、ボランティア・NPO等が、公営施設の一部を活動拠点として介護や子育てに関する相談窓口や育児サークルなどを行う場合に、当該事業に必要な設備整備について社会福祉法人等と同様に国庫補助対象とする。また、県営住宅と福祉施設とを合築する場合における総合的な補助金の創設	ボランティア・NPO等が、公営施設の一部を活動拠点として介護や子育てに関する相談窓口や育児サークルなどを行うことにより、より地域に密着したサービスが提供されるとともに、県営住宅と福祉施設との合築を推進することにより、少子高齢化の進展の中で、身近なところでの地域福祉の拠点の創設が可能となる。	NPOやボランティア等は、社会福祉法人等に比べ財政基盤が弱く、さらに事業実施の際の国庫補助等でも差異が設けられているため、新たに事業展開することが困難な状況にあり、また、県営住宅と福祉施設との合築については、県営住宅の整備に関する補助制度と社会福祉施設の整備に関する補助制度との組み合わせることが困難である。	公営住宅整備事業等補助要領第5第2項 平成16年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について別表第2（9） 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目	【地方公共団体による建設又は買取の場合】 国の補助金額の算定の基礎となる標準建設費等の算定に係る主体別工事費の特例加算「店舗併設工事費」により合築に対応した補助の創増を行っている。 【借上住宅等の場合】 「社会福祉施設等」として「建築主体工事費に0.15を乗じて得た額」を補助対象とすることにより、合築に対応した補助の創増を行っている。	5							
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066090	122390	中心市街地の空き店舗対策としての規制緩和	地域に根差した飲食店を開業する時に必要となる消防法等による建築基準を緩和する。	中心市街地の空き店舗をコミュニティレストラン等として活用する。また、空き店舗の利用を容易にすることで新規事業参入に関心のある起業家の意欲を促進し、中心市街地の活性化を図り、観光・交流の商業空間を創出する。	中心市街地には空き店舗が目立つようになっている。飲食店として開業するには設備費等によるコストがかさみ、新規参入を阻害している状況がある。これらの要件を緩和することで、飲食店等の開店を容易にする。	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、安全上及び防火上の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めているものである。	3								

鈴鹿市	健康・福祉・リハビリテーション関連人育成・産業創出構想	2129	2129050	122400	高齢者向け優良賃貸住宅制度の制度拡充	民間事業者が高齢者向け優良賃貸住宅の整備を行う場合、地方住宅供給公社並に施設建設・買取に関する費用全体に対して補助が受けられるよう拡充する。	健康・福祉・リハビリテーション分野の産学研究を背後から支える機能として、高齢者向け優良賃貸住宅の整備を民間事業者が行う場合の制約の優遇措置を行うこと、整備の促進を図る。	民間事業者が高齢者向け優良賃貸住宅を整備する際は、共同施設（通所、駐車場等）や住宅共用部分（通行部分、機械室、管理事務所等）の部分に対してのみの補助のため不十分である。	（高齢者の居住の安定確保に関する法律）第41条 （高齢者の居住の安定確保に関する法律令）第1条	高齢者向け優良賃貸住宅の整備に要する費用の補助対象（補助率）については以下のとおり。 民間事業者等建設の場合 共用部分等整備費、加算対応構造等整備費等（国1/3、地方1/3） 住宅供給公社等建設・買取の場合 全体工事費（国1/6、地方1/6） 民間事業者、地方住宅供給公社等の改良の場合 共用部分等整備費、加算対応構造等整備費等（国1/3、地方1/3）	8	「地域再生構想の提案募集について」（内閣府地域再生推進室平成15年12月19日において『第1（2）二 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること』とあるため。				
竜王町	（仮称）エコ田園産業拠点交差点（交流）プロジェクト構想	2154	2154050	122410	国交省「優良建築物等整備事業」のエコハウス・コボラ事業適用	国土交通省の補助事業「優良建築物等整備事業」の対象事業として、エコハウスやコボラティブハウス事業の適用拡大	住宅供給のための事業は、平成15年検討調査中の事業で、企業や若者世代を対象とした住宅供給をテーマとする住宅・事業所を建設することが当面の事業となるが、従来の都市計画・建築指導行政・補助制度の機械的な適用が困難な場面が多く、新しい制度適用の方法が望まれる。	「優良建築物等整備事業制度要綱」（建設省住宅街発第63号平成6年6月23日建設省住宅局長通知）第2、第3、第4	市街地総合再生計画区域内、中心市街地活性化基本計画区域内等において、一定の要件を満たす建築物を整備する場合に、優良建築物等整備事業の補助対象としている。	5	現行の優良建築物等整備事業の採択要件を満たす場合、エコハウス、コボラティブハウスも補助対象となっている。					
あさき町	石倉を拠点とした駅前商店街の活性化	2161	2161010	122420	石倉の移設・用途変更に係る建築基準法等の弾力的運用等	明治時代から昭和時代にかけて造られた石倉の移設や用途変更に当たっては、建築基準法の組構造（第51条）等の基準をクリアする必要がある。現在、伝統的建造物群保存制度など建築基準法の制限緩和規定が設けられているものもあるが、地域の資源を有効に活用するため、制度を拡大や規定の弾力的運用等の検討をお願いしたい。	免田駅前商店街の活性化策の一つとして、地域にある石倉を資料館、ギャラリーホール、店舗等に改造し利用することを検討している。また、他の地区にある石倉をここに移設することにより、石倉を活用したまちづくりを展開することも検討中である。	石倉の移設や用途変更に当たっては補償措置等が必要であるが、原形の変更による石倉の魅力の減少や費用の増加などの問題がある。	建築基準法第20条 建築基準法施行令第3章第4節	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、建築物について安全上、防火上等の観点から、その敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めているものである。したがって、石倉についても同様だ。当該建築物の利用者の安全確保等の観点から、構造に関する基準に適合することが必要であるが、この際、建築基準法施行令第3章第4節の組構造の基準については、構造安全性について検証を行い国土交通大臣の認定を受けるとして、現行規定においても、適用除外とすることが出来る。歴史的建築物については、地方公共団体が条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置を講じ、建築審査会の同意を得て指定することにより、建築基準法の適用除外とすることが可能となっており、この際については当該建築物の整備と指定を行うことにより措置が可能である。	5	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、建築物について安全上、防火上等の観点から、その敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めているものである。したがって、石倉についても同様だ。当該建築物の利用者の安全確保等の観点から、構造に関する基準に適合することが必要であるが、この際、建築基準法施行令第3章第4節の組構造の基準については、構造安全性について検証を行い国土交通大臣の認定を受けるとして、現行規定においても、適用除外とすることが出来る。歴史的建築物については、地方公共団体が条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置を講じ、建築審査会の同意を得て指定することにより、建築基準法の適用除外とすることが可能となっており、この際については当該建築物の整備と指定を行うことにより措置が可能である。				
加世田市	人と自然の「往来」、地域再生構想	2097	2097050	122430	住居専用地域で臨時の宿泊所の営業を可能とする	市町村長が認めた指定期間及び指定区域内において、旅館等（合宿所）の営業を可能とする建築基準法関係の特例措置	本地域内で実施するスポーツ・イベント及び都市と農村の交流等における関係者の宿泊所として、公営館舎を臨時・季節的に営業する。	本市では宿泊施設や学生等の宿泊に適した施設が非常に少ない。また年間を通した利用は少ないため、新施設の新築も認めない。このことから	建築基準法第48条第3項、第4項、別表第2	各地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。	5	この提案の内容は、建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号）により創設された用途種別地区計画、地方公共団体の条例により建築物の用途制限の種類を定めることができる特例用途				
茨城県	鬼怒・小賀花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274120	122440	外国人芸術家に対する公営住宅の目的外使用承認の簡素化	「文化活動」の在留資格を持ち、公的機関が身元引受となっており在留する外国人芸術家について、公営住宅の本来の目的を阻害しない範囲で目的外使用を認めるとともに、国土交通大臣への事後報告制度の導入など手続きの簡素化を図る。	公営住宅の本来の目的を阻害しない範囲で外国人芸術家に住居として貸与し、滞在型創作活動を支援する。	外国人芸術家を招へいる滞在型芸術文化活動については芸術家の住居確保が不可欠であるため、公営住宅を本来の目的を阻害しない範囲で有効活用し、滞在期間中の住居の円滑な確保を図る。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	公営住宅を目的外使用にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づき、国土交通大臣の承認を得る必要がある。	5	補助金の交付を受けて取得した財産を目的外使用する場合に、その交付の目的を阻害しない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく各省各庁の長の承認を得た上で目的外使用することができ、公営住宅についても、同承認を得ることにより、目的外使用が可能である。ただし、公営住宅の目的外使用に係る同承認にあたっては、公営住宅の本来の住居対象者の入居を阻害しないこと、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲であること、目的外使用の合理性な理由があること等を確認することが必要であるため、外国人芸術家の居住のための公営住宅の目的外使用についても、これらを確認の上で行うことが必要である。	5	公営住宅について、地域再生計画が認定された地域においては、承認を受けなくても再用途禁止目的外使用を可能とする。ただし、公営住宅の目的外使用に係る同承認にあたっては、公営住宅の本来の住居対象者の入居を阻害しないこと、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲であること、目的外使用の合理性な理由があること等を確認することが必要であるため、外国人芸術家の居住のための公営住宅の目的外使用についても、これらを確認の上で行うことが必要である。	国土交通大臣の承認を得ずに公営住宅を目的外使用することについては対応できない。	
江別市	ITを活用した地域経済の再生	1020	1020010	122450	各種施策の集約および連携とその利便性の向上による支援措置	経済産業省・新事業創出基盤施設整備費補助金（補助率1/2） その他事業に関連する各種施策の連携と集約および補助金にかかる財政負担として高率（70%以上）な交付税の充当を実現することでその利便性の向上を提案する。	1. 江別ブランド事業（詳細別紙） 平成15年度より実施している事業について次のとおり機能を追加し、添付資料の効果を最大限発揮させる。 江別ブランド事業システムの機能拡張 ・ナビゲーションシステムの機能拡張 ・データの充実 ・アンケート調査の実施 ・eコマース機能の追加 ・物流システム機能の追加 江別ブランドアンテナショップの設置 ・歴史の建造物の活用 ・物流機能の追加 江別ブランドの陳列、販売 ・江別ブランドの紹介 ・江別ブランド事業の広報 江別ブランド認定のアンテナ窓口 江別ブランド認定以前の商品の紹介 2. 江別ブランド事業センターの設置（詳細別紙） 経済の活性化にITを積極的に活用していくため、市民および市内の企業のデジタルデバイドを抑制し、さらにシステムの維持運用コストの削減という効果を考え次の事業を実施する。 ・データセンター ・インキュベーション施設 ・IT教育施設（江別ブランド事業システム利用者、江別ブランド活用生産者、製造者） ・サテライトオフィス	現状の制度での問題点 1. 本事業の推進に当たって様々な補助事業の活用が考えられるが、それぞれの補助事業が省庁別、事業別に届く区別されているため本事業のように1ヶ所集中して実施することで最大限の効果を狙った事業では、それぞれが分散された事業となってしまう、期待した効果を発揮しにくい。 2. 江別市は、通常の補助事業を活用した場合、特別な財政措置がなく市の単独負担が大きい。厳しい財政状況については他の自治体と大変な差があり、本事業の推進にあたっては、補助金負担に依存する手厚い財政措置が必要である。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	公営住宅を目的外使用にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づき、国土交通大臣の承認を得る必要がある。	6					
前原市	農山村地域の活性化構想	2012	2012040	122460	農業用倉庫の新築を奨励する場合、建築基準法第6条の建築確認申請を要し、申請に費用時間、手間がかかる。そのため農業用倉庫の新築を奨励して、自宅と農地との間に重い農機具を持つ住居する農業者も多い。床面積10㎡以内の小規模な農業用倉庫の建築で、周辺の市街化を促進する効果がなく、周辺環境に大きな影響を与えないと市が独自に判断した際には建築確認申請を免除する。	(内容) 建築基準法第6条の建築確認申請には、建築物の増改築や移転についてそれに該当する床面積が10㎡以内であれば免除されている。周辺の市街化を促進せず、周辺環境に悪影響を及ぼさない市が判断した際には、この要件の中に「新築」を含め、結果的に建築確認申請を免除する。(効果) もっとも都市計画法上認められている市街化調整区域における農業用施設の新築については建築確認申請の費用と時間、手間が省け農業用倉庫の建築に弾みがつく。それまで農業用倉庫の新築を希望しても、建築確認申請の費用、時間、手間のために諦めていた農業者にとって、自宅と農地との間に農機具を持つ住居する必要性がなくなり、財政的にも労力的にも負担の軽減となり、継続的な農業が行われることにつながる。	(問題点) 農業用倉庫を新築する場合、都市計画法上は市街化調整区域内でも開発許可なしで建築が可能である。一方、建築確認申請は床面積10㎡以内の増改築であれば不要だが、新築に対しては必要となる。この費用や手間により多くの農業者が農業用倉庫を建築することを躊躇し、結果的に農業用倉庫の建築確認申請手続きを省略することによって多くの農業者の利便性向上につながる。	建築基準法第6条 等	建築主は、一定の建築物を建築しようとする場合等においては、その計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかについて、建築主事等により確認を受けなければならない。	3	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、安全上及び防火上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造等に関する最低基準を定めているものである。個々の建築物について、この最低基準への適合性を担保するため、建築主は建築物を建築する際に、その建築物の計画の適法性について建築主事等の確認を受けることを求めているものであるが、10㎡以内の増改築等については、すでに建築基準への適合性について確認を受けているとともに、それをわずかに増改築しているものから、特例的に、あらかじめ建築確認等を要することを要しないこととしているものがある。したがって、通常は建築物を新築する場合等は、建築確認等を受けることが必要であり、この要請の実現は困難である。	3	周辺環境に影響の少ない小規模な農業用倉庫については、床面積10㎡以内の増改築と同様、建築確認申請を不要としてもよいのではないかと、再度検討し回答された。			
株式会社 コプラン	現代民家と結作家の現代結作学 スローライフ・結（ゆい）21	3046	3046010	122470	農地法の改正	「結プロジェクトマネジメント」では、農業を行いたい人の受け入れ態勢（インフラ）の整備をします。具体的事業内容として、農地付資産集約住宅建設、全国集約管理・住居システム（ライフスタイルの選択の自由）、農家の方の敷地利用・農地転用（食と農のオアシス創造特区利用）等があります。	定期借地農地付資産集約住宅であります。入居者＝生産者。地方行政からの援助、農地法の緩和など、かなりの研究時期が必要であります。しかしながら、新ビジネスモデルが構築できた時には、全国にこのシステムを広げていくことができます。	「結プロジェクトマネジメント」では、農業を行いたい人の受け入れ態勢（インフラ）の整備をします。具体的事業内容として、農地付資産集約住宅建設、全国集約管理・住居システム（ライフスタイルの選択の自由）、農家の方の敷地利用・農地転用（食と農のオアシス創造特区利用）等があります。			6					

株式会社 コロン	現代民家と結 作業の現代哲 学 スローライ フ・結（ゆ い）21	3046	3046010	122480	農地法の改正	「結プロジェクトマネジメント」では、農 業を行いたい人の受け入れ態勢（インフ ラ）の整備をします。具体的事業内容とし て、農地付貸賃借住宅建設、全国集中管 理・一括システム（ライフスタイルの集 約の自由）、農家の方の敷地利用・農地 転用（食と農のオアシス創造特区利用）等 があります。	定期借地農地付賃借住宅住宅であります。入居者 ＝生産者。地方行政からの援助、農地法の緩和など、 かなりの研究時間が必要であります。しかし ながら、新ビジネスモデルが構築できた場合は、 全国にこのシステムを広げてゆくことができま す。	「結プロジェクトマネジメント」では、農業を行 いたい人の受け入れ態勢（インフラ）の整備をし ます。具体的事業内容として、農地付賃借住宅 建設、全国集中管理、一括システム（ライフ スタイルの選択の自由）、農家の方の敷地利用・ 農地転用（食と農のオアシス創造特区利用）等が あります。		6							
愛媛県	愛媛県公共施 設木材利用推 進構想	2149	2149010	122490	各都道府県の公共 施設整備事業にお ける木材利用の進 捗	国においては、平成8年7月、開 成省庁における木材利用推進の円 滑な実施が図られるよう、「木材利 用推進関係省庁連絡会議」を設置 し、木材利用推進に関する情報交 換等を行うとともに、林野庁から各 関係省庁に対し、各種施策の実施 に当たり、積極的な木材利用の促 進について依頼しているところであ るが、未だに進展していないこと から、今後、さらに連絡会議の 趣旨を徹底するとともに、各省庁 の公共施設整備事業等の導入に 当たっては、可能な限り木材化が 図られるよう施策とする。	現在、全庁的に公共施設の木材化に取り組んで いる「公共施設等木材利用推進連絡会議」におい て、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、 学校、医療法人等の木材化が促進され、多くの木 材資源を有する農山村地域における需用の確保が 図られることにより、林業・木材産業や地域経済の 活性化が期待される。	農山村における地域経済の活性化や木材資源を 活用した資源循環型社会の構築に当たり、その普 及のための公共施設の木材化を推進するために は、その障害となっている制度等について、国、 県、一体となった取り組みが必要である。	・「環境物品等の調達等の推進に関する法律 （グリーン購入法）」 ・各局通達：「公共工事における間伐材の 利用促進について」 河川事業：「公共工事における間伐材の 利用促進について」 道路事業：「道路事業における間伐材の 利用促進について」 港湾・海岸事業：「港湾・海岸事業にお ける間伐材の利用促進について」	国土交通省では、下記の取り組み等により、公共工 事における木材利用の推進に取り組んでいること 。また、河川事業、道路事業、港湾・海岸事業にお ける間伐材の利用を推進する 通達を発生し、公共工事における間伐材使用のさらなる喚起を行って いる。	5						
愛媛県	愛媛県公共施 設木材利用推 進構想	2149	2149020	122500	国庫補助事業の 採択要件の緩和	国庫補助事業の中で、例えば、林 野庁所管の「木造公共施設整備事 業」では、公共施設を木材化するに 当たって、学校に関連した施設であ ることか、先駆性のある木造施設 であることか等の規制があることか ら、地域の実情に合わせて、これら規 制を緩和することにより、木材化を 推進する。	現在、全庁的に公共施設の木材化に取り組んで いる「公共施設等木材利用推進連絡会議」におい て、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、 学校、医療法人等の木材化が促進され、多くの木 材資源を有する農山村地域における需用の確保が 図られることにより、林業・木材産業や地域経済の 活性化が期待される。	農山村における地域経済の活性化や木材資源を 活用した資源循環型社会の構築に当たり、その普 及のための公共施設の木材化を推進するために は、その障害となっている制度等について、国、 県、一体となった取り組みが必要である。	公営住宅整備事業等補助要領（平成8年 8月30日建設省住居部第83号住宅局長通 知）	公営住宅整備事業では、木造公営住宅の整備を行 う場合も他の公営住宅の整備と同様の採択要件と なっている。また、耐久性の高い木造公営住宅の 整備を行う場合には、補助対象額を増額し木造公 営住宅の整備を推進している。	5						
名古屋 港管理局 組合	名古屋港活性 化構想	1103	1103010	122510	臨海部既存ス トックの有効活用 に向けた補助金等 に関する法律の 見直し	補助金等に係る予算の執行の適正化に 関する法律第22条の規定に基づく承認 申請があった場合、港湾施設として 公共利用する等問題がなければ、再 利用が承認されており、その場合、 補助金返還の必要はない。しかし、 近年の社会経済活動の構造変化を 受けて、補助事業により取得した財 産が遊休化する可能性が高まってお り、この変化に柔軟に対応していくこ とが求められている。その際、「補助金 等に係る予算の執行の適正化に 関する法律」の規制により、ス トックを再活用が進まないケースが ある。そこで、港湾法に基づいて整備 された施設の再利用を図る際、港 湾法では補助金適正化法施行令第 14条に基づき各都道府県の長が定 める期間を経過した場合が明確化さ れていないことから、構造物の耐用 年数を超過しても永久的に制限が かかるため、制限の明確化を提案す る。さらに、遊休化した財産で再利 用に向けた一定の条件を満たしたと き（例えば、港湾計画への位置付け 等正当性が認められる行為）は、例 えば、補助金適正化法財処分の制 限の年数を半減するなど、補助金適 正化法の制限の年数を緩和する制度 の導入を提案する。	（1）効率的な港湾経営の実現 港湾は、利用者の視点に立った、効 率的な経営を行っていくべきであ る。こうした中、地域の独自性を前 面に打ち出した施策を実施するた めの仕組みが必要となっている。	遊休化した財産を放置するよりも、再 利用・再開発を進めることで、地域 経済活性化の起爆剤となることが できる。近年、時代の変化や社会ニ ーズの変化は著しく、整備後に新 たな利用転換が求められることも 少なくない。港湾関係整備に係る 補助金活用を柔軟化し、様々な変 化や要請に適切に対応するととも に、地域特性に応じた最適投資を 推進する。	補助金適正化法第22条、同法施行令第 14条第1項第2号	岸壁等の構造物については、財産処 分の制限が適用されないこととな る具体期間は定められていないが、 公共性が確保された施設に有効利 用を図る場合は、財産処分を認め ているものであり、実質的な支障 が生じないものである。この場合 は、補助金返還は必要ない。	提案者の要請は、港湾施設の耐用年 数制限の明確化、耐用年数の半減 等短期化というものであり、その 趣旨を踏まえ再度検討された。	5					そもそも補助金の対象となる港湾施設は岸壁 などの基幹的インフラであり、機械器具、 工作物等のように耐用年数を経過したからと いって処分できるものではなく、当該港湾に おける将来を勘案した港湾計画に基づき判断 されるべきものである。なお、公共性が確保 された施設の有効利用を図る場合は、財産処 分を認めていることであり、実質的な支障 が生じないものである。
宝石市	環境産業を核 とした宝石の 再生構想	1185	1185020	122520	リサイクルポ ート指定港の 港湾施設整備 に係る利便性 の向上	公害防止施設に係る補助制度について、 リサイクルポート指定港に限り、粉塵 等の環境汚染等の公害防止施設への 適用を認め、施策の利便性の向上を 図る。	宝石港臨海部で実施される石灰質の リサイクル事業等に係る、飛散防止 施設の整備についてこれを適用し、 周辺環境への影響を回避する。また、 こうした取り組みを全国のリサイ クルポート指定港において行うこと で、安心・安全な総合静物流 拠点の構築が図られることとなる。	動脈産業と静脈産業の生産性を比較 した場合、圧倒的に後者が低く、事 業採算性の確保が困難であること もまた、リサイクルポートにおけ る事業等を着実に推進するために提 案するものである。	公害の防止に関する事業に係る国の 財政上の特別措置に関する法律施行 令第22条	現状では飛散防止施設への適用は認 められていない。公害財法で行うた めには、公害防止計画、政令改 正の2つの手続を踏む必要がある。	8						
横浜市	ナショナル アートパーク 構想	1253	1253030	122530	港湾緑地に設 置可能な利便 施設の追加	国庫補助事業に係る港湾緑地におい て設置可能な利便施設に、物品販売 等の商業施設を加える。	象の鼻・大さん橋基部において、商 業施設を設置し、人々の集まる賑 わいのある場所とする。	現行の国庫補助事業に係る港湾緑地 においては、物品販売等の商業施設 は設置できないことになっており、 国庫補助を受けられない。	国土交通省港湾局運用指針（平成5 年8月25日付港管第1469号運 輸省港湾局長通達「港湾環境整備 施設等の管理運営について」）は、 平成15年12月24日付け港管第 811号「港湾環境整備施設等の管 理運営について」をもって廃止さ れており、港湾局の判断により設 置可能となっている。	平成15年12月24日付け港管第811 号「港湾環境整備施設等の管理運 営について」により既に措置済みである。	5						
横浜市	ナショナル アートパーク 構想	1253	1253040	122540	港湾緑地に設 置可能な施設 の面積要件の 緩和	国庫補助事業に係る港湾緑地におい て設置可能な施設の面積要件（緑地 面積の2%が建築面積の上限）を 緩和する。	象の鼻・大さん橋基部において、商 業施設、集客施設を設置し、人々の 集まる賑わいのある場所とする。	現行の国庫補助事業に係る港湾緑地 においては、設置可能な利便施設の 建築面積について、緑地面積の2% が上限とされており、港湾局の判 断により設置可能となっている。	港湾緑地に設置可能な施設について の面積要件は存在しないことであ り、施設の目的等を鑑み港湾局の 判断により設置可能となっている。	8							
横浜市	ナショナル アートパーク 構想	1253	1253050	122550	PFIIによる港 湾施設整備の 促進	PFIIによる港湾施設整備の促進 については、BTO、BOT、BOOなど、 幅広いPFII手法に柔軟に対応できる 補助金制度が確立することで、民間 活力の活用が図られることなどか ら、BTO方式に限定された運用とな っている。	PFIIによる港湾施設整備について、 PFII法に基づく補助制度が、BTO 方式に限定された運用となっている。 民間活力等の活用における公共施 設等の整備の促進に関する法律（ PFII法） ・「港湾関係補助金交付規則実施要 領」より一層期待される。	PFII法に基づく港湾施設整備のた めの補助金制度はないが、港湾法 に基づき港湾施設については補助 金がない。補助対象の港湾施設と して、港湾環境整備施設（緑地） が対象となっている。	・「補助金等に係る予算の執行の適 正化に 関する法律」の規制により、ス トックを再活用が進まないケース がある。そこで、港湾法に基づいて 整備された施設の再利用を図る 際、港湾法では補助金適正化法 施行令第14条に基づき各都道府 県の長が定める期間を経過した 場合が明確化されていないこと から、構造物の耐用年数を超過 しても永久的に制限がかかるた め、制限の明確化を提案する。さ らに、遊休化した財産で再利用 に向けた一定の条件を満たしたと き（例えば、港湾計画への位置付 け等正当性が認められる行為） は、例えば、補助金適正化法財 処分の制限の年数を半減するな ど、補助金適正化法の制限の年 数を緩和する制度の導入を提案 する。	各都道府県の国庫補助制度について、 PFII事業の推進を図るため、BOT 方式も含め、事業実施期間中、公 共施設等を所有するPFII事業者は、 補助金等適正化法の適用を受ける ため、目的外使用の制限、財産処 分の制限等が生じるが、その条件 を了承するのかPFII事業者の意向 を確認する必要がある。以上か ら、BOT方式については、個別に 相談を付けている。	5						
稚内市	地球環境に貢 献する国際交 流都市の形成	1327	1327040	122560	港湾計画の軽 易な変更の要 件の拡大	港湾整備においては、計画の内容によ って「改訂」とし一部変更し、「軽 易な変更」の手続きを要する。一部 変更であっても5年以上の時間が かかっている。軽易な変更の要件 を拡大することによる手続きの期 間短縮が必要である。	サハリン大陸橋・天然ガス開 発事業やインフラ整備等により、 稚内港を中継基地とした貨物の輸 送が増加する中、港湾整備による 港湾機能の充実に2年以上の時間 を要しており、サハリン大陸橋 は「サハリンプロジェクト支 援基地化」に大きな弾みとなる ものである。当市が目指す国際 交流都市の形成に資するもので あり、地域経済の活性化や地域 経済の創出に繋がるものである。	港湾整備を進める上で、一部変更 であっても手続きに2年以上の時 間を要しており、サハリン大陸 橋・天然ガス開発事業やインフラ 整備等の進展に弾みとなるもの である。当市が目指す国際交流 都市の形成に資するものであり、 地域経済の活性化や地域経済の 創出に繋がるものである。	港湾法第3条の3	重要港湾の港湾管理者は、港湾計 画を定め、又は変更しようとする ときは、地方審議会の意見をき くとともに、国土交通大臣に提 出しなければならない。国土交通 大臣は、提出された港湾計画に ついて、軽易な変更を除き、交 通政策審議会の意見を聴かなら なければならない。	平成12年の港湾法改正に伴い、 国が関与すべき港湾施設整備は 「国際海上輸送網又は国内海上輸 送網の拠点として構成するために 必要な施設等」に限定されたこ ととなり、港湾局の判断により設 置可能となっている。また、土 交大臣は、提出された港湾計画に ついて、軽易な変更を除き、交 通政策審議会の意見を聴かなら なければならないことである。 以上から、BOT方式については、 個別に相談を付けている。	5					

西郷町	蛸蚌の自然を活かした地域再生	2065	2065040	122660	企業による港湾、漁港用地の利用	・港湾、漁港用地内に企業の海洋研究施設の設置を認めて欲しい。	・海洋研究に便利な港湾、漁港用地に企業の研究施設を設置し、国の研究機関や大学に貸し出ししたり、委託研究を行う。	・港湾、漁港用地の利用は様々な制限があり利用が促進されていない。海洋研究のいい環境をハード・ソフト両面で整え、交流人口の拡大を図る。また、研究の成果は水産振興にもつながる。	港湾法第40条	区分を定めていない臨港地区内については、港湾法第38条の2に基づく届出を行えば、構築物の建設は可能。	5		区分を定めていない臨港地区内については、港湾法第38条の2に基づく届出を行えば、構築物の建設は可能。	区分を定めていない臨港地区内についても、要望を実現することができないが再度検討し回答されたい。	5		西郷町管内には、島根県管理の西郷港及び西郷町管理の釜ヶ崎港が存在する。臨港地区が指定されている港は西郷港のみであるが、当該臨港地区には区分が指定されていない。そのため、現状でも要望は実現可能である。	
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066120	122670	公有地の用途外使用による活用促進	港湾・漁港等の公有地の用途外使用を認める有効活用を図る。	港湾・漁港等の公有地は景観や交通の条件を含め、条件の良い場所にある。民間による観光拠点施設や水産研究施設、地域コミュニティの活動拠点施設での利用を可能にし、公有地を有効活用し地域産業の振興と地域活動の活性化を図る。	港湾・漁港用地は、用途外使用が認められないため、活用しきれない状況がある。また、用途外使用をした場合には補助金等の返還を伴う。これらを容易にすることで、民間企業や地域住民の有効活用を促進する。	補助金適正化法第22条	補助金適正化法第22条の規定に基づく承認申請があった場合、公共利用する等問題なければ、目的外使用を承認している。この場合は、補助金返還は必要ない。	5		補助金適正化法第22条の規定に基づく承認申請があった場合、公共利用する等問題なければ、目的外使用を承認している。この場合は、補助金返還は必要ない。					
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066150	122680	港湾計画策定・変更の簡略化	重要港湾では港湾計画の策定が必要となるが、地方の重要港湾である西郷港と、全国的な重要港湾である神戸港等との画一的な基準を緩和する。	画一的な策定を緩和することで、必要とされている審議会等との協議を省略することができ、地域の要望や時代に応じた計画変更等により迅速に対応できるため、住民満足度の向上が期待できるだけでなく、島の玄関として時代や利用ニーズにマッチした整備が図られる。	規模が大きく異なる港でも同じ重要港湾として港湾計画の策定を必要とされている。また、策定に必要な審議会は現状としては形骸化しており、担当者の負担が大きい。また、時代の流れが速く、住民ニーズの変化に迅速に対応することが必要とマッチした整備が図られる。	港湾法第3条の3	重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方審議会の意見をきくとともに、国土交通大臣に提出しなければならない。	5		港湾計画は、港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令に規定されているが、同省令には必要最小限な事項のみ規定しているところである。また、平成12年の港湾法改正に伴い、国が関与すべき港湾施設整備は「国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として構成するために必要な施設等」に限定されたことになり、港湾計画においてもこれ以外の港湾施設の変更は軽易な変更として行えることとなり、港湾管理者の負担を高めるところである。なお、港湾計画の策定義務を負う港湾管理者は、西郷港においては島根県である。					
宮崎県	港湾環境整備事業により整備した緑地・公園及び海岸環境整備事業により整備した緑地等の有効活用による本県活性化	2069	2069010	122690	緑地等内の土地の利活用の規制緩和	緑地等の土地を積極的に活用してもらうため企業・個人にレストラン等の施設の設置及びその施設を設置する土地の使用許可を行う。この際、目的外使用における補助金返還を免除してほしい。	緑地等の財産は、全体を行政財産として管理している。行政財産の利活用については、各法律に縛りがあり、企業・個人に使用許可を行うには、多くの制限がある。しかしながら緑地等内の土地の活用については、レストラン等の営利施設の設置を可能とするよう規制緩和を行えば、港湾施設用地及び国有海浜地の機能を大いに増進し、一般利用者の利活用にも繋がることと期待される。	・国が財産法第18条 ・海岸法第7条 ・港湾法第46条 ・補助金適正化法第22条 ・平成15年12月24日付け閣議第811号「港湾環境整備施設等の管理運営について」	港湾整備事業により整備した緑地内において、企業等がレストラン等の施設を設置し、土地の使用許可を受けることは、港湾管理者の判断で可能である。この場合、補助金返還は必要ない。	5		港湾整備事業により整備した緑地内において、企業等がレストラン等の施設を設置し、土地の使用許可を受けることは、港湾管理者の判断で可能である。この場合、補助金返還は必要ない。						
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079100	122700	港湾機能整備事業にかかる起債の償還条件の改定	起債の償還期間の延伸	港湾機能整備事業については、港湾使用料等の収益で返済する必要がある。収支の黒字化を図るためには、使用料の増徴を行う必要があるが、国際競争が行われている中で、現実的にこれ以上の増徴は不可能であり、より一層の料金の引き下げが求められており、港湾運営を圧迫している。このため、償還期間の延伸を行うことで、単年度の償還額が減り、より適正な港湾使用料金設定が可能となり、港の国際競争力の強化により、地域の活性化につながるものと考えられる。	港湾機能整備事業については、港湾使用料等の収益で返済する必要がある。収支の黒字化を図るためには、使用料の増徴を行う必要があるが、国際競争が行われている中で、現実的にこれ以上の増徴は不可能であり、より一層の料金の引き下げが求められており、港湾運営を圧迫している。このため、償還期間の延伸を行うことで、単年度の償還額が減り、より適正な港湾使用料金設定が可能となり、港の国際競争力の強化により、地域の活性化につながるものと考えられる。特に激しい国際競争にさらされている中核国際港湾における公共国際海上コンテナターミナルの償還期間の延伸は早急をお願いしたい。			6							
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079110	122710	港湾整備事業に係る負担率・補助率の拡大	港湾整備事業に係る負担率・補助率の拡大	博多港は、本市の地方中核都市、国際都市としての発展や、福岡都市圏はもとより、九州・西日本地域の経済活動や交流活動を支える重要な基盤としての役割を果たしてきている。今後、東アジアの経済の一層の発展と緊密化により、国内外の人流・物流の増加が予想される中で、港湾機能の一層の強化は不可欠である。一方、厳しい経済情勢の中、本市においても市税収入減などにより財政状況が非常に厳しくなっている。このような中、九州・西日本地域の経済活動や交流活動を支えるため、港湾整備において、事業費の拡大、補助率の向上など、積極的な国の支援をお願いしたい。	博多港は、本市の地方中核都市、国際都市としての発展や、福岡都市圏はもとより、九州・西日本地域の経済活動や交流活動を支える重要な基盤としての役割を果たしてきている。今後、東アジアの経済の一層の発展と緊密化により、国内外の人流・物流の増加が予想される中で、港湾機能の一層の強化は不可欠である。一方、厳しい経済情勢の中、本市においても市税収入減などにより財政状況が非常に厳しくなっている。このような中、九州・西日本地域の経済活動や交流活動を支えるため、港湾整備において、事業費の拡大、補助率の向上など、積極的な国の支援をお願いしたい。	港湾法	・工事にかかる費用について、予算の範囲内で国が所定の割合で補助又は負担する。	3		・港湾工事における直接工事費用の港湾管理者負担割合の軽減及び補助率の向上のために追加的な財政措置が必要となるため、対応困難である。					
北九州	小倉都心・門司港レトロ地区集客活性化事業	2083	2083070	122720	公の施設の使用・占用料金設定の自由裁量への見解	公の施設の使用や占用はそれぞれの根拠法に基づき、各自治体の条例で料金が定められている。しかし、概ね設定については、全国共通な考え方となっているため、改定も困難である。地域再生計画区域においては、その目的にあった項目（イベント利用等）については、統一かつ自由裁量で使用料金の設定ができる見解を示す。	公の施設の使用や占用については、項目を限定して（イベント利用等、賑わいの創出が期待されるようなものを対象）料金を低廉化することにより民間事業者の参入を促進する。	公の施設の民間開放を行うためには、権限委譲や条件の整備を行うとともに、これを利用する者が使い易くかつ管理する側も簡単な手続きで許可できることが必要である。よってこの利用料も項目の限定したうえで、算定しやすく使いやすい料金設定が必要である。	【道路】 道路法第39条第1項 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。 同条第2項 占用料の算定及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（市町村界内の道路にあっては、政令）で定める。 【河川】 河川法第32条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条から第25条までの許可を受けた者から、占用料を徴収することができる。 【都市公園】 各地方公共団体による条例 【港湾】 なし	【道路】 地方公共団体が管理する道路における占用料は、当該地方公共団体の条例で定めているので、ご提案の趣旨は、条例を改定することで対応が可能である。 【河川】 河川の占用料は、河川法第32条に基づくものであるが自治事務であり、その具体的な占用料の設定等については、各々都道府県の責任と判断の下に条例等により処理されているものである。 【都市公園】 各地方公共団体の判断による。 【港湾】 公の施設（港湾施設）の使用料や占用料については、法令等の規定による規制は存在しない。地方公共団体の裁量により措置可能。	5 5 5 5							
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079120	122730	特定埠頭運営効率化推進事業の事業者に対する無利子貸付	特定埠頭運営効率化推進事業の事業者に対する無利子貸付	構造改革特別区域法に基づき、行政財産である港湾施設を事業者へ一体的かつ長期的に貸付けし、特定埠頭運営効率化推進事業が実施されることにより、民間の創意工夫を取り入れた港湾運営や港湾サービスの更なる向上が図られるが、事業者が事業のために整備する移動式荷役機械に対して、港湾法第55条の7に基づく無利子貸付の対象とすることで、事業者の財政的な柔軟性が広がり、事業者の施設に対する使用料の軽減等の港湾コストの更なる削減が実現する。このことにより、港湾の国際競争力が強化され、貨物の増加など港湾の活性化による新規雇用の創出や背後経済圏への経済波及効果が生じる。	移動式荷役機械の整備費用は、高額であり有利子での貸付により調達しているため、特定埠頭運営効率化推進事業を行う事業者の財政負担は大きい。整備費用や運営のための費用は、事業者が長期的に特定埠頭を運営していくなかで、使用料により回収することとなるため国際競争力を強化するための施策に対して財政的な制約が生じることとなる。	港湾法第55条の7 港湾法施行令第4条第2項	移動式荷役機械については、港湾法55条の7に基づく特定用途港湾施設の建設又は改良に対する無利子貸付の対象とはなっていない。	8		構造改革特区においては、財政措置を講じないこととされている（平成14年9月20日「構造改革特区推進本部決定」）ことから、無利子貸付制度の創設は困難である。					

横須賀市	浦賀港周辺地区における国庫補助制度の統合かつ弾力的な運用	1255	1255010	122740	・港湾施設および都市施設を一体的かつ効率的な開発が可能となる統合的かつ弾力的な国庫補助制度の運用。	・現行の「インフラ整備における国庫補助制度」で明確に区分されている「港湾施設を対象とした制度」と「都市施設を対象とした制度」を、両者が重合する対象地域（浦賀港周辺地区）に対して一括して統合的かつ弾力的に運用出来るような補助制度を提案する。	・対象地域において今後整備が予定されている「港湾整備事業によるプロムナード・マリナー」等の建設と「都市施設整備事業による道路・公園・ミニジウムその他の開発等」の建設を統合的かつ弾力的な事業とすることにより、より一体的で効率的な開発が可能とする。	・現在、臨海部における都市づくりにおいては旧運輸省と旧建設省が所管する法制度等によって「港湾施設」と「都市施設」とが明確に区分されており、それに伴って対象となる補助事業もそれぞれ分かれている。しかし、現実的臨海部都市再生においては、その「港湾施設」と「都市施設」の境界は明確ではなく重合している場合が多い。そのため、現場ではそれらの一体的な開発が望まれているにも関わらず両制度を倉々別々の施設に活用せざるを得ない状況にあり、効率的な事業実施を行うという観点から現実的ではない。今回の対象地域はまさにこうした状況にあり、この支援措置によって地域の一体的で効率的な開発が可能となる。	都市再生特別措置法（本通帯国会において一部改正予定） 港湾法	まちづくり総合支援事業は、平成16年度予算において廃止予定。 (まちづくり交付金) 市町村が作成した都市再生整備計画（仮称）に基づき実施される市町村事業の費用に充当するために交付する交付金。（平成16年度創設予定）	5 8	平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもとで提案と同様の施設整備について、まちづくり交付金（平成16年度創設予定）において対応可能となる見込み。 (まちづくり交付金) 都市再生整備計画（仮称）に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。 なお、現時点においても、各地域において様々な事業制度を適切に組み合わせることにより、地域が一体となった効率的な開発が可能。				
柳津町	スクールバス活用による住民交通手段の確保	1092	1092030	122750	道路運送法に基づく有償運行の許可について	道路運送法に基づく有償運行の許可について、有償運行と無償運行(スクールバス)が混在することの許可について弾力的な運用により許可をいただきたい。	現在、柳津町が児童生徒を乗車させ運行しているスクールバスの空席部分に、一般住民を有償にて乗車させ、住民の利便性の向上と雇用機会の増大を図りたい。このためにへき地教育振興法第7条第5号にかかると補助施設の目的外使用を認めさせていただきたい。あわせて、当該スクールバスの車にあたっては、国庫補助金のほか地方債(辺地債・過疎債)を充当しており、元利償還金の基準財政需要額への算入について現行どおり継続をお願いしたい。	道路運送法第80条で規定する公共の福祉の確保のための大臣許可についてスクールバス(無償運行)と一般住民乗車(有償運行)の混在について許可をいただきたい	道路運送法第80条第1項	道路運送法第80条第1項及び「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱い」について(H13.9.27国自旅86号)	5	地方公共団体が道路運送法第80条第1項の許可を受けて行う有償運送についてはその輸送対象を限定してならず、許可を受けたスクールバスや自治体所有のバスに一般住民を乗車させることは、現行制度のもとでもすでに可能となっているところである。				
岐阜県	公共バス優先市街地活性化対策(「コミュニティバス」作戦)	1164	1164010	122760	各種バスに係る国庫補助制度の統合・充実・弾力的な運用・要件緩和	(国庫補助制度の統合) 交通結節点改善事業、特定交通安全施設等整備事業、バス利用促進等総合対策事業、へき地児童生徒奨励費補助金、医療施設等設備整備費補助金、在宅福祉事業費補助金、身体障害者保護費補助金の統合 (国庫補助制度の充実) 対象施設の統合化、補助金の財源として道路特定財源の活用、コミュニティバスに係る車両購入や運行経費も既存補助金の補助対象経費とすること (国庫補助制度の弾力的な運用) スクールバスと福祉バスに係る住民利用について、その運用基準を緩和 (国庫補助制度の要件緩和) 国庫補助対象となる交通結節点改善事業の乗降客数要件の大規模緩和、特定交通安全施設等整備事業における駐車台数規模要件の大規模緩和、バス利用促進等総合対策事業に係る補助対象地域要件(例:人口3万人以上の都市)の大規模緩和	地域再生のために新たにもうけられる支援措置を活用して、県内において、住民・NPO・バス事業者・市町村・県等が連携し、自主運行バス、福祉バス、スクールバスの効率的・効果的運行を実現し、同時に、幹線バスとコミュニティバスの連携、バスと鉄道の連携を実現し、充実した地域公共交通体系を築き上げる。	補助金適正化法の硬直的な運用、さらには細分化された、しかも充実度が低い国庫補助制度が、地域における各種バスの効率的・効果的運用の妨げとなっており、地域再生のためにこれを改善していただくことが、地域における公共交通網の充実ひいては地域経済活性化につながるから。	・交通結節点改善事業実施要綱 ・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 第2条第3項 ・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令 第1条第3項 ・道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第1項 ・緊急地方道整備事業(まちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金))について ・自動車事故対策費補助金交付要綱 ・補助金適正化法	【交通結節点改善事業、特定交通安全施設等整備事業関係】 ・交通結節点改善事業により鉄道駅等の周辺における駅前広場、アクセス道路等の一体的整備を支援 ・安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、緊急に安全を確保する必要がある道路において、特定交通安全施設等整備事業により自動車駐車場に対して1/2の補助を行っている。 ・まちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)では、地域の課題に対応して、一定の地域で一体的に行われる事業に対して交付金を交付する。 【バス利用促進等総合対策事業関係】 コミュニティバスは、(需要等から)バス事業者任せでは運行の難しい地域において高齢者や身体障害者の公共施設・病院へのアクセス向上等、地域住民の足の利便性向上を図るほか、都市交通の安全・円滑化に相当するものであることから、バス利用促進等総合対策事業において、その円滑な導入と本格的実施に向けた検討等のため行われる調査、検証実験及び実証運行事業に対し支援を行っている。	【交通結節点改善事業、特定交通安全施設等整備事業関係】 5 【バス利用促進等総合対策事業関係】 3.5	【交通結節点改善事業、特定交通安全施設等整備事業関係】 地域の課題に対応した拠点整備を集中的に行う必要がある場合などにまちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)を活用すること、このような集中的な施設整備の支援が現行制度でも可能。 【バス利用促進等総合対策事業関係】 目的が異なる事業の統合は難しい。 地域の課題に対応した拠点整備にあわせ、周辺道路の整備を集中的に行う必要がある場合などにまちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)を活用することで、このような集中的な施設整備の支援が現行制度でも可能。 【バス利用促進等総合対策事業関係】 目的が異なる事業の統合は難しい。	補助金の統合について、提案の趣旨を踏まえ検討し回答された。	【交通結節点改善事業、特定交通安全施設等整備事業関係】 5 【バス利用促進等総合対策事業関係】 3.5		
船引町	中心市街地活性化による地域再生計画	1165	1165020	122770	バス事業の規制緩和及び道路等環境整備補助金の集中支援	弾力的なバス路線の即時認定と料金の自由化、個人タクシー部にかかるとの緩和及び施設整備補助金の一括集中による支援。	バス路線の新規開設には地域協議会の同意が必要であり、時間がかかる。また入業者には異業種間がありタクシー業者などが自由に参入できるような条件整備が必要である。またこれらと併せて駅前道路や広場等の差雨声日も必要なので、関係整備補助の集中的早期実施を実現してほしい。	自治体の生活バス等の負担が年々増加している。利用の少ない赤字路線を即時廃止し、デマンド型の新しい公共交通システムを導入し、民間に委託する。また、そのための環境整備として、駅前周辺の道路及び広場を再整備するため補助事業の早期一括実施が必要である。	・バス事業関係 道路運送法第4条、第15条 ・施設整備費関係 交通結節点改善事業実施要綱	・バス事業関係 道路運送法第4条の規定により、有償で自動車を使用して旅客を運送する場合には、国土交通大臣の許可が必要とされているところである。 ・施設整備費関係 交通結節点改善事業により鉄道駅等の周辺における駅前広場、アクセス道路等の一体的整備を支援	5	・バス事業関係 有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合には、輸送の安全及び利用者の保護等の観点から旅客自動車運送事業の許可を受けることが必要であるが、地域協議会の同意は必ずしも必要ではない。また、タクシーについてはご提案の具体的な内容が不明であるが、一般的には、需給調整規制が廃止されたことに伴い、許可に際しては、輸送の安全及び利用者利便の確保の観点からのみ審査を行っている。 ・施設整備費関係 鉄道駅等の周辺における駅前広場やアクセス道路など各種施設の一体的整備について、交通結節点改善事業により既にパッケージ的に支援しているところ。				
秋田県	過疎化した地域における交通手段の確保	1187	1187010	122780	タクシー事業への新規参入促進	公共交通機関が十分でない過疎化が進んだ地域において、旅客運送の関係者との調整の下、タクシー事業への新規参入を促進するための旅客運送事業者の許可手続きの簡素化と要件緩和 ・公示第70号「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請書等及び事業計画変更認可申請書等」の審査基準について」 法人タクシーの最低車両数と緩和、車庫及び休憩施設等の設置義務の緩和 ・公示第81号「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)」の申請書の審査基準について」 個人タクシーの事業免許の要件緩和、営業区域の拡大	タクシー事業免許の要件緩和により、旅客運送事業への新規参入を促進し、地域住民の移動手段の確保を図る。このことにより、地域の賑わいや地域のコミュニティが確保され、地域経済に資すると期待される。	人口減少が続く過疎地域等においては、現行制度のままでは旅客運送事業への新規参入や利用者の確保は見込めないことから、要件を緩和して事業者が参入しやすい環境、利用者が利用しやすい環境を整える必要がある。	道路運送法第4条第1項、公示第70号「一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請書等及び事業計画変更認可申請書等」の審査基準について」(H13.12.25東北運輸局長)公示第81号「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)」の申請書の審査基準について」(H14.1.21東北運輸局長)	「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)」の申請に対する処理方針」(H13.9.20国自旅第72号)及び「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)」の申請に対する処分に関する処理方針」(H13.9.12国自旅第78号)	3	ご提案の具体的な内容が不明であるが、一般的には、需給調整規制が廃止されたことに伴い、許可に際しては、輸送の安全及び利用者の保護等の観点からのみ審査を行っている。				
大蔵村	住民ニーズと地域特性を活かしたまちづくり	1225	1225030	122790	白ナンバーでの村営バス有償観光運送の許可	本村において観光地である肘折温泉には、年間約17万人の観光客が訪れるが、その周辺には、湯の台や棚田のある四ヶ村地区といった観光資源がある。しかし、移動するための交通手段に非常に不便を来している状況である。そこで、村営バスを利用し、観光用交通手段として頂ければ、白ナンバーのままでの事業を認めて頂ければ、タクシー会社等もない村なので、観光以外にも多大なる経済活性化効果が得られる。	平成12年度より本村では村営バスを運行しているが、過疎化による乗客数の減少や、財政的な問題から、運行回数を減らしたり、路線数の廃止も検討されている状況である。それにより、空いた時間に観光客を有償で運送し、観光ポイント間の移動手段を確保し、滞在型観光客を推進する。その結果として、観光はもとより、その効果により経済の活性化や新たな雇用の創出を図る。	村営によるバス運行を今後も継続し、なおかつさらなる利便性を図るには、白ナンバーの観光客を乗車させる必要とする観光バスとしての使用の許可が必要である。	道路運送法第80条第1項	道路運送法第80条第1項及び「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱い」について(H13.9.27国自旅86号)	5	地方公共団体が道路運送法第80条第1項の許可を受けて行う有償運送についてはその輸送対象を限定してならず、許可を受けたスクールバスや自治体所有のバスに一般住民を乗車させることは、現行制度のもとでもすでに可能となっているところである。				
飯館村	いいいて移動サービス構想	1266	1266010	122800	道路運送法及び関連法の緩和と措置	道路運送法及び関連法の緩和と措置	住民の移動サービスを請うNPO法人を設立し、これにより、特に老人世帯の移動環境が整備され、安心して本村に居住できる。	道路運送法第80条第1項	「構造改革特別区域法に係る交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱い」について。(国自旅232号)	5	ご提案の具体的な内容が不明であるが、交通機関が空白の過疎地におけるNPO等によるボランティア輸送については特区制度を活用し、昨年4月に降実施しているとともに、本年度中に全国的に実施することとしているところである。					

茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	1273	1273110	122810	観光協会やNPO等に対する旅客自動車運送事業許可要件の緩和	市町村観光協会や地元の旅館業組合、NPO法人等が、自家用車を用い、域内での資源間の輸送を有償で行う場合において、一定の条件のもと、一般旅客自動車運送事業の特例許可を与える。	市町村観光協会や地元の旅館業組合、NPO法人等が、営利を目的とせず有償で旅行者のバス輸送を行い、広域的な地域資源間等の移動の利便性向上を図る。	路線の廃止や運行回数の削減等により、バス事業者によるバス輸送が減少する中、旅行者の域内の移動性を確保するため、旅客自動車運送事業の許可に要する最低車両数等の緩和等を図り、NPO等のバス事業参入を促進する。	道路運送法第4条、第80条	道路運送法第80条第1項の規定に基づき、災害緊急時や公共の福祉の観点から国土交通大臣の許可を受けた場合を除き自家用自動車を有償で運送の用に供してはならないこととされている。	7		特区の第4次提案事項である。					
茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274080	122820	来訪者の利便性の向上に資するバス路線に係る補助要件の改廃	・バス運行対策費補助制度に関する要件緩和 ・鉄道駅と交流拠点等を結ぶバス路線を補助対象に追加するとともに、都道府県との交付額以内とする要件を撤廃	バス事業者による駅と交流拠点・地域資源を結ぶバス路線の整備を促進し、鉄道を利用する来訪者の利便性の向上と交流人口の拡大を図る。	交流人口の拡大と鉄道利用者の利便性向上を図るためには、来訪者の駅から先の移動手段の確保が不可欠であるため、生活路線に加えバス事業者による交流を支えるバス路線の整備を促進する。	バス運行対策費補助交付要綱	バス運行対策費補助において 補助対象となる生活交通路線とは、地域協議会において維持確保が必要と認められ、複数市町村にまたがり、キロ程が10km以上、1日の輸送量が15～150人、1日の運行回数が3回以上の広域行政圏の中心都市等にアクセスする等の要件を全て満たすもの。 国庫補助金の交付額は、国と協調して都道府県が交付する補助金の交付額以内の額とする。	8		「地域再生構想の提案募集について」（内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日）において、『第1（2）ニ 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること』とあるため。					
茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274090	122830	市町村の運営するコミュニティバスの事業計画の変更に係る規制の緩和	市町村が委託等により運行するコミュニティバスについて、事業計画の変更を事後届出制にするなど規制の緩和を図る。	交流人口の拡大などを図るため、利用者のニーズに応じて柔軟に運行経路を設定する。	バス事業者によるバス輸送が減少する中、市町村が運行するコミュニティバスを活用し、来訪者のニーズに即応した運行を可能にするため、運行経路の変更を、運行本数の変更と同様に事後届出制にすることにより、迅速な対応を図る。	道路運送法第4条、第9条、第15条、第21条、第80条	道路運送法第15条の規定により路線等の新設を行う場合には事業計画の変更の認可、停留所の位置の変更等の場合には事業計画の変更の届出を行う必要がある。	2		いわゆるコミュニティバスについては、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」において、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直すこととされているところである。					
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277020	122840	地域交通アクセスの改善	・民間企業（企業、病院、ホテル等）が所有する遊休バス等の利活用による公共交通機能の充実 ・一般旅客自動車運送事業の免許要件の緩和、自家用自動車における有償運送の許可要件の緩和など ・自転車利用休憩施設の整備促進 市街地内と郊外部を結び自転車移動のネットワーク化を図るため、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の規制緩和により、農道や隣接する農地に休憩施設や駐輪場等の整備を可能にするともに、公民館等既存施設の有効活用を図れるようにする。	・企業等が所有する自社バスや遊休バス（白ナンバー）を活用し、民間主導で地方公共団体と有料バス事業を共同運営することにより、自社職員や訪問客等に加えて地域住民の移動手段として活用し、地域公共交通機関の拡充を図る。 ・郊外における農道やその隣接農地に、休憩施設やバス停隣接駐輪場等を整備する。 ・既存の施設（補助金等で整備した公民館や集会所等）の一部を休憩施設として活用する。	・既存の交通資源を民間の活力を活かしつつ最大限有効に活用するためには、現行法の規制緩和や弾力的な運用が必要となる。	道路運送法第4条、第9条、第80条	道路運送法第4条の規定により、有償で自動車を使用しては旅客を運送する場合には、国土交通大臣の許可等が必要とされているところである。	2		旅客自動車運送事業の許可に際しては、需給調整規制が廃止されたことに伴い、輸送の安全及び利用者の保護等の観点からのみ審査を行っており、これらの要件の緩和は安全で安心できる輸送サービスの提供を損なうおそれがあることから、困難であるが、いわゆるコミュニティバスについては、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」において、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直すこととされているところである。					
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277170	122850	コミュニティバスの事業計画変更手続きの簡素化	市町村等が運行するコミュニティバスについて、利用者のニーズ等に応じて機動的な事業計画の変更（特に運行経路の設定）が可能となるように、事後届出制にするなどの規制緩和を図る。	利用者のニーズに応じ、駅と市街地・交流施設等を結ぶコミュニティバスの運行を機動的に行い、来訪者等の移動の利便性向上を図る。	バス事業者によるバス輸送が減少する中、市町村等が運行するコミュニティバスを活用し、来訪者のニーズに即応した運行を可能にするため、運行経路の変更を、運行本数の変更と同様に、事後届出制にすることにより、迅速な対応を図る。	道路運送法第15条	「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて（H13.9.27国自旅86号）」	2		いわゆるコミュニティバスについては、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」において、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直すこととされているところである。					
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277180	122860	観光協会やNPO等に対する旅客自動車運送事業許可要件の緩和	市町村観光協会や地元の旅館業組合、NPO法人等が、自家用車を用い、域内での資源間の輸送を有償で行う場合において、一定の条件のもと、一般旅客自動車運送事業の特例許可を与える。	市町村観光協会や地元の旅館業組合、NPO法人等が、営利を目的とせず有償で旅行者のバス輸送を行い、広域的な地域資源間等の移動の利便性向上を図る。	路線の廃止や運行回数の削減等により、バス事業者によるバス輸送が減少する中、旅行者の域内の移動性を確保するため、旅客自動車運送事業の許可に要する最低車両数等の緩和等を図り、NPO等のバス事業の参入を容易にする。			6		c.管理コード122810と重複					
神奈川県	かながわ京浜臨海部活性化プラン	1282	1282040	122870	新たなエネルギーモデル事業の促進	すずの全く発生しない低公害自動車であるDME自動車の「低公害普及促進対策費補助金（車両購入）」の対象化	「低公害普及促進対策費補助金（車両購入）」の対象に、モデル事業段階であるDME自動車を追加し、普及へのステップアップを促進する。モデル事業の実施促進により、スムーズな普及へのステップアップが図れる。	現状では、型式認定を受けたもののみが対象となっており、1台ずつ認定を受けてナンバープレートを取得するDME自動車（重量段階にない）は対象となっていないが、低公害車の普及を促進するためには、モデル事業段階の課題設定が極めて重要で、補助の対象化によるモデル事業の実施促進は極めて効果的。	低公害普及促進対策費補助金交付要綱	大都市地域等における自動車に起因する大気汚染問題は依然として厳しい状況にあることから、バス・トラック事業者を中心に、CNGバス・トラック等普及段階にある低公害車等の導入に対する補助を行うことにより、低公害車の普及を促進し、大気環境の改善を図っている。	8		「地域再生構想の提案募集について」（内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日）において、『第1（2）ニ 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること』とあるため。					
神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	1283	1283050	122880	交通手段の確保	来訪者の市民農園等へのアクセスの利便性向上	・NPO法人や地元自治会等が自主的に実施する白ナンバーでの旅客運送業務 ・特に土日祝日における来訪者の交通手段の利便に資するための地元住民の自家用自動車による有償運送	道路運送法の許可要件や運用の弾力性がないため	道路運送法第80条第1項	道路運送法第80条第1項の規定に基づき、災害緊急時や公共の福祉の観点から国土交通大臣の許可を受けた場合を除き自家用自動車を有償で運送の用に供してはならないこととされている。	7		特区の第4次提案事項である。					
只見町	体験交流事業の推進	1332	1332010	122890	宿泊施設所有のバス等での運送	グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関・事業用バス利用が困難な当町において、民宿旅館等を経営する者が宿泊者を体験場所・体験施設等まで自家用自動車で運送することが、旅客自動車運送事業類似行為とならないよう規制を緩和する。	当町の旅館民宿等に宿泊し農林業等の観光体験者だけに、宿泊サービスの一端で受け入れ側の宿泊施設所有の自家用バス等で運送を可能とすることにより、来訪者の利便性を向上させ、交流人口の増加を期待できる。交流促進と地域資源活用により地域活性化を図る。	当町は、広大なエリアに農林地等の体験場が位置しており、又観光名所等も点在しているため、来訪者の自家用バス等の利用は困難である。輸送には、自家用自動車の活用が必要である。	道路運送法第80条第1項	道路運送法80条第1項及び「宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について」（H15.3.28国自旅250号）」	5		提案の具体的な内容が不明であるが、農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、昨年3月28日にその取扱いを明確化し、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいては可能な旨を既に地方運輸局に通知しており、ご提案の内容も本通知に該当する限りにおいては実施可能であるが、これにとまらず、広（旅客の輸送を行うのであれば、その対象が宿泊施設の宿泊者であるか否かにかかわらず、輸送の安全及び利用者の保護を確保するための一定の基準を満たさなければならないこと）から、旅客自動車運送事業の許可を受ける必要がある。	3,5				

仙台市	健康づくり ウェルネス・ コミュニティ 構想	1368	1368140	122900	高齢者に対するボランティア輸送に関する規制緩和	NPO等が高齢者を輸送するには16年4月から全国的に規制緩和される条件から2種免許を有すること及び整備管理体制が確立されていることの2項目を除外すること。	高齢者のボランティア輸送の形態としては、地域住民の支え合いや市民協働を促進する観点から、例えば、家族の介護経験をもち個人でリフト付車両を所有する一般市民の事業参加等も想定している。	地域で介護事業を支え合う形態が望ましいと考え、一般市民による事業の実施を可能とする条件が必要である。	道路運送法第80条第1項	「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による真性に対する取扱いについて」(国自旅第231号)により当該特例措置を実施するための要件が定められている。	7	特区の第4次提案事項である。
多治見市	地域新交通システム創出構想	1379	1379030	122910	補助金で導入した低床バスの使用路線限定規定の緩和	国土交通省のバス運行対策費補助金交付要綱における生活交通路線への提唱バス導入に対する補助金交付の運用基準の緩和。	現行の補助金交付要綱における補助対象は「生活交通路線の用に供する」との規定から、生活交通路線での運行が年間乗車走行キロの50%以上を占めることとなっている。また、補助金交付決定の際の注意事項として「5年間譲渡、貸与等ができない」ことから5年間は生活交通路線以外の路線への転用が認められていない。しかし、今後交通バリアフリー等の地域におけるバリアフリー化が進む中で、地域の小さなバス事業者においても低床バスの導入を促進する必要があるため、現行の基準である「50%以上」、「5年間」を「30%以上」、「3年間」に緩和していただきたい。	低床バスは、その構造により、通常のバスより乗降が楽にできることが大きな利点であるが、低床バスを導入しても、高齢者や障害者等が多く利用する路線での使用ができなければその利便性が充分発揮できなくなるため、補助の際の路線限定をはずし、利便性の発揮できる路線での使用を可能とするもの。	バス運行対策費補助金交付要綱に基づく補助金交付の運用基準	・補助車両は、生活交通路線での使用率が50%以上であること。 ・補助車両は5年間車両を譲渡し、交換し、貸付車又は担保に供することのないように善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図ること。	8	「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において、「第1(2)二 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため。
山形県	やまがた ニュービジネス 創生プラン	1383	1383020	122920	地域内配送ビジネスの創出支援のための貨物自動車運送事業法の弾力的運用	商店街振興組合または非法人組織の商店街(以下「商店街等」)が、会員制度を導入し、会費収入により、構成員が所有する自家用車、マンパワー等を持ち寄って、会員に限定した共同宅配事業を実施する場合にあっては、商店街等一つの「事業者」としてなら、自家商品を配達するものとみなし、貨物自動車運送事業法の適用を除外すること。また、これをNPO法人が代行する場合も同様の取り扱いとすること。	構想地域内の「商店街等」において、左欄のような仕組みで、同組合の構成員店舗の取り扱い商品の共同配送サービス事業を実施する計画がある。新しい生活支援サービスの創出が期待されるところと、中心商店街の活性化にもつながるものと考えられる。	このような形態の事業は、貨物自動車運送事業法の規定により、他人の需要に応じて有償で貨物を運送する場合とみなされ、許可が必要。同組合等を一つの事業体とみなし、かつ、会費収入は配送の対価とみなさないことで許可が不要となる。	貨物自動車運送事業法第3条、道路運送法第80条	一般貨物自動車運送事業(不特定の者の需要に応じ、有償で自動車(3輪以上の軽自動車及び2輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業)を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない(貨物自動車運送事業法第3条)。また、自家用自動車は、公共の福祉を確保するためやむを得ないものとして国土交通大臣の許可を受けた場合を除き、有償で運送の用に供してはならない(道路運送法第80条)。	5	本件要望に係る「共同配送サービス事業」が、会員相互の自家用車及びマンパワーの融通のみによって行われ、かつ、会費も運送に対する対価を含まず、本事業への参加に伴って必要となる連絡費用の徴収に限られるのであれば、有償で貨物を運送する事業には該当しないため、貨物自動車運送事業法第3条に基づく許可は不要である。
山形県	やまがた産業 ルネッサンス プラン	1385	1385030	122930	温泉観光地の2次交通の整備促進のための道路運送法の弾力的運用	温泉旅館組合または非法人組織の温泉組合が、構成員が所有する自家用マイクロバス、マンパワー等を持ち寄って、最寄りの駅から温泉地まで共同で宿泊者の送迎サービスを行う場合にあっては、温泉旅館組合等を一つの「事業者」としてみなし、道路運送法の適用を除外するもの。	県内の温泉組合において、宿泊者の共同送迎事業に取り組む機運が高まりつつあり、具体的な計画の検討に入ったところも出てきている。	共同送迎事業方式で、他の旅館の宿泊者の送迎を行う場合、法に基づく許可を組合単位で受ける必要があるが、事実上困難なため。	道路運送法第80条第1項	道路運送法第80条第1項及び「宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について」(H15.3.28国自旅第250号)	5	提案の具体的な内容が不明であるが、農家民宿を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、昨年3月28日にその取扱いを明確化し、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいては可能である旨を既に地方運輸局に通知しており、ご提案の内容も本通知に該当する限りにおいては実施可能である。
北海道 滝川市	商業都市の再生	1390	1390040	122940	交通バリアフリーに基づく施策の要件緩和	「交通施設バリアフリー化設備補助」等の交通バリアフリー法に基づく現行具体策の適用に関する要件緩和(利用数要件)	歩いて暮らさやすく、楽しく交通弱者にやさしいまちづくりの推進として駅周辺整備事業の一環として「R駅舎エレベーター」の設置ほかバリアフリー化を計画している。	支援策の一つである「交通施設バリアフリー化設備補助」などにおいては対象要件が一日当たりの駅舎利用5,000人以上/日となっており、広域の中心駅である「R滝川駅」の利用は3,200人/日であるため、この制度の対象とならない。この要件緩和が図られれば地方都市においても駅舎等の交通バリアフリーが推進する。	交通施設バリアフリー化設備整備費補助金	既存の鉄道及び軌道の駅におけるバリアフリー化設備の整備事業(エレベーター、スロープ、手すり、障害者対応型トイレ等の整備)に要する経費の一部を補助	8	補助金の要件として、補助対象駅を一日当たりの利用者数5,000人以上の駅とは定めていない。なお、交通バリアフリー法に基づく「基本方針」において、一日当たりの利用者数が5,000人以上の駅について、原則すべての駅をバリアフリー化することを目標として定めており、現在その達成に向けた取組みを進めているところである。
和歌山県	高野熊野世界 遺産活用地域 再生構想	2025	2025020	122950	コミュニティバスによる来訪者の有償輸送の容認	公共交通機関が十分でない地域において、市町村が運行するコミュニティバス等による来訪者の有償輸送を容認する。	世界遺産登録される見込みの熊野地域においては、路線バス運行地域と資産所在地を結ぶ公共交通が未発達のため、公共交通機関を利用する訪問客が少ない状況にある。 一方、当該地域では市町村がコミュニティバス等を運行している地域の間において、市町村が運行するコミュニティバス等により来訪者を有償輸送する。 このため、これを容認することにより、コミュニティバス等を活用した訪問客の利便性の向上を図る。	「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて」(H13.9.27国自旅86号)	道路運送法第80条第1項	「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて」(H13.9.27国自旅86号)	5	地方公共団体が道路運送法第80条第1項の許可を受けて行う有償運送についてはその輸送対象を限定していない。また、交通機関が空白の過疎地におけるNPO等によるボランティア輸送については特区制度を活用し、昨年4月に廃案していることと、本年度中に全国的に実施することとしているところである。なお、いわゆるコミュニティバスについては、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」において、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直すこととされているところである。
松山市	『坂の上の雲』 フィードバック ミュージアム 構想	2044	2044040	122960	交通結節点改善事業の補助採択要件の緩和	交通結節点改善事業の補助採択要件は、鉄道駅、軌道駅においては概ね乗降客5,000人/日以上である。本市においても3駅を既整備若しくは整備予定であるが、その他の駅については乗降客2,000人/日程度で、当該補助の適用外であるため、地域の実情を勘案し、人数要件を緩和された。	『坂の上の雲』のまちづくりフィードバックの動線確保や市民の移動利便性を向上し、かつ、地域の再生を図るため交通結節点の整備(駅前広場の整備、駐輪場の整備、歩行者専用通路、自由通路の整備、バスターミナルの整備)を行う。	本市における地域拠点駅の交通結節点機能を高め、公共交通の利用を促進し、かつ、『坂の上の雲』観光動線を確保することにより、駅周辺を活性化し、地域再生を推進する。	・交通結節点改善事業実施要綱 ・道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第1項 ・緊急地方道整備事業(まちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金))について	交通結節点改善事業により鉄道等の周辺における駅前広場、アクセス道路等の一体的整備を支援。 ・まちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)では、地域の課題に対応して、一定の地域で一体的に行われる事業に対して交付金を交付する。	5	交通結節点改善事業の採択基準を下回る場合でも、地域の課題に対応した拠点整備にあわせ、周辺道路の整備を集中的に行う必要がある場合などにまちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)を活用することで、このような集中的な施設整備の支援が実行制度でも可能なお、平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもと提案と同様の施設整備について、まちづくり交付金(平成16年度創設予定)において対応可能となる見込み。 (まちづくり交付金) 都市再生整備計画(仮称)に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。
三重県	観光による地域再生	2058	2058030	122970	観光タクシー運賃・料金設定の自由化	観光地のタクシー運賃に関しては、距離制を基本とする算定方法を採らず、適正原価と適正利潤にのみ基づく自由な料金設定を可能とする。	観光商品として、タクシーによる少人数を対象としたテーマ別コースを観光客のニーズに応じた形で販売を可能にする。	観光タクシーの運賃・料金は遊覧コースを設定し、その距離を基本として算定するため非常に割高になっており、観光旅行の少人数化・多様化に対応できていないため。	道路運送法第9条の3	道路運送法第9条の3及び「タクシーの観光地におけるルート別運賃の採用について」(S61.12.23地自第260号)及び「タクシーの観光におけるルート別運賃制度の見直しについて」(H8.6.21自旅第105号)	5	タクシーの運賃設定については、距離制のほか、時間制、定額の観光ルート別運賃に基づき設定することが可能であり、現に時間制運賃、観光ルート別運賃による観光タクシーは行われているところである。

西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066080	122980	・農家・漁家民泊の最良化 ・宿泊施設の送迎車を観光有科タクシーとしての利用	・農家・漁家を体験型宿泊施設として利用するとき、消防法や旅館業法等の規制を緩和する。 ・宿泊施設の白ナンバーの送迎車を、有料観光案内に利用する。	離島交流メニューとしての農家・漁家民泊や、宿泊施設の送迎車を宿泊者の要望による有料の観光案内業務に利用することにより、宿泊施設のツーリズムを創出するし、観光振興を図る。	農家・漁家の宿泊施設としての利用を容易に、また、宿泊施設の送迎車の有料観光案内を可能にする。観光施設と交通手段の連携が図られ、高独自の体験型ツーリズムが創出できる。	道路運送法第80条第1項		5	「構造改革特別区域法に係る交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(国土自旅第232号)及び「宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について」(H15.3.28国土自旅第250号)	提案の具体的な内容が不明であるが、農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、昨年3月28日にその取扱いを明確化し、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいては、可能である旨を既に地方運輸局に通知しており、ご提案の内容も本通知に該当する限りにおいては実施可能である。	提案者の要望は、農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送以外の輸送について、自家用車による運送を可能とするというものであり、その趣旨を踏まえ再度検討し回答されたい。	3,5	農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、昨年3月28日にその取扱いを明確化し、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいては、可能である旨を既に地方運輸局に通知しており、ご提案の内容も本通知に該当する限りにおいては実施可能であるが、これにとどまらず、広(旅客の輸送を行うのであれば、その対象が宿泊施設の宿泊者であるか否かにかかわらず、輸送の安全及び利用者の保護を確保するための一定の基準を満たさなければならない)ことから、旅客自動車運送事業の許可を受ける必要がある。
大津市	古都大津ルネッサンス	2085	2085050	122990	公共交通移動円滑化補助について	公共交通移動円滑化補助(L R T)の導入費として、送迎車両台数との差額が対象ではなく、全体購入費が対象になるようにする。	「大津市の公共交通とまちづくり協議会」において検討しているところであるが、京阪浜大津駅からR大津駅まで、京阪電車を延伸する場合、公共交通移動円滑化補助の補助対象種を拡大することによって、事業の進捗が早まり、事業効果が期待できる。	送迎業者としては、車両の購入費やレール、専有線や停泊設備等については従来から補助対象には該当せず、新車や延伸のための設備投資を余剰なくされ、運送後の多様な運送確保のため全体支出が営業収入を上回る状況が予測される。従って、鉄道事業者の設備についても補助対象に該当すれば、開通後も健全化されることが期待できる。	道路運送法第3条 都市計画法第5条		8	公共交通機関のバリエーションを推進するため、鉄道事業者の低床式路面電車(L R T)の購入、運行情報提供システムの導入に対し、国及び地方自治体が1/4ずつを補助。但し、車両については、通常価格との差額の1/1のいずれか低1値。	「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において、「第1(2) 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため。			
熊本市	水前寺江津湖公園活性化構想	2139	2139010	123000	路面電車の早期延伸のための手続き迅速化	路面電車延伸に係る軌道特許申請の迅速化など、特許申請の標準的な審査期間(5~8ヶ月)の期間短縮を要望するもの。また、都市局と鉄道局に許認可手続きがまたがるため、一元化や連携強化を要望するもの。	1. 実施内容・路面電車を動物園まで約800mほど延伸する。2. 効果・交通アクセスの利便性向上、観光客の回遊性向上	本市の路面電車延伸手法として、公園内に特殊街路として軌道を確保し、延伸する計画のため、鉄道局と都市局に国土交通省の所管がまたがることなど見込みがある。本市では、路線延伸の早期実現を望んでいるため、省内の連携や特許申請の一元化を要望するもの。	軌道法第3条 都市計画法第5条		8	軌道を敷設して運輸事業を営もうとする者は、国土交通大臣の特許を受けることとなっている。都市計画は国又は市が定めることとされている。	既存の路面電車の軌道を特殊街路として延伸し、公園内に乗り入れる場合の手続きについては、延伸について軌道法第3条に基づく国土交通大臣の特許を受け、また、都市施設として特殊街路を定める場合は、国又は市において都市計画の決定又は変更を行うこととなる。前者は国土交通省、後者は国又は市の権限であるため、「都市局と鉄道局に許認可手続きがまたがる」との記述は事実誤認である。	路面電車の延伸に係る特許申請について、審査期間の短縮ができないか、再度検討し回答されたい。	5	軌道の特許に係る審査の標準処理期間については、その事業の開始が交通体系全体の観点から輸送需要に対し適切なものであることを審査する必要があり、また、軌道がひとたび敷設されれば地域住民の日常生活に必要な不可欠な生活交通となる性質から事業の将来性、継続性を確認する必要があることや道路交通との整合性を確認する必要があること、さらには大量輸送機能であるため、その安全性について特に慎重な審査をする必要があることから、確実な審査をするため標準的に8箇月程度の期間が必要である。なお、処理期間については、事業の規模等によりケースバイケースであることを想定して、審査に通常要すべき標準的な期間として行政手続法上の標準処理期間を定めているものであり、小規模な事業などは、標準処理期間よりも短い期間で処理されるものもあるところである。
熊本市	水前寺江津湖公園活性化構想	2139	2139020	123010	路面電車延伸に係る補助金の重点配分	路面電車関係の支援制度の統合・国土交通省が所管する路面電車延伸にかかる補助金の統合や補助対象の拡大を要望するもの。(路面電車走行空間改築事業、都市再生交通拠点整備事業など)	1. 実施内容・路面電車を動物園まで約800m延伸する。2. 効果・交通アクセスの利便性向上	路面電車を延伸するためには、莫大な費用が必要であり、国庫補助が適用されなければ、本市単費で施工することは非常に困難である。現行の路面電車走行空間改築事業の補助対象種として、レールや架設柱・架線等専ら軌道事業の用に供するものは占用物件であることから、軌道事業者が整備することとなり、補助対象外である。対象外の部分についても補助を要望するもの。	路面電車の走行路面等について路面電車走行空間改築事業の停置所や架設柱等について都市再生交通拠点整備事業により支援 低床式路面電車の購入、運行情報提供システムの導入について公共交通移動円滑化補助事業により支援		8	路面電車の走行路面等について路面電車走行空間改築事業の停置所や架設柱等について都市再生交通拠点整備事業により支援 低床式路面電車の購入、運行情報提供システムの導入について公共交通移動円滑化補助事業により支援	「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において、「第1(2) 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため、ご提案の内容は事実誤認である。なお、道路占用物であっても、停置場や架設柱の整備については、都市再生交通拠点整備事業により支援していること。路面電車の延伸等については、これら各種事業を所管する関係各局が連携し事業の総合的な推進に向け、適切に支援していく所存。また、平成16年度予算成立前であるが、一定の要件のもとで路面電車走行空間改築事業及び都市再生交通拠点整備事業を統合的に実施することについては、まちづくり交付金(平成16年度創設予定)においても対応可能となる見込み。(まちづくり交付金)	都市再生整備計画(仮称)に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。		
有田町	福祉タクシー外出支援サービスの運行自由化	2159	2159010	123020	福祉タクシー業者の決定の施策の利便性の向上	福祉タクシー業者の決定の施策の利便性の向上	高齢者で外出困難者や低所得者を対象として、各戸と通院などのため医療機関との間を送迎する。利用者へ送迎業者をあらかじめ審査・登録し、事業者は安心料金で高齢者の外出支援事業として自車による送迎を行う。	現在、国の補助事業に「外出支援サービス事業」があります。しかし、道路運送法の法令等に抵触しないよう留意することとされています。また、その対象者を一般の交通機関利用が困難な者等とされています。しかし、公共交通機関が利用できない地域や便数が少ない等により、利用できない状況もあります。このため、通院等によるタクシーの利用料が月に数万円かかる、生計を脅かしている場合などがあること、これらから低所得者の交通対策として実施したい。	道路運送法第4条、第9条の3		5	「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による真性の取扱いについて」(国土自旅第231号)により当該特別措置を実施するための要件が定められている。	提案の具体的な内容が不明であるが、要介護者等の輸送については、NPO等によるボランティア輸送を特区制度を活用して昨年4月以降実施しているとともに、本年度中に全国的に実施することとしているところである。			
財団法人本庄国際リサーチパーク	エコユーザーの育成と参加を通じた「自採・自販」の推進	3043	3043040	123030	公道を使用した走行実験に関する許認可手続き等の一元化・迅速化	【先進コミュニティ】 公道を使用した走行実験に必要な自動車運送事業の許可および工事施工等に関する許認可手続き等の一元化・迅速化(道路運送法) 本プロジェクトでは、本庄地域内の公道を使用した走行実験において、高効率の蓄電・給電システムをインフラとして導入した先進電動バスの開発・実用化とその運行管理等に関する実証実験を予定しているが、これに必要な自動車運送事業者の免許申請・取得に係る手続きや、上記エネルギー供給インフラ(非接触給電設備)の設置に伴う道路使用制限および工事施行等に関する許認可手続き等の一元化と迅速化による支援を提案したい。	地域内の公道に設定した実車走行ルートにおいて、先進電動バスの開発・実用化とその運行管理等に関する実証実験を実施する中で、従来の燃料電池車を含む各種低公害自動車の導入・普及を支える次世代エネルギーインフラを先行的に整備する。 *技術的な開発としては、各種2次電池を利用したバスの電動化やハイブリッドによる低公害化による実証実験を実施する中で、従来の燃料電池車を含む各種低公害自動車の導入・普及を支える次世代エネルギーインフラを先行的に整備する。 *環境への配慮としては、先進コミュニティ交通システムを導入することによる環境への影響とそれを維持する総合政策の検討。更なる都市計画にむけての検討。導入による環境負荷の評価と安全上の評価などを挙げる。 *さらに、社会システムへの定着のための方策として、市民の交通機関に対する意識調査、システム導入による経済効果、社会実験の試行、システムの規格・標準を定めていくことなど。 こうした継続的な実証実験の効果としては、地域内の都市整備・道路整備や街づくり事業とも相まった地域交通システム計画の視点・枠組みからの総合的取り組みと共に、本プロジェクトに参画する自動車・運輸等関連事業者や利用者市民によるエコユーザーとしての環境配慮活動を通じて、将来の水素エネルギー社会をも展望した新規ビジネス機会の創出が期待される。	各種2次電池を利用したバスの電動化やハイブリッドによる低公害化による実証実験を実施する中で、従来の燃料電池車を含む各種低公害自動車の導入・普及を支える次世代エネルギーインフラを先行的に整備する。 *環境への配慮としては、先進コミュニティ交通システムを導入することによる環境への影響とそれを維持する総合政策の検討。更なる都市計画にむけての検討。導入による環境負荷の評価と安全上の評価などを挙げる。 *さらに、社会システムへの定着のための方策として、市民の交通機関に対する意識調査、システム導入による経済効果、社会実験の試行、システムの規格・標準を定めていくことなど。 こうした継続的な実証実験の効果としては、地域内の都市整備・道路整備や街づくり事業とも相まった地域交通システム計画の視点・枠組みからの総合的取り組みと共に、本プロジェクトに参画する自動車・運輸等関連事業者や利用者市民によるエコユーザーとしての環境配慮活動を通じて、将来の水素エネルギー社会をも展望した新規ビジネス機会の創出が期待される。	道路運送法第47条(免許)、第50条(工事施工)、第51条(一般自動車道の技術的基準)、第63条(保安上の供用制限)		8	一般自動車道は、全国で31事業者42路線(平成16年1月1日現在)があるが、もっぱら自動車交通のように供するために建設・管理する事業であるため、事業参加に当たっては、公衆の利便を損なうものではないこと、また、交通量の増及び性能に適合するものであることなどの基準をもって、当該事業を的確に遂行するに足る能力を有するものに附して国土交通大臣の免許のもと、事業を実施することとなっている。なお、専用自動車道とは、自動車運送事業者が専ら自己の事業自動車の交通のために供することを目的として設けられたものであり、一般自動車道のように許認可を受ける必要はない(工事施工の認可・完成検査の受検義務等あり)が、事業開始に当たって必要な工事施工の認可・供用開始前検査等については地方運輸局に委任しているところである。				
福岡商工会議所	デマンド型乗合交通システムの普及プロジェクト	3061	3061010	123040	地方における交通不便者のためのデマンド型乗合交通システムの普及	国・県が補助している生活交通路線に対する補助要件の緩和 国・県が補助している生活交通路線は、広域行政圏の中心都市等にアクセスする広域的・幹線路線のための重要な生活交通線であることからデマンド型乗合交通も必要とされている。しかし、補助要件である「1日の輸送量が15人~150人」がネックとなり供用運行が難しいことから、この要件を緩和することにより広域的幹線の確保と地方の実情に応じた生活交通の確保を可能とする。 タクシー事業者によるデマンド型乗合運行を「21条許可」の緩和 タクシー事業者によるデマンド型乗合運	福岡県小高町では、高齢者を中心とした交通弱者の足の確保が急務となっていたが、電話予約による低定額料金で戸口から戸口のデマンド型乗合交通システムの導入により、シビルミニマムを実現する最適な交通手段の確保に繋がらず、「自分の選択で買物をする」「美容院に行く」また生活学習やカルチャー講座を受講したりと高齢者同士交流と生き甲斐の創出の一助となっている。さらに利用状況から街中を回避して買物をしているという行動が広がっていることから、中心商店街等の活性化が図られている。 また、本システムの導入により交通不便地域における交通弱者対策として全国的に普及し、現在10箇所の町村で導入されている。	通常の乗合バスは「4条許可」によって運行されている。しかし、平成14年2月に道路運送法改正によりバス運行事業が免許制から許可制に変更されたことにより、参入障壁が大幅に低下され高齢者路線バスの体障防止や、少人数の運行が本数となるなど、市町村が採られた高齢者を中心とした交通弱者の足の確保が困難となっている。 「4条許可」以外に運行許可となるには、「4条許可」による路線バスに併せて、過疎地域や空白空白地域の「代替バス」などを目的とした「21条許可」による運行がある。しかし、「21条許可」の基準が「4条許可」における路線バス事業者と異なることにより、当該路線の維持が困難ななどとなっていること、また、「21条許可」が難しい現状がある。	道路運送法第21条 生活バス路線確保対策交付金「1日当りの輸送量が15人~150人のもの」の内、最低の15人の緩和。		8	バス運行対策費補助において補助対象となる生活交通路線とは地域協議会で維持確保が必要と認められ、複数の市町村にまたがりキロ程が10km以上、1日の輸送量が15人~150人、1日の運行回数が3回以上、広域行政圏の中心都市等にアクセスする等の要件を全てを満たすもの。	「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において、「第1(2) 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため、及び 特区の第4次提案事項である。			

つくば市	市内公共交通を補完する新たな交通システムの整備	1389	1389010	123050	(施策の利便性の向上) 民間企業の保有している遊休バス等を活用した、新たな交通システムの構築。 (規制緩和) 道路運送法、一般旅客自動車運送事業の免許要件等運行に関する許可要件の規制緩和	市内交通網の充実のため、病院、結婚式場、私立学校など民間が独自に保有している遊休バスを有機的・機動的に運行することで過剰な設備投資や財政負担を軽減することが可能となり、市民生活の利便性向上及び市内産業の活性化と企業の誘致推進による雇用機会の創出・雇用拡大を図る。	病院、結婚式場、私立学校など民間が独自に保有している遊休バスを活用し、運行路線を定め有料運行するには、一般旅客自動車運送事業の免許要件等の規制緩和が必要。	道路運送法第4条、第80条第1項		2	旅客自動車運送事業の許可に際しては、需給調整規制が廃止されたことに伴い、輸送の安全及び利用者の保護等の観点からのみ審査を行っており、これらの要件の緩和は安全で安心できる輸送サービスの提供を損なうおそれがあることから、困難であるが、いわゆるコミュニティバスについては、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」において、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直すこととされたいところである。
河東町	国際観光ネットワーク河東学園構想	1118	1118040	123060	地域内外の各施設、各団体、各業界、各人材との連携ネットワーク	河東学園を核とした地域内外の各施設、各団体、各業界、各人材との連携ネットワーク	町内外の農家・温泉旅館・料理家との連携事業：「農産物直販、農家民宿、農家レストラン、世界の農産物との交流料理」などと連携した国際交流観光講座 町内外の国際観光ガイド・登山家、環境専門家 観光エージェントとの連携事業：国際観光での磐梯登山と河東自然ガイド講座 町内外の国際観光ガイド・農家・学園運営者・リエゾンオフィスなどの情報機関との連携事業：推進代・会津・河東の国際観光情報ネットワーク事業としてパッチャルに展開する講座専業システムの開発 町内外の国際観光ガイド・ユニバーサルデザイン専門家・農家・温泉旅館・料理家・観光エージェントとの連携事業：移動率の低い観光施設での高齢者や障害者にも対応できる宿の安価な価格での交流講座 町内外の農家・学園運営者・リエゾンオフィス・農家民宿、各大学の連携事業：移動率の低い各施設での連携による定学複合研修講座、会津大学だけでなくネットできる大学や人材と連携した講座 町内外の国際観光ガイド・健康指導者・温泉旅館・環境専門家との連携事業：健康講座に協力できる温泉浴、森林浴のできる温泉施設講座	会津圏域に展開する既存の観光、農業、情報など異業種と観光の結び付きを高めながら新起業、新人材を生み出すネットワーク連携を図る仕組みと組織の構築を図りたい。 河東ゆってみネットの有効利用		8	本提案において提案されている事業については、旅行業法上の規制は存在しない。国土交通省としては地域の自立的な取組みをソフト・ハード両面から支援している。
岐阜県	美濃ミュージアム街道	1161	1161020	123070	国のデジタルジャパンキャンペーンと連携した海外誘客戦略の展開 (1) 広報・宣伝事業 (2) キャンペーン事業 (3) 旅行商品造成事業	海外メディアでの広告、海外観光展の開催、海外旅行エージェントの招聘ツアーの実施等	美濃ミュージアム街道には多くの地産産業・文化施設があり、2005年には東海環状自動車道沿いで認知度向上も期待されるなど、今後の地域には海外からの観光客が多数訪れる。海外誘客を単独で行うことは限界があり、国と連携することで、より効果的な誘客戦略を展開できる。		5	訪日外国人旅行者を飛躍的に増大するため、日本の観光魅力を海外に積極的にPRする。訪日促進キャンペーンである「デジタルジャパン・キャンペーン」を15年度より本格的に実施中、キャンペーンにおいては、訪日旅行促進の効果が大きいものなどについて、地方連携事業として地方自治体等と連携することとしている。	
茨城県	常総線沿線/広域交流圏再生事業	1274	1274140	123080	NPO法人や住民団体などが旅行業を営む場合の登録要件の緩和措置を講ずる。 旅行業務取扱主任者の配置免除 (財)都市農山漁村交流活性化機構が実施するグリーン・ツーリズムの認定資格を有する者を配置 登録要件に関する財産的基礎要件の軽減 営業保証金の供託免除	自然や歴史、芸術などの地域資源を活用した本域内に限定した主催旅行を実施する。	本地域の資源を活用した旅行企画について、旅行者の参入の可能性が低いことから、地域のNPO等が自ら地域資源を活用した安価な体験ツアーなどを企画・主催できるよう、NPO等の旅行業登録を容易にする。		7		
新座市	新座市「観光による地域再生」構想	1312	1312020	123090	観光計画に基づく、各種事業(ソフト・ハード)の実施に当たっては、市単独での実施は、財政的に困難な状況であることから、同施策を有効活用すること、効率的に事業を推進していきたいと考えている。しかしながら、同制度については、市町村を跨る広域的な事業を対象としているため、現状市町村単独での事業は申込みできない状況となっている。この点を緩和することで、当制度の活用を図っていきたい。	・ 道の駅整備事業(仮称)ふるさと新座館の設置 市中央部の観光地の情報発信基地として、機能する施設として効果がある。 ・ うどん、そば屋等の産業集積 地域雇用の促進・新たな地産産業の育成に効果がある。 ・ 西堀浄水場高菜水槽・市庁舎の展望ラウンジの設置事業 眺望抜群の本市庁舎最上階を活用し、来客者をあなませる飲食施設を設置することで、来客の目玉にする。 ・ 公用車の休整日のレンタカー利用 話題性に富み、かつ安価な料金設定が可能のため、来客者の利便性の向上に資する。 ・ 都市公園のワイナリー整備事業 観光の目玉となるとともに、地域雇用の促進・新たな地産産業の育成に効果がある。 ・ 都市公園内のキャンプ場整備事業 観光の目玉となるとともに、地域雇用の促進に資する。	同制度については、市町村を跨る広域的な事業を対象としているため、現状市町村単独での事業は申込みできない状況となっている。この点を緩和することで、当制度の活用を図っていききたい。	観光交流空間づくりモデル事業実施要綱「観光交流空間づくりモデル事業とは、複数市町村にまたがる地域を対象に、国土交通省の重点的な支援を受けて観光交流空間づくりを行う事業で、各地域の観光交流空間づくりのモデルとなる事業を指す」	国土交通省においては、観光交流空間づくりモデル事業の他、様々な施策により観光を軸とした地域づくりと観光交流拡大の取り組みを支援している。	5	観光交流空間づくりモデル事業は、広域連携による観光を軸とした地域づくりと観光交流拡大を目的としているため、複数市町村にまたがる地域を対象としているが、国土交通省では観光プラスワン大作戦など観光交流空間づくりを支援するための各種施策を実施しており、観光振興を図るとする単独市町村においても活用が可能である。
伊東市	伊東健康保養地づくり構想	1356	1356010	123100	国際観光文化都市の整備のための財政上の措置の拡充及び明確化	国際観光文化都市の整備のための財政上の措置に関する法律に定める施設に交通施設及び文化施設、体育施設等を含めるとともに、補助金の交付決定についての特別な配慮及び地方債についての特別な配慮を明確にする。	下水道及び都市公園など都市基盤の整備を引き続き進めるとともに、駅舎のバリアフリー化や駅前再開発事業、外国人来訪者のための国際会議場、市民及び観光客のスポーツ・健康志向に対応する総合体育館等の整備を図り、国際観光温泉文化都市としての発展に寄与する。	国際観光文化都市が我が国の国民生活、文化及び国際競争に果たす役割にかんがみ特に必要とされている施設については、時代の変遷とともに多様化しており、その整備に当たっては、国際特別都市が財政負担を伴うため。	8	「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において、「第1(2) 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため。	
つくば市	筑波研究学園都市のニューアール及びつくばエクスプレスを活用した地域活性化構想	1388	1388010	123110	健康づくりを核とした地域の活性化及び新産業の創出	(施策の利便性の向上) ・ 大学・研究機関での先端科学プログラムの導入、実践及び民間企業との連携によるツアー企画等新事業の創設。	健康づくりへの関心が高まる中、筑波研究学園都市を担える当市のポテンシャルを發揮し、産・官・学連携によるプログラムの創設、実践を行う。このことにより、「つくば」の豊かな自然環境、里山の保全活動等への参加をプログラムの一つとすることで、環境保全の啓発と体力の向上、維持といった相乗効果が期待できる。	産官学連携の強化		6	
和歌山県	高野熊野世界遺産活用地域再生構想	2025	2025010	123120	案内標識等サイン類の様式統一	・ 各府庁の補助金を受けて設置する案内標識等サイン類の様式を、地域が景観等を考慮して最適と判断した形状、色等に統一することができるようにする。 ・ 同一の場所に、各府庁の補助金を受けた標識等が林立することを避けるため、複数の補助金を受けて一つの標識等を設置できるようにする。	世界遺産登録される見込みの3種類の参詣道(「大衆奥参詣道」、「熊野参詣道」、「高野山町石道」)ルートごとに、形状、色合い、ロゴマーク等により様式を統一した案内標識、案内板、説明板等を設置する。	参詣道に関する標識等については複数の府庁の補助金を利用して整備が進められてきたが、それぞれの基準が統一されていないため、様々な形状の標識等が林立している状況にある。世界遺産登録にあわせて、訪問者の利便性を向上し、景観を保全するためには、統一した形状の標識等を設置することも、同一箇所複数標識が林立することを避ける必要がある。そのためには、いずれの府庁から補助金を受けた標識等を設置する場合であっても、地域が最適と判断した様式で設置することができることを明確にするとともに、複数の補助金により一つの標識を設置することが認められる必要がある。	案内標識については、広域、地域内、施設・敷地内などそれぞれの案内標識毎に、必要な機能や情報量、設置主体が異なる。	2	分類に応じた各案内標識の課題点を把握した上で、ルール化や統一が必要な事項についてはガイドラインとして定めることを検討していく。

西郷町	観光を軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066070	123130	旅行業取扱に関する資格取得要件緩和	観光業への参入を容易にするため、旅行業取扱の資格取得要件を緩和する。	旅行業取扱の資格取得要件を緩和することで地元企業や農家・漁家民泊による旅行業取扱が容易となり、異業種や農林水産業者からの観光業への参入が進められ、異業種での事業展開が図られるとともに、交流人口を拡大する受け皿が確保される。	旅行業取扱の資格取得は、取扱主任の配置や供託金の納付等の難しい面があり期間もかかる。これを緩和し、異業種からの参入を進める。			7								
只見町	山里的農家民泊を主体とした都市との交流促進プラン	1339	1339010	123140	グリーンツーリズムに関する許可(宿泊業の緩和、食品衛生法の緩和、消防法の緩和、旅行業法の緩和、道路交通法の緩和) 国有林野法の緩和 農地法の緩和 都市との対流事業の国土交通省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省等の支援の連携、集中	普通の農家であるので営業許可に該当しない施設とする。(旅館業法第3条) 宿泊及び農家レストランで食事を提供しようとする場合には、飲食店営業の営業許可が必要であるが普段食べているものであり該当にならないものとする。(食品衛生法第20条) 建築物の防火に関する消防長の同意が必要な事項の緩和措置(非常ベル、自動サイレン又は放送設備、自動火災報知設備と検査)(消防法第7条) 体験指導者が報酬を得て、旅行募集、手配などを事業で行う場合旅行業となるが、規制の緩和を図る。(旅行業法第2条) 体験指導者が運転する場合、白バス行為の禁止の範囲に入るが、民宿のバス等で特定目的(民宿から山や畑に行く)の場合は緩和を図る。(道路交通法第4条第80条) 共用林野の設定は市町村内の住民に限定されているが市町村の契約者が一定の条件を付けて利用範囲等を設定できることとする。(国有林野法第19条) 許可権者は県となっているが市町村に委譲する。(農地法第5条)	農家民泊を主体とした受け入れ体制を作り、農村空間を多面的に活用した都市との対流事業を推進する。	農家が宿泊業の許可を得る場合、旅館業法也、食品衛生法上の営業許可、消防法上の規制が厳しく、事業参入が難しい。共有林野の設定は市町村内の住民に限定されている。	・道路運送法関係 道路運送法第80条第1項及び「宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について」(H15.3.28国自旅第250号)	・旅行業関係 7 ・道路運送法関係 5									
夏庭町	しまなみ海道住民参加の手づくり観光振興(観光・交流・まちづくり)構想	2151	2151030	123150	広域観光推進のための基盤整備	国が実施している観光振興に関する補助事業の対象者を市町村に限らず、関係者で構成する協議会組織のほか、民間事業者・NPO等を対象者に広げる。	【具体的な取り組み】 地域住民誰もが観光事業に関与することの出来る体制づくりを行い、様々な視点から、観光に係わる事業や観光施設の整備等を行う。 地域内に設置する観光情報や案内板のデザインやロゴを統一し、また、道路沿線の花木などを統一して植栽する。 【効果】 ・補助事業の迅速、効果的な執行 ・来訪者に分かりやすく親切な観光地の整備	しまなみ海道沿線地域には、魅力的な観光地が数多くあるものの、複数の市町村にまたがって点在しているため、効果的な広域観光を推進していく上では、それらを線で結び、統一性のたれた観光振興を図る必要がある。また、市町村を事業主体とした国庫補助事業では、広域観光への取り組みに限界があるため、様々な取り組みを行う地域団体も対象とすることで、官民一体となって地域づくりに取り組んでいくことができる。 観光振興等のデザインやサイズが統一でないため、来訪者にとって非常に分かりにくい。統一した案内板等の設置が求められている。	案内標識については、広域、地域内、施設、敷地内などそれぞれの案内標識に、必要な機能や情報量、設置主体が異なる。 道路の植栽や街路樹の種類等については、道路管理者が地域の状況や特性を踏まえ決定している。	2 5		分類に応じた各案内標識の課題を把握した上で、ルール化や統一が必要な事項についてはガイドラインとして定めることを検討していく。 道路の植栽や街路樹の種類等については、道路管理者が地域の状況や特性を踏まえ決定することが可能である。	観光振興に関する補助事業の対象として、民間事業者・NPO等は認められるのか、確認された。	8		観光基盤施設整備費補助金交付要綱第5条によると、「補助金は…予算の範囲内において都道府県に交付するものとする。」となっているので、民間事業者、NPOは事業主体になりえない。			
糟谷市	地球環境に貢献する国際交流都市形成	1327	1327070	123160	第2種空港における工事費用の計画段階での事前協議	第2種空港では都道府県が工事費用の1/3を負担し、都道府県は一部を市町村に負担させることができるとしている。市町村負担分の財源確保のため、都道府県を通じた計画段階での工事費用に関する早めの事前協議が必要である。	国内空港の空港整備による就航率改善等「国際交通網の充実」は、当局が目指す国際交流都市形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。	空港整備に対する北海道への負担金のうち1/2は市で負担している。しかしながら、工事費用に関しては、計画段階での北海道への事前協議が十分なされておらず、市においても厳しい財政事情の中、財源確保に苦慮しているところである。	空港整備法第6条、第7条	3		第2種空港の整備においては、当該空港の存する都道府県が三分の一を負担する。国土交通大臣は、当該工事を施行しようとするときは、あらかじめ、費用を負担すべき都道府県と協議しなければならない。また、都道府県は、その区域内の市町村で当該空港の設置により利益を享受するものに対し、負担金の一部を負担させることができる。	第2種空港における工事費用の負担に係る国と都道府県の協議については、政府予算の国会承認後に実施できるものである。今後とも可及的速やかに都道府県との協議を実施することとしたい。						
茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274100	123170	地方鉄道事業者の施設設備近代化のための補助制度の対象範囲の拡充	・鉄道軌道近代化設備整備費補助制度に関する要件緩和 ・補助対象路線の要件緩和 ・経常損失を生じている路線の要件撤廃 ・国庫補助金交付額の要件緩和 ・地方公共団体の補助額同額の要件撤廃 ・補助金額の下限1000万円の要件撤廃	鉄道軌道近代化設備費補助について、きめ細かい近代化設備投資への補助制度を実現することにより、地方鉄道事業者の施設・設備の近代化を促進する。	厳しい経営環境の中において、鉄道利用者の確保を図るため、近代化設備投資に係る補助要件を見直し、鉄道事業者が鉄道輸送サービスや来訪者の利便性の向上に資する設備投資の促進を図る。	地方中小鉄道の近代化を促進し、経営収支の改善、運行保安の向上等を図る観点から、経常損失を計上している路線について、近代化設備の整備等に要する費用の一部を地方公共団体と協同補助(補助金の下限額100万円)	8		「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において、「第1(2) 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため、ご提案の内容は事実誤認である。 なお、路線要件については、平成16年度より、安全対策の観点から一定要件を充たす黒字事業者を対象を拡大する見込み。							
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277040	123180	TX光ファイバーケーブルの多面的活用	・TXの鉄道施設の一部(光ファイバー)を有効利用するための規制緩和 ・鉄道施設の一部を担当財団から除外できるように鉄道担当法を改正又は解釈変更 ・担当財団が設定されているも電気通信事業法に利用できるよう、電気通信事業法の解釈変更	鉄道事業用光ファイバーの一部を、鉄道事業に支障のない範囲内で電気通信事業者に貸し出し、IT技術を使用した情報化されたまちづくりに資する。	鉄道事業用の光ファイバーの一部を電気通信事業者に使用せられる余裕が発生したとしても、現在の鉄道担当法及び電気通信事業法の解釈・運用では、これを電気通信事業者に使用することは不可能であり、有効活用が図れないため。	鉄道担当法第3条、第11条	5		鉄道担当制度は、鉄道事業者が所有する鉄道事業用施設及び権利を組成物とする財団を指定し、これを法律上、1個の物とみなして担当権(第3条)を、これを法律上、1個の物とみなして担当権の目的とすることにより、鉄道事業に要する設備資金等の調達を円滑にしようとする制度である。	鉄道担当制度は、鉄道事業者が所有する鉄道事業用施設及び権利を組成物とする財団を指定し、これを法律上、1個の物とみなして担当権の目的とすることにより、鉄道事業に要する設備資金等の調達を円滑にしようとする制度である。						
神奈川県	かながわ京浜臨海部活性化プラン	1282	1282010	123190	京浜臨海部活性化のための交通インフラ整備の促進	「地下高速鉄道整備事業費補助」と「幹線鉄道活性化事業費補助」の統合適用による鉄道補助率のアップ(東海道貨物支線の貨客併用化事業及び川崎アプローズ線整備事業への適用)	羽田空港への神奈川方面からの鉄道アクセスを充実する東海道貨物支線貨客併用化及び川崎アプローズ線の整備を、補助制度の適用拡大により促進することにより、臨空関連産業の創出・集積を図る。	地下鉄並み補助は現行制度では対象外。	地下高速鉄道整備事業費補助：補助対象建設費の35%を補助 幹線鉄道等活性化事業費補助：補助対象建設費の20%を補助	8		「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において、「第1(2) 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため。							
松山市	「坂の上の街」フェスティバルミュージアム構想	2044	2044050	123200	路面電車走行空間改築事業の採択要件の緩和および補助対象事業の拡充	本市では、路面電車は市民及び観光客の重要な移動手段であるとともに、市民が誇りに思うシンボルでもある。しかしながら、道路整備は完了しているが、路面電車の停留所の整備が進んでいない箇所が多い。これらについて、軌道緑化、停留所(マウントアップ、スロープ)、走行路面、シェルター、架線柱等の整備・改築を実施し、公共交通機関の利便性向上や都市緑化の推進を図る。	既に、路面電車が整備されている都市については、路面電車の新設・延伸も重要ではあるが、既存路面電車の停留所等の改築を図り、高齢者や障害者など、交通弱者に配慮した公共交通機関の利便性の向上が必要である。 また、軌道緑化によりヒートアイランド現象の低減に一定の効果も期待できる。	路面電車の走行路面等の整備を路面電車走行空間改築事業により支援	5		既存の停留場の改良等については、都市再生交差点整備事業により補助が可能である。また、路面電車走行空間改築事業においては、道路施設である停留場のシェルターや緑化軌道敷等の整備も可能である。								

富山県	元気にぎわいのふるふる富山運河等の再生	1297	1297020	123300	富山運河のダイオキシン類汚染原因の費用負担の検討結果を待たずに、汚染土砂の対策を先行して実施。	公害防止対策事業によりダイオキシン類対策を実施するには、汚染の因果関係を調査し、汚染原因者の費用負担について検討した上で実施するよう指導されている。また、公害防止事業費事業者負担法では、「公害防止事業を実施するときは、当該公害防止事業に係る費用負担を定めなければならない。」とされている。しかし、ダイオキシン類による汚染の因果関係の解明に時間を要すること、さらに因果関係が解明できたとしても汚染者との費用負担の折衝には多大な時間を要する（最終的には、汚染原因者との裁判も予想され、対策事業実施まで長期化する場合も考えられる）ことから、費用負担計画の策定前であっても汚染土砂の対策を先行して実施できるよう認めたい。	ダイオキシン類による汚染の因果関係の解明には時間を要すること、さらに因果関係が解明出来たとした場合、汚染原因者との費用負担の折衝に多大な時間を要する（最終的には、汚染原因者との裁判も予想され、対策事業実施まで長期化する場合も考えられる）ことから、結果的に対策事業の実施が遅れることとなるため。	6															
岐阜市	バイオマス・タウンさくら構想	1321	1321040	123310	バイオマス活用促進法に定める支援制度の整理	バイオマスタウンさくら構想を進めるうえでの実証モデル地区として、テーマを明確にし、集中的な支援や研究を目的とし、自治会などを単位とするミニバイオタウンの指定を検討している。バイオマス関連のソフト、ハードの整備や、住民、事業者の意識と制度体制の整備、専門家・情報等の支援制度などを検討しているが、資金面の問題、専門家不足、国の支援策が複雑であるなど課題が多い。	一定地区を指定したモデル事業の実施は、エネルギー、廃棄物、食品など様々な要素があるため、国の支援策が各都道府県ごとのものとなっている。支援策の整理や、窓口を一元化することで、モデル地区事業を実施しやすくなる。	バイオマス関連施策については、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の場を通じて各省間の緊密な連絡体制を取っているほか、各地方ブロックごとに各都道府県先発期間での連携を密にしている。	5 (新たな補助金の創設、新たな事業の創設等については、8)														
稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	1327	1327060	123320	港湾工事における直轄工事費用の削減	港湾工事における直轄工事費用について、港湾管理者が法人の助成で負担しているが、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となり、国の利益に重大な関係を有していることに加え、現行の負担割合の軽減による港湾整備の推進が必要である。	サハリン大陸橋石油・天然ガス開発事業やインフラ整備により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入が増加する中、港湾整備による港湾機能の充実が「サハリンプロジェクト」に大きな弾みとなるものである。当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。	サハリン大陸橋石油・天然ガス開発事業やインフラ整備により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入が増加する中、港湾整備による港湾機能の充実が必要であるが、一方で港湾管理者の財政負担も伴うことから、財政事情の厳しい中、計画の縮小を求めざるを得ない場合もある。	3														
茨城県 松山市 北塩原村 磐梯町 猪苗代町 河東町 (磐梯高原広域サイン計画策定)	磐梯高原美しい景観形成 - 磐梯高原広域サイン整備構想 -	1351	1351030	123330	景観形成事業推進費事業の弾力的な運用	国土交通省国土計画局が実施する景観形成事業推進費事業の採択については、単年度事業のみではなく、観光立国の推進に資する良好な景観形成のために数年かけて実施する事業についても、支援の対象として頂きたい。	景観を著しく阻害している広告・誘導看板類を整理・統合して景観の改善を図る広域的誘導サインシステムを導入することにより、当該景観地域の観光情報等を適切に整備し、世界に誇れる景観の保持と周遊性を高めた観光資源の効果的な利用を推進させ、地域の活性化を図る。	国際的な観光地として、地域の資源を生かすために広域的誘導サインシステムを導入し、観光基盤の再構築を行うものであり、財政基盤の弱い市町村では単年度事業規模としては過大であることから、景観形成事業推進費事業の対象とすることにより、財政的な支援をお願いしたい。	8														
つくば市	筑波研究学園都市の「クール＆びっくは」を軸とした地域活性化構想	1388	1388020	123340	健康づくりを核とした地域活性化及び新産業の創出	(施策の利便性の向上) ・大学・研究機関での先端科学プログラムの導入、実践及び民間企業との連携による「ツアープラン」等新事業の創設。	首都圏からの立地条件やつくばエクスプレスを活用することで、滞在型、日帰り型等ニーズに応じた柔軟なプログラムを創設、実践することにより、「つくば」の豊かな自然環境、里山の保全活動等への参加をプログラムの一つとすることで、環境保全の啓発と体力の向上、維持といった相乗効果が期待できる。	健康プログラム実践にあたってのマーケティング、企画、事業評価等を総合的に行人人材「ウエルネスマネージャー」の養成を行うことで、関係機関の連携強化、新たな産業の創出が期待できる。	6														
愛媛県	松山西部臨海地域における新都市拠点形成構想	2150	2150010	123350	民法法特定施設の処分の自由化	民法法特定施設により整備された特定施設で、社会・経済環境や産業構造等の変化等外的要因により、現に利用率が低下し、かつ、将来的にも利用の回復が見込まれない場合には、新たに、当該施設の整備主体である第三セクターが地域再生を目的とした施設の再生・有効利用計画を策定し、所管省庁の承認を得た場合には、「補助金等にかかる予算の執行の適正に関する法律」に基づき、財産の目的外処分の禁止期間（補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各都道府県が定める期間を経過するまでは、当該財産の補助目的外処分が禁止されている期間）内であっても、補助金の返還を行うことなく、当該施設の用途変更を行うことを可能にする。（処分の自由化） アイテム入りめいアリス … 民法法15号施設、経済産業省所管、法定耐用年数：50年 アイロット … 民法法11号施設、国土交通省所管、法定耐用年数：上屋・倉庫棟 38年、冷凍・冷蔵倉庫 24年	具体的取り組み 国際ビジネスを展開する企業(製造業、物流業、流通業)と、国際弁護士、公認会計士、通訳、翻訳業、通関業等のための業務用オフィスの整備を行う。 (対象施設) アイテム入りめいオフィススペース 貿易貨物・原料、部品、中間材等を活用し、製造、加工、組立等を行う工場や、設立地企業との先進的な技術連携等、地域産業の高度化、活性化 共同輸送によるコスト削減や流通加工等による高付加価値化による新たな港物流の構築 県内製造業や流通業の中には、共同輸送や流通加工業務に取り組んでいる企業が複数あり、アイロットの用途拡大による利用ニーズは高まるものと期待されている。 (実施時期) 平成16年度以降	左記民法施設においては、社会・経済環境の急激な変化により、当初の整備目的に応じた利用ニーズが徐々に減少し、中・長期的にも費用の回復が見込まれない状況にあり、当該施設の利用収入を主要な収益源としている第三セクター（整備主体）の経営収支を悪化させる要因ともなっている。 一方、左記の目的に用途転用を行った場合、当該施設の使用、有効活用が可能となり、地域再生の観点から、補助金の返還ではなく、目的外処分禁止期間の短縮により対応することが求められる。	アイロット ・民間事業者の能力の活用による特定施設整備の促進に関する臨時措置法第2条第1項11号イ ・民間事業者の能力を活用して特定施設の整備を促進するための基本的指針（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第2条第1項第1号イ（物流高度化基盤施設）に掲げる特定施設関係）	アイロット 5 アイテム 整備 6													
社団法人 日本プロ ジェクト 産業 協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例：羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト（神奈川県川口拠点開発事業、東海環状線、東海環状線）	3101	3101030	123360	ワン・ストップ・エージェンシー機能の付与	当該地域における民間投資にかかる許認可の移管または窓口の一元化。	民間企業にとっての許認可自体のリスク、時間リスクが大幅に減少する。		6														
社団法人 日本プロ ジェクト 産業 協議会	東京湾臨海部再生プロジェクト 例：羽田空港再拡張・国際化関連プロジェクト（神奈川県川口拠点開発事業、東海環状線、東海環状線）	3101	3101060	123370	税制・財政・金融上の措置	社会投資ファンド（仮称）の優先適用PFのさらなる推進 コミュニティボンド等地方自治体の債務負担行為に対する公債費比率の拡大 企業誘致助成金の要件緩和 鉄道事業者制に基づく補助制度の要件緩和、鉄道事業者への運営補助の適用拡大 地域開発のための各種ファンドの購入者に対する減免措置 政策金融制度の創設	経済性の低さを補完しない限り民間としては投資に踏み切れない。	幹線鉄道等活性化事業費補助：補助対象建設費の20%を補助	8														

茨城県	カシマスボーツ交流空間創造プロジェクト	1275	1275030	123460	交流ネットワークの形成に対する支援	「ITを活用した情報ネットワーク形成のための支援施策の連携」集中 ・拠点整備に併せ、域内外の拠点を結ぶ交通ネットワーク形成のための道路関連施策の集中	観光・スポーツ交流の宿泊・交通手段などの情報を一元化し、インターネット、案内の端末を通して情報発信、宿泊、スポーツ体験など各種予約を受けるなど、ITを活用した情報交流のネットワークを図る。 また、域内外の拠点間の交通体系を整備することにより、域内への流入客の増加、域内の周遊機会の拡大を図る。	道路整備やIT化などの人・物・情報のネットワークの形成は、観光地交流づくりのためのツールとして不可欠である。したがって、構想を確実に達成するため、これらの整備に資する支援施策の集中が不可欠である。	道路法第12条 道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第1項	道路局所管補助事業（補助国道） みちづくり交付金事業（地方道路整備臨時交付金）では、地域の課題に対応して、一定の地域で一体的に行われる事業に対して交付金を交付する。	8 5	個別事業の要望については、今回の提案募集の対象外であると考えられる。 地域の課題に対し拠点整備にあわせ、周辺道路の整備を集中的に行う必要がある場合などに、みちづくり交付金事業（地方道路整備臨時交付金）を活用することで、このような集中的な施設整備の支援が現行制度でも可能。						
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277110	123470	住宅・都市施策の策定・進捗による特色ある住宅街づくり	つくばエクスプレス沿線地域を先進的な住宅街を建設するパイロットエリアとして位置づけ、国が行う各種の住宅・都市施策を本地域で集中的に実施する。	沿線で展開する区画整理事業地区の早期の市街化を促進するため、環境共生やIT技術などを用いた先進的な住宅の建設を促進し、これからの郊外における新しい住まい方を総合的に提案していくことにも、国が行う各種の施策の積極的導入を図る。	沿線で展開する区画整理事業地区の早期の市街化を促進するため、環境共生やIT技術などを用いた先進的な住宅の建設を促進することにより、これからの郊外における新しい住まい方を総合的に提案していくことにも、国が行う各種の施策の積極的導入を図る。 沿線では環境共生やIT技術などを用いた先進的な住宅の建設を促進することにより、これからの郊外における新しい住まい方を総合的に提案していくことにも、国が行う各種の施策の積極的導入を図る。	（土地・水資源局） 住宅地関連公共施設等総合整備事業制度要綱、住宅地関連公共施設等総合整備事業補助金交付要綱（住宅局と共管） （住宅局） 環境共生住宅市街地モデル事業制度要綱	（土地・水資源局） 良好な住宅及び宅地の供給を促進するため、住宅地関連公共施設等総合整備事業により、関連して必要となる道路、公園、下水道等の公共施設について、通常の国庫補助事業に加え、これは別枠予算の住宅地関連公共施設等総合整備事業により、その整備を推進している。 つくばエクスプレス沿線開発事業については、職住近接に資する地域として、事業の重点実施を図っているところ。 （住宅局） 地方公共団体等が、一定の住宅団地において、自然・未利用エネルギー活用システム等の環境共生施設を整備する際に、補助を実施している。		5	住宅地関連公共施設等総合整備事業では、つくばエクスプレス沿線開発事業について、職住近接に資する地域として、事業の重点化を図っているところであり、今後とも予算・制度の範囲内で、より効果的な事業実施が図られるよう、具体的な要望を踏まえて重点的に補助事業を実施することが可能。 環境共生技術を用いた先進的な住宅の建設の促進策については、予算・制度の範囲内で、より効果的な事業実施が図られるよう、具体的な要望を踏まえて重点的に補助事業を実施することが可能。					
栃木県	地域之宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311100	123480	・整備新幹線法に基づく都市再生のための在来線鉄道駅移転建設交付金補助制度の確立	・整備新幹線建設に伴い、都市再生のための在来線駅移転等の必要がある都市に対し、駅舎移転事業を行う補助又は交付金の新設、又は、現行補助制度の拡大をお願いしたい。	・平成24年開業予定の「北陸新幹線新山駅」は、並行在来線に該当しない「JR飯山線飯山駅」と300m離れた位置に建設されます。市では「新たなまちづくりによるまちなか再生」「観光客・公共交通利用者への利便性」のため飯山駅移転を計画しています。	・新幹線位置指定の配慮が欠けたため、在来線の移転が必要となることに対して、移転事業費については、鉄道事業者（JR）も負担の意思がなく、都市側及び鉄道事業者への補助制度もないため全て市の負担になります。1市町村だけではなく広域市町村の交流人口拡大による活性化のためにも補助制度の拡充を提案します。	（まちづくり交付金） 都市再生特別措置法（本通常国会において一部改正予定）	（まちづくり交付金） 市町村が作成した都市再生整備計画（仮称）に基づき実施される市町村事業の費用に充当するために交付する交付金。（平成16年度創設予定）	5	平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもとで提案と同様の施設整備について、まちづくり交付金（平成16年度創設予定）において対応可能となる見込み。 （まちづくり交付金） 都市再生整備計画（仮称）に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。						
新潟県	新庄市「観光による地域再生」構想	1312	1312010	123490	国・地域再生施策（まちづくり交付金等）の集中実施	各府省等の地域再生施策として「まちづくり交付金」等の諸制度があるが、これらの施策の集中により、観光都市として「地域観光基本計画」を策定し、道の駅整備事業やうどん・そば等の地産産業の育成・公用車の休祭日のレンタカー利用・都市公園のワイナリー整備事業等の諸施策を効率的に推進する。	道の駅整備事業（仮称）ふるさと新産館の設置 市中央部の観光地の情報発信基地として、機能する施設として効果がある。 うどん、そば等の産業集積 地域雇用の促進・新たな地産産業の育成に効果がある。 西郷浄水場高架水橋・市庁舎の展望ラウンジの設置 眺望抜群の本市市庁舎上層を活用し、来客者を集める飲食施設を建設することで、集客の目玉とする。 公用車の休祭日のレンタカー利用 該施設に寄附、かつ安価な料金設定が可能なら、来客者の利便性の向上に資する。 都市公園のワイナリー整備事業 観光の目玉となることにも、地域雇用の促進・新たな地産産業の育成に効果がある。 都市公園内のキャンプ場整備事業 観光の目玉となることにも、地域雇用の促進に資する。	これらの諸制度は、いずれも国の各府省の枠を超えているが、一体的な整備を行う上で、非常に有効な制度であると評価しており、左記施策を効率的に実施していくに当たって、施策の集中をお願いするもの。	建設省道企第19号（平成5年2月23日付） （まちづくり交付金） 都市再生特別措置法（本通常国会において一部改正予定） （レンタカー） 道路運送法第80条第2項	「道の駅」は地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と質の高いサービスを提供する施設である。 （まちづくり交付金） 市町村が作成した都市再生整備計画（仮称）に基づき実施される市町村事業の費用に充当するために交付する交付金。（平成16年度創設予定） （レンタカー） 道路運送法第80条第2項の規定により、自家用自動車は国土交通大臣の許可を得なければならず有償で貸渡してはならないこととされている。	5 8 5 5	個別事業の要望については、今回の提案募集の対象外であると考えている。 なお、平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもとでまちづくり交付金（平成16年度創設予定）において対応可能となる見込み。 （まちづくり交付金） 都市再生整備計画（仮称）に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。 （レンタカー） ご提案の具体的な内容が不明であるが、反復・継続して業として行っていないのであれば、レンタカー事業の許可は不要である。						
岐阜県	金華山・長良川まわりの歴史文化あふれるまちづくり構想	1318	1318020	123500	当該地区整備財源の集中的な投入	限られた地区における総合的かつ統一したまちづくりのための、当該地区整備財源の集中的な投入	岐阜公園の歴史公園としての再整備、歴史博物館リニューアル、旧長良川ホテル跡地利用、長良川ふれあい回道路整備、金華山の再生・整備などを通じて、地域全体を野外博物館（エコミュージアム）としての回遊性を高め、まち歩き等スローライフが味わえる地域づくりを進める。	限られた地域での総合的なまちづくりを推進する上で、当該地区整備のため多様な財源を集中的に投入することにより、効率的で統一の取れたまちづくりができるため	（まちづくり交付金） 都市再生特別措置法（本通常国会において一部改正予定）	（まちづくり交付金） 市町村が作成した都市再生整備計画（仮称）に基づき実施される市町村事業の費用に充当するために交付する交付金。（平成16年度創設予定）	8 5	個別事業の要望については、今回の提案募集の対象外であると考えている。 なお、平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもとでまちづくり交付金（平成16年度創設予定）において対応可能となる見込み。 （まちづくり交付金） 都市再生整備計画（仮称）に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。						
兵庫県	芸術文化あふれるまちづくり構想	2099	2099080	123510	まちづくり総合支援事業の重点的支援	まちづくり総合支援事業の重点的支援	市による周辺主要駅から芸術文化センターへのアプローチ道路の修繕整備事業（歩道美化、街路灯設置、案内誘導サイン設置等）	芸術文化センター整備に合わせて、センター周辺のアプローチ道路の修繕整備事業を集中的に実施することにより集客等の相乗効果が期待できる。	（まちづくり交付金） 都市再生特別措置法（本通常国会において一部改正予定）	まちづくり総合支援事業は、平成16年度予算において廃止。 （まちづくり交付金） 市町村が作成した都市再生整備計画（仮称）に基づき実施される市町村事業の費用に充当するために交付する交付金。（平成16年度創設予定）	8 5	個別事業の要望については、今回の提案募集の対象外であると考えている。 なお、平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもとでまちづくり交付金（平成16年度創設予定）において対応可能となる見込み。 （まちづくり交付金） 都市再生整備計画（仮称）に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。						
大東市・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会 大東市・加茂町・木次町	生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり再生構想	2133	2133030	123520	「オンリーワンプロジェクト」の推進	6町村の地域資源（神話、桜、はたら、銅鐘、温泉、街並み等）を活かした観光交流、地域間交流の推進による地域経済活性化に向けた事業展開のための既存補助金の統合等。	既存補助金の活用については、省庁別に窓口が異なり、事務努力の増大や迅速性に欠ける弊害を取り除くため地域指定等による窓口の一本化を願いたい。これによりその効果を早期に発現したい。また、補助制度の統合・総合化、各計画の一括認定（計画変更を含む）、補助対象事業主体の拡充等による効率化を図ることを期待している。	地域指定による補助制度活用の際の窓口の一本化、補助メニューと対象事業主体の拡充、地域指定の要件緩和、事業計画の一括認定計画策定や変更手続きの簡素化等により効率化と効果の早期発現を図るため。	（まちづくり交付金） 都市再生特別措置法（本通常国会において一部改正予定） （仮称）環境整備事業 新たな環境整備事業により、生活圏、小規模の地区施設整備、良好な景観を有する街並みの形成を行っているところ。	まちづくり総合支援事業は、平成16年度予算において廃止予定。 （まちづくり交付金） 市町村が作成した都市再生整備計画（仮称）に基づき実施される市町村事業の費用に充当するために交付する交付金。（平成16年度創設予定）	3	提案の補助制度等の統合化は困難である。 なお、平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもとで、まちづくり交付金（平成16年度創設予定）において対応可能となる見込み。 （まちづくり交付金） 都市再生整備計画（仮称）に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。						
株式会社 イーストス開発研究所 江別市元野幌西地区開発特別委員会	がんばろう！北の地域再生 社会型商業施設によるスピード雇用創出	3010	3010020	123530	江別市都市計画の変更に対する、国土交通大臣の迅速な指導・許可	本プロジェクトの商業施設区域が、市街化調整区域内の一種農地（農産農用地）であるため、農地転用（商業地または準工業地帯へ転用）に対して知事・国土交通大臣の指導・許可を積極的且つ迅速にいただきたい。手順は、国土交通大臣の指導により江別市に対して江別市都市計画の早急な変更申請を指導していただいた上で、国土交通大臣の許可を付与していただきたい。	＜商業施設構想概要＞ 予定される商業の範囲 車で30分圏 商業内人口 約20万人世帯（50・70人） 売上予測 250億円（年度） 予定される施設面積 200,000～250,000㎡ 開発スケジュール 敷地決定後概ね2年以内、工事開始 約10ヶ月 地元との関係 出店テナント（100店舗以上を想定）のうち、概ね1/3は地元出店を期待 雇用環境として全従業員数 1,500～2,000名を予定 内80～90％は地元から採用 行政への期待 都市計画における位置付け・許可が持続的にあける支援・道路を中心とする基盤施設の整備	「江別市都市計画」では市街化調整区域内の一種農地（農産農用地）であるため、現況では困難。	都市計画法第19条	用途地域等の都市計画の決定は市町村により行われる。	3	都市計画の決定は地方公共団体による自治事務であり、国の許認可にはなじまない。						

大山市	犬山市域下町 新生構想	1009	1009020	123630	景観形成地区の道路標識の規格に伴う施業の利便性の向上等	本市は、街なみの保全及び育成、その他都市の景観を維持及び創造し、もってゆとりと潤い、愛着と活力のある美しいまちを実現することを目的として、平成5年に都市景観条例を整備している。特に中心市街地である城下町地区は、都市景観重点地区の指定とともに助成制度を活用し、その形成に努めているところであり、都市計画道路の見直しと共に、電線類の地中化や道路美装など現在積極的に推進している。しかし、電線類は地中化などによって現行の施業によって対応可能であるが、道路上の交通標識は周景と不調和のまま存在することとなる。画一した標識ではなく、歴史的街なみに合ったものが立てられるよう、施業の利便性の向上並びに各種施業の連携を求める。	一方通行、進入禁止、速度制限など様々な標識が街に溢れ、歴史的街なみ形成を阻害している。他方、規制標識は日常生活において不可欠であることも事実である。そこで、一定エリアを定め、当該地区内は、視覚的に著しく相違する場合を除き、歴史的街なみに合った標識設置することを可能とするか、もしくは、現規格(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令)に、全国画一の景観標識を付加することにより、都市景観に配慮した個性的な街なみの整備が可能となる。	現行の施業においては、電線類は地中化などにより都市景観の形成を図ることとなっているが、道路上の交通標識は周景と不調和のまま存在することとなる。画一した標識ではなく、歴史的街なみに合ったものが立てられるよう、施業の利便性の向上並びに各種施業の連携を求める。画一した標識ではなく、歴史的街なみに合ったものが立てられることとなる。	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令	標識令により標識の様式を規定	5		視認性等の観点から、車両系案内標識(自動車の運転中に視認する案内標識)ではある一定の様式を用いることが適当であるが、視認性の阻害が生じにくい歩行者用の案内標識は、地域性等を勘案した案内を行うことが適切と考えている。				
愛知県、豊橋市、蒲郡市、津島市、津島町	国際自動車産業交流都市	1352	1352040	123640	港湾と高速道路等とのアクセス機能の強化	自動車産業における物流機能を強化するための三河港と高規格道路(東名高速道路)等とのアクセス道路の整備を図る。	三河港と名古屋と東京方面を結ぶ東名高速道路・国道23号線・国道1号線とのアクセス道路の整備を行う。事業費種の拡大、補助率の向上等の積極的な国の支援によるアクセス道路の整備(各種施業の集中・統合による事業整備促進を図る。)・連携が著しい特定区域(豊川橋南)における物流車両通行の優先化の実施・三河田原地区に在る幹線道路の整備・蒲郡、津島地区の道路整備	三河港と名古屋と東京方面を結ぶ東名高速道路・国道23号線・国道1号線とのアクセス道路が十分整備されていないため、三河港地域の自動車産業の物流のボトルネックとなっている。	道路法第12条、第15条又は第16条第1項 港湾法第4条第2項第1項又は第5条第3条第1項	空港、港湾等へのアクセス道路については、国際競争力の向上や地域経済の活性化を図るため、その重点的な整備が進められているところ。	5、8		空港、港湾等へのアクセス道路については、地元の意見をお聞きしながら引き続き推進してまいりたい。 なお、補助率の向上等については、「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において、「第1(2)新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため、今後の提案募集の対象外と考えている。				
旭町	水の郷 奥矢作 自然・にぎわい再生プラン	1095	1095030	123650	景観形成を支援する事業の集中展開	河川景観の保全と美化を目的とした事業の場合、地域活力を活用するためには行政と住民との協働が重要であるが、現在の制度では地方自治体の単独事業での対応となる場合が多い。住民と地方自治体に主体性が確保された景観形成を支援する事業の集中展開。	河川景観の保全と美化を目的として、河川の清掃や竹林等の伐採、風景木の植栽など住民との協働事業を実施するとともに、春の雛のぼりの架設や夏の安全な流れ橋の設置など季節に調和した景観形成を行う。 川の駅整備と連携して景観と調和した吊橋や温泉や名水を活かす散策道、親水スポットの整備を行う。	近年、河川の清掃、景観形成は住民が主体となることが多くなっている。簡易でも構築物の設置にはかなりの労力と経費が伴う。また、地域の特色を生かした河川景観整備には多額の経費とともに、専門知識、技術が必要である。こうした活動について関係省庁の施業を適用して円滑な推進に対応していただきたい。	「直轄河川環境整備事業の実施について」(国土交通省河川第141号平成14年3月29日河川局長通達) 「河川環境整備事業費補助制度について」(国土交通省河川第143号平成14年3月29日河川局長通達)	・河川アドプトプログラム(河川のある区域を一定期間、河川管理者と協定を結ぶことにより河川の管理の一部を行うこと) ・河川環境整備事業(直轄及び補助)	8		・河川の清掃等の美化活動において、地域住民が主体となった活動に関しては、河川アドプトプログラム(河川のある区域を一定期間、河川管理者と協定を結ぶことにより河川の管理の一部を行うこと)により、実施可能です。 ・37.に示した通達等により、必要な要件を満たす場合は、河川環境整備事業(直轄及び補助)において親水や景観等の河川利用の推進を図るために必要な河道や施設等の整備は可能であるが、個別事業の要望については、今回の提案募集の対象外であると考えます。				
大津市	古都大津ルネッサンス	2085	2085100	123660	総合的治水対策のための事業集中	総合的治水対策事業のため、事業集中による大津放水路第2期工区間の整備促進	本市の中部の市街地における浸水対策のため、国による大津放水路事業をはじめ、関連河川の1期工区間の整備促進による一時的な総合的治水対策事業が必要である。	浸水対策の効果を高めるためには、それぞれの事業が一体的に推進され、それぞれがその機能を発揮しなければならない。	河川法第9条 下水道法 地方財政法	河川法に基づき直轄河川改修事業を進めるとともに、河川事業による治水対策に対する補助、下水道事業による雨水対策に対する補助を行っている。	5(大津放水路関係については8)		大津放水路については、河川法に基づき実施する直轄河川事業として実施しているところであるが、第二期工区については淀川水系の河川整備計画の策定過程において検討してまいります。関連河川の一般河川指定については、必要性が生じた場合には検討することとなります。なお、個別事業の採択要望については、今回の提案募集の対象外であると考えております。 雨水渠整備については、下水道法に基づき下水道事業を適切に活用し、地元の意見をお聞きしながら、推進いたします。				
茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	1273	1273010	123670	レイクツーリズムの基盤整備	環境と共生した持続的発展を図る行動のシンボルとしての役割を持つ霞ヶ浦において、自然と人間の共生をテーマとしたレイクツーリズムの基盤等を整備するため、各県庁で展開している環境関連施業を当該地域において連携して実施する。	霞ヶ浦沿岸において、各県庁の施業を一体的かつ集中的に展開し、湖岸と後背地の一体感を醸成すると共に水質浄化活動の象徴施設ともなりうる「湖水浴場の再生」、水辺へのアクセスの確保と水辺景観を楽しむ「湖岸道路・サイクリング及びウォーキングロード」、水辺環境の保全や希少動植物の生息地保護と一体となった「親水拠点」や「自然体験の場づくり」、霞ヶ浦環境センター(仮称)等水辺拠点間の連携とアクセス確保のための水上バスや舟運復活のための「航路確保」についての整備推進を図る。また、国立科学博物館の霞ヶ浦資料センター(仮称)の早期整備を図る。	県の貴重な財産である霞ヶ浦について、保全と利活用が両輪となった再生を推進するうえで、持続可能な利活用のモデルづくりによる情報発信や交流の推進が極めて有効であることから、本エリアにおいて環境関連施業を集中・連携させ、環境共生モデル地区の創設を図る。	「直轄河川環境整備事業の実施について」(国土交通省河川第141号平成14年3月29日河川局長通達) 「河川環境整備事業費補助制度について」(国土交通省河川第143号平成14年3月29日河川局長通達)	河川環境整備事業(直轄及び補助)	8 5		・大規模自転車整備事業は、自転車利用の増大に対処して、交通安全を確保し、あわせて国民の心身の健全な発達に資することを目的として、大規模な自転車道のうち整備の必要性の高いものについて整備を推進するもの。 ウォーキング・トレイル事業は、魅力ある地域づくりを図るため、歴史的な街道など地域の観光資源を活かし、生活者もゆとりとるおのい実感でできる質の高い歩行空間を形成するもの。	・37.に示した通達等により、必要な要件を満たす場合は、河川環境整備事業(直轄及び補助)において親水や景観等の河川利用の推進を図るために必要な河道や施設等の整備は可能であるが、個別事業の要望については、今回の提案募集の対象外であると考えます。 地元の意見をお聞きしながら、引き続き推進してまいりたい。			
伊東市	伊東健康保養地づくり構想	1356	1356050	123680	伊東港湾整備事業の促進	伊豆地域全体の活性化につながる海を利用し、伊豆半島における地方港湾「伊東港」(ハブ港)として充実を図ることにより、円滑な人の交流と効率的な物流の実現を目指すとともに、大型船接岸岸壁など災害時等の避難ルートを確認する。	伊豆地域全体の活性化につながる海を利用し、伊豆半島における地方港湾「伊東港」(ハブ港)として充実を図ることにより、円滑な人の交流と効率的な物流の実現を目指すとともに、大型船接岸岸壁など災害時等の避難ルートを確認する。	本市を含む伊豆半島は海岸沿いを走る国道135号と鉄道が交通の幹線であり慢性的な渋滞をきたしているとともに、災害時には遮断される危険性が高く、港湾整備は不可欠である。	社会資本整備重点計画法 港湾法 海岸法	・港湾整備、海岸整備における長期計画は、社会資本整備重点計画法の施行により、他の事業とともに社会資本整備重点計画へと一本化され、事業横断的な重点目標を設定し事業関連連携を強化するほか、これまでの「事業費・事業量」から「達成される成果」へと計画内容を転換し、時代の要請に応じた、より効率的・効果的な事業実施に取り組んでいるところ。 ・実際実施する事業については、指標の達成状況や経済動向などを見極めながら、毎年の予算編成過程などにおいて、より効率的、重点的な投資を図るべく実施箇所や予算を決めていくこととなる。	5 8		・港湾整備、海岸整備における長期計画は、社会資本整備重点計画法の施行により、他の事業とともに社会資本整備重点計画へと一本化され、事業横断的な重点目標を設定し事業関連連携を強化するほか、これまでの「事業費・事業量」から「達成される成果」へと計画内容を転換し、時代の要請に応じた、より効率的・効果的な事業実施に取り組んでいるところ。 ・また、海岸事業に係る要望については、新規の個別事業に係る要望であることから、今回の提案募集の対象外であるとする。 ・なお、実際に実施する事業については、指標の達成状況や経済動向などを見極めながら、毎年の予算編成過程などにおいて、より効率的、重点的な投資を図るべく実施箇所や予算を決めていくこととなる。				
下関市	下関市ウォーターフロント地区観光客移動円滑化構想	2064	2064010	123690	観光客の移動円滑化のための施業の集中・連携等の支援	JR下関駅から唐戸周辺、火の山公園にかけて実施中の都市再生モデル調査の検討結果を踏まえ、規制となる事項及び施業の集中・連携が必要となる事項について支援をお願いしたい。 例えば、パノラマ遊歩道を整備する場合、海岸沿いの幅員狭小の区域においては海岸を埋め立てて用地を確保する必要があるが下記の規制が想定される。(想定される例) ・海岸保全区域の指定 ・自然公園法上の規制 ・海岸の埋立手続 など	都市再生モデル調査の検討結果を受けて、実施すべき事業の規制となる事項及び施業の集中・連携が必要となる事項について支援をお願いしたい。 例えば、パノラマ遊歩道を整備する場合、海岸沿いの幅員狭小の区域においては海岸を埋め立てて用地を確保する必要があるが下記の規制が想定される。(想定される例) ・海岸保全区域の指定 ・自然公園法上の規制 ・海岸の埋立手続 など	現在実施中の都市再生モデルの検討結果により、実施すべき事業について、規制となる事項及び施業の集中・連携をお願いしたい。	海岸法第3条	海岸管理者たる都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するために海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。	5		海岸法施行令第2条第1項第一号において海岸保全区域内における、公有水面埋立法の規定による埋立の免許又は承認を受けた者が行う当該免許又は承認に係る行為については許可を要しないと規定されています。				
野田市	プライマリー農産品を中核とするアグリルネッサンス	1176	1176040	123700	まめバスによるPR	地元主要産品PRとコミュニティバスの運行をコラボレートすることによる相乗効果	平成15年6月6日に野田市と雷習町が合併し、野田市の主要産品である「えた豆」の出荷量が全国第1位にして第2位になったことから、コミュニティバスも「まめバス」と命名し市民と一体となって地域活性化を図っている。従って、地元主要産品PRとコミュニティバスの運行をコラボレートし、主要産品の地産地消とまめバスの利用促進を図る。	主要産品に対する支援(主要産品推進補助等)を要望するもの。 ・これにより、コミュニティバスの利用促進と地産地消を推進し市場拡大が図れる		6							
茨城県	奥央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279030	123710	交通バリアフリーの促進に対する支援	圏域全体のバリアフリー化を促進するため、国土交通省等の各種支援策を広域・集中的に実施する。	圏域の公共施設(水戸駅等圏域内の各駅、道路、路線バス、その他公共施設等)のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を短期間で実施する。	それぞれ策定する交通バリアフリー法に基づく基本構想は、市町村それぞれが策定している。これを圏域で策定することにより、広域的なバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が可能になる。また、国土交通省等の補助・融資制度は数多くあるが、これらを条件を緩和した上で、集中的に実施することにより、圏域全体のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が短期に促進する。	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律	本法に基づき旅客施設及びその周辺の道路等に係るバリアフリー化の推進に係る基本構想が平成15年12月末日までに112の市町村で策定されており、本構想に基づき施設整備について国土交通省としても支援をしている。	5		交通バリアフリー法に基づく基本構想については、複数の市町村が共同して策定することも可能である。また、基本構想に基づく施設整備についても引き続き積極的に支援を行う。				

千代田区	「さくらの千代田」観光振興構想	1183	1183010	123800	各種補助金等の集中適用	一地域一観光づくり推進事業、訪日外国人旅行環境整備事業、観光交流空間整備及び多様な主体の参加・連携促進施策検討・推進経費、観光推奨バス実証実験、観光基盤施設整備経費、都市公園整備事業等の補助事業を集中的に適用する。	NPOを活用した観光ガイドボランティア育成事業、観光交流空間づくりなど観光交流の促進、桜をテーマにしたコンテストの実施、案内標識の効果的・効率的な整備の検討、観光推奨バス路線の検討、民地の桜の再生に対する助成、さくら基金への国の参加	各種施策の集中適用により相乗効果の創出を目指しているため、個別の対応では、不十分である。	【都市公園整備事業関係】 都市公園法第19条 国は、予算の範囲において、政令で定めるところにより、地方公共団体に對し都市公園の新設又は改築に要する費用の一部を補助することができる。 (まちづくり交付金) 都市再生特別措置法(本通常国会において一部改正予定)	【観光関係】 2 【観光推奨バス関係】 2 【都市公園整備事業関係】 都市公園整備補助： 用地費1/3 施設費1/2 (まちづくり交付金) 市町村が有した都市再生整備計画(仮称)に基づき実施される市町村事業の費用に充当するために交付する交付金。(平成16年度創設予定)	【観光関係】 2 【観光推奨バス関係】 2 【都市公園整備事業関係】 8,5	【観光関係】 観光関係については、平成15年7月31日にとりまとめられた「観光立国行動計画」に基づいて、関係省庁関係機関に連携しながら進めていくこととしている。また、各地方支分部局において、一地域一観光、全国都市再生、構造改革特区の連携により、地域づくり、地域再生を省庁横断的に推進していくため、関係省庁、地方公共団体、経済団体等が連携を図る共通プラットフォームの設置を進める。 【観光推奨バス関係】 この種の具体的な内容が不明であるが、外国人旅行者にとって利用しやすい路線(バス)とするため、平成16年度において「観光推奨バス路線指定制度」を創設し、実証実験を行うこととしている。 【都市公園整備事業関係】 個別事業の要望については、今回の提案事業の対象外であると考えている。 なお、平成15年度申請成立済であるが、一定の要件のもとでまちづくり交付金(平成16年度創設予定)において対応可能となる見込み。 【まちづくり交付金】 都市再生整備計画(仮称)に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象、一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。
愛知県	産業観光資源を活用した国際交流中核圏域の形成	1353	1353010	123810	各府省支援策の優先適用及び連携・集中	当該事業計画を円滑かつ効果的に推進するため、次のような各府省の支援策の連携・集中が求められる。 ・国土交通省のNPO活動支援等対策事業 ・経済産業省・国土交通省等の中心市街地活性化支援事業 ・国土交通省の観光基盤施設整備費補助金 ・経済産業省(中部経済産業局)の産業技術地域ネットワークミュージアムの整備 ・総務省の情報通信基盤整備事業補助金等 ・国土交通省のビジットジャパンキャンペーン事業	具体的な事業計画については、今後関係機関と調整の上策定するが、基本的な事業項目は次のとおり。 ・産業観光を推進する専門組織としてNPO法人を設立。 対象地域内の市町が実施する産業観光の振興を目的とした中心市街地活性化事業の推進。 対象地域内の産業観光資源を結び観光ルートの設定、観光案内板の整備。 経済産業省中部経済産業局等が推進する産業技術ネットワークミュージアムの整備。 観光客(外国人観光客含む。)支援のための新たな情報提供システムの整備。 国土交通省中部運輸局等が推進するビジットジャパンキャンペーンの充実強化。	当該事業計画の確実な実施を担保し、最大限の効果を得るためには、関係府省の連携による優先的かつ集中的な支援が必要のため。	【観光関係】 観光交流空間づくりモデル事業の実施により、国土交通省内の各都府が一体的に観光を軸とした地域づくりと観光交流拡大の取り組みを支援している。 また、ビジット・ジャパン・キャンペーンについては、訪日外国人旅行者を積極的に増大するため、日本の観光魅力を海外に積極的にPRする。訪日促進キャンペーンである「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を15年度より本格的に実施中である。 【中心市街地活性化関係】 中心市街地活性化推進室のホームページ(http://chushinshigaichi-go.jp/)を参照。	【観光関係】 2 【中心市街地活性化関係】 8	【観光関係】 観光関係については、平成15年7月31日にとりまとめられた「観光立国行動計画」に基づいて、関係省庁が緊密に連携しながら進めていくこととしている。また、各地方支分部局において、一地域一観光、全国都市再生、構造改革特区の連携により、地域づくり、地域再生を省庁横断的に推進していくため、関係省庁、地方公共団体、経済団体等が連携を図る共通プラットフォームの設置を進める。 【中心市街地活性化関係】 個別事業の要望については、今回の提案事業の対象外であるとする。 なお、地域からの申請に対して、補助金等の適切な運用を図る。	
神奈川県	国際観光「かながわ」推進構想	1285	1285020	123820	羽田空港国際化に対する支援	羽田空港再拡張及び国際化に向けた支援(神奈川口構想の実現、空港内への神奈川観光情報センターの設置、羽田空港から神奈川方面の交通アクセス整備等)	海外観光への発展、海外への招聘事業等を通じて「近くなった神奈川」を積極的にPRするとともに、羽田空港を利用した旅行商品造成を働きかける。	羽田空港の国際化により、アジアからの観光客の利便性が向上し、観光客の増加が見込まれる。	なし	なし	5 6	今後、協議会を開催し、具体的内容、実現可能性について検討していく。
深川市	深川市地域活性化戦略	1018	1018040	123830	地域医療における電子カルテシステムの構築支援	ICカードによる本人確認と医療サービスの提供のためのシステム構築支援	深川市の市立病院の利用者は、市内在住者よりも近隣の町からの利用者が半数を超える。これら全体の利用者の均一のサービス提供のために、ICカードの広域配付を可能とし、再来受付等の医療サービスの一元的なシステム化を可能とするとともに、将来の電子カルテのシステム導入にも道を開くものである。	高度な技術的な対応を可能とするシステムの構築のためには、国の制度事業による支援措置を要する。	なし	6	6	
深川市	深川市地域活性化戦略	1018	1018050	123840	5GHz帯無線アクセシビリティの広域整備と開発運用支援	5GHz帯無線アクセシビリティによるオンライン給食サービスの実証実験	地域内の生活の利便性を高め、住みよい環境と地域コミュニティの醸成を図る。ICカードによる認証を確実に行い、企業間取引、商店街の販売促進、高齢者、障害者等の日用品・食料品などの購入をネットワークにおいて行い、それを配達サービスを組み合わせ、新たなビジネスを開始する。それにより、地域経済の活性化と地域における雇用の拡大を図ることが可能となる。 またそのことは起業家を育成するとともに、ネットワークの運営に地域のNPOを活用し、地域の活性化を図る。	高度な技術的な対応を可能とするシステムの構築のためには、国の制度事業による支援措置を要する。	なし	6	6	
五霞町	複合型産業拠点形成プロジェクト	1028	1028020	123850	新たな産業拠点の形成のための関連施策の集中実施	【各種施策の集中】 新たな産業拠点の形成に資する基盤整備を進めるため、各府省において実施する関係施策を集中的に展開する。	新4号国道における暫定4車線化(最終的には6車線)及び主要交差点の早期立体化を実現し、アクセス道路や上・下水道、河川改修などの基盤整備を集中的に実施し、商業・流通業務などの産業立地を促進する。	新たな産業拠点の形成に際し、事業の早期完了を図るには、集約的な整備促進が必要である。	下水道法34条 河川法	・下水道事業については、管渠及び処理場等に対して補助を行っている。 ・河川事業による治水対策に対する補助を行っている。	5 5 5	地元の見解をお聞きしながら、引き続き推進する。 河川改修については、河川事業を適切に活用し、段階的な整備を図るものとしており、地元の見解をお聞きしながら推進していくこととします。 新国道4号におけるボトルネックとなる交差点の立体化等については、地元の見解をお聞きしながら引き続き事業を推進してまいります。
掛川市	日本救済運動という名の地方都市経営構想	1064	1064010	123860	1歩行文化の確立の社会実験等に関する支援 少くとも1歩行文化の確立の社会実験等に関する支援 少くとも1歩行文化の確立の社会実験等に関する支援 少くとも1歩行文化の確立の社会実験等に関する支援	各府省別の政策連携による相乗効果を新視点から社会実験を行うことを提案する。(掛川市の運動をベースに) 国土交通省・歩道を媒介に地域・広域連携、各府・公署や河川堤防のコースを設定、国土総合計画行政 土整備局、日本ウォーキング協会の所管省庁、エコツーリズム、ウォーク効果の研究、環境保護局、環境局、環境局、環境局	日本救済運動として、全市内、全市民、週刊的歩行事業を行う。	生涯学習、地域学習、地域振興、経済活性化、健康増進などの複合的施策に対し、支援策を集中していただきたい。	なし	6	ご提案の具体的な内容が不明であり、現時点では当所管事項を確認できないところ。	
下郷町	交流促進による地域づくり	1184	1184030	123870	農山村景観再興のための都市整備関連事業としての補助採択承認	都市との共生・交流促進のため、農山村景観形成重点地域を位置づけ、農山村景観の整備・再興を行うにあたり、関係する府省庁における支援策の対案化	町内の国道沿線や中心地などを除く地域を農山村景観形成重点地域に位置づけ、無電柱化や電柱等の移転、水車やパッカーなど景観からの施設を再現実現することにより、町最大の観光地である大内宿との調和や都会からの訪問者に安心感を与える農山村の景観が形成され、長期滞在型の訪問者拡大につながっていくことにより、地域経済の活性化、地域雇用の創出が得られる	無電柱化や電柱移転は、地域近代化施策として事業補助がなされているが、農山村区域では交流促進のための景観形成が求められており、都市などの中心街と同様に対象区域としての対応を必要とするため	道路局所管補助事業採択基準(電線共同溝整備事業)	電線共同溝整備事業については、採択基準において、以下に該当するものを採択することとしている。 安全かつ円滑な道路交通の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等をはかるため、電線類の地中化の必要性が高い道路の区間 交通量が多い区間、交通渋滞の著しい区間、防災上重要性の高い区間等道路管理の高度化が必要とされる区間	5	電線共同溝整備事業については、採択基準において「都市景観の向上等をはかるため、電線類の地中化の必要性が高い道路の区間」とされており、景観形成上整備を推進する場合は、補助事業として採択する。

豊後町	仏都・会津のシンボル豊後町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	1232	1232010	123950	各種許可制度の一括許可申請及び一括許可制度	過疎地域からの脱却の地域再生プランに関しての各種許可申請について農地法・農業振興地域の整備に関する法律・都市計画法等に係る許可申請及び許可について一括して取り扱い、併せて基準面積の緩和を図る	各種申請の一括許可申請により統一した申請が行われることにより、事務の簡素化が図られ、又各種許可を簡素化することになる。	各種許可申請を従来の方法により申請する場合は時期と書類作成に手間がかかりすぎ、小さい町村では対応できずに断念するか、長期的な対応をしなくてはならない。	国土利用計画法第23条 都市計画法第29条	国土利用計画法第23条に基づき(事後届出制度は、一定規模(市街化区域2千㎡、都市計画区域5千㎡、都市計画区域外1万㎡)以上の土地の取引後2週間以内に土地の利用目的等を都道府県知事に届け出る制度である。 開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	3 5	国土利用計画法第23条に基づき事後届出制度は、適正かつ合理的な土地利用を図るため全国の土地を対象に土地の取引段階において利用目的を審査する制度であり、特定の地域・行為に対して開発段階で規制を課す農地法や都市計画法等とは、規制の対象地域、時点、手法において異なるものである。そのため、これらの許可申請と一括して取り扱うのは困難である。 国土交通省では、技術的助言として示している開発許可制度適用指針において、関係行政機関との調整に関する構造的組織である土地利用調整会議等を設ける等による機動的な審査体制の整備、農地転用許可権者との相互の連絡調整を行うことが望ましいこと等を示しており、許可事務の迅速化、円滑化を図ることを促している。	届出を必要とする土地取引の面積要件の緩和ができないか検討し回答された。	3	事後届出制度は、周辺地域の土地利用や自然環境等に及ぼす影響が大きいと考えられる一定規模以上の土地取引について、公表されている土地利用計画への適合性と周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図る上で、新しい実現の有無を審査する制度である。したがって、届出の面積要件を緩和すると大規模な土地取引によって生じる土地利用の変化や周辺環境への影響、土地利用計画への適合性等について早期に把握し、必要な措置を講じることができなくなるので、適当ではないと考える。
真壁町	歴史のたまたまを活かした地域づくり	1004	1004010	123960	総合的・一体的なまちづくりのための施策の集中・連携	歴史的街並みの再生・保存や伝統的文化の継承・地産産業の振興等を総合的・一体的に進めるため、各省庁の関連事業を連携させる。	都市計画事業のメニューに取り組んだ際、それらの調査を特定したものだけでなく、全体的な整備計画を作成することが可能になり、該当する事業を随時導入できるような仕組みにする。また、同時に伝統的建造物群保存対策のための学術的調査を同時に行えるようにする。	都市計画事業を導入する際、事業ごとのメニューに従って行わなければならない、同じ場所似た事業を導入する場合、新たな調査を行わなければならない、地域住民の負担も少なくない。また、そこで総合的な事業計画を作成することにより、全ての事業に取り組みできるようになる。また、街なみ環境整備事業は負担も少なく、合理的であるため。	(まちづくり交付金) 都市再生特別措置法(本通常国会において一部改正予定) (街なみ環境整備事業) 街なみ環境整備事業(仮称)に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。	5	平成16年度予算成立前ではあるが、一定の要件のもとでまちづくり交付金(平成16年度創設予定)において対応可能となる見込み。(まちづくり交付金) 都市再生特別措置法(仮称)に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。				
長野県	コモンスの視点からのまちづくり	1068	1068030	123970	都市計画法の開発許可の条例優先	都市計画法第29条及び第43条の開発許可判断は、事前協議を行う「まちづくり条例」の判断後に行うため、開発行為実施の確実性が認められない場合の規定を設け、確実性の判断のひとつとして、申請において、法令や条例により義務付けられている行政との協議を現に行っていない場合は、当該許可の判断を行わないこととする。(参考：農地法施行規則第5条の16・2及び第7条の5)	都市計画法の開発許可判断は、事前協議を行う「まちづくり条例」の判断後に行うこととする。ことにより、地域の合意が開発行為の誘導につながっていくことになる。	都市計画法の許可基準に適合していれば、その地域にふさわしくない建造物や、他の地域の経済活動に影響を与える開発許可がなされている。	都市計画法第29条	開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	5	都市計画法の開発許可申請がなされる前の関係住民や行政機関との調整手続を要請や自主条例により定めることは現行制度上可能であると考えられる。			
愛知県豊田市	都市農山村生活活性化構想	1192	1192100	123980	生活インフラの整備	下水道施設等生活インフラ整備の一元的財源付与	下水道施設等生活インフラは、市街化区域や農業振興地域を一体的に処理対象区域として整備し、維持管理することが効率的な場合があるため、補助事業の対象範囲の拡大と弾力化を行う。	生活基盤整備は、農山村居住を推進する上で重要である。		それぞれの観点から事業毎の要件に基づき事業を実施している。上記趣旨から一元化は不可能である。	3	提案の趣旨を踏まえ検討し回答された。	3	それぞれの観点から事業毎の要件に基づき事業を実施している。上記趣旨から一元化は不可能である。	
豊川市、TMO、豊川地区商業観光活性化委員会	万博と地道なまちづくりによる豊川稲荷門前町観光商業活性化	1301	1301030	123990	既存の中心市街地活性化法関係補助制度等の統合化	中心市街地活性化法関係の各省庁の既存補助制度等を統合し、ひとつの制度へと統合し、権限の交付申請、業績報告、完了検査などの手続きを簡便化する。また、統合化することで、投資の重点化が図られ、効果的な補助制度等になる。	国土交通省のまちづくり交付金、経済産業省のリノベーション補助金、総務省の起債事業などを数年の間に重点実施する場合に、申請等の手続きがひとつのもので完了することで、申請者側及び各省庁にとっても事務の簡素化につながり、効果的である。 また、統合化により、熟度の高い中心市街地活性化事業に重点的に投資することができ、効果的な補助執行ができる。 【活用予定補助制度】 まちづくり交付金(国土交通省) 景観形成事業推進費(仮称)(国土交通省) 中心市街地総合補助金(経済産業省) リノベーション補助金(経済産業省)	事業主体、所管省庁などバラバラなため、申請手続きに人員費が割かれたり、重点的な事業実施ができなかったり、効率的ではない。	各種補助制度は、それぞれの補助の目的に沿って運用されている。	3	提案の補助制度等の統合化は困難である。 中心市街地活性化については、中心市街地活性化関係府省庁連絡協議会において、基本計画に位置付けられた事業の支援方針等について協議する等、各府省庁が連携して支援しているところ。 なお、提案の事務の簡便化等については、一定の要件のもとでまちづくり交付金(平成16年度創設予定)において対応可能となる見込み。 (まちづくり交付金) 都市再生特別措置法(仮称)に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。				
豊川市、TMO、豊川地区商業観光活性化委員会	万博と地道なまちづくりによる豊川稲荷門前町観光商業活性化	1301	1301040	124000	省庁横断型の交付金制度の創設	中心市街地活性化にあたって、地元のまちづくり活動に即応して、省庁横断的に重点的に支援をしていただく必要があり。道路事業と店舗等のファサード整備をあわせて行う場合には、国土交通省と経済産業省に別々に補助申請をするのではなく、申請から交付決定まで、省庁横断の統一窓口で行うなど、補助金制度の統合化をしていただきたい。そして、統合化した補助制度を市町村の職責により柔軟に執行できるように一括交付金としていただきたい。 また、地道なまちづくりを支援するため、任意のまちづくり団体も補助対象団体とし、当該団体が社会実験等も補助対象事業とする。	国土交通省補助事業による豊川市の道路整備、経済産業省所管の法人格を持たない任意の団体が行うイベントに対する補助、経済産業省補助事業によりTMO又は事業協同組が行う観光施設整備などの複数の活性化事業を同時に効果的に推進する。 事業の実施時期を地元のまちづくりの状況を勘案し、場合によっては、社会実験を行い、その検証に基づき、事業を効果的に執行することで、より高い補助金の費用対効果が得られる。	事業主体、所管省庁などバラバラなため、申請手続きに人員費が割かれたり、重点的な事業実施ができなかったり、効率的ではない。	各種補助制度は、それぞれの補助の目的に沿って運用されている。	3	提案の省庁横断型の交付金制度の創設は困難である。 中心市街地活性化については、中心市街地活性化関係府省庁連絡協議会において、基本計画に位置付けられた事業の支援方針等について協議する等、各府省庁が連携して支援しているところ。 なお、提案の事務の簡便化等については、一定の要件のもとでまちづくり交付金(平成16年度創設予定)において対応可能となる見込み。 (まちづくり交付金) 都市再生特別措置法(仮称)に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。				
四日市市	生活排水対策総合推進構想	2158	2158010	124010	流域別下水道整備総合計画の見直しの弾力化	下水道と農業集落排水施設との接続に関する連携については、既に関係省庁間で調整されているところであるが、農業集落排水施設を公共下水道に接続を計画する場合、双方の計画に位置付ける必要がある。下水道事業は流域計画の見直しが1年に1度とされており、暫定見直し等制度の簡素化を図る。	八郷地区、下野地区、三重地区、豊地区、小山田地区、内部地区等の市街化調整区域の下水道計画を農業集落排水事業で整備し、公共下水道幹線へ接続する。	本市の公共下水道整備が遅れており(平成14年度未下水道普及率5.6%)、市街化区域内の整備にあと35年かかることから、市街化調整区域の下水道計画区域を農業集落排水事業と連携を図りながら整備を進める必要がある。	下水道法第2条の2第7項 建設省都下企発第35号(昭和46年11月10日)「下水道法の一部を改正する法律の施行について」	流域別下水道整備総合計画の見直しについては、10年に一度と定められておらず、社会情勢の変更等を考慮して原則5年ごとに行うよう通知しているところである。 また、下水道法第2条の2第7項において自然的・社会的条件等の変化により流域別下水道整備総合計画を変更する必要があるときには遅滞なく変更しなければならないとされている。	5	下水道法第2条の2第7項に定められているとおり、流域別下水道整備総合計画を自然的・社会的条件等の変化により変更する必要があるときには、遅滞なく変更しなければならない。			
四日市市	生活排水対策総合推進構想	2158	2158020	124020	下水道へ接続する農業集落排水事業の計画の承認	農業集落排水事業の計画には処理場の設置が義務付けられているが、効率的な整備のため、当初から公共下水道への接続を否認する	保々地区、豊地区等の既存の農業集落施設の処理場を廃止して下水道に接続することにより、処理施設の更新費用を削減し、新たな整備地区の事業を推進する。	本市の公共下水道整備が遅れており(平成14年度未下水道普及率5.6%)、市街化区域内の整備にあと35年かかることから、市街化調整区域の下水道計画区域を農業集落排水事業と連携を図りながら整備を進める必要がある。	建設省都下公第46号(平成12年12月1日)「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」	下水道事業は、汚水の排除、トイレの水汚化、浸水の防止等といった生活環境の改善、及び河川等の公共用水域の水質保全等を目的として、主に市町村が事業主体となって事業を実施している。 各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」により汚水処理施設の適切な役割分担が図られている。 農業集落排水区域に該当するところまで下水道が延伸するなど、処理場の共同化が効率的となる場合については、下水道と農業集落排水施設との接続を実施しているところである。	5	建設省都下公第46号(平成12月1日)「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」			

あさきり町	石倉を拠点とした駅前商店街の活性化	2161	2161020	124030	地域資源を利用したまちづくりに対する財政支援	石倉を活用したまちづくりは、商店街の活性化、文化遺産の保存、観光振興など多様な効果が期待されるため、所管省庁の枠を超えた財政措置の検討をお願いしたい。	免田駅前商店街の活性化策の一つとして、地域にある石倉を資料館、ギャラリーホール、店舗等に改造し利用することを検討している。また、他の地区にある石倉をここに移設することにより、石倉を活用したまちづくりに展開することも検討中である。	石倉の移設等には多額の費用が必要であり、財政が厳しい中で事業を進めていくためには国の財政支援が必要である。	(まちづくり交付金) 都市再生特別措置法(本通常国会において一部改正予定)	(まちづくり交付金) 市町村が作成した都市再生整備計画(仮称)に基づき実施される市町村事業の費用に充当するために交付する交付金。(平成16年度創設予定)	8,5	個別事業の要望については、今回の提案募集の対象外であると考えている。 なお、平成16年度予算編成以前ではあるが、一定の要件のもとでまちづくり交付金(平成16年度創設予定)において対応可能となる見込み。 (まちづくり交付金) 都市再生整備計画(仮称)に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細は検討中。
北海道	循環社会の形成	1350	1350010	124040	廃棄物の一元処理維持管理の一元処理		汚泥のコンポスト化による農地の再生(良質な有機質肥料で土壌の活性化)維持管理の統一コスト削減	農村地域の有機性資源再利用			6	
富岡町	一般町村道の補助制度の充実と推進について	1155	1155010	124050	隣接町村道の整備による地域の連携	隣接町村にまたがる観光資源について広域的な環境の整備を図り、地域の再生を目指す。	隣接町村道の整備	2.8と同じ	道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第1項 緊急地方道路整備事業(まちづくり交付金(地方道路整備臨時交付金))について	まちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)では、地域の課題に対応して、一定の地域で一体的に行われる事業に対して交付金を交付する。	5	地域の課題に対応した拠点整備にあわせ、周辺道路の整備を集中的に行う必要がある場合などに、まちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)を活用することで、このような地域が連携して実施する事業の支援が現行制度でも可能
愛知県豊田市	都市農山村共生活性化構想	1192	1192090	124060	交通インフラの整備	一般市町村道、農道、村道の有機的利用促進のための整備推進	一般市町村道、農道、村道は、現実では一体として道路ネットワークを形成しているため、個別市町村ごとの採択基準による、ネットワークとしての道路利用のための採択基準の新設	道路の一体的整備の推進は、都市と農山村の交流・共生を支える上で必要である。	道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条 まちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)	地域において、道路ネットワークを形成する道路であるならば、道路法第7条や第8条に基づき、道路法で認定すべきであり、道路法で認定された道路であれば、まちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)により、一定の地域において地域の課題に対して、一体的に行われる道路整備が可能。	5	道路法の道路として、道路整備が必要な場合、一定の地域において地域の課題に対して、一体的に行われる道路整備を、まちづくり交付金事業(地方道路整備臨時交付金)事業で、今後とも支援していく。
愛知県新城市	DOS地域再生プラン(Do outdoor sports)	1236	1236040	124070	利用者に親切的な快適空間の形成	各種の団体・機関ごと設置している標識や案内板の様式を統一又は一元化	誰でも来ることのできる、わかりやすい案内板を設置する。	各機関が独自の様式で各々に設置しており、分かりにくい。		案内標識については、広域・地域内、施設・敷地などそれぞれ案内標識に、必要な機能や情報量、設置主体が異なる。	2	分類に応じた各案内標識の課題点を把握した上で、ルール化や統一が必要な事項についてはガイドラインとして定めることを検討していく。
平田村	平田ICを活用した地域活性化・交流促進事業構想	1271	1271060	124080	本構想の実施にあたり、国土交通省・環境省・農林水産省・経済産業省・総務省・文部科学省などの公置整備・基礎整備・地域活動に係る助成・支援策の一元化	同一地域で行われる同一または類似の政策目標を有する複数の施策であって、複数の府省に所管がまたがっているものについて、それらの施策を統合して実施し、または進行管理を調整する。	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田IC周辺地域においてハード・ソフト両面から、「道の駅ひた」整備計画、「あぶくま高原ファミリー牧場」整備計画、「ほたるの里」河川公園整備計画に取り組みのものです。	同じような施策内容であるにもかかわらず、府省が異なる手続も異なり、またその調整にも多大な時間と手間を要することから、大きな特定目的の施策の場合は、内容の統合化と窓口の一本化をしていただきたい。	観光交流空間づくりモデル事業の実施により、国土交通省内の各部署が一時的に観光を軸とした地域づくりと観光交流拡大の取り組みを支援している。	2	観光関係施策については、平成15年7月31日にとりまとめられた「観光立国行動計画」に基づいて、関係府庁が緊密に連携しながら進めていくこととしている。また、各地方分府局において、一地域一観光、全国都市再生、構造改革特区の連携により、地域づくり、地域再生を省庁横断的に推進していくため、関係府庁、地方公共団体、経済団体等が連携を図る共通プラットフォームの設置を進める。	
浜松市	世界都市浜松・中心市街地活性化構想	1369	1369020	124090	まちづくりに応じた交通政策への支援体制の確立	横断歩道、交通規制標識等をはじめとする道路施設の設置は、交通安全・円滑の観点から、道路交通法及び道路法により、公安委員会と調整を図ることとされている。しかし、道路交通に関する市民からの要望は、市へ寄せられ、そこから地元警察へ要望するケースが多く、地域住民と一体となった交通政策が図られにくい状況にある。現在のまちづくりの主流となっている、誰にもやさしいまちづくりの観点から、住民意見を反映させるため、道路施設の設置・廃止にかかわる、パブリックインボルブメントやパブリックコメントなど協議の場の設置を進めるとともに、道路においてもまちづくりの方針や将来像を加味した施策に対応した、歩行者空間のより一層のユニバーサルデザイン化を推進するための支援をお願いする。	道路空間の回遊性の向上のため、歩行者導線の連続性や歩きやすさを創出させるために、中心市街地に横断歩道を設置するなど歩行者環境の改善を図る。(横断歩道設置希望箇所) 主要地方道浜松停車場線 松笠原 国道152号 市役所前 主要地方道浜松停車場線 郵便局前	都道府県公安委員会は、信号機又は道路標識等を設置・管理して道路における交通の規制を実施している。計画区域内における道路施設の設置・廃止については、今後とも公安委員会と連携して協議をお願いするが、本市はすべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていることから、協議に住民意見も含めた方法を採用するなど、円滑な事業推進を図る。			6	
浜松市	世界都市浜松・ユニバーサルデザイン構想	1370	1370010	124100	ユニバーサルデザインを推進するための支援・協力	道路施設の設置は、交通の安全・円滑の観点から、道路交通法及び道路法により、公安委員会と調整を図ることとされている。歩行者空間のより一層のユニバーサルデザイン化を推進するための支援として、まちづくりの方針や将来像を加味した施策への対応をお願いするとともに、誰にもやさしいまちづくりの観点から住民意見を反映した道路施設(横断歩道・交通規制標識等)の設置及びユニバーサルデザイン化を推進する。	歩行者が平面交差できないことが歩行者の回遊性を阻害しているため、主要な歩行ルート上に横断歩道を設置するとともに、既設の立体横断施設(地下道、歩道橋など)との併用による連続的な平面移動を実現する。ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、歩行者導線の連続性や歩きやすさを創出するため、道路の平面交差化や勾配の解消、休憩所の設置など歩行者環境の改善に向けた整備を推進する。また、道路法、道路交通法にユニバーサルデザインの視点を加える。	中心市街地は、歩行者通行量が多いにもかかわらず、公安委員会との協議の中で、まちづくりの方向性及び将来像よりも、交通の安全・円滑の観点から歩行者導線の道路設計が進められ、車両優先となっているのが現状である。本市は、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていることから、目的地まで安全で快適な移動を可能とする、道路の歩行環境整備を求める。	探採基準において、歩道の段差等の解消や立体横断施設等について、補助事業として採択している。	ユニバーサルデザインの観点から、歩道の段差等の解消や立体横断施設等を設置する際、引き続き補助事業として採択する。	5	
福岡県田川市香春町添田町金田町糸田町川崎町赤池町大任町赤井村	田川地域産業再生構想	2136	2136030	124110	農産物直販施設整備に関する補助金の弾力的運用	農林水産省が所管する農産物直販施設整備に関する補助金と国土交通省の所管する道の駅整備に関する補助金の連携及び弾力的な運用	グリーンツーリズムによる農業振興農産物直販所の充実・強化農家レストラン農家民宿	グリーンツーリズムによる農村振興及び地域振興のため、各種規制の緩和を要望するもの。	建設省通企第19号(平成5年2月23日付)	「道の駅」は地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と質の高いサービスを提供する施設である。	5	「道の駅」の登録要件に合致していれば「道の駅」として登録可能である。なお、具体的内容については個別の相談に応じる。
荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農業の共生対流活性化事業	2153	2153070	124120	農業経営構造改善事業と道の駅整備事業との連携	地域再生拠点施設の中に情報双方向施設の設置を考えているが、国土交通省の道の駅整備事業の道路情報提供施設と農林水産省の経営構造改善事業の情報提供施設を一元化するための連携を要請。	道路情報、観光施設の案内だけでなく、生産者と消費者、観光客と販売拠点、観光施設の双方を結ぶネットワークの構築と特産品の販売や観光の振興が図られる。	施設整備のコスト削減と効率化。	建設省通企第19号(平成5年2月23日付)	登録・案内要件には道路及び地域に関する情報を提供する案内所又は案内コーナーを設置することになっている。	5	「道の駅」の登録要件に合致して「道の駅」として整備を行うのであれば、道路情報提供施設の整備により支援を行うことは可能である。
美瑛町	美瑛町農業農村地域再生構想	1181	1181040	124130	農業用ダムの多目的利用啓蒙	土地改良事業により造成の農業用ダム施設及び用水の多目的利用、及び多目的利用に伴う水利権の適年化。	用水の利用が地域における農業関連産業の立地・起業によりインフラとして重要な役割を担うこととなり、地域経済・雇用に大きなメリットとなる。また、ダムはクリーンエネルギーといえる小水力発電が可能のものであり、有効活用により地域エネルギーの確保と新たな産業育成に資するものとなる。また、発生する余剰電力の売却益を地域農業振興に活用するシステムを構築。	水・エネルギーの確保により地域農業の多産産業化推進及び地域に適した作物の研究・実証栽培と通じて力強い農業振興が見込まれる。			6	

旭町	水の郷 鹿矢作 自然・にぎわい再生プラン	1095	1095010	124140	河川森林における環境教育に係る諸施策の省庁連携、集中展開	環境省、国土交通省、農林水産省が所管する河川、森林における環境教育に関連の指導者研修、全国イベント、モデル事業について連携及び集中展開をお願いしたい。	環境教育の推進 旭町の中の各施設を川の場と位置付け、各場の特徴に応じた環境教育を行う。源流の場(旭高原) エコロジーのテーマパークづくりを既存施設と調和させ実施する。環境学習の実践の場づくりを行う。イメージとしては、イギリスのCAIを想定。字ひの場(小瀬地区) 町の中心地区であり各種公共施設が集中するとともに、町並みが矢作川本流と向かい合い一体化している県下でも数少ない地域であるため、生活に密着した環境教育の場として活用、整備する。川の駅(笹戸地区) 旭町の最下流の地域であり、都市部に近接しているため水の郷の環境教育総合案内所機能をメインとして、観光、農林業の宣伝ターミナル機能も併せて整備を行う。	河川森林における環境教育に係る施策の省庁連携集中展開が地域住民の自覚と活力を取り戻し、農林業、観光の活性化とあわせて雇用、魅力の向上につながるため。	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	「直轄河川環境整備事業の実施について」(国土交通省国河環第141号平成14年3月29日河川局長通達) 「河川環境整備事業費補助制度について」(国土交通省国河環第143号平成14年3月29日河川局長通達)	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	8	・平成11年度より文科省、環境省、国土交通省が連携した「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進により、身近な河川等の水辺における環境学習、自然体験活動を積極的に推進しています。 ・また377に示した通達等により、必要な要件を満たす場合は、必要に応じて子どもたちの環境学習に資するような親水性のある河岸等の整備は河川環境整備事業(直轄及び補助)により対応可能であるが、個別事業の要望については、今回の提案募集の対象外であると考えます。			
茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274010	124150	河川等を活用した自然環境ネットワークの整備に係る各種施策の連携・統合	各都府で実施する河川・森林等を活用した環境教育や自然体験活動、交流事業に資する各種補助事業(環境整備、施設整備)について、市町村等が策定する総合的整備計画に基づく一括採択を可能にする。 ・水辺の美観プロジェクト、河川環境整備事業(国土交通省) ・都市地方連携推進事業(国交省) ・ふるさと自然ネットワーク整備事業(環境省) ・森林空間総合整備事業(林野庁)	本地域は、鬼怒川と小貝川がほぼ平行して南北に貫流するという特徴的な地形を有するとともに貴重な平地も数多く存在していることから、これらの保存・再生を図りつつ、自然とのかかわりの場づくりや交流施設の整備などを計画的に進め、一体的な交流空間の形成を図る。	「直轄河川環境整備事業の実施について」(国土交通省国河環第141号平成14年3月29日河川局長通達) 「河川環境整備事業費補助制度について」(国土交通省国河環第143号平成14年3月29日河川局長通達)	河川環境整備事業(直轄及び補助)	3	河川環境整備事業(直轄及び補助)において親水や舟運等の河川利用の推進を図るために必要な河道や施設等の整備は可能である。また、各都府が同一地域で実施する事業については、連携を図り進めているところだが、他省庁事業の一括採択に関しては現状の予算体系においては、対応不可です。	国土交通省所管の水辺の素材プロジェクト、河川環境整備事業、農林水産省所管の森林空間総合整備事業及び環境省所管のふるさと自然ネットワーク整備事業について、提案者の構想する事業が要望に沿って行済に実施されるよう、例え採択判断時に連絡調整する等工夫することができないか、検討し回答されたい。	3	自然体験活動に対するニーズの広がりに応じ、関係省庁間における省庁連携の取り組みが進められています。子どもの水辺再発見プロジェクトでは、文部科学省、国土交通省、環境省が連携し、河川における環境保全活動や子どもたちの学習活動等に対する支援を行っています。他省庁事業の一括採択に関しては現状の予算体系においては、対応不可ですが関係省庁との連絡調整を進めながら、自然体験活動の推進について支援してまいりたいと考えています。		
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311010	124160	1級河川での営業船舶に関する占用許可の簡素化	1級河川千曲川を観光資源として活用するにあたり、営利目的で運行する船舶の運航許可、及び、それに伴う河川占用許可申請を簡素化していただきたい。また、運行にあたっての安全面を確保するための障害の除去(河床・突出物)に対する支援は、国などの河川整備基本方針などに盛り込み、地域活性化及び雇用創出の場として整備をお願いしたい。 併せて、河床の掘削は防災面においても重要と考えるので考慮をお願いしたい。	河川占用については、申請手続きが煩雑である他、許可までに相当数の日数が係るため緩和をお願いしたい。 ・営利目的での河川占用許可申請の柔軟な対応及び簡素化をお願いしたい。 ・目的外の係留(特定船舶の使用目的のために造成された護岸)の緩和をお願いしたい。 ・船舶運航の支障及び河川災害につながる河床突起物の掘削等について支援をお願いしたい。	河川法 行政手続法 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分審査基準の策定等について」(建設省河政発第52号平成6年9月30日河川局長通達)	河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。)を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 掘削については、河川改修事業として実施されている。	5 (掘削については8)	・都市再生プロジェクト区域内においてイベント施設、オープンカフェ等の施設の設置の要望があった場合に、河川敷地占用許可第6に規定する占有主体に加え、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において、適切と認められた営業活動を行う事業者等に河川敷地の利用を認め、社会実験を行うこととしています。今後、その実施状況を見守りつつ、同様の目的を有するその他の区域においても要望があった場合には、治水上の安全性を前提とした河川管理上の支障がなかつ、地域の合意形成が図られたものについては、社会実験として積極的に取り組んでいくこととしています。また、河川法第24条の占用許可に係る標準処理期間については、現行概ね3ヶ月を目安としているところですが、地域再生区域においては、その趣旨・目的に即して、できるだけ早く処理できるような短期化に努めることとします。 ・提案内容に「国などの河川整備基本方針などに盛り込み」とありますが、河川管理者は河川法第16条及び第16条の2の規定により、河川整備基本方針と河川整備計画を策定し、河川の整備を行うこととなっており、このうち、河川整備基本方針では河川の総合的管理が確保できるように基本方針を、河川整備計画では具体的な河川整備の内容を、定めることとしています。 提案内容の河床の掘削についても、具体的な河川整備の内容であることから、必要に応じて河川整備計画に定め、整備を進めていくこととなります。 掘削については、個別事業の採択要望であり、今回の提案募集の対象外であると考えております。					
平取町及び平取町教育委員会	サケ・クマ・アークロウと共生する河川・森林環境再生プロジェクト	1387	1387040	124170	ヒグマやアークロウの個体を保護する河川環境と森林環境の創出	上流域に鮭鱒等が遡上し海洋由来物質が漂流する区域については、土地所有者と協議のうえ、森林組合などの民間組織が森管理委託を受け適切な管理を実行する。	河川を遡上する鮭鱒等の海洋由来物質の漂流は、ヒグマや猛獣等を通じて森林に還元すると共に、自然系の食物連鎖を可能とし多様な生態系を維持することができる。(参考資料：2002年7月14日読売新聞及び民間放映の「サーモン・海と森の絆」をご覧下さい。)特に、河川に近い森林の果たす役割は高いものと想定でき、この様な森林の整備には特段の配慮を要することに鑑み、学識者などと協議により、森林組合等の専門的知識を有する林業者に管理を委託すべきものと考えらる。	河川法第24条(河川敷地の占用許可) 河川法第26条(工作物の新設等の許可) 河川法第27条(土地の掘削等の許可) (事務次官通達) 河川法第27条(土地の掘削等の許可) (事務次官通達) 河川法第27条(土地の掘削等の許可) (事務次官通達) 河川法第27条(土地の掘削等の許可) (事務次官通達)	河川区域内の土地において、工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者及び掘削、盛土をし又は切土その他土地の形状を変更する行為、又は竹木の植栽若しくは伐採しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	6	提案内容について提案者に事業関係の確認を行いました。期日までに回答が得られなかったため、今回、要望のあった様式に記載されている内容から、当該土地として分かる範囲内で回答させていただきます。提案内容のみからの判断としては、河川敷を埋立置き場とした占用は、周辺への臭気や塵埃などの河川環境及び河川利用に支障を及ぼす恐れがあり、認められません。					
エゴとエゴネットワーク	ゴミから花を咲かせるユニティビジネス	3019	3019010	124180	ゴミの地肥化と地域通貨化	空き店舗を活用したゴミステーションの設置(当初2カ年実施等) 大型コンポストの購入 ゴミ計量機の購入 ゴミ及び花箱管理用パソコンの購入 農機用電動カートの開発・購入と陸運局 農機許可 荒川川敷地の埋立置き場としての占用(事前相談済可) おしゃれなスタッフ作業用具及び作業着の製作・購入	早稲田商店街と連携して、空き店舗を活用して市民の生ごみを持ち込むステーションを設置し、大型コンポスト2台により24時間で地肥化させ、小中学校のコンポストによる堆肥や現在受け入れられない街路樹枯葉等と併せて、河川敷や川敷の堆肥等の堆肥置き場を地産地消として活用し、循環型社会の形成により環境教育や地域の活性化、地域雇用、美しい都市づくりと観光立国の充実に多様な効果が期待できるため、既にその活動の一部が実施しているため、本格化するために地域再生事業として展開したい。現状の規制が行われているため、環境整備によるこのような効果のある施策に対する予算措置ができないため、地域再生による支援は不可欠である。	河川法第24条(河川敷地の占用許可) 河川法第26条(工作物の新設等の許可) 河川法第27条(土地の掘削等の許可) (事務次官通達) 河川法第27条(土地の掘削等の許可) (事務次官通達)	河川区域内の土地において、工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者及び掘削、盛土をし又は切土その他土地の形状を変更する行為、又は竹木の植栽若しくは伐採しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 自動車は、道路運送車両法に基づき検査登録を受けたものでなければ運行の用に供してはならないこととなっている。	3 8	提案内容について提案者に事業関係の確認を行いました。期日までに回答が得られなかったため、今回、要望のあった様式に記載されている内容から、当該土地として分かる範囲内で回答させていただきます。提案内容のみからの判断としては、河川敷を埋立置き場とした占用は、周辺への臭気や塵埃などの河川環境及び河川利用に支障を及ぼす恐れがあり、認められません。	要旨の主旨が明確ではないが、電動カートが自動車であるならば国の行う自動車の安全の確保及び所有権の公正等から検査登録を受けなければならないこととなっている。				
三島町	森林業のビジネスチャンスを創出する地域再生構想	1098	1098080	124190	山村における魅力的で豊かな住環境を実現するための優良田舎住宅建設促進法における緩和措置	日本やヨーロッパの歴史的な村々に多く見られる低層高密度居住を基本とした魅力的で豊かな住環境を実現するための優良田舎住宅建設促進法に定める山村の住環境整備、新規住宅促進を促す。 具体的には、階数、敷地面積、建ぺい率、容積率についての規定を、市町村が個々に自定する住空間の内容に応じて自ら設定できるようにする。	近年世界的に高い評価を得ている不動産開発手法であるアーバンヴィレッジの開発思想を取り入れた、低層高密度居住を基本とした魅力的で豊かな山村の住環境整備、新規住宅促進を促す。 同様にこの整備過程において、特別富地帯である本地域の環境に適した、地域の木材を豊富に取り入れた、ハイデザインで高機能な新しいタイプの住宅を開発し、地域外へと展開できる住宅産業を創出する。	現行の優良田舎住宅の建設促進に関する法律は、近年世界的にも評価されている低層高密度を基本としたコンパクトな住環境の整備は対象とされていない。 地域によっては、このようなコンパクトな住環境の方が魅力的で高い価値を生み出す可能性もあるため、地域特性に合わせて適用条件を柔軟に変更できるようにすることが望まれる。	優良田舎住宅の建設の促進に関する法律、優良田舎住宅の建設の促進に関する法律、優良田舎住宅の建設の促進に関する法律、優良田舎住宅の建設の促進に関する法律	8	優良田舎住宅建設計画の認定制度は、優良田舎住宅の建設に際して、関連法に基づく諸手続の迅速化を図るために、市町村による認定、市町村と都府県知事の事前協議等の制度的枠組みを設けたものであり、そもそも開発行為等を規制するものではない。					
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277060	124200	新エネルギーを用いた環境共生住宅地の形成	環境に配慮した良好な住宅地を形成するため、新エネルギーを導入した環境共生の住宅の建設にかかわる補助事業を連携して実施する。	つくばエクスプレス沿線地域において、新エネルギーを導入し、地球環境や資源の有効利用、自然環境の保全等環境に配慮した先進的な住宅の建設を促進し、郊外における新しい住まい方を積極的に提案する。	「環境共生住宅市街地モデル事業制度要綱」(建設省総務第155号、住生活第92号平成5年4月1日建設省建設経済局長、住宅局長通知)第8第9 地域エネルギー開発利用事業(地域新エネルギー導入促進対策) 住宅用太陽光発電導入促進事業	地方公共団体等が、一定の住宅団地において、自然・未利用エネルギー活用システム等の環境共生施設を整備する際に、補助を実施する。(平成16年度予算案：189億円の内訳) 地域において新エネルギーの大規模・集中導入等、先進的な取組等を行う地方公共団体等に対して、事業費の一部を補助する。(平成16年度予算案：110億円) 太陽光発電の早期自立化を促進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対する補助を実施する。(平成16年度予算案：53億円)	5 8	環境共生型まちづくりにも貢献する地域における先進的な新エネルギー導入や住宅への太陽光発電システムの導入等の施策については、予算・制度の範囲内で、より効果的な事業実施が図られるよう、具体的な要望を踏まえて連携して補助事業を実施することが可能。 なお、個別事業の要望については、今回の提案募集の対象外と考えられている。					

あさき町	石倉を拠点とした駅前商店街の活性化	2161	2161030	124210	石倉を利用した宿泊施設開設のための規制緩和等	石倉を宿泊施設に改造するためには建築基準法等の規定をクリアする必要があるため、これらの規制緩和等の検討をお願いしたい。	石倉を宿泊施設として活用することにより、他の地域との差別化と滞在型観光の進展を図る。	観光振興に当たっては他の地域との差別化と地域の個性を発揮することが重要となっている。また、滞在型観光振興により地域への経済波及効果を増加させることができる。	建築基準法	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、安全上及び防火上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途等に関する最低基準を定めているものである。	3	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、防火・避難等の安全確保の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の設備等に関する最低基準を定めているものであることから、ご要望の緩和を行うことは困難である。				
特定非営利活動法人地域自立プロジェクトを情報基盤型で再構築(略称NSCO)	崩壊した河川流域コミュニティを情報基盤型で再構築	3054	3054010	124220	過疎地である小菅村での廃屋・廃施設の撤去、教室など教育施設としての利用、学生の短期実践教育機関の義務化及び農林漁業、環境保全、介護、看護経験者の教育指導者としての雇用	1) 廃屋、廃施設での大字誘致認可及び財政補助(たとえば、養生舎宿泊泊のため、廃屋整備費用支援、50家屋×300万円/1家屋=1億5千万円、小規模教室誘致に伴う教室など共同利用施設のため、施設整備費用支援、2施設×1千万円=2千万円など) 2) 高齢者を含む農林漁業経験、環境保全、看護・介護経験者の教育指導者として財政支援(たとえば、最低生活保障程度)3) 1)、2)を実現するための施策連携	河川上流域の過疎地における廃屋、廃施設の有効利用と下流域都市部の大学生の過疎地への短期流出を軸とする制度連携が、都市部と過疎地の人口アンバランス、少子高齢化の局在化を緩和する。そのことで、過疎地での高齢者を含む雇用拡大、地域活性化を生み、かつ、都市部若者への環境保全経験、介護・看護経験を促進する。効果規模としては、過疎地の過疎地以前の復帰を目標とする。	過疎地では、この間、人口が6~7割減、この割合で、家屋、施設が廃墟となっており、その有効利用が期待される。村としても、地域再生のために、家屋整備を推奨し、助産も考えているが、これを充実させれば、過疎と過密部の人の往来が激しくなり、両地域の活性化につながる。		6						
牛深市	温故知新に学ぶ牛深再生プロジェクトX(牛深よかとこ、よか暮らしへの追求)	2011	2011010	124230	観光を含めた海上交通実現のための支援	観光を主目的とした不定期航路の認定。国土交通省(中国運輸局)が実施している「海の駅」のモデル地区として指定。	季節ごとに航路が変更できる観光型海上バスとしての機能を持たせ、熊本市や福岡市からの集客を図る。 また、「海の駅」のモデル地区に指定を受け、マリニレジャーの拠点づくり、宿舎施設の整備を進める一方、みなど町特有の風情を演出することで観光産業を発展させる。 その他、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム事業と連携し、第1次産業の新たな振興策を展開する。	本市は、三方を海に囲まれ、県道まで車で3時間を要するなど地理的条件に恵まれておらず、全国に向けてのPR方法に苦慮していた。 今般の提案は海上交通に観光という付加価値をつけ集客を図るとともに、グリーンツーリズム及びブルーツーリズムの窓口にもなり、衰退する二次産業を活性化させることにより、二次産業、三次産業の波及に繋げ、本市を全国に向けてPRできる。		5	観光等の目的如何にかかわらず海上運送法においては安全確保の観点から許可、届出の対応を行っている。 なお、当該「海の駅」の登録は、瀬戸内海地域の自治体で構成されている組織が実施しているものである。					
北九州市	市民力が創る「環境首都」北九州	2082	2082030	124240	埋立地の自然再生に関する各府省の施策の連携	廃棄物処分場(埋立地)の一定エリア内の自然再生事業や産業用地(埋立地)のイメージアップに対して、緑の回廊の形成、遊歩道整備、環境観光施設の整備、パードウォッチング等について、国土交通省の高度環境整備事業(緑化事業)と埋立地の自然再生推進事業の構造的な連携施策(補助事業の適用)の展開	・響濤・緑の回廊(緑化)事業 ・緑の回廊内の遊歩道の整備 ・環境観光施設の整備 ・パードウォッチングのための整備	廃棄物処分場(埋立地)の一定エリア内での自然再生事業について、各府省がそれぞれの施策メニュー(補助制度等)を適用することは現実的には困難であり、そのため事業実施効果も限定的になる傾向があるため。	港湾法第2条第5項第9号の3 港湾法第43条(費用の補助)	遊歩道や緑地等については、港湾計画に即した港湾環境整備事業の実施により適切に対応している。	8	遊歩道や緑地等については、港湾計画に即した港湾環境整備事業の実施により目的を十分に達成することが可能である。				
環境エコセンター(有)	エコ肥料事業	3011	3011040	124250	地域中小事業の育成、コンテナターミナルの利用	地域経済を発展させる為には、物流を増大させる施策が必要である。地域特性を生かした海物流通を利用し、活用する。地域の雇用促進にも寄与できる。	コンテナターミナルの近隣にエコセンターを建設し、施設利用を促進する。	地域経済発展のため			6					
滝根町	「あぶくま湖(鍾乳洞)」を核とした活力ある観光地づくり	1137	1137060	124260	観光振興に活用する補助制度の整理統合・一元化	各府省の補助金で、観光振興に活用できる補助金を整理統合する。 あるいは、各種施策を連携集約する。	鍾乳洞を中心とした体験型学習施設、学びの拠点を整備する。	観光振興目的の補助金制度というものには存在せず、農林水産省の「中山間地域総合整備事業」をはじめとした各府省の補助金制度から目的に叶うものを見つけていっていかねばならない状況である。		観光交流空間づくりモデル事業の実施により、国土交通省内の各部署が一体的に観光を軸とした地域づくりと観光交流拡大の取り組みを支援している。	2	観光関係施策については、平成15年7月31日にとりまとめられた「観光立国行動計画」に基づいて、関係省庁が緊密に連携しながら進めていくこととしている。また、各地方支分部局において、一地域一観光、全国都市再生、構造改革特区の連携により、地域づくり、地域再生を省庁横断的に推進していくため、関係省庁、地方公共団体、経済団体等が連携を図る共通プラットフォームの設置を進める。				
神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	1285	1285030	124270	産業観光への支援	京浜臨海部等で取り組んでいる産業観光振興に向けた取り組みに対する、国土交通省と経済産業省が連携した支援	新しい観光として注目されている産業観光について、モニターの実施、旅行商品造成に向けた取り組み、コンベンション客・修学旅行者等の誘致を進める。	経済産業省及び国土交通省がそれぞれ事業を実施している。		観光交流空間づくりモデル事業の実施により、国土交通省内の各部署が一体的に観光を軸とした地域づくりと観光交流拡大の取り組みを支援している。	2	観光関係施策については、平成15年7月31日にとりまとめられた「観光立国行動計画」に基づいて、関係省庁が緊密に連携しながら進めていくこととしている。また、各地方支分部局において、一地域一観光、全国都市再生、構造改革特区の連携により、地域づくり、地域再生を省庁横断的に推進していくため、関係省庁、地方公共団体、経済団体等が連携を図る共通プラットフォームの設置を進める。				
神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	1285	1285050	124280	グリーンツーリズム・エコツーリズム等に対する支援	グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの振興に対する、国土交通省及び環境省、農林水産省が連携した支援	地域の特色を生かした観光魅力づくりを推進するため、モニターの実施、旅行商品造成に向けた取り組み、コンベンション客・修学旅行者等の誘致等に取り組む。	国土交通省、農林水産省等複数の府庁で事業を実施している。		規制制度を設けているものではなく、提案事項を実現する上で各自治体等での利活用が十分に可能	5	国土交通省においては、「自然ガイドツアーによる観光地の振興事業」により、自然ガイド向けのテキスト、自然ガイドツアーの経営マニュアル等を作成しており、この利活用が可能。また、先般、環境省が中心となり「エコツーリズム推進会議」が設置され、関係府省の連携のもと取組みが進められている。				
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311030	124290	・トレッキング及び森林体験「癒し」を求める現代人にとって重要な観光メニューとして注目されています。また環境問題・地域雇用など地域活性化の起爆剤にと期待しているところがありますが、延長数十年前に及ぶトレッキングルートの整備・維持管理には地方単独で実施するには厳しい状況のため、国の支援をお願いしたい。また、ルートは県をまたがって整備する必要もあるため、県を超えて整備申請等をする場合は利便をお願いしたい。	・トレッキングにはルート整備の他、トイレ設置・避難場所・管理用案内施設等が必要であり、整備のための財政支援をお願いしたい。	・里山という地域の特性をいかした新たな観光メニューとして、トレッキング・森林体験を実施し、都心からの交流人口を拡大するとともに、山の整備による、里山保全・環境教育へつなげる。		6							
西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	2065	2065030	124300	・林業・水産業・観光の振興につながる市町村の行う事業に対して、府省の連携した支援をお願いしたい。	・間伐漁獲や藻場造成による海中林は、優良材の育成と森林の持つ公益的機能を維持するための間伐と、間伐材を利用した自然に優しい漁獲造成と、エコツーリズムとしての観光振興を目的としている。また、海中林と一体となった、海底公園を整備しダイビングスポットとして利用する。	・現状では、間伐を目的とした支援と、漁獲設置を目的とした支援が別々であり、これらと観光も連携した支援により豊かな森林と海を守り観光振興を図る必要がある。		規制制度を設けているものではなく、提案事項を実現する上で各自治体等での利活用が十分に可能	5	国土交通省においては、「自然ガイドツアーによる観光地の振興事業」により、自然ガイド向けのテキスト、自然ガイドツアーの経営マニュアル等を作成しており、この利活用が可能。また、先般、環境省が中心となり「エコツーリズム推進会議」が設置され、関係府省の連携のもと取組みが進められている。					

西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066100	124310	サイン設置の一本化	交通看板、観光看板を国・県・町、民間にこだわらず設置及びそのデザインを一本化する。	関係各機関や民間との協議により、新規サイン設計の際には費用分担等を行うことで交通規制看板、観光案内看板等の共同利用ができるようにする。またデザインも統一し自然景観にマッチした路線の観光のイメージアップを図るとともに、安全で安らぎのある歩行空間を創出する。	現状では交通規制看板、観光案内看板等の乱立やデザインの不統一で、景観への悪影響や歩行者の妨げになっている。これを一本化し景観にマッチした分りやすく安全なものに改善する必要がある。		2	分類に応じた各案内標識の課題を把握した上で、ルール化や統一が必要な事項についてはガイドラインとして定めることを検討していく。	
農事組合法人 フラワービレッジ 産直生産組合	健康の駅・園芸福祉の里	3015	3015010	124320	所用金額 合計 600万円 也の 支援措置	31の「具体的事業の実施内容」を実施するにあたり、事業を潤滑に通達するために所要金額の支援措置を受ける必要がある。	件名：健康の駅・園芸福祉の里 目的：健康増進をはかる・スローライフ・スローフォードの体験 対象：主に都市住民 参加者：一泊二日コース 50名 一日コース 100名 内容：園芸作業・（園芸福祉）森林浴・温泉入浴等、健康講話・健康診断・健康相談（専門医師による）、健康データの作成（東大式THI方式による） 事業主体者：農事組合法人 フラワービレッジ産直生産組合 協力者：倉沢村 村内NPO 2団体 効果：園芸活動・園芸福祉・自然活動を通じた健康増進のデータ・健康福祉・自然活動を通じた健康増進における地域雇用の創出・地域資源の活用 都市農村交流における地産品の販売など経済効果	このプログラムは、健康増進という全省庁共通の目的であるため、適する事業が見当たらないこと。また、すぐ事業ベースでの運営が難しいこと。ただし、実験事業としてマニュアルが確立されれば、以後事業ベースとして地域再生のための重要なプログラムとして継続できること。特に農村の高齢化に伴う農業経験者による園芸指導等人材に事欠かない。農村高齢者にとっても園芸指導者になることによって生きがいや健康増進の効果がある。参加者には、スローライフ・スローフォードの体験により、健康増進の効果と、健康調査による変化の状況や、専門医の相談が受けられる。		6		
福島県 郡山 街道の創設	街道の創設	3109	3109010	124330	地域観光推進室の創設	地域観光推進室創設のための指導	1 地域観光推進室創設の設置要項の作成と実施指導のためのマニュアル作成と実施指導 2 街道創設	観光に関する地方行政各部審議策及び各民間関係者との連携による地域特性の抽出と充実をはかるため。	(地域観光推進室の創設) 外国人観光客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律【外客誘致法】(街道創設)	3 (地域観光推進室の創設) 5 (街道創設)	県の組織体制の問題であり、国が関与する問題ではない。(地域観光推進室創設) 外客来訪促進計画において観光経路を定める制度の活用が可能である。(街道創設)	
非特定営利法人 名古屋エアフロントプロジェクト協会	名古屋エアフロントプロジェクト	3045	3045010	124340	正しいFBOの発展のための、行政による基準等の設定	一元化後の名古屋空港は一部コミューターを除けばGA専用の空港となる。現在の空港ビルでは対応できない事情が多く出てきてFBOが対応しなければならない。そのためには人・物に対する投資が迫られるが、我が国にはFBOの概念が無いという業界として方針が見出せない。我が国は構内事業としてパラパラに監視監督されているためFBOとしての有機的な指導が行われない。最も底辺の人達（自家用機等）の発展のための基準等の整備を要請する。	一元化後の名古屋空港にグローバル概念に基づいたFBOを構築する。国内の自家用機もとどろき、事業者に対するサービスが提供されなければならないが、国際ビジネス機も網羅するホスピタリティに満たしたFBOがグローバル・スタンダードに立って構築されなければならない。	FBOのサービスの多くは構内事業としてパラパラに提供されている。FBOとして有機的に盛り上げ新しい事業概念を構築しなければならない。	空港管理規則 第12条	国土交通大臣の設置、管理する空港内の国の管理する土地、建物その他の施設を借用して営業を行うとする者は、地方航空局長の承認を受けなければならない。	8	空港管理規則は、国が設置、管理する空港における営業行為を規制するものであり、中部国際空港開港後の現名古屋空港における営業行為については、設置管理者となる要請が判断する事項である。なお、空港管理規則は、事業者が行う営業行為について、その必要性、空港内の秩序維持の観点等から承認に係らしているのであって、個々の事業者の概念を作るためのものではない。
非特定営利法人 名古屋エアフロントプロジェクト協会	名古屋エアフロントプロジェクト	3045	3045020	124350	フラクショナルオーナーシップの運用・税法上の統一見解	一元化後の名古屋空港は国際ビジネス拠点構想を模索している。そのためFBO構築を民間事業者に準拠しているが、フラクショナルオーナーシップ等が行き渡らなければFBOも発展もありえない。そのため早急な運航・税法上の統一見解が必要である。	広大なエプロンを有する現名古屋空港が一元化するとスロット・スポットは充分すぎるほどに確保できる。国内GAの規模はまだ小さく、空港の品格向上のためにも国際ビジネス機の誘致は必須の要件である。そのためには当フラクショナルオーナーシップの導入が必要となる。	わが国のGAの現状は経済の中心が中央に偏っており定期便が中央から地方へ放射線状に広がっているためビジネス機が発展しない。一方で企業のみでの機体所有も不経済の面もあり、新しい制度の導入が要請される。このような制度による機体でのアジア地域全域での活用が望まれる。	航空機登録令第33条他 航空法第2条第16項	国土交通大臣の設置、管理する空港内の国の管理する土地、建物その他の施設を借用して営業を行うとする者は、地方航空局長の承認を受けなければならない。	5	航空機登録令第33条等により、対応可能である。現在においても、法人単位、個人単位での共同所有は行われている。航空法第2条第16項という「航空運送事業」とは、「他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業」であるとされている。フラクショナル・オーナーシップ・プログラムは、自家用機として運送するものであっても他人の需要に応じて有償運送を行うものではないことから、航空運送事業の定義に該当しない。
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098020	124360	権政省庁にまたがる施策の連携と集中的実施	農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省の連携で行われている「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」の機能を強化し、現在個別に実施されている施策を統一的に活用できるようにする。 そのための相談、申請窓口と事務機能を推進会議内もしくは地域再生本部等の適切な機関内に設ける。 本地域においては、「エコツーリズム」の推進を目的とした各官庁の施策を統一的かつ集中的に実施する。	支援措置番号1において策定したアクションプログラムに基づき、「森林環境を活用したビジネスモデル創出プロジェクト」を推進する。 特に本地域において有能な人材を多く保有し、短期間で成果が期待される「エコツーリズム」におけるビジネスモデルづくりを推進する。 アクションプログラムの継続的な実施を実現する人材を確保するため、有能な人材の誘致を行うと共に、官民間問わず地域の有能な若者を中心に、実践的な教育を実施する。 これにより、本地域に不足しているツアーコーディネーターやツアーオペレーターといった、エコツーリズムに関するプロの人材を創出し、さらに効果的な施策を実施することのできる公共スタッフを創出する。	本来合理的な産業である「エコツーリズム」の促進を実現するためには、既存の官庁の枠組みを超えた支援が必要となる。 そのため、現在「都市と農山漁村の交流・対流推進会議」が設置されているが、各官庁の施策を統一的に運用するまでには至っていない。 この問題を解決するため、政府内に地域再生構想の内容に即したワンパッケージ型の支援策が実施できる、統一的な運用機関の設置を望む。	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都市と農山漁村の共生・対流に関する副大臣プロジェクトチーム、都市と農山漁村共生・対流関係省連絡協議会	【都市と農山漁村の共生・対流関係】 【都市と農山漁村の共生・対流の推進に関しては、関係省の副大臣によるプロジェクトチーム及び都市と農山漁村共生・対流関係省連絡協議会において関係各省で連携して取り組んでいること。 【エコツーリズム関係】 規制制度を設けているものではなく、提案事項を実現する上で各自治体等での利活用が十分に可能	5	【都市と農山漁村の共生・対流関係】 平成16年度においては、関係省連携の下で「政策部」として位置付けて取り組む。各省連携し、都市と農山漁村の共生・対流に関する施策を取りまとめ、地方公共団体に配布する。 【都市と農山漁村の共生・対流推進会議（オアライ・ニッポン会議）】の活動について各省連携して支援する。 【エコツーリズム関係】 国土交通省においては、「自然ガイドツアーによる観光地の振興事業」により、自然ガイド向けのテキスト、自然ガイドツアーの経営マニュアル等を作成しており、この利活用が可能。また、先般、環境省が中心となり「エコツーリズム推進会議」が設置され、関係省の連携のもと取組みが進められている。
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098090	124370	新規定住を促進させ、未利用農地・山林の有効活用を促進させるための宅地建物取引業法の緩和措置	不動産仲介機能が存在しない地域において、行政がこの機能を果たす。 これにより不動産情報の受発信が促進されるのみならず、不動産所有者と借手との間に第三者が介在することで、直接取引において発生する問題を未然に防ぐことができるようになる。 これにより、新規定住者の再転出を抑制し、さらに不動産所有の障壁を低減し意欲を誘致することが可能となり、最終的には未利用の不動産（家屋、田畑、山林等）の有効活用を促進することができる。	不動産仲介機能が存在しない地域において、行政がこの機能を果たす。 これにより不動産情報の受発信が促進されるのみならず、不動産所有者と借手との間に第三者が介在することで、直接取引において発生する問題を未然に防ぐことができるようになる。 これにより、新規定住者の再転出を抑制し、さらに不動産所有の障壁を低減し意欲を誘致することが可能となり、最終的には未利用の不動産（家屋、田畑、山林等）の有効活用を促進することができる。	不動産仲介業者が成立しがたい地域においては、この機能を公共が提供する必要がある。 そのため、公共がこの機能を提供しやすくなる法策とが望まれる。	宅地建物取引業法第78条第1項	宅地建物取引業を営もうとする者は、2以上の都道府県に事務所を設置して事業を営もうとする場合は国土交通大臣の、1の都道府県に事務所を設置して事業を営もうとする場合は当該都道府県知事の免許を受けなければならない。また、義務に当たっても重要事項説明等の規制が設けられているが、宅地建物取引業法の規定は国及び地方公共団体には適用されない。	5	国及び地方公共団体が、宅地建物の売買等の媒介を行う際には、宅地建物取引業法の適用はなく、同法に基づく制限はない。

愛知県 豊田市	都市農山村共 生活活性化構想	1192	1192060	124380	グリーンツーリス ムを含む都市と農 山漁村の交流関連 施策の連携	「地域連携システム整備事業（農林水産 省）」と、「地域総合支援事業（国土交通 省）」や、「農産漁村地域活性化事業（総務 省）」、「新山村振興等農林漁業特別対策事 業、都市農村交流対策事業（農林水産 省）」は、グリーンツーリズム推進（イベ ント含む）や都市農村交流促進施設建設等 類似点が多いため、関係省庁の連携による 一元化により、効率的推進を図る。	地域連携システムの整備や、地域連携交流促進施 設の設置に関して、関係省庁の連携により取組み が円滑になる。そのため、早期に都市と農山村の 交流活性化が図れることにより、地域活性化に資 することができる。	現状、国の関連事業メニューが、省庁ごとに非常 に細分化して市町村にとって利用しにくいとい う。連携・統合化による一元化を図り、その利用 勝手を向上させることにより、事業の円滑化を図 る。	副大臣プロジェクトチーム設置要領	関係7省庁の副大臣によるプロジェクトチームが設置さ れているところ。（平成14年9月12日設置） 関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林 水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。	5	引き続き、副大臣プロジェクトチームの枠組みを活用し、各章の施策の連 続調整やその情報発信に努めていく。				
愛知県 豊田市	都市農山村共 生活活性化構想	1192	1192080	124390	魅力ある地域づく りに向けた施策の 連携	合併により広大な市場が見込まれる本地域 において、地域の発展による国との連携で の観光立国の推進を視野に入れた良好な景 観形成の推進、また地域課題に対応した、「 参加と連携」による地域自らの国土・地域 づくりを、地域自らが効果的に推進する調 査事業や、ソフト事業の推進を図る。	地域連携システムにおいては、景観形成促進策に よる観光を目的とした一体的なPRへの寄与や、 様々な主体の参加によるまちづくり活動関連の調 査を自ら企画・立案・調査実施することにより、 またソフト事業を「参加と連携」を基本理念に 実施することにより、地域自らが国と連携するこ とによる地域性に即した施策展開を図ることが可 能となり、地域活性化に資することができる。	現状、国の施策が地域の意見を充分に反映してい るとは必ずしも言えないため、地域を巻き込んで の、地域自らの事業実施により、地域の自主性・ 自立性を向上させ、地域活性化につなげる。		良好な景観形成に係る事業を推進するための予算措 置として、平成16年度より「景観形成事業推進費」 を創設する事となっている。 200億（国費） 【関係法令】景観に関する総合的な法律である景観法 （仮称）案を今国会に提出予定。	8	「景観形成事業推進費」は、平成16年度予算成立前のため。 なお、本推進費は、当年度予算を配分した。 景観法（仮称）に基づく景観計画（仮称）に定められた事業 向計画に定められた景観計画区域（仮称）又は景観地区（仮称）の区域 において行われる良好な景観の形成のための事業 風致地区又は屋外広告物条例が定められている地区において行われる良 好な景観の形成のための事業 のうち、年度途中に必要となった公共事業関係費に係る追加財政需要につ いて機動的な予算措置を行うものである。 上記の条件を満たす事業については本推進費の配分が可能。				
茨城県 鬼怒・小貝 花 と水の交流圏 形成プロジェクト		1274	1274050	124400	広域ワーキング トレイル整備に係 る各種施策の統合	各都府で実施する歩道等の整備に関する 各種補助事業について、市町村等が策定す る総合的な整備計画に基づく一括採択を可 能にする。	市街地や自然環境、田園地区、歴史地区などを 結ぶ広域的なウォーキングトレイルの整備・新 設、拡幅、段差解消、電線地帯化、古道の再生等 >や休憩施設、案内標識などを整備することによ りウォーキングを活用した交流人口の拡大を図 る。	ウォーキングのメッカづくりを進めるため、本 地域の持つ様々な資源を活かし、市街地、神社・ 仏閣、河川、水田地帯などを結ぶ広域的で多様性 に富むウォーキングルートの計画的な整備を図 る。	道路整備費の財源等の特例に関する法律第 5条 みちづくり交付金事業（地方道路整備臨時 交付金）	5 3	自治体等が策定する計画の道路が、道路法7条や第 8条に基づき、認定された道路であれば、みち づくり交付金事業（地方道路整備臨時交付金）によ り、一定の地域において地域の課題に対して、一体に 行われる道路整備が可能。	道路法の道路として、道路整備が必要な場合、一定の地域において地域の 課題に対して、一体に行われる道路整備を、みちづくり交付金事業（地方 道路整備臨時交付金）事業で、今後とも実施していく。	提案の各種施策の統合については、困難であるが、一定の要件のもとでま ちづくり交付金（平成16年度創設予定）において対応可能となる見込 み。 （まちづくり交付金） 都市再生整備計画（仮称）に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市 町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細 は検討中。	歩道等の整備に関する各種補助事業 の一括採択について検討し回答されたい。	5 3	道路法の道路として、道路整備が必要な場合、一定の地域において地域の課題に 対して、一体に行われる道路整備を、みちづくり交付金事業（地方道路整備 臨時交付金）で、今後とも実施していく。 提案の各種施策の統合については、困難であるが、一定の要件のもとでまち づくり交付金（平成16年度創設予定）において対応可能となる見込み。 （まちづくり交付金） 都市再生整備計画（仮称）に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い市 町村事業を対象。一定の範囲内で市町村の提案に基づく事業も対象。詳細 は検討中。
千葉県 「バイオマス 立派ちば」の 推進		1306	1306030	124410	バイオマス利用促 進のための新組織 設置及び弾力的な 予算枠の創設	「バイオマス・ニッポン」の制定により開 通省庁による協調体制の第一歩は踏み出 されたと思うが、事業の推進にあたっては、 事務の変化等に早期対応が、総合的 な調整やワンストップの窓口となる組織 の設置や、年度当初の予算に拘束されな い柔軟な予算である（仮称）「バイオマス 振興調整費」の創設を提案する。	千葉県では、本県の持つポテンシャルを有効に 活用し、バイオマス利用に関する先進的な取組を 行なう街づくり「バイオマスタウン」の構築を進 め、これらの「バイオマスタウン」が相乗効果を生 み出した「バイオマス立派ちば」を目指すこととして いる。 そのために、バイオマス利活用に取り組み事業 者の参入を促すための制度改正について、国に対し 働きかけをすることとしている。 具体的には、事業の推進にあたって、事務の 変化等に早期対応が、総合的な調整やワン ストップの窓口となる組織の設置や、年度当初の予 算に拘束されない柔軟な予算である（仮称）「バ イオマス振興調整費」の創設を提案する。 この組織が設置されることで、事業者はバ イオマス関連技術等の最新情報が入手しやすくなる などの利点が生ずる。また、（仮称）「バイオマス 振興調整費」が創設された場合は、関係省庁や開 発局間の調整が円滑になされることが期待される ため、事業の実施が一層促進されることになる。	「バイオマス・ニッポン」の制定により開 通省庁による協調体制の第一歩は踏み出されたと思 うが、事業の推進にあたっては、事務の変化等に 早期対応が、総合的な調整やワンストップの 窓口となる組織の設置や、年度当初の予算に拘束 されない柔軟な予算である（仮称）「バイオマス 振興調整費」の創設が必要である。 バイオマスは、資源となる種類、利用技術、最 終製品等が多岐にわたり、同一原料から複数の用 途が可能であり、有効利用のためには複合的利用 が望ましいが、現行の補助制度は、目的、利用技 術、事業主体等が細かく定められているため、協 合利用には適しているとは言いがたい場合もあ る。		バイオマス関連施策については、バイオマス・ニッ ポン総合戦略推進会議の場を通して各都府間の緊 密な連携体制を取っているほか、各地方ブロッ クごとに各都府先機関での連携を密にしている。 （新たな補助金の創設、新たな事業の創設等につ いては、「地域再生構想の提案募集について」 （内閣府地域再生推進室平成15年12月19日）にお いて「第1（2）ニ 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政 支出を伴わないものであること。」とあるため。）	5 8	バイオマス関連施策については、バイオマス・ニッ ポン総合戦略推進会議の場を通して各都府間の緊 密な連携体制を取っているほか、各地方ブロッ クごとに各都府先機関での連携を密にしている。 （新たな補助金の創設、新たな事業の創設等につ いては、「地域再生構想の提案募集について」 （内閣府地域再生推進室平成15年12月19日）にお いて「第1（2）ニ 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政 支出を伴わないものであること。」とあるため。）				
東広島市	合併に伴う都 市機能の再編 成	2039	2039070	124420	国合同庁舎建設の ための省庁間の調 整	各地方機関の合同庁舎の早期建設のための 各都府間の調整。	各地方機関の施設・敷地の狭域化の解消を図るた め、中心市街地への合同庁舎建設。	地方機関が市内各所にバラバラに存在しており、 また、施設・敷地の狭域化が課題となっている。			6					
福岡市	福岡アジアビ ジネス交流拠 点都市構想	2079	2079010	124430	対日直接投資総合 案内窓口の地方へ の設置	現在、東京のみに設置されている対日直接 投資総合案内窓口を、対内投資を促進する 地域にも設置し、関係省庁の地方出先機関 の対内投資担当窓口を一元化することによ り、中国や韓国をはじめとした海外からの 進出に対応する。	本市では、外国企業の進出支援のためのワン ストップサービス機能を持つ「アジアビジネス センター」を設置する予定であるが、同センター と関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口 の連携により、より効果的な外国企業の誘致を 図る。	地方に進出してくる外国人事業者にとって、日本 で事業を実施する際に必要となる手続きは煩雑で 分りなく、具体的に進出を検討する際の障害 となっている。このことから、これまでよりも照 会に対する回答を得る時間と労力が大幅に削減され ており、対日投資促進のための効果があがりてい る。	対日直接投資総合案内窓口の設置・運営に 関する基本的考え方（平成15年5月23日対 日投資会議議長決定）	5	左記、基本的考え方にに基づき、対日直接投資総合案内 窓口（Invest Japan）を設置し、民間事業者、地方自 治体、関連機関からの投資に関する照会を受け付け、 回答している。このことにより、これまでよりも照 会に対する回答を得る時間と労力が大幅に削減され ており、対日投資促進のための効果があがりてい る。	各都府に設置されている「対日直接投資総合案内窓口」は、民間事業者 だけでなく、各地方自治体又は関連機関からの照会も受け付けており、既 に地方自治体からの問合せ等に対応している。	提案者は、対日直接投資総合案内窓 口の地方における設置を要望しており、 これについて検討し回答されたい。	5	平成15年5月に、各都府及びJETROに 設置した「対日直接投資総合案内窓口」 において、既に民間事業者だけでなく、各 地方公共団体及び関係機関等からの照 会も受け付けており、地方公共団体から の問い合わせ等にも対応している。今後、 現行制度において地方自治体から利用し づらい点があるのであれば、必要に応じ、 関係省庁の地方支分部局にも同様の窓 口を設置することも含めて検討していく こととした。	
会津若 松市	（仮称）会津 ベンチャーラ ンド構想	1041	1041010	124440	地域再生計画に基 づく建築物の開発 許可等に関する特 例	会津大学周辺でのインキュベーション施設等 の開発許可等については特例措置により都市 計画法第34条第10号に該当するものとして 取り扱う。	大学周辺は市街化調整区域であり、産官学連携を 目的とする企業や研究所を集積するためのイン キュベーション施設等については開発行為等を可能とす る。	地域再生計画に基づく建築物として開発許可等を 要する案件については都市計画法第34条第10号と して取り扱うことを明確にしてもらうことにより 開発審査会に語りやすくなる。	都市計画法第29条、第34条	市街化調整区域で開発行為の許可を受けるためには、都 市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければなら ないが、例えば同条第10号では、開発区域の周辺にお ける市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化 区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開 発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て 個別に許可できることとなっている。	5	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺 における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は 著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの は、条例で区域、目的又は特定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許 可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、技術的助 言として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等 に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。				

標津町	地域の産業や自然環境を活用した、都市住民との交流推進事業	1156	1156010	124450	現存する鮭養殖を有効活用し、宿泊施設への転用や、歴史保存施設としての活用。	空き倉庫を宿泊交流体験施設として活用する場合、宿泊施設として各種法規が適用となるため、その緩和に向けた支援。	鮭の町ならではの特約的な建築物である鮭養殖を有効活用し、宿泊施設への転用や、歴史保存施設としての活用。	現存施設をそのまま転用し使用する場合は、各種の法律に抵触し、相当な投資が必要。	建築基準法	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、安全上及び防火上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途に関する最低基準を定めているものである。	3	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、防火・避難等の安全確保の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造、設備等に関する最低基準を定めているものであることから、ご要望の緩和を行うことは困難である。					
標津町	地域の産業や自然環境を活用した、都市住民との交流推進事業	1156	1156020	124460	食育など、地域農業理解するための民泊支援対策	農家が食育を目的として、体験交流者を宿泊させる場合、宿泊施設としての様々な用途を受けるが、これを容認してもらうため、関係する法律の緩和に向けた支援	酪農業を活用した食育事業の展開により、都市住民への安全な農産物への意識醸成が図られ、国内産農産物の需要拡大と、交流人口増加による地域活性化が図られる。	営利を目的とした民泊事業ではなく、食育を目的として酪農家の日常生活を体験してもらうことに意義があることから、民泊事業としての対応を行うことで、当初の目的が達成されないことと、施設改修に伴う場合、相当な経費負担が伴うため、事業の活性化が望めない。	建築基準法	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、安全上及び防火上等の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途に関する最低基準を定めているものである。	3	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、防火・避難等の安全確保の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造、設備等に関する最低基準を定めているものであることから、ご要望の緩和を行うことは困難である。					
須賀川市	老朽密集地域再生事業	1023	1023020	124470	都市公園法第4条における建築物の建築面積の総計の規制緩和	都市公園法第4条の中で、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の10分の2をこえてはならないとあるが、10分の4をこえてはならないとする。	まちなかの低未利用地を整備し、交流人口の増加を図るため、来街者の利便施設として遊歩、トイレ及び物販施設を整備し、地域の活性化を図るとともに、雇用を創出し、まちなかの低未利用地の有効活用推進プロジェクトとする。	現状の都市公園法においては中心市街地の再生を図るうえで、複合的な整備が困難なため、	都市公園法第4条 都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の二をこえてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内でこれをこえることができる。 都市公園法施行令第5条 休養施設、運動施設、教養施設、又は自然公園法に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設を設ける場合においては、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として、法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。 2 都市公園に屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として法第4条第1項本文又は前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。	7	都市公園においては、公園施設の設け率は原則2%とした上で、休養施設、運動施設、教養施設については、10%の設け率に上乗せを行っており、さらに高い開放性を有する建築物については、10%以上の上乗せができる。						
友部町	物流拠点の立地優位性を最大限活用した地域振興	1029	1029010	124480	物流業務団地内の都市計画変更に伴う譲渡所得特別控除の特例措置の適用	物流業務団地での立地ニーズに対応して事業計画変更を弾力的に行おうとする場合に、問題となる事業変更前における譲渡所得特別控除の特例措置の取扱いを明確にする。	物流業務団地での制限緩和措置(物流業務市街地の整備に関する法律第5条ただし書の適用)に加えて、都市計画の変更が必要になる。この場合、従来の計画により土地を譲渡した際に租税特別措置法に基づき500万円控除を受けた案件については、物流業務団地から除外されても物流業務地区となっているものについては、当該控除が取り消されて適して譲渡者に課税されることのないよう明確にすることが事業を円滑に進めるうえで不可欠である。	物流業務地区での規制を緩和することにより、現状の集積状況を反映した投資意欲のある企業の進出を促進し、地域経済の活性化と地域雇用の創出を図る。	物流業務団地においては、最近の物流業界の複合施設(流通過程での流通加工、販売機能等を併設した施設)等のニーズや小売店舗の立地ニーズに対応して物流業務施設以外の施設立地を進めるためには、物流業務地区での制限緩和措置(物流業務市街地の整備に関する法律第5条ただし書の適用)に加えて、都市計画の変更が必要になる。この場合、従来の計画により土地を譲渡した際に租税特別措置法に基づき500万円控除を受けた案件については、物流業務団地から除外されても物流業務地区となっているものについては、当該控除が取り消されて適して譲渡者に課税されることのないよう明確にすることが事業を円滑に進めるうえで不可欠である。	6							
友部町	物流拠点の立地優位性を最大限活用した地域振興	1029	1029020	124490	物流業務団地の譲受人資格の緩和	物流業務施設を建設し、当該施設を賃借し、または譲渡する事業を営むことを主たる目的とする法人等に対しても、都市計画の変更を要することなく造成敷地を譲渡することが可能となるような法律の運用を認める。	物流業務団地の造成敷地の譲受人は、自ら物流業務施設を経営しようとする者となっているため(法第35条)、最近の物流業界の初期投資の抑制と投資リスクの軽減を図るためのリース方式の用地提供ニーズに対応できない状況にある。このため、自ら経営しようとする者以外(たとえば、物流業務施設を建設し、当該施設を賃借し、または譲渡する事業を営むことを主たる目的とする法人で、当該事業の経営に必要な資力、信用を有する者)に対しても造成敷地を譲渡することが可能となるよう規制を緩和することにより、企業の進出を促進する。	物流業務地区での規制を緩和することにより、現状の集積状況を反映した投資意欲のある企業の進出を促進し、地域経済の活性化と地域雇用の創出を図る。	物流業務市街地の整備に関する法律第34条、第35条	造成敷地等については原則として譲受人を公募することとされており、公募による譲受人の条件として、「造成敷地等である敷地においてみずから物流業務施設を経営しようとする者」であること等とされている。	5	公募による譲受人の条件の一つである「造成敷地等である敷地においてみずから物流業務施設を経営しようとする者」には、物流業務施設を自ら建設し、当該施設を賃借する者等も含むものと解される。	公募による譲受人の条件の一つである「造成敷地等である敷地においてみずから物流業務施設を経営しようとする者」の解釈について、関係者に通知等することにより周知徹底を図られた。	5			
伊達町	市街化調整区域の特定地域開発による地域再生	1062	#####	124500	大規模既存集落指定要件の緩和及び新設	大規模既存集落の福島県の指定要件に関わらず、町の計画により指定する。	川東地区に町で指定地域を設定し申請する。	大規模既存集落指定地区を指定し、地域限定である程度の開発を認めることで活性化の核とするもの。	都市計画法第29条、第34条	市街化調整区域で開発行為の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければならないが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく(不相当と認められる)開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	5	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく(不相当と認められる)開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは限り制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、抜本的措置として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。ご提案の大規模既存集落の指定は、福島県の市街化調整区域における開発許可制度の運用の中で用いられている仕組みであると考えられるので、その指定のあり方、許可する開発行為について、提案団体と協議中で相談された。					
伊達町	市街化調整区域の特定地域開発による地域再生	1062	1062020	124510	大規模既存集落指定要件の緩和及び新設	住宅立地基準の緩和	現在分家住宅のみが許可対象となっているが、優良田圃住宅地として1,000㎡を上限として築囲つきのゆとりある住宅地として開発可能にしていく。	大規模既存集落に指定されても、分家住宅の建築に限り許可されるのが現状であるため、対象を限定しないよう拡大し規制を緩和することで、既存住宅地及び住宅地と隣接するような専用地の住宅地を推進し、集落内の土地利用の活性化を図る。	都市計画法第29条、第34条	市街化調整区域で開発行為の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければならないが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく(不相当と認められる)開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	5	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく(不相当と認められる)開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは限り制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、抜本的措置として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。ご提案の大規模既存集落の指定は、福島県の市街化調整区域における開発許可制度の運用の中で用いられている仕組みであると考えられるので、その指定のあり方、許可する開発行為について、提案団体と協議中で相談された。					
伊達町	市街化調整区域の特定地域開発による地域再生	1062	1062030	124520	大規模既存集落指定要件の緩和	新規工場施設の立地基準の新設	集落内で生活するための雇用の場の創出を図るために、小規模工場立地基準を新設する。併せてベンチャー企業等新規事業創出者のための廉価な工場用地を確保するための開発基準を新設する。	大規模既存集落に指定されても、分家住宅の建築に限り許可されるのが現状であるため、許可基準を新設し工場等の立地を許可することで、通勤距離のない職住混在を図り、環境に優しい集落づくりを目指す。	都市計画法第29条、第34条	市街化調整区域で開発行為の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければならないが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく(不相当と認められる)開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	5	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく(不相当と認められる)開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは限り制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、抜本的措置として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。ご提案の大規模既存集落の指定は、福島県の市街化調整区域における開発許可制度の運用の中で用いられている仕組みであると考えられるので、その指定のあり方、許可する開発行為について、提案団体と協議中で相談された。					

伊達町	市街化調整区域の特定地域開発による地域再生	1062	1062040	124530	大規模既存集落指定要件の緩和	新規商店食堂等のサービス業基準の緩和	集落内で生活するために必要な日常生活用品・食料等、地域内で賄えるような基準の緩和をする。類似店舗の制限の撤廃。	大規模既存集落指定要件を緩和することで、日常の消費生活が集落内で賄えるようにする	都市計画法第29条、第34条	都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければならぬが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	5	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、技術的助産として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。ご提案の大規模既存集落指定の指定は、福島県の市街化調整区域における開発許可制度運用の取扱いにない住居付であると考えられるので、その指定のあり方、許可する開発行為について、提案団体と協議して相談された。				
掛川市	再開発事業における段階的・簡易的建築について	1065	1065010	124540	再開発事業における段階的・簡易的建築について	国土交通省住宅局市街地建築課所管の都市再開発法の制度改革	掛川駅前東街区第1種市街地再開発事業は中心市街地の活性化を図るため、大型店の郊外移転に伴う跡地を中心とした1.1haの区域で、権利者27人が再開発組合を設立し、商業、業務・サービス、公共、住宅・マンション、駐車場の5つの機能と役割を備えた多目的複合ビルを建築する計画である。現在事業計画の策定を行っているが保固床処分が大きな課題となっている。特に商業についてはその規模設定が難しく、商業ポテンシャル調査に基づく規模と実際のニーズとは相当の差異があり、計画当初から過大な床面積をとることは危険である。再開発事業として段階的・簡易的建築が可能となれば景観は身丈にあった安心・安全で失敗のない規模・構造の再開発ビルを建築し、その後、街の成長や時代の変化に合わせ再開発ビルのバージョンアップが可能となる。	現制度では段階的・簡易的建築は認められていない。そのため、街の実力以上の規模のビルを建築して失敗したり、時代の移り変わりが早く、将来予定が立ちにくいなかになって、まして再開発事業のように計画から完成までに長い期間を要する事業においては、ビル完成時には時代とマッチしないビルとなってしまい失敗してしまうケースが発生する。	都市再開発法第七十二条、第八十六条、第八十七条、第八十八条	施行地区内の土地等に関する権利は、権利変換計画の定めるところに従い、施設建築敷地に関する権利と施設建築物の一部に関する権利に変換される。権利変換計画は施行地区ごとに定めるとされているが、施行地区が工区分けにわたるときは、工区分ごとに権利変換計画を定めることができると規定されている。	5	現行制度においても、工区分けを行うことにより、段階的な建築を行うことは可能である。				
長野県	コモンスの視点からまちづくり	1068	1068070	124550	街路整備の暫定施行を可能にする	都市計画事業認可は、都市計画に適合していることが条件となっており、都市施設として定められた区域については完成形（道路横断面方向）での用地買収が義務づけられている。このため、事業実施にあたっては多くの建物の移転を伴い、多くの事業費が必要となっている。そこで、事業者手前と未着手部が混在するような事業認可ができるようにする。	街路事業の認可にあたり、都市計画施設の区域における部分的な事業の実施を可能にする。（暫定施行）これにより、既存のまち並をのこしつつ、まちづくりが早期に完成できるとともに、事業費が削減される。なお、特殊街路の整備ではなく、幹線街路の整備に適用する。	街路事業は多額の移転補償費が必要であるが、都市計画法第53条による建築制限を有効利用し、事業コストの削減とまちづくり早期概成を図る。	都市計画法第59条、第61条	都市計画法第61条の認可基準に基づき事業認可を行っている。	5	段階的整備がやむを得ないと認められ、次の要件が満たされる場合には事業認可をしてきたところである。 ・都市計画の変更を予定するものではなく、一定期間を置いて完成型に向けた事業実施を予定しているなど、完成型に向けた事業の1ステップであると認められること ・事業認可により生じる法的効果も、完成型を整備する場合のそれらと比べ、超えるものではないこと。				
原町市	個性豊かな商店街による地域再生	1126	1126010	124560	各種法令の規制の緩和	都市計画法及び建築基準法の地域地区の建ぺい率・容積率の規制緩和・都市計画変更の簡素化・都市計画道路などの整備における道路構造令の適用の緩和	野馬追通りなど地域拠点の整備及び特色ある商店街の形成を図るための街路整備の実施。商業集積を推進する新たな商店店舗等整備および新規創業を支援するチャレンジショップの整備など	中心市街地の再開発には基幹道路の整備とあわせて商店街の再整備が必要であるが、都市計画道路の整備には、まちづくりを基本とした道路整備の実施が必要であるが、道路構造令に基づく道路整備となり特色ある街づくりが困難となる。また、都市計画変更には都市計画審議会の議を経る必要があることから、地域特性のある街市・街づくりを推進するため、都市独自の整備のため、手続きの簡素化が必要である。また、中心市街地集積の活性化として既存の代わりの施設が現行の店舗を継承する場合に都市計画法などの建ぺい率等の制限により同様の面積の増設が困難となることから、建築基準法及び都市計画法の規制を緩和した個性ある商店街の形成を図る。	(都市計画変更の簡素化) 都市計画法第18条、第19条、第77条の2 (都市計画変更の簡素化) 都市計画法第18条、第19条、第77条の2 (道路構造令の適用緩和) 道路法 道路構造令	(建ぺい率・容積率の規制緩和) 建築基準法第52条、第53条 (建ぺい率・容積率の規制緩和) 都市計画法第61条の認可基準に基づき事業認可を行っている。	5 3 5	(建ぺい率・容積率の規制緩和) 建築基準法第52条、第53条により、容積率の最高限度及び建ぺい率の最高限度について、それぞれメニューが追加されており、当該地域に関する都市計画で定める容積率及び建ぺい率の数値を変更することにより対応可能である。 (都市計画変更の簡素化) なお、市町村の行政区域を超る広域的な観点から定めるべき都市計画については都道府県が定めることとしており、都市計画の決定が土地に関する権利に相当な制約を加えるものであることから、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえることとしており、都市計画の決定に当たり、都市計画審議会の議を経ることが必要である。 (道路構造令の適用緩和) 道路構造令の規定は項目毎に最小値で規定されるもの、標準値で規定されるもの、やむを得ない場合に適用する特例規定などがあり、当該道路の道路構造令でこの規定を部分的に適用するなど地域に応じた道路づくりを推進することが可能である。	3	市町村の行政区域を超る広域的な観点から定めるべき都市計画については都道府県が定めることとしており、都市計画の決定が土地に関する権利に相当な制約を加えるものであることから、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえることとしており、都市計画の決定に当たり、都市計画審議会の議を経ることが必要である。		
川崎市	農環境の保全と市民交流等農地活用促進構想	1180	1180030	124570	農業者等推進のための必要な施設設置に係る規制緩和	農業者、農業団体並びに教育、医療若しくは社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人等が市街化調整区域において食糧教育等の実施に係る建築物の建築の用に供する目的で行うものについては、都市計画法第29条第1項第2号の政令で定める建築物に該当するよう、同政令第20条に政令で定める建築物とする内容を盛り込むこととし、食糧教育等に係る建築物の建築を可能とする。	市が事業主体となり、連絡協議会等を設置し農業団体等との連携を図りながら、農家、法人等に対する説明会を開催し、食糧教育等を実施したい事業者の募集を行う。農産・農村体験と食の学習を通じた食糧教育や医療、社会福祉関係の園芸療法等の新たな手法を取り込んでいくことにより、農業を基盤とした地域コミュニティを促進し、農村の活力を増進する起爆剤になると考えられる。また、地産地消推進等との連携により、新たな農業収入の増加も期待できる。 1年目 設置件数 1件 3年目 設置件数 3件	食糧教育等を推進していくためには、その活動拠点となる施設等が必要となるが、建築物の新設等については、市街化調整区域においては、都市計画法による開発規制等があるため、必要な施設等を整備することが困難になることもありえることから、事業者の参入も困難になることが予想される。そこで、都市計画法上の規制緩和を行うことで、食糧教育等を事業化した事業者の参入を容易かつ円滑に行うための支援策とする。	都市計画法第29条、第34条	市街化調整区域で開発行為等の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければならぬが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	5	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、技術的助産として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。				
茨城県	カシマスポーツ交流空間創造プロジェクト	1275	1275050	124580	市街化調整区域における開通施設の開発支援	スポーツ施設に近接した地域におけるスポーツ交流事業に寄与すると認められる施設整備については、地域経済の動向など地域状況を考慮のうえ市街化調整区域内であっても開発を許可するものであることを開発許可制度運用指針で明示する。	域内のスポーツ施設には多くの人が訪れているが、近隣に立ち寄る場所がなく、すぐ隣路につくため、地域の活性化に十分活用できていない。スポーツ施設は市街化調整区域にあり、現行制度上、市街化調整区域でも商業・サービス施設の開発は不可能ではないが、実態は、時間と労力を相当要するものであり、円滑な地域再生が図ることは困難であり、開発規制の緩和が必要である。	都市計画法第29条、第34条	市街化調整区域で開発行為等の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければならぬが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	5	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、技術的助産として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。					
茨城県	ひたちなが地区の土地利用及び港利用推進プロジェクト	1276	1278010	124590	工業団地造成事業で造成された敷地の譲受人の資格の緩和	茨城県が、自ら製造業等を経営しない者へ造成工場敷地を譲渡又は賃貸することを可能とし、当該譲受人、賃借人が製造業等を営む者へ土地、建築物を譲渡又は賃貸することにより、製造業者の初期投資の軽減等が図られ立地しやすい環境をつくる。	首都圏法では譲受人は自ら製造業等を営む者に限られているが、自ら製造業等を営むしない者が建築物を建築し、製造業者等へ建築物を賃貸するなど、製造業者等の立地手法の選択性を広げること、土地利用を促進する必要がある。	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第22条第1号	造成工場敷地の譲受人の資格は「当該造成工場敷地において自ら製造工場等を経営しようとする者であること」とされている。	5	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、技術的助産として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。					

茨城県	温泉施設を活用した観光農業推進プロジェクト	1280	1280040	124600	農産物加工施設建設に係る規制緩和	・農産物加工施設や農産物直売所等の施設の建設については、開発行為の許可が必要とされるが、これらの施設を「農業の用に供する政令で定める建築物」として位置付けることにより、許可を不要とする。	・温泉施設周辺に農産物直売所、加工所を併設するとともに、加工所内では、観光客がジムやシューズづくりなどの体験ができる場として活用する。	・農産物加工施設や農産物直売所等の施設の建設については、開発行為の許可が必要とされ、許可までの時間が長くなることから、これらの施設を「農業の用に供する政令で定める建築物」として位置付けることにより、手続きを簡略化する。	都市計画法第29条、第34条	市街化調整区域で開発行為等の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号等のいずれかに該当しなければならぬが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがない認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	5	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を結んだもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、技術的助言として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。
茨城県	いばらき常緑大地における大規模農産物の育成	1281	1281050	124610	農産物加工施設等の規制緩和	・農産物加工施設等は、市場出荷基準を満たさない農産物を加工用として出荷できる、農産物づくりに欠かせない施設であるため、建設に係る規制を緩和する。	・都市計画法により、市街化調整区域等において農産物加工施設、農産物直売所を建設することは困難となっているが、農産物加工施設等を、都市計画法第29条第2号の「農業の用に供する政令で定める建築物」と位置づける。	・農産物加工施設は、市場出荷基準を満たさない農産物を加工用として出荷できる、農産物づくりに欠かせない施設であるため、建設に係る規制を緩和する。			6	
神奈川県	都市住民と協働した都市農業地域の活性化	1286	1286040	124620	農地利用権の設定と定期借地権付き農地制度の創設	・耕作放棄地における公的機関の農地利用権の強制設定制度の創設 ・農地（耕作放棄地）の使用収益権を設定するための規制の緩和 ・取得農地の管理を目的とした農作業管理官の創設	耕作放棄地等のまとまった農地に農地利用権や定期借地権を設定し、早期退職者の就労の場の設定を目的として都市住民を誘導し、地域の活性化を図る。	・農地の有効利用による地域の活性化	都市計画法第29条、第34条	市街化調整区域で開発行為等の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号等のいずれかに該当しなければならぬが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがない認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	5	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を結んだもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、技術的助言として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。
岐阜県	まち再生プロジェクト構想	1323	1323010	124630	民間都市再生事業計画の認定要件緩和	都市再生特別措置法施行令第2条第1項及び第2項で定められている都市再生事業規模（1.0haおよび0.5haの双方）の要件緩和	都市再生事業の規模要件を緩和することで、小規模ではあるが、地域整備方針に定めた都市機能の増進に貢献する民間都市開発事業を促進する。	岐阜市で指定を受けた都市再生緊急整備地域は、商店街・雑居問屋街が多くを占め、小規模であるが優良な民間市街地再開発事業計画があるため。	都市再生特別措置法 第20条 都市再生特別措置法施行令 第2条	民間都市再生事業計画の認定の申請となる都市再生事業の事業区域は、原則1ha以上である。ただし、当該事業区域と隣接し、近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行される場合であって、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が1ha以上であるときは、0.5haである。	8	「地域再生構想の提案募集について」（内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日）において、「第1（2）二 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため。
三島市	農産物「地産地消」振興事業	1367	1367010	124640	「地産地消 箱根山麓産地野菜直売所設置」に係る規制緩和	市街化調整区域の外側における作業小屋等の設置に係る運用に準じ、面積および用途を限定して期間付きで直売所設置ができるよう、都市計画法第29条第1項第2号及び同条第2項第1号の規定の緩和を求める。	箱根山麓産の国道・県道に面した農地に10㎡未満の直売所の設置を許可し、地味野菜の地元での消費及び観光客への販売を促進する。将来的にはアグリ・ツーリズムへと発展させ、観光振興を図っていく。直売所設置の雇用創出、地味野菜の販路の拡大、市民への周知等の効果が期待できる。	現行の都市計画法の規定では、農地における野菜直売所施設を設置して販売行為ができないため、都市計画法第29条第1項第2号及び第2項第1号の規定を緩和し、直売所設置を推進することで、地域づくり、雇用対策、生産者と消費者の直接的な情報交換等を促進する。	都市計画法第29条、第34条	市街化調整区域で開発行為等の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号等のいずれかに該当しなければならぬが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがない認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	5	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を結んだもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、技術的助言として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。
福岡県	大学と連携した地域再生事業	2003	2003020	124650	(事項名) JR福岡駅周辺整備(事項名) 薬科大学周辺整備	・農振農用地の除外要件等の緩和 薬科大学周辺において、駐車場等を整備する場合、農用地の除外申請を行う必要がある。整備計画の策定は町長が行うが、変更には知事への協議と同意が必要である。町が地域活性化に必要と考える事業のための除外につき、除外の条件、緩和とスムーズな知事の同意が図られるよう規制緩和をお願いしたい。	・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備 薬科大学周辺において、駐車場等を整備する場合、農用地の除外申請を行う必要がある。整備計画の策定は町長が行うが、変更には知事への協議と同意が必要である。町が地域活性化に必要と考える事業のための除外につき、除外の条件、緩和とスムーズな知事の同意が図られるよう規制緩和をお願いしたい。	・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備 薬科大学周辺において、駐車場等を整備する場合、農用地の除外申請を行う必要がある。整備計画の策定は町長が行うが、変更には知事への協議と同意が必要である。町が地域活性化に必要と考える事業のための除外につき、除外の条件、緩和とスムーズな知事の同意が図られるよう規制緩和をお願いしたい。		現在、福岡町内に学生向けマンションの供給が不足しており、またJR福岡駅周辺に商業施設もないため、近畿福祉大学の学生は隣接する姫路市等から通学しており、薬科大学の新設により、学生数が倍増しても地元には経済的メリットが少ない。そのため、民間がマンションや店舗を建築可能なインフラ整備を行うことにより学生が在住し、経済の活性化や雇用創出につながる。また、薬科大学周辺においても、市街化調整区域の規制等により周辺整備が進まず、現状では将来計画されている大学附属病院の誘致を行うには不十分である。そのため、地域医療の核になる可能性のある病院の誘致が可能な条件整備を行いたい。	6	
福岡県	大学と連携した地域再生事業	2003	2003030	124660	(事項名) JR福岡駅周辺整備(事項名) 薬科大学周辺整備	・農地転用要件の緩和 農地転用は、4haを超える大臣許可となる。許可権限の知事への権限委譲を図りたい。	・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備 薬科大学周辺において、駐車場等を整備する場合、農用地の除外申請を行う必要がある。整備計画の策定は町長が行うが、変更には知事への協議と同意が必要である。町が地域活性化に必要と考える事業のための除外につき、除外の条件、緩和とスムーズな知事の同意が図られるよう規制緩和をお願いしたい。	・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備 薬科大学周辺において、駐車場等を整備する場合、農用地の除外申請を行う必要がある。整備計画の策定は町長が行うが、変更には知事への協議と同意が必要である。町が地域活性化に必要と考える事業のための除外につき、除外の条件、緩和とスムーズな知事の同意が図られるよう規制緩和をお願いしたい。		現在、福岡町内に学生向けマンションの供給が不足しており、またJR福岡駅周辺に商業施設もないため、近畿福祉大学の学生は隣接する姫路市等から通学しており、薬科大学の新設により、学生数が倍増しても地元には経済的メリットが少ない。そのため、民間がマンションや店舗を建築可能なインフラ整備を行うことにより学生が在住し、経済の活性化や雇用創出につながる。また、薬科大学周辺においても、市街化調整区域の規制等により周辺整備が進まず、現状では将来計画されている大学附属病院の誘致を行うには不十分である。そのため、地域医療の核になる可能性のある病院の誘致が可能な条件整備を行いたい。	6	
福岡県	大学と連携した地域再生事業	2003	2003040	124670	(事項名) JR福岡駅周辺整備(事項名) 薬科大学周辺整備	・都市計画法の規制緩和 現在、市街化調整区域では大学の学生寮や簡易施設等の建築は困難であるが、緩和を図りたい。 市街化調整区域にまたがる地区で区画整理を実施し、市街化区域に編入できるように緩和を図りたい。	・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備 薬科大学周辺において、駐車場等を整備する場合、農用地の除外申請を行う必要がある。整備計画の策定は町長が行うが、変更には知事への協議と同意が必要である。町が地域活性化に必要と考える事業のための除外につき、除外の条件、緩和とスムーズな知事の同意が図られるよう規制緩和をお願いしたい。	・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備 薬科大学周辺において、駐車場等を整備する場合、農用地の除外申請を行う必要がある。整備計画の策定は町長が行うが、変更には知事への協議と同意が必要である。町が地域活性化に必要と考える事業のための除外につき、除外の条件、緩和とスムーズな知事の同意が図られるよう規制緩和をお願いしたい。	都市計画法第34条各号等のいずれかに該当しなければならぬが、例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがない認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為について、都道府県知事等が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっている。	5	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を結んだもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能となっており、国土交通省では、技術的助言として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情等に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。	
福岡県	大学と連携した地域再生事業	2003	2003050	124680	(事項名) JR福岡駅周辺整備(事項名) 薬科大学周辺整備	・県保健医療計画の基準病床数の緩和 地域医療の核となる大学附属病院誘致における、県保健医療計画の基準病床数の緩和を図りたい。（平成15年4月現在、中瀬産科地域の基準病床数5187を英南病院が超過しており、新規の病院建築が困難な状況である）	・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備 薬科大学周辺において、駐車場等を整備する場合、農用地の除外申請を行う必要がある。整備計画の策定は町長が行うが、変更には知事への協議と同意が必要である。町が地域活性化に必要と考える事業のための除外につき、除外の条件、緩和とスムーズな知事の同意が図られるよう規制緩和をお願いしたい。	・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備 薬科大学周辺において、駐車場等を整備する場合、農用地の除外申請を行う必要がある。整備計画の策定は町長が行うが、変更には知事への協議と同意が必要である。町が地域活性化に必要と考える事業のための除外につき、除外の条件、緩和とスムーズな知事の同意が図られるよう規制緩和をお願いしたい。		現在、福岡町内に学生向けマンションの供給が不足しており、またJR福岡駅周辺に商業施設もないため、近畿福祉大学の学生は隣接する姫路市等から通学しており、薬科大学の新設により、学生数が倍増しても地元には経済的メリットが少ない。そのため、民間がマンションや店舗を建築可能なインフラ整備を行うことにより学生が在住し、経済の活性化や雇用創出につながる。また、薬科大学周辺においても、市街化調整区域の規制等により周辺整備が進まず、現状では将来計画されている大学附属病院の誘致を行うには不十分である。そのため、地域医療の核になる可能性のある病院の誘致が可能な条件整備を行いたい。	6	

金沢市	元気で暮らしやすい金沢まちなか再生構想	1128	1128040	124770	道路等占用(使用)許可の容易化・迅速化	道路、河川、公園、合同庁舎、裁判所等公共施設の施設の一部を占有又は使用する場合に必要な国、県の許可について、届出制にする等許可基準を緩和する。	観光案内板や臨時観光案内ブースを適時適切に設置することにより、観光客に対するホスピタリティの向上を図る。	現状の許可制度では、許可を得るまでに多大な時間を要するケースが多く、迅速な対応ができないため。	河川法第24条 都市公園法第6条	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。)を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 提案施設は占用物件にあたるため、占用許可手続が必要である。	2 5(許可を届出制にすることは3)	道路占用の円滑化を図るよう、全国における道路占用許可を伴う路上イベント等に関する事例調査から得られた様々な工夫等を、平成15年度中に開始する予定である。さらに、地域の合意に基づいて街の賑わいに資する多様な活動が可能となるよう、一層弾力的な許可の運用が図られるための措置を今後講ずることとする。 河川法第24条の占用許可に係る標準処理期間については、現行概ね3ヶ月を目安としているところであるが、地域再生区域においてはその趣旨・目的に鑑み、できるだけ早く処理できるような取組にあることとする。しかしながら、河川敷は、河川の流路を形成し、洪水の際にはこれを安全に低下させ、洪水による被害を軽減し又は軽減させるとともに、公共物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般の自由な利用に供されべきものであり、河川敷の賑わいから形成されるような多様な活動は、従って、河川敷の占用許可に当たっても、河川管理者によるこれらの観点からの審査が不可欠であることから、許可制に代えて届出制によることは困難であることについてはご理解いただきたい。 公衆利用への支障の有無等について公衆管理者として個別に判断することなど必要としているため、許可制であり、県の管理する公道についての許可手続については、手続を迅速に行うことと対応は可能である。	河川敷地の占用を許可制から届出制にするなどについて、その趣旨を踏まえ再度検討し回答されたい。	5(許可を届出制にすることは3)	包括占有許可を受けた区域内における占有や自由使用による河川敷地の利用については、許可よりも容易な報告等により、利用が可能である。なお、河川法第24条の占有許可に係る標準処理期間については、現行概ね3ヶ月を目安としているところであるが、地域再生区域においてはその趣旨・目的に鑑み、できるだけ早く処理できるような取組に努めることとします。	
江戸川区	区道上の放置自動車早期撤去処分構想	1188	1188010	124780	区と警察の連携を強化し放置自動車の早期撤去処分を実現する。	区と警察の協力・連携内容の明確化、義務化の実現、駐車違反車と放置自動車の概念の明確化、区道上の放置自動車の撤去処分の前提となる警察の「廃棄認定」についてその認定基準の簡素化・早期認定化	区道上の放置自動車の撤去処分の手続き、放置自動車の発見・報告等による公示、警察による所有者等の調査、所有者等に自主撤去要請、自主撤去しない車両については警察が廃棄認定を受けて区が放置自動車を撤去処分する。この一連の手続きの迅速化を図られる。	現在、放置自動車を区が撤去処分するためには警察の「廃棄認定」が必要となっている。(道路法第44条の2)そして警察による「廃棄認定」が撤去の前提とならなければならないため、多数の放置自動車が区道上に放置された状態となっている。			6					
友部町	物流拠点の立地優位性を最大限活用した地域振興	1029	1029030	124790	立地条件が極めて優れた地域へのインフラ整備の促進(友部サービスエリアへのETC専用インターチェンジの設置)	本事業の高速道路のSAに隣接した総合流通センターのように立地特性が極めて優れている地域においては、その機能を最大限発揮するため、SAにETC専用ICを永続的に整備するモデル事業を国において創設する。	現在、国は、高速道路のSA・PAに接続するスマートIC(ETC専用IC)の社会実験制度の導入を予定しているが、このような制度は、本来、総合流通センターのようにSA(常磐道友部SA)に隣接して拠点開発されているポイントをその対象とすることが最も意義のあることであり、また、社会経済的にも実験終了後についてはそのまま継続して供用することが最善である。したがって、本流通センター及び友部SAの地域を高速交通網と地域開発拠点が一体的に開発された地域再生のための起爆点と位置づけ今回の社会実験制度を含めて新たな整備方式のモデルとして取り扱うことを提案する。	物流の拠点として期待される地区に隣接したSAへのスマートICの設置ができるよう制度を創設することにより、地域経済の活性化と地域振興の創出を図る。		特になし	明示的にスマートICを規制する制度はないが、運用上の問題点等について検討を行う必要がある。	2		平成16年度に、「SA・PAに接続するスマートICの社会実験」を実施する。なお、制度の恒久化については、平成16年度に「SA・PAに接続するスマートICの社会実験」の結果を踏まえて制度化に向けた検討を行う予定。		
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277190	124800	スマートICの整備基準等の配慮・交流情報発信拠点整備への支援	スマートICについて、交通渋滞の緩和や時間短縮の他、交流の拡大など地域振興にも配慮した整備方針・基準を検討する。また、道の駅等の制度を活用した地域振興拠点施設の整備について支援する。	首都圏からのマイカーやバス等による本域へのアクセス及び域内回遊性の向上を図るため、筑波山方面への交通の要衝である常磐自動車道千代田PA付近へのスマートICの誘致や、地域の特産品販売や加工体験、総合的な観光PR等の機能をもち広域的な交流情報発信拠点の整備について併せて検討する。	常磐自動車道千代田IC・千代田石岡間を併走する国道6号の区間は渋滞が特に著しいことから、筑波山や霞ヶ浦方面への回遊性を向上させるため、その間の間にある千代田PAへのスマートICの誘致や、それと併せた地域の情報発信を効果的に行うための交流情報発信拠点整備を検討している。	(道の駅)建設省通企第19号(平成5年2月23日付)	特になし	明示的にスマートICを規制する制度はないが、運用上の問題点等について検討を行う必要がある。	2 5		平成16年度に、「SA・PAに接続するスマートICの社会実験」を実施する。なお、制度の恒久化については、平成16年度に「SA・PAに接続するスマートICの社会実験」の結果を踏まえて制度化に向けた検討を行う予定。 「道の駅」の登録要件に合致して「道の駅」として整備を行うのであれば、道路情報提供施設の整備により支援を行うことは可能である。		
辰口町(能美市)	商業・観光と農業が共生した新市の循環型新拠点づくり構想	1366	1366020	124810	国庫補助金の優先配分(都市計画道路、公共下水道)	都市計画道路及び公共下水道の国庫補助金について、重点的に配分していただきたい	・町道下清水出水線L=750m、W=14m ・町道上清水下橋山線L=600m、W=14m ・寺井町公共下水道L=3,000m	現在の道路整備状況では、大型ショッピングセンターを建設した場合、小北方面からの来客が一次交差点に集中することが予想される。それによる交通渋滞と周辺の施設への進入が心配される。そこで、町の中心部を縦断している南加賀地方の大動脈である加賀産業開発道路との連続を図る新たな道路整備、クランク部分を線形変更により解消する都市計画道路2路線の整備を行なうことにより交通渋滞と交通事故を防止する。また、公共水域の水質保全のため、当該区域の下水を公共下水道に接続して処理を行なう。以上の整備を大型ショッピングセンターのオープン時までには整備を行なうためには、補助金の優先配分が不可欠となる。	下水道法34条	・下水道事業については、管渠及び処理場等に対して補助を行っている。	5		地元の見解をお聞きしながら、引き続き推進する。			
多治見市	地域新交通システム創出構想	1379	1379020	124820	市町村道におけるバス停車設置基準の緩和	市町村道におけるバス停車設置基準の緩和	道路構造令に基づきバス停車の技術基準では、市町村道について「バス停留所を設けると、その路線の交通量が設計交通量に満たなくなる場合は、必要に応じてバス停車帯を設けるものとする」とあり、設置基準が明確になっていないために都道府県等での運用に差が生じている。現在、当市では公安関係等においてバス停車帯は幅員3m、全長30m以上を確保しないと設置できない状況である。したがって、交通量の比較的小さい市町村道では、技術基準を満たさない場合においても当該市町村の判断によりバス停を設置できるよう明文化していただきたい。	道路構造令	道路構造令第32条	5		道路構造令第32条において「安全かつ円滑な交通を確保し、公衆の利便に資するため必要がある場合においては、乗合自動車停車所を設けるものとする」と規定している。道路構造令や道通において、乗合自動車停車所(バス停留所、バス停車帯)に関する詳細な技術基準は規定されていない。				
多治見市	多治見市産業再生	1381	1381020	124830	美濃遺産地としての多治見市産業再生	国道の看板設置について、民間施設でも市政策上重要なものに対する案内看板設置基準を緩和していただきたい。また、現在多治見市サイン計画を策定中であり、色で差別化したサインの設置についても認めていただきたい。	地元や民間企業でまちづくりの機運が高まっている。さかづき美術館やこども陶磁器博物館など、市内外の陶磁器ファンにアピールできる施設が設置されている。各産地ごとに産・徳利など特色ある陶磁器を作っていたため、個性的な施設が作りやすくなるような設備設置の動きは各地にある。市としても集客のためのPRに協力したく、美術館・資料館などで特に市長の認めたものに関しては、国道に案内看板の設置をすることを認めていただきたい。また、陶磁器には形状のみならず色に特徴のあるものが多く、来客者にわかりやすいような交通安全に支障のない案内看板の色についても規制を緩和していただきたい。現在サイン計画を策定中であり、国道についても設置をお願いしたい。	国土交通省の許可が得られず、民間施設であっても市の重要な観光資源となる施設への案内看板を出すことができない。また、市全体の観光再生に関する計画を作る上でも、効果的な看板設置を行うことができるよう、規制を緩和していただきたい。	屋外広告物法第5条	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。	8 5		屋外広告物に関する条例の制定は、都道府県の事務である。(屋外広告物法第3条から第6条まで) ご提案にある案内看板を道路上に占有許可によって設置することは、現行でも可能である。			
北海道 滝川市	商業都市の再生	1390	1390010	124840	道路使用許可の円滑化、交通規制の緩和	地元高店街などが行う中心市街地活性化イベントにおける現行道路占有許可や道路使用許可等の規制緩和	地元型商業集積では提供できない独自の魅力づくりため各種イベントを催しを中心市街地におけるメインロードで積極的にやりたい。	道路の活用については、道路占有許可や道路使用許可が必要となる場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。効果的なイベント等企画・実践につながる、地域の賑わい効果も大きい。	道路法第32条第1項	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。	2		地域活性化等の観点から行われるイベント等の実施に伴う道路占有の円滑化を図るよう、全国における道路占有許可を伴う路上イベント等に関する事例調査から得られた様々な工夫等を、平成15年度中に開始する予定である。さらに、地域の合意に基づいて街の賑わいに資する多様な活動が可能となるよう、一層弾力的な許可の運用が図られるための措置を今後講ずることとする。			

大津市	古都大津ルネッサンス	2085	2085090	124930	河川の占用許可の免除又は容易化	本市域における多くの河川は、その延長及び流域面積が些少にも係わらず、琵琶湖へ流入するために河川法上の指定河川になっているが、その実態は街中の小河川であるので、本プロジェクトに係る事業に際しては、占用許可の免除又は容易化などを図る。	水循環再生プロジェクト・親水性空間を創出（下水道の普及等で以前よりずいぶんきれいになった水に対し、市民が身近に触れたい親しみ空間を、民間開発を始め様々な手法で創出する）するための施策を検討中である。	濡いや安らぎを求め、水や水環境に対し関心が高まる中、その再生が課題であり市民と行政がそれらを共有し各々の立場で行動する必要があるが、行政側に壁や規制があり、総合的な見地に立つ施策を円滑に展開できない。	河川法第24条、行政手続法第6条	河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。）を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	5		河川法第24条の占用許可に係る標準処理期間については、現行概ね3ヶ月を目安としているところであるが、地域再生区域においてはその趣旨・目的に鑑み、できるだけ早く処理できるようその短縮化に努めることとします。				
原町市	既存ダム有効活用による地域再生計画	1123	1123020	124940	特定水利使用に係る許可手続きの簡素化	特定水利使用の許可手続きを簡素化し、ダムの他用途変更手続きの簡素化する。	特定水利使用の許可に係る国土交通大臣への協議、同意取得の省略	特定水利使用の許可権者は知事となっているが国土交通大臣へ協議し同意を得ることになっており相当の時間を要している。	河川法第79条第2項 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第1号又は第4号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第2号又は第3号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。	二級河川における特定水利使用については、その用途が国家的目的に対応するものであることに鑑み、広域にわたる水資源の開発とその合理的な利用を図る上で、錯綜する複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するため、国土交通大臣の協議に係らしている。	5(大臣の協議、同意取得省略は3)		河川法第79条第2項第4号に係る協議については、原則として約5ヶ月を目安とすることとしており、これを踏まえ、必要以上の処理期間に及ばないよう協議の手段の迅速化に努めているところである。特に、緊急性を要する案件については、可能な限り優先して対応しているところである。例えば、福島県知事から協議された案件には、約2ヶ月で処理したのもあり。また、事前の相談により、提出後の処理期間の短縮を図ることもできることから、提案の新田川ダムの中止に伴う代替案として検討されている既存ダムの活用については、早期に関係機関に相談されれば、手続の迅速化が図られるよう的確な対応に努めて参りたい。	手続きの簡素化について、提案の趣旨を踏まえ再度検討し回答された。	5(大臣の協議、同意取得省略は3)	提案者によれば、手続の簡素化の趣旨は、特定水利使用の許可に際して国土交通大臣への協議に相当の期間を要することについては、迅速化に努めているところである。実際に3ヶ月よりも短期間で協議している事例もあることから、現状で対応可能である上、特に緊急性を要する案件については、可能な限り優先して対応していきます。また、今回の提案に関しては、早期に関係機関に事前の相談をされれば、手続の迅速化が図られるよう、的確に対応していくことが可能です。	
藤原町	日光国立公園「日光新生物プロジェクト」観光新生プロジェクト	1173	1173030	124950	(藤原町)安全で快適に歩けるまちづくりの推進のための河川法の規制緩和	河川法第24条に基づく土地の占用及び第26条の工作物の新築等の許可が厳しく、温泉街から河川敷へのアプローチ整備が困難である。よって、規制の緩和措置を求めたい。	温泉街から河川敷に降りるアプローチを整備することで、観光客が川面や渓谷の美しさをより近くで楽しむことができ、歩いて散策できる新たなスポットづくりにもつながる。	河川法に基づく許可が厳しいため、整備が困難である。	河川法第24条、行政手続法第6条	河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。）を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	8		現時点においては、提案事項は構想段階であることから、河川法第24条及び第26条による支障及び要する緩和の内容が確定していないこと、従って、計画が具体化した段階で対応します。なお、河川法第24条の占用許可に係る標準処理期間については、現行概ね3ヶ月を目安としているところですが、地域再生区域においてはその趣旨・目的に鑑み、できるだけ早く処理できるようその短縮化に努めることとします。				
藤原町	日光国立公園「日光新生物プロジェクト」観光新生プロジェクト	1173	1173050	124960	(藤原町)水の安定供給を図るための砂防法及び河川法の規制緩和	砂防法第4条に基づく指定地域としての規制があるほか、河川法第24条及び第26条により取水堰の設置が許可されない。よって、規制の緩和措置を求めたい。	鬼怒川・川治温泉街は、ピーク時には1日で24,000人もの宿泊客を抱える大温泉街であり、上水道の安定供給を図ることは必要不可欠である。従って、砂防指定地域である川治地区の下水道の取水施設と鬼怒川地区の取水堰の整備を行うことができれば、宿泊客及び地域住民の生活の安定が図られることとなる。	砂防指定地域での多数の規制があるほか、鬼怒川地区においては、川の水位がダム工事後に低下し、取水に苦慮しているため堰を設けようとしているが許可にならない。	砂防法第4条 第二条二依り国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ八都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止スルハ制限スルコトヲ得 2. 前項ノ禁止ハ制限スル手続ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ八都府県ノ利害関係一ノ都道府県ニ止マラサルキハ国土交通大臣ハ前項ノ職権ヲ施行スルコトヲ得 河川法第24条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。）を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	砂防指定地において、治水上砂防の目的をもって、有害土砂の発生等を防ぐために行為制限を行う。河川区域内の土地等における工作物の新築等は、一般の自由使用を妨げ、又は洪水に際して河川の機能を減殺する等のおそれがあるため、一般的に禁止しており、工作物の新築等の許可申請があった場合は、河川管理者が具体的な事業について検討の上、支障が無ければ禁止を解除し、工作物の設置を許可している。	5(砂防指定地の規制緩和は3)		砂防指定地における行為制限は、治水上砂防の目的をもって行う必要不可欠な措置です。河川区域内における取水堰の設置については、当該堰の構造上、治水上又は利水上の支障を生じおそれなく、当該堰の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないもの等であれば、現在でも許可することは可能です。本件については、現在、担当事務所と調整中とのことであり、取水施設の設置の可否等についてよく相談されたい。	要望内容は実現できるのか確認された。	5	河川区域内における取水堰の設置については、当該堰の構造上、治水上又は利水上の支障を生じおそれなく、当該堰の設置により他の河川使用者の使用を著しく阻害しないもの等であれば、現在でも許可することは可能です。砂防指定地における行為制限は、治水上砂防の目的をもって行う必要不可欠な措置です。治水上砂防の目的を妨げない範囲であれば、現在でも砂防指定地内における制限行為の許可をすることは可能です。本件については、現在、担当事務所と調整中とのことであり、取水施設の設置の可否等について御相談下さい。	
福島県会津本郷町	会津本郷債き環元を巡る街並み回廊の整備	1199	1199020	124970	河川法における水利権の委譲	農業団体の有している水利権において、まちの中を巡る農業用水路から環境用水としてまちの中に流せるよう水利権の許認可権を市町村に委譲する。	道路整備等で水路を整備する場合、水利権（水利権）では規制が厳しく、農耕地の減少に伴って余った水などを有効に活用できない状況にある。これを緩和することにより、うるおいやすらぎを備えたまちなみえる環境整備が可能となる。	道路事業等で水路を整備しようとする場合、水利権が支障となり、農耕地の減少に伴って余った水等を活用できない状況にある。これを緩和することにより、うるおいやすらぎを備えたまちなみを再生する。	河川法第23条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。	一級河川は、国土保全上又は国民経済上特に重要なものであることにかんがみ指定されたものであって、河川法第23条の権限の行使に当たっても、より広域的見地から河川の適正な利用や流水の正常な機能の維持及び治水等への影響等を勘案し、水系一貫の流水管理を行う視点から国土交通大臣が行うこととされている。ただし、一級河川であっても一部、国土保全上又は国民経済上特に重要な区間については、都道府県知事が管理を行う指定区間を指定し、事項を限って管理が行われている。	5(水利権許認可権の委譲は3)		水の合理的利用については、迅速な対応を行っていくこととしており、地域再生構想に係る環境改善のための水利使用については、用途をまたがった水の転用が可能であれば、現行制度においても、河川管理者による審査を越え、審査基準に照らして適正であれば、円滑に許可を受けることが可能です。具体的用途をまたがった水の転用を行う場合には、早期に関係機関に相談されれば、手続の迅速化が図られるよう的確な対応に努めて参りたい。この際、新規の水利希望者が当事者同士で農業用水の利水者等転元の利水者として十分に調整を行うことで、更に迅速化が図られるものと考えられます。なお、一級河川においては、それが国土保全上又は国民経済上特に重要なものであることにかんがみ指定されたものであることから、市町村の区域に止まらない広域的見地から水利使用の許可を行うことを必要とするところであり、当該許可の権限を市町村に委譲することは困難です。	要望内容は実現できるのか確認された。	5(水利権許認可権の委譲は3)	地域再生構想に係る環境改善のための水利使用については、既存の農業用水の減量が可能なれば、これによる余剰水を水源として許可を申請し、審査基準に照らして適正であれば、許可を受けることが可能です。すなわち、水利使用の目的及び事業内容が公共の福祉の増進に資するものであること、実行の確実性が確保されていること、河川の状況等に照らし流水の正常な機能の維持等に支障を与えないことな(安定的に取水を行えること、治水上その他の公益上の支障を生じおそれないこと)について河川管理者が審査し、適正であれば許可がなされることとなります。具体的な実現の可能性については、要望内容の詳細が明確になった段階で判断することとなりますが、早期に担当事務所にて御相談下さい。	

福岡県 会津若 松市	総合治水対策 による歴史・自 然・文化がいき づく夢のある まち再生事業	1200	1200020	124980	流域総合治水支援	建築・土木施設を整備する場合、市町村経 由で個人や企業へ治水事業費相当額を補助 する。従来、国土交通省が行ってきた公共 事業としての治水事業を、民間が小規模多 数で間接的にを行い、同等以上の効果を発現 させ、もって公共の福祉への貢献と雇用創 出、環境問題改善に寄与するもの。	建築・土木施設を整備する場合、市町村経由で個 人や企業へ治水事業費相当額を補助する。 駐車場の透水性舗装や遊水池化 屋上緑化 雨水升や水路の透水(ポーラスコンクリート等) 敷地内の雨水貯留施設(窪地・地下タンク等) その他、総合治水の考え方に含めたもの	・地方の都市においても従来の河川改修等、線的 な治水対策では限界が生じており、総合治水によ る面的な対策が必要になってきている。 ・健全な水循環系を形成し、循環型社会を実現す る必要が高まっている。 ・地方の都市においても、熱帯夜の日が増加する など、ヒートアイランド対策が急務となっている。	「新世代下水道支援事業制度実施 要綱について」(建設省都下公発8 号平成11年3月19日都市局長通達 最終改正 国都下事第1号平成15 年4月1日) 「新世代下水道支援事業制度実施 要綱の運用について」(建設省都 下公発9号、建設省都下流発7号平 成11年3月19日公共下水道課長、流 域下水道課長通達 最終改正 国 都下事第76号平成15年6月17日) 「環境共生住宅市街地モデル事業 制度要綱」(建設省経宅発第155 号、住生発第02号平成5年4月1 日建設省建設経済局長、住宅局長 通知 最終改正 国土政第8号、国 住生第11-4平成15年4月2日)第8 第9	下水道事業において、新世代下水道支援事業 制度の活用により、雨水貯留浸透施設の設置 を図る個人や民間事業者等に地方公共団体が助 成を行うものへの補助を行っている。 環境共生住宅市街地モデル事業において、環 境負荷軽減の緑化施設として、屋上緑化施設 を設置する一定の民間事業者等に地方公共団 体が助成を行うものへの補助を行っている。	5	37.に示した通達に基づき、屋上緑化については、環境共生 住宅市街地モデル事業を活用し整備を図ることとし、それ以 外の施設については、雨水の流出抑制に資するものに関して 新世代下水道事業支援制度を適切に活用して整備を図ること が可能であり、地元の見解をお聞きしながら推進していくこ ととします。				
加賀市、小 松市、山 中町	加賀越前水郷 構想	1235	1235020	124990	舟運水路整備の為 の助成	舟運水路整備にあたり総合的な財政支援。 観光立国宣言に基づく小松空港の国際化拡 充とインパウンドの促進	河川、湖沼、承水路、開門を利用した舟運観光 ルートと親水公園を整備し、自然環境整備とあわ せて、日本の原風景を再生し、外国人観光客の増 加を図る	広域にわたる河川等の整備は市町独自では、困難 であり、国の総合的な支援が必要である。	「直轄河川環境整備事業の実施について」 (国土交通省国河環第141号平成14年3月 29日河川局長通達) 「河川環境整備事業費補助制について」 (国土交通省国河環第143号平成14年3月 29日河川局長通達) 特になし。	河川環境整備事業(直轄及び補助) 地方空港の国際化については、二国間の枠組みの中 で、適宜、定期便、チャーター便の活用等により対応 が行われている。	8 5	37.に示した通達等により、必要な要件を満たす場合は、河川環境整備 事業(直轄及び補助)において親水や舟運等の河川利用の推進を図るため に必要な河川施設の整備が可能となる。個別事業の要望については、 今回の提案募集の対象外であると考えます。 小松空港の国際化については、定期便、チャーター便の活用等によってそ の発展を図っている。				
喜多市	河川の流水利 用による地域 活性化構想	1347	1347010	125000	河川法第40条要 件緩和措置	河川法第40条の要件を緩和すること 河川管理者から水利使用の許可を受ける ためには、法第40条の第1項における「公 益性が著しく大きい場合」とされている が、これを「相当な公益性が認められる場 合」にも適用する。	河川流水を街なかに引き込み、親水空間の整備を 進めることにより、新たな観光スポットづくりや 住環境の向上を図る。環境変化により、流れの停 滞した川へ水を引き込むことにより、かつての状 態を再生させ、へらプナ釣りの観光資源再生を 図る。	現行河川法では流水の利用が限定されているが、 幅広い水の利用ができれば、特色ある事業の推進 が可能となる。	河川法第23条 河川の流水を占用しようとする者は、国土 交通省等で定めるところにより、河川管理 者の許可を受けなければならない。 第40条 河川管理者は、水利使用に関 し第23条又は第26条第1項の許可をし ようとする場合において、前条の申出をし た河川使用者で当該申請に係る水利使 用により損失を受けるものがあるときは、 当該水利使用を行うことについて当該関係 河川使用者のすべての同意がある場合を除 き、次の各号の一に該当する場合でなけれ ば、その許可をしてはならない。 当該水利使用に係る事業が関係河川使 用者の当	河川法第40条においては、関係河川使用者で申請 に係る水利使用により損失を受けるものがあるとき は、すべての同意がある場合を除き、公益性が著しく 大きい場合でなければ、河川管理者は、当該水利使用 の許可をしてはならないこととなっている。同条第1 項の規定に基づき、既得水利に影響を及ぼす新たな水 利用使用を当該既得水利への影響を承知の上であって許 可するには、既得水利と十分な調整を図る必要があ る。	5(水 利使 用許 可要 件の 緩和 は3)	地域再生構想に係る環境改善のための水利使用については、地域の現状に 応じ、関係者の相互の理解と合意のもと、用途をまたがった水の転用によ る水利利用の合理化等によって水源確保を行えば、河川法第40条の手続に よるまでもなく、河川管理者の審査を経た上で審査基準に照らして適正で あれば、許可を受けることが可能である。 なお、そもそも水利権は、審査基準を満たす公益性が認められる場合に 許可されており、また、取水される水は日常生活又は事業活動等に必要 不可欠なものであって、その水を前提として国民生活や社会秩序が形成され ているため、現実には、他の既得水利と比較して公益性が著しく大きくな ければ、同条に基づく許可が正当性を得ることはないものと考えられま す。	要望内容は実現できるのか確認された い。	5(水利 使用許 可要件 の緩和 は3)	地域再生構想に係る環境改善のための水利使用については、地域の現状に 応じ、関係者の相互の理解と合意のもと、用途をまたがった水の転用によ る水利利用の合理化等によって水源確保を行えば、河川法第40条の手続に よるまでもなく、河川管理者の審査を経た上で審査基準に照らして適正で あれば、許可を受けることが可能である。 なお、そもそも水利権は、審査基準を満たす公益性が認められる場合に 許可されており、また、取水される水は日常生活又は事業活動等に必要 不可欠なものであって、その水を前提として国民生活や社会秩序が形成され ているため、現実には、他の既得水利と比較して公益性が著しく大きくな ければ、同条に基づく許可が正当性を得ることはないものと考えられま す。	地域再生構想に係る環境改善のための水利使用については、審査基準に照ら して適正であれば、許可を受けることが可能である。すなわち、水利利用の目的及び 事業内容が公共の福祉の増進に資するものであること、実行の確実性が確保されて いること、河川の流況等に照らし流水の正常な機能の維持等に支障を与えることなく 安定的に取水を生じること、治水上その他の公益上の支障を生じおそれがない ことについて河川管理者が審査し、適正であれば許可がなされることとなります。 具体的な実現の可能性については、要望内容の詳細が明確になった段階で判断す ることとなりますが、早期に担当事務所にご相談下さい。
平取町 及び平 取町教 育委員 会	サケ・クマ、 アークロウと共 生する河川・ 森林環境再生 プロジェクト	1387	1387030	125010	水産動物が棲息し やすい河川環境 の整備	水産動物が棲息しやすい環境や産卵床について は、そこに住んでいる人々が詳しく、できる限り 地域の人々が組織する団体に調査を委託すること により、水産動物にやさしい河床、河畔林、河川 敷地の再生復元が可能となる。	河床等の環境整備については、経済性や効率を中 心に考える傾向にあり、当初の目的を達成し得な い環境整備となる可能性が高いため。	「河川環境保全モニター」の設置につ いて、(建設省河治発第21号平成5年 3月31日河川局長通達)	「河川環境保全モニター」	5	平成9年の河川法改正により「河川環境の整備と保全」が目的に位置 づけられており、この趣旨等を踏まえ、「魚がのびりやれ川づくり推進 モデル事業」など、魚類等の生息環境の保全に努めています。これらを進 めるにあたっては、地域の河川の自然環境に関心があり、専門的な知識を 有する方を「河川環境保全モニター」として委嘱し、河川環境に関する助 言をいただくなど、現在においても地域住民等と連携して調査等を行い、 必要な措置を検討することとしています。 なお、平成14年7月に策定された清流川系河川整備計画においても、 「地元自治体及び様々な地域活動やまちづくりに取り組んでいる個人、団 体等との連携を図るとともに、これらの個人、団体が積極的に河川の整備 に参加できる仕組みづくりを行う」、「河川整備、河川利用又は河川環境 に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進める」こと が明記されています。					
加世田 市	人と自然の 「往来」地域 再生構想	2097	2097030	125020	河川法適用区域内 で遊漁船係留施設 の築造を可能とす る特例措置	河川法適用区域内の市町村長が認めた指 定区域において、遊漁船係留施設の築造を 可能とする河川関係法の特例措置	本区域内の都市と農村の交流等における海浜部 のレジャースポットとして、遊漁船係留施設を整 備。	遊漁船の秩序ある係留を推進し、海浜部のレ ジャースポットとしての機能を高めることによ り、本地域への交流人口の増加を図る。	河川法第24条(土地の占用許可) 河川法第26条(工作物の新築等の許可) 河川敷地占用許可準則(建設事務次官通 達)	河川区域内の土地において、工作物を新築し、改築 し、又は除去しようとする者は、河川管理者の許可を 受けなければならない。	3	河川区域内に施設を設置する場合は、当該河川における治水・利水及び環 境上の特性を河川管理者が地先のみでなく水系一貫で総合的に勘案のうえ 判断が必要ですので、地元市町村長の判断のみで可能とする事は出来ませ ん。	提案の趣旨を踏まえ検討できないが、	3	別添資料のとおり、要望主体の地域再生 に関する提案内容は、地域再生計画区域内 での占用施設許可を柔軟化して欲しいと いうものです。(本提案に対しては前回答 答たとおりです。)従って、前回答は、要望主体の提案 の趣旨を踏まえ検討した回答であると認識 しております。	
個人	ひなポンボリ と天領夜祭	3028	3028010	125030	體ボンボリと天領 夜祭	従来の観光課提案による観光協会経由のイ ベントではなく、地域住民が提案し、地域 の力でつなぐ地域主体のイベントとして、 特別予算を組んでいた。さらに使用 する道路が重要や河川管理課の管轄であ り、特段の配慮をいただきたい。	1、體ボンボリ2000個×500円=100万円 2、宣伝広告費50万円 3、道路使用許可 への影響	1、夜間のイベントで新しい消費層を担う 2、 宿泊につながる高単価な商品開発 3、飲料業界 への影響	河川法第24条、河川敷地占用許可準則第 15 「直轄河川環境整備事業の実施について」 (国土交通省国河環第141号平成14年3月 29日河川局長通達) 「河川環境整備事業費補助制について」 (国土交通省国河環第143号平成14年3月 29日河川局長通達)	河川環境整備事業(直轄及び補助) また、河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその 権限に基づき管理する土地を除く)を占用しようとする 者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	8	(イベントへの特別予算) 「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月 19日)において、「第1(2)二 新たな補助金や税措置の新設など、追加的な 財政支出を伴わないものであること」とあるため、今回の提案の対象にはなら ない。 (河川環境整備事業等) 河川環境整備事業(直轄及び補助)において親水施設等の河川利用の推進を図るた めに必要な河運や施設等の整備は可能である。 花火大会等の季節的な行事やイベントの開催のための一時的な河川敷地の占用につ いては、河川敷地占用許可準則第15に規定されている一時占用として、通常の占 用許可手続よりも簡素化を図っているところである。				
個人	三隈川水面あ ぞび	3029	3029010	125040	三隈川水面あぞび	・日田市の遊船は夜間宴会等の利用のみに 限られている。これは、昼間船頭を確保で きないためであり、観光ガイドが出来る若 年の船頭を育成し、昼間帯の遊船利用で観 光の幅を拡大する。そのため、人材確保 のための財政的支援、研修に要する支援 また観光人材バンク(仮称)設立に関する 財政支援。河川管理に関する規制の緩和。	若年者雇用 年収250万円×6名=1500万円 観光人材バンク設立 300万円 遊船建設 500万円	若年者の雇用の確保 住民自主参加による観光資源の有効活用 三隈川観光の活性化による宿泊客の増	河川法第24条、河川敷地占用許可準則第 15 「直轄河川環境整備事業の実施について」 (国土交通省国河環第141号平成14年3月 29日河川局長通達) 「河川環境整備事業費補助制について」 (国土交通省国河環第143号平成14年3月 29日河川局長通達)	河川環境整備事業(直轄及び補助) また、河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその 権限に基づき管理する土地を除く)を占用しようとする 者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	8	(観光人材バンク) 「地域再生構想の提案募集について」(内閣官房地域再生推進室平成15年12月 19日)において、「第1(2)二 新たな補助金や税措置の新設など、追加的な 財政支出を伴わないものであること」とあるため、今回の提案の対象にはなら ない。 (河川環境整備事業等) 河川環境整備事業(直轄及び補助)において親水施設等の河川利用の推進を図るた めに必要な河運や施設等の整備は可能である。 花火大会等の季節的な行事やイベントの開催のための一時的な河川敷地の占用につ いては、河川敷地占用許可準則第15に規定されている一時占用として、通常の占 用許可手続よりも簡素化を図っているところである。				

会津本郷町	地産産業再生構想	1221	1221010	125050	建築基準法の用途地域内の建築物の制限緩和	建築基準法第48条第5項及び第8項関係の別表2に記載のある周磁器に関する事項について当該区域内においてはこれを準用しない。また、当該用途地域に隣接する市街化調整区域（現況山林）内に窯業又は陶磁器の製造に関連する建築物及び工作物（登り窯等）について建築することができると、都市計画法第29条第1項第2号及び都市計画法施行令第20条にその前の項目を追加するもの。	会津本郷町元設置事業；新たな窯元の進出を援助又は誘致し育成するとともに、伝統ある会津本郷焼を世に伝え、窯業の町を活性化し、陶芸の重を発展させる。	新たに窯元を誘致するには、窯を建設しなければならぬが、現状では窯を建設出来ないの、規制を緩和するとともに必要がある。	建築基準法第49条第5項、第8項並びに別表2、及び都市計画法第29条並びに都市計画法施行令第20条 都市計画法第29条、第34条	各地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。 市街化調整区域で開発行為等の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号等のいずれかに該当しなければならないが、例えば高床第10号では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めるものは現行制度上許可でき、地域の整備に応じた適用が可能となっており、国土交通省では、技術的助言として示した開発許可制度運用指針において、画一的な運用でなく地域の実情に応じた運用を行うことが望ましいことを示している。	5					
会津若松市	城下町の回廊づくり（中心市街地の活性化）	1042	1042010	125060	建築基準法の規制緩和	空家や空き蔵を他の用途に使用するなど、活用範囲の自由度を高めるため、建築基準法第20条（構造耐力）、同法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）の規制緩和を図る。	通りに点在する空き店舗や空き蔵、空き住宅を、計画的に業種の導入・再配置を行い、通りの連続性と、憩いの場、交流の場としての拠点整備を推進するとともに、新規に創業したい事業者の育成を図る。 ・テナントミックス事業 ・チャレンジショップ事業 ・まちの駅整備事業	一般住宅としての空家を店舗やコミュニティ施設として再利用する場合には、一定の改築が必要となり建築基準法に基づく審査を要することとなるが、用途の変更に伴う大規模改修又は、利用できない用途もあり、空家の解消が進まない。既存建築物の再利用の際は、建築基準法の技術的基準の緩和を行うことにより、多様な用途での使用が可能となり、空家の解消・街並みの連続性が促進される。	建築基準法第20条、第35条	建築基準法は、国民の生命、財産等を保護するため、安全上及び防火上の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の敷地、構造及び用途に関する最低基準を定めているものである。	3					
会津若松市	城下町の回廊づくり（中心市街地の活性化）	1042	1042040	125070	建築基準法の規制緩和	通りの統一的概念（景観固定等）に基づいた景観整備を図るために、建築基準法第61条（防火地域内の建築物）、同法第62条（準防火地域内の建築物）で制限する外壁部分の防火構造、及び同法第63条（屋根）で制限する不燃材料で造る規制の一部の改修程度の場合においては、木（可燃材料）の使用が可能となるように規制緩和を図る。	各通りの景観形成に係る協定等に基づき、まちづくりのコンセプトに即した街並みの修景整備や店舗の改修等により、街なかの界隈スペース、歩行空間を整備するなど商店街の通りとしての魅力づくりを図る。 ・景観形成事業 ・街並みの維持・復元事業	商業地域の大部分は防火・準防火地域指定がなされている。各通りの店舗修景を計画する際に不燃材での修景とならざるをえないが、無機質で画一的な修景となってしまうことが多い。景観を考慮する場合、各通りの独自性・歴史性が木材等の可燃材料を望むことが多く（本物志向）、規制の緩和により多様な独自性のある修景が可能となる。	建築基準法第61条等	防火地域、準防火地域等における一定規模以上の建築物については、一定の防火に関する性能を有するものとしなければならない。	5					
千葉市	蘇我特定地区整備構想	1206	1206010	125080	建築基準法の接道条件の適用除外	構内道路が整備された大規模工場跡地等の遊休地化に伴う地区の再整備にあたっては、建築基準法第43条の接道義務を適用除外として建築確認を受けることができることとする。	誘致企業による施設建設が迅速化され、円滑な整備・集積が図られるものであり、当該地区の拠点形成に寄与する。	遊休地化が進む大規模工場跡地等に、複数の土地所有者が建築物を建築する際に、現制度では、その都度、建築審査会の同意を得て、許可を受ける必要があり、円滑な事業推進のために手続きの簡略化が必要である。	建築基準法第43条第1項	建築物の敷地は建築基準法上の道路に2メートル以上接しなければならない。	5					
札幌市	交流と創造の空間・活動づくり	1258	1258010	125090	公共地下歩道と既存ビル接続に係る建築基準法適用除外	本市で計画している札幌駅前通地下歩行空間と沿道の既存ビルとの接続に際しては、ビル全体に対する建築基準法の適用を除外し、既存部分については、建築当時の安全性を確保することで足りるよう緩和する。	積雪寒冷地札幌にふさわしい歩いて暮らせる豊かで快適な都市の創造に向け、札幌駅前通において、札幌駅と大通駅を連絡する地下歩行空間を整備し、都市の回遊性を高め、都市全体の一体性を図る。また、沿道ビルとの接続を促進し一体的な地下空間を形成するとともに、建物の低層部及び地下部に、にぎわいを演出する商業、サービス機能等の導入を促進する。なお、これらについては、都市再生特別措置法に基づく緊急整備地域の地域整備方針で位置づけられている。	札幌駅前通地下歩行空間は、出来るだけ多くの沿道ビルとの接続を促進し、一体的で賑わいのある空間づくりを目指している。沿道ビルのうち、既存ビルが接続に際しては、ビルが整備する接続空間のうち民間敷地内の部分がビルの増築となり、ビル全体に対して建築基準法が適用される。このことは、民間に対する大きな負担となり地下歩行空間との接続意欲を失わせることとなり、沿道における賑わい演出促進の効果が発揮されないため。	建築基準法第3条	法令等の規定が施行された際等に、現に存する建築物若しくはその敷地等がこれらの規定に適合しない等の場合においては、当該建築物等に対して当該規定は適用されないことを認めているが、その後、増改築等を行う場合には、原則として不適格な部分を含め、全面的に法令等の規定の適用を受けることとされている。	5					
豊川市	万博と地道なまちづくりによる豊川稲荷門前観光商業活性化委員会	1301	1301020	125100	門前町独特の路地の保存のための建築基準法の規制緩和	当該地区は、古くからの観光商業地区であるため、4m未満の道路に接道して既に建築されている門前町らしい古い街並みがあるが、建て替えを行うとすると道路の要件から建築物のセットバックを余儀なくされ、せっかくの門前町らしい路地の雰囲気や景観が損なわれてしまい、当該地域の特性を減じる要因となっている。そこで、ある一定の条件が満たされている場合については、4m未満の道路への接道であっても建築物を建設できるように規制緩和をさせていただきたい。	建築物にある一定の防火及び耐震機能を備え、緊急車両の誘導経路、地域の防火体制、地域の相互理解の地域コミュニティが十分に整っている場合については、接道要件を緩和し、門前町らしい路地を保存し、お客様に「異空間」を感じていただき、地域の活性化を図る。	規制を緩和しなければ、建築物の更新が進むほど、門前町らしい路地が失われていく。	建築基準法第42条第1項、第43条第1項	建築物の敷地は原則4メートル以上の道路に2メートル以上接しなければならない。	5					
岐阜市	金華山・長良川まこと博物館構想	1318	1318030	125110	伝統的なまちなみ地域における建築基準法の一部緩和	準防火地域での外壁、軒裏等外観に影響する部位への木材使用の可能性	当該エリア中、準防火地域の規制を一部緩和し住民同意を得られる一定エリアにおいて、条例等に基づいて総合的な防火性能を確保した場合に、外壁、軒裏等に木材等を利用することが出来るようにする。	まちなみ景観を向上させることにより、地域の魅力を高めながら、活性化につなげるため	建築基準法第61条等	防火地域、準防火地域等における一定規模以上の建築物については、一定の防火に関する性能を有するものとしなければならない。	5					
臼杵市	スローライフと地産産業と観光の融合による日本の正しいふるさとづくり	2010	2010050	125120	口遊楽化を促した街路沿道について建築基準法によるセットバックを免除していたが、既存の建築物等の意面線を持し、近世以来の街路幅員を保存することで、歴史性の高い町並み景観を維持しつつ、臼杵市の都市特性の	地域内における建築基準法第44条の緩和と、臼杵市が緩和条例を施行することによって、44条で適用除外とされる建築物の領域を歴史的建造物・修景建物に広げることができるよう現行法の緩和を提案したい。	臼杵市歴史環境保全事業などの修景事業のほか、新規関連事業に際して歴史性を維持した景観整備を行う。	現状の制度では、市が実施する景観保全関連事業の際に現行法の規制を受け、歴史的建造物等の原位置保存が可能です。歴史性をもった景観保全が困難となる場合がある。臼杵の貴重な財産である歴史的町並みの価値を損ねず、これを今後の活性化につなげていくために必要	建築基準法第42条、第44条	建築基準法上の道路とは、幅員4メートル以上のものをいいます。建築物は、道路内に、又は道路に突き出して建築してはならない。	5					

香川県	かがわ賑わい創出構想	2016	2016050	125130	仮設建築物に関する規制の緩和	仮設建築物として利用できる期間を、現行の「1年以内」から「必要と認める期間」に拡大する。	賑わい創出のため、1年を超えて継続的にイベントを行う場合に、仮設建築物としてステーション等を設置することによって、常設の施設を設置、除却するよりも、イベント費用の軽減が図られ、より多くのイベントを実施する。	賑わい創出のため、1回限りではなく、毎年度、継続的にイベントを実施することが効果的であるが、イベント実施のために仮設建築物としてステーション等を設置した場合、1年以内の利用に限られるため、少ない費用で継続的にイベントを行うことが困難である。	建築基準法第85条 等	臨時的に存在する仮設建築物は、特定行政庁の許可に基づき、恒久的な構造規定と都市計画制限は適用されない。	3	仮設建築物については、使用期間が短く、恒久的に建ちつづけることを目的としないことから、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと許可した場合においてのみ、防火等の一部の規定を適用除外した上で1年以内の期間に限り建築することができるとしているものである。したがって、この期間を延長させ、建築物を保存、使用することを認めると、建築物として必要な安全性を客観的に担保できず、脱法行為を助長するおそれがあるため、ご要望の緩和を行うことは困難である。
福岡県	高齢者安心住み替え支援構想	2073	2073010	125140	高齢者安心住み替え支援事業	・中古住宅の取得及びリフォームに係る課税の特例措置の拡充 ・高齢者等が戸建て持ち家を賃し付けて高齢者向け賃貸住宅等に住み替える場合、賃貸料収入に係る所得税の特例措置を創設 ・高齢者の安定居住に関する支援施策の創設	高齢者安心住み替えバンクを設置	地域活性化を図るため、ソーシャルミックスを実現することが不可欠であるが、当該事業の成否はその起点である高齢者の円滑な住み替えを図ることが最も重要である。このため、高齢者が資産を活用する際の障壁を低く設定することが重要であると思われる。		高齢者等の住宅資産の賃貸化及び円滑な住替えを支援するため、住替え支援センター（運営は、（財）日本賃貸住宅管理協会）を設置し、各種のサポート業務を行うとともに、賃貸住宅経営に伴う種々のリスクを軽減するため、サブリース事業に伴う持ち家賃の保証制度の創設等の住宅循環円滑化支援事業を行っている。	8	「地域再生構想の提案募集について」（内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日）において、「第1（2）二 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため。
福岡県 福岡市 東区 二ツ町 志摩町	九州大学学術研究都市構想	2132	2132100	125150	優良田園住宅建設の促進	優良田園住宅の建設の促進に関する法律における促進に関する配慮内容を明確にし、より一層促進が図られるようにして頂きたい。また、優良田園住宅促進協議会において、配慮内容について協議する等、地方公共団体の意見を参考にして頂きたい。	九州大学学術研究都市構想において、大学新キャンパス周辺の開発に関して、「豊かな自然や歴史の特性を保存、活用して学術研究都市を形成するため、大規模な開発を必要最小限にとどめ、周辺環境と必要な機能が共生した比較的小規模な開発が分散して行われるよう開発誘導する」とことと定められており、そのような環境共生型の開発を分散型地域核（ほたる）として位置付けている。具体的には、九州大学学術研究都市に必要な、産学連携を実現するための研究施設・ベンチャー企業、大学関係者が居住するゆとりある優良田園住宅、学術施設等の比較的小規模な開発（20㎡未満）を豊かな自然環境を生かしながら整備していくこととしている。優良田園住宅の建設にあたっては、優良田園住宅の建設の促進に関する法律の適用を受けて促進することとしているが、配慮内容を明確にすることにより、建設がより一層促進されることとなる。また、地方公共団体の意見を参考することにより、地域性等に応じた配慮が可能となり、さらに促進が図られる。	優良田園住宅の建設の促進に関する法律、優良田園住宅の建設の促進に関する法律の施行令、優良田園住宅の建設の促進に関する法律の施行規則、優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について	優良田園住宅の建設の促進に関する法律、優良田園住宅の建設の促進に関する法律の施行令、優良田園住宅の建設の促進に関する法律の施行規則、優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について	良好な自然環境を形成している地域に所在する一定の戸建て住宅を「優良田園住宅」と定義し、当該住宅の建設計画を市町村の認定にからしめた上で、関連法に基づき諸手続の迅速化等に配慮し、その建設の促進を図る。	5	優良田園住宅建設計画の認定制度は、優良田園住宅の建設に際して、関連法に基づく諸手続の迅速化等を図るために、市町村による認定、市町村と都道府県知事の事前協議等の制度的枠組みを設けたものである。本制度の周知徹底を再度図るとともに、提案にある優良田園住宅促進協議会等の活動を通じて建設の促進に取り組んで参りたい。
愛媛県	豊後県公共施設木材利用推進構想	2149	2149030	125160	建築基準法の改正	公共施設の構造基準における、耐火・準耐火の緩和措置 建築基準法での延べ面積3000㎡を超える建築物は耐火建築物とする規定について、その面積要件の緩和。 建築基準法で、福祉施設等について、2階建てで2階部分が300㎡以上の建築物は耐火・準耐火建築物とする規定について、その面積要件の緩和 ○建築基準法で、学校施設等について、2000㎡以上の建築物は耐火または準耐火建築物とする規定における面積要件の緩和。	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進協議会」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校・医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。	農山村における地域経済の活性化や木質資源を活用した資源循環型社会の構築に当たり、その普及のための公共施設の木造化を推進するために、その障害となっている制度等について、県、県、一体となった取り組みが必要である。	建築基準法2.21.27条 等	一定規模以上の特殊建築物については、多数の者が利用すること、火災が発生した場合の危険性が高いこと等の観点から、防火安全性の確保のための最低基準を定めている。また、準耐火建築物については、大臣認定を取得しなくても木材を活用して木造建築物を造ることが可能である。	5	建築基準法第21、27条の規定は、一定規模以上の学校等の建築物について、多数の者が利用すること、火災が発生した場合の危険性が高いこと等の観点から、防火安全性の確保のための最低基準を定めているものである。したがって、人命安全の確保の観点から、ご要望の基準を緩和することは困難である。ただし、当該規定については、耐火性能検証等により、一定の防火安全性が確保できることが確認できる場合は適用除外することができるとされている。また、準耐火建築物については、大臣認定を取得しなくても木材を活用して木造建築物を造ることが可能である。
名古屋 港管理 組合	名古屋港活性化構想	1103	1103050	125170	港湾環境整備負担金削減の促進	港湾環境整備負担金は、大きな収益が見込めない施設の整備・維持管理において、港湾管理者の財政運営に少なからず寄与している。そこで、補助金適性化法における収益納付の特例を設け、港湾環境整備負担金として徴収した港湾環境整備施設の当初整備費の国庫負担金精算還付廃止を提案する。	（1）効率的な港湾経営の実現 港湾は、利用者の視点に立った、効率的な経営を行っていかねばならない。こうした中、地域の独自性を前面に打ち出した施策を実施するための仕組みが必要となっている。	地方財政の圧迫要因を少しでも軽減することで、他事業への予算配分が推進され、効率的な港湾経営に貢献する。	港湾法第43条の5 補助金適正化法第22条	港湾環境整備負担金として徴収した港湾環境整備施設の当初整備費は、国と港湾管理者が負担し整備したものであり、港湾環境整備負担金として徴収した負担金は、全て補助事業者に帰属することなく、負担割合に応じて帰属するものである。しかし、港湾環境整備負担金として徴収した港湾環境整備施設の維持管理費は、国庫への納付の対象とはなっていない。	3	港湾環境整備負担金として徴収した港湾環境整備施設の当初整備費は、国と港湾管理者が負担し整備したものであり、港湾環境整備負担金として徴収した負担金は、全て補助事業者に帰属することなく、負担割合に応じて帰属するものであるため、対応困難である。しかし、港湾環境整備負担金として徴収した港湾環境整備施設の維持管理費は、国庫への納付の対象とはなっていない。
宝山市	環境産業を核とした宝山の再生構想	1185	1185010	125180	リサイクルポート指定港の港湾施設利用に係る利便性の向上	港湾管理者の財務原則に照し、リサイクルポート指定港に限り、静脈物流産業に係る港湾施設使用料の低減を認める特例を設定。リサイクルポート指定港の港湾管理者は速やかにこれを行う。	宝山港臨海部で実施される各種リサイクル事業に係る、港湾を利用した循環資源等の搬入・搬出についてこれを活用し、静脈物流コストの低減を図る。また、こうした取組を全国のリサイクルポート指定港において行うことで、全国的な海運静脈物流ネットワーク形成の一助となり、もって、地球環境への配慮（モーダルシフトによるCO2排出量の削減）、静脈物流コストの低減が図られることとなる。	循環資源等は、製品物と比較して運賃負担力が低く、製品物と同様の料金体系では事業採算性の確保が困難であること、また、リサイクルポートにおける事業等を普及推進するために提案するものである。	港湾法第13条第2項、第29条、第34条及び第44条	港湾法第29条の規定は、港務局に限り適用され、地方公共団体が港湾管理者の場合の港湾施設使用料については、各港湾管理者の政策的な判断のもと各港湾管理者が定める条例により設定されている。	8	地方公共団体が港湾管理者の場合の港湾施設使用料については、各港湾管理者の政策的な判断のもと各港湾管理者が定める条例により設定されている。
富山県	にぎわいと活気あふれた港づくり	1296	1296020	125190	公共係留施設附帯施設の許可にかかわらず基本方針の緩和	公共係留施設附帯施設の占有許可の基本方針の緩和 公共係留施設附帯施設の占有許可のうち、一旦漁船用施設として建設された施設について、漁船用施設として使用しなくなった場合、昭和34年9月8日付け港管第2288号港湾局長通達「公共係留施設及び同附帯施設の運営について」の基本方針により、占有が認められず、施設を撤去すべきケースが考えられるが、施設の活用、港湾や経済活動の活性化、新たな雇用の創出を図るため、この基本方針を緩和していただきたい（基準の緩和、国への協議を不要とする）。	公共係留施設附帯施設の占有許可については、昭和34年9月8日付け港管第2288号港湾局長通達「公共係留施設及び同附帯施設の運営について」において、「公共係留施設の公共利用を阻害するおそれなく、且つその利用を増進することが確実であるときのほか、これを特定人の専用に供することがあってはならないものとする。なお、特定人の専用施設の利用に供しようとするときは、港湾局長に協議されたい」との基本方針が示されている。ただし漁船用施設については、昭和60年6月12日付け港管1916号港湾局長通達により、漁業協同組合が漁船用施設を設置するときは「港湾局長への協議を要しない」とされているが、漁船用施設としての用途が不要となった場合、基本方針に従った撤去の必要が生じるケースも考えられる。しかし、直接係留施設の利用増進につながることで、港のにぎわい創出や経済活動の活性化、ひいては雇用の創出につながることを期待されるため。	漁船用施設としての使用目的が不要となった場合でも、引続き施設を多様な用途に有効活用することで、港のにぎわい創出や経済活動の活性化、ひいては雇用の創出につながることを期待されるため。	公共係留施設に附帯施設を設置する場合の国への協議は要しない運用を行っているところ。	5	費累の判断により事務を行うことで支障なし。	

香川県	さぬき瀬戸内再生構想	2018	2018060	125200	旅客不定期航空事業実施手続きの簡素化及び基準の緩和	海上運送法に定める旅客不定期航空事業を許可制から届出制に簡素化するとともに、同事業の運営における複数の寄港を可能にする。	民間の船会社等を含む協議会を設置し、魅力的な観光パッケージを協賛のうえ決定し、一定の期間にモデル的に運行する。	海上運送法に定める旅客不定期航空事業の実施は許可制になっており、手続きに時間がかかることから、届出制に簡素化する。また、同事業の運営をより魅力的な内容にするため、複数の寄港を可能にする。	海上運送法第21条、第21条の2	旅客不定期航空事業を営む者については、陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路及び起点と終点と一致する航路であって寄港地のないものを「遊覧」と称しているだけであり、複数の寄港地をもつ場合は、一般旅客定期航空事業の区分となる。	3				1. 基本的に、乗合運送は一般旅客定期航空事業、貸切運送は旅客不定期航空事業として分類されている。 2. 参入に当たっての安全審査基準は両者全(同一である。 3. 一般旅客定期航空事業においては、船舶運航計画については届出制となっており、一般に、季節に限った運航や週末のみの運航、臨時便による増便、出港時間について幅をもたせ、客が集まったら運航する旨を周知されたい。 4. 本件については、まさに一般旅客定期航空事業に該当するものであり、一般旅客定期航空事業でご提案の主旨は達成できる。
香川県	さぬき瀬戸内再生構想	2018	2018080	125210	船舶安全検査の簡素化	船舶安全法に基づく船舶安全検査のうち客船(5t以上)の中間検査について検査時期を「1年」から「2年」に緩和し代替措置として事業者の自主検査創設	瀬戸内海の島を巡る旅客船の船舶検査の簡素化により、運行コストの削減を図り、船舶事業者の経営改善や、運賃の引下げなどを図る。	瀬戸内海は平穏な内海で、島を巡る定期旅客船は1日1時間以内の近距離航路であり、他地域に比べ安全と考えられるために、海上交通の高コスト構造の是正を図り、海上交通事業の振興を図る。	船舶安全法第5条第1項第2号	旅客船(旅客定員13名以上)は毎年中間検査を受検する必要がある。	3				旅客船(旅客定員13名以上)は不特定多数のものが乗船するため、一旦事故が起こった際の被害は甚大であり、かつ、船舶の公共輸送機関としての信頼性等が社会的影響も大きいことから、すべての旅客船について毎年の検査が義務づけられている。 また、船舶は多様性、不定型性、複雑性を有しているため、その安全性を総合的かつ最終的に確認するためには技術能力及び公正性を有する者が一貫して検査を行うことが必要であり、また基準の策定者が一体的に行うことが合理的であることから、国が自ら検査を行うこととしている。
西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	2065	2065020	125220	・企業による海底の所有又は占有 ・企業による海底での漁業権の占有	・長期に渡り海底を事業のために利用する企業に、所有権又は占有権を認めたい。 ・長期に渡り海底を事業のために利用する企業に、漁業権の占有を認めたい。	・企業が水深5-15mの海底に遠隔防犯施設や録音装置を設置し種目を放流しアロピの海底牧場を営むことにより、漁業者との協力をより資源の管理を図るとともに、旅館や飲食店への安定供給やダイビングスポットとしての利用により観光振興を図る。	海底は個人による所有や占有ができず、また企業の漁業権の占有も認められず、アロピの海底牧場は、同一の海底を長期間占有する必要がある。		6				また、船舶は多様性、不定型性、複雑性を有しているため、その安全性を総合的かつ最終的に確認するためには技術能力及び公正性を有する者が一貫して検査を行うことが必要であり、また基準の策定者が一体的に行うことが合理的であることから、国が自ら検査を行うこととしている。	
標津町	地域の産業や自然環境を活用した、都市住民との交流推進事業	1156	1156050	125230	「釣り(遊漁)」のルール化による漁業との調整と調和により、もって「釣り(遊漁)」振興による都市住民交流の推進により地域活性化を図る。	「釣り」のライセンス制による漁業との調和及び施設等の提供により「釣り」振興を促進し地域の活性化を図る。	海岸での「釣り」に対しての振興策として、ライセンス制でのルール化による漁業者の意識の向上及び漁業との調整及び施設整備を行う。 行政区域全体の海岸についてライセンス制により多目的に管理を行ない、持続的な地域資源を活用と施設整備及び維持管理による釣り振興を目的とするが、当面は、管理面及び新制度であることから漁業者の理解のもとでの推進を考え、管理による漁業者へのサービス提供等が可能な、漁港整備施設及び海岸環境整備施設でのライセンス制により進める。 その他の海岸については、釣りへのライセンス制の全般的普及を提案し進める。 ライセンス制については、地元地域での管理体制により進める。(ライセンス料の取り扱いを含めて) ライセンス制による具体的な事業内容 ・「釣り」への利便施設の提供(トイレ、駐車場、情報等の施設整備等(釣りの道) ・施設及び海岸等の清掃による環境保全 ・資源管理による漁業との調和と調整、乱獲対策等	当地域では、海岸や漁港及び釣船等で多数の人々が入り込み「釣り(遊漁)」が行われている状況である。 このことから、「釣り(遊漁)」により都市住民交流が発生し地域の活性化の要因を十分含んでいる。 これらの地域の特色を生かした活性化を行う上で、都市住民交流の要因となる素材を地域で管理し育てて行くことも必要と考えられる。 このことから、管理として広域的に管理することのほか、地元での地域を特定した釣りに対するライセンス制により、一定のルールでの漁業との共存と持続的な地域資源の活用による釣り振興及び地域活性化が図られる。		6					
河東町	国際観光ネットワーク河東学園構想	1118	1118030	125240	スクールバス、福祉バス、時間外交通バスとしての有効利用	コミュニティバス利用	地域限定でのスクールバス、福祉バス、時間外交通バスとしての有効利用	現在のバスが夕方以降バスとなることから、スクールバスや福祉バスに限定せず、民間ニーズに対応した交通サービスとしたい。 バスの移動手段から交流手段、地域歴史文化、景観のガイド手段への進化展開による公共公益性の確保と収益性の向上への地域的な活用の実現を図りたい。	道路運送法第4条、第43条、第80条第1項	「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて(H13.9.27(国自旅86号)及び「通学通園に係る家用自動車の有償運送の許可の取扱いについて」(H9.6.17自旅第101号)	2				いわゆるコミュニティバスについては、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」において、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直すこととされているところである。
村上市	村上市スクールバス等有効活用構想	1208	1208010	125250	スクールバス等地域活用支援措置	道路運送法の旅客自動車運送事業の適用除外。	スクールバス等の運行において、地域活動等に実費負担を課する。また、乗車率の低いスクールバスにおいて、実費を徴収したうえで、地域のコミュニティバスとしての門戸を開くため、文部科学大臣の承認事項を市町村教育委員会の議決による事とする。また、使用料の徴収にあたり、道路運送法の適用を除外する。	スクールバスは一般住民との混雑が認められず、自治体所有の他のバスを含め、実費であっても料金徴収することが困難で有効活用が図られていない。実費を徴収する事により、自治体の財政負担を軽くしたうえで、地域活動やスポーツ交流活動などへの有効活用を図る事が出来る。	道路運送法第80条第1項	「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて(H13.9.27(国自旅86号)及び「通学通園に係る家用自動車の有償運送の許可の取扱いについて」(H9.6.17自旅第101号)	5				地方公共団体が道路運送法第80条第1項の許可を受けて行う有償運送についてはその輸送対象を限定してならず、許可を受けたスクールバスに一般住民を乗車させることは、現行制度のもとでもすでに可能となっているところである。
秋田県	高齢化に対応したまちづくり構想	1186	1186020	125260	高齢者移送サービスの提供	公共交通機関が十分でない地域におけるボランティア輸送を促進する道路運送法第80条第1項にかかわる特例措置について、下記の事項についての要件緩和 ・実施事業者の要件緩和(「前通第2種免許を基本とする」の撤廃) ・使用車両の要件緩和(「乗降を容易にするための装置を設けた自動車」の撤廃)	公共交通機関が十分でない地域において、ボランティア輸送を促進することにより、きめ細かな高齢者移送サービスが可能となることから、引きこもりがちの高齢者が気軽に外出することができるようになる。また、高齢者移送サービスを行う事業者が増え、高齢者の外出も増えることにより地域経済の活性化や新たな雇用の創出につながることを期待される。	公共交通機関が十分でない地域で高齢者の移動手段を確保するためには、現行の特例措置をさらに要件緩和し、移送サービスを行いやすい環境を整える必要がある。	道路運送法第80条第1項	「構造改革特別区域法に係る交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業における申請に対する取扱いについて」(H11.12.13自旅第128号)	7				特区の第4次提案事項である。
秋田県	過疎化した地域における交通手段の確保	1187	1187030	125270	宿泊施設が保有する車両で行う観光サービス	公共交通機関が十分でない過疎化が進んだ地域において、旅客運送の関係者との調整の下、宿泊施設が保有する車両を使用した宿泊客に対する観光サービスを行う場合の旅客運送事業者の許可手続きの簡素化と要件緩和 ・公示第100号「一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請書案及び事業計画変更認可申請書案等の審査基準について」最低車両数の要件緩和、車庫及び休憩仮眠施設設置義務の緩和	ホテルや旅館などの宿泊施設が宿泊客に対し自ら保有する車両で観光サービスを行うことにより、きめ細かい観光サービスの提供が図られ、地域の観光振興につながることを期待される。	人口減少が続く過疎地域等では、観光地を巡る交通手段が不十分ことから、宿泊施設自ら交通手段を提供し、サービスの向上を図ることが地域の観光振興につながるが、零細の宿泊施設にとっては現行の旅客運送事業者要件が厳しく対応できない状況であり、これを改める必要がある。	道路運送法第4条第1項、公示第100号「一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請書案及び事業計画変更認可申請書案等の審査基準について」(H14.1.31東北運輸局長)	「構造改革特別区域法に係る交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業における申請に対する取扱いについて」(H11.12.13自旅第128号)	7				特区の第4次提案事項である。

長野県	コモンスの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	1070	1070050	125280	交流型事業に係る無資格・無許可有償輸送の特例	公共交通機関の未発達な地域で、宿泊者を自家用車で交流型事業実施場所へ有償輸送する場合に道路運送法の第2種免許及び道路運送法の許可の適用除外とする。	ウォーキング、トレッキング、登山、サイクリング、グリーンツーリズムなどは公共交通機関が未発達な地域で行われることが多いから、宿泊場所から交流型事業実施場所への輸送等を自家用車で可能にする。このことにより来訪者にとって利便性は高まり来訪者の増加が期待できると共に、当該地域の住民の多くが交流型事業に参加でき、また、報酬を得ることによって地域経済の活性化に資する。	現状は、料金を取る場合には、道路運送法の2種免許と道路運送法の事業許可が必要であるが、これらが不要になれば、地域の誰でもが、来訪者に対応することができる。この結果、来訪者にとって利便性が高まり円滑な交流型事業が可能となり、来訪者が増える。	道路運送法第80条	7	特区の第4次提案事項である。					
長野県	コモンスの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	1070	1070070	125290	宿泊施設、体験施設等における観光案内(白タク)の特例	公共交通機関の未発達な地域において、宿泊施設及び体験施設の職員等が、その利用者に対して、周辺の観光案内を行う場合、または、自らの施設までの送迎を行う場合の輸送について、道路運送法の第2種免許及び道路運送法の許可の適用除外とする。	宿泊施設及び各種体験施設の職員等は、その多くが地域の状況に精通している。これらの者が自家用車で周辺の観光案内を行うことにより、より深く地域の自然・文化等を伝えることができ、来訪者の満足度も高め、リピーターの増加にもつながると期待される。	宿泊施設及び体験施設を利用した来訪者が、さらに深くその地域の自然・文化等についても知りたい、体験したいというニーズがあった場合などに、当該施設の職員等が、必要に応じて、来訪者が学生などの場合は、交通手段の問題もあるため、当該措置が有効と思われる。	道路運送法第80条	7	特区の第4次提案事項である。					
愛知県 新城市	DO5地域再生プラン (Do outdoor sports)	1236	1236050	125300	利用者へ親切的な快適空間の形成	有償ボランティア輸送による送迎サービス	電車バスで来た応援・見物者を大会等の現地まで安価で送迎する交通システムを確立する。	アウトドアスポーツの活動場所は、公共交通機関のない不便なところがほとんどであることから、送迎の問題は重要である。	道路運送法第4条、第80条第1項	7	特区の第4次提案事項である。					
茨城県	茨城グリーンバーサルデザイン推進プロジェクト	1272	1272060	125310	多様な交通手段の確保による地域住民の足の確保	・バス路線の維持が困難な地域において、行政バスや民間事業者の車両を活用して有償運行を行う場合の道路運送法要件の緩和	・公共交通機関の不便地において、町村等公的な機関が運行しているスクールバスや福祉バス、民間事業者の保有する送迎バス及びコンビニ配送車両などについて、その未稼働の時間帯を利用し、目的外使用を認め、住民の交通手段として有償運行させることにより、地域住民の利便性の向上と車両の有効活用が図れる。	・過疎地域を中心に民間のバス路線が廃止される一方、地域住民は高齢化が進むなど交通手段の確保が大きな問題となっている。そこで、バス路線の維持が困難な地域において、地域の代替交通手段を確保するため、活用可能な車両を保有する事業者の有償運行を認める必要が生じたものである。	道路運送法第4条、第9条、第15条、第21条、第80条	5	地方公共団体が道路運送法第80条第1項の許可を受けて行う有償輸送についてはその輸送対象を限定していない。また、交通機関が空白の過疎地におけるNPO等によるボランティア輸送については特区制度を活用し、昨年4月に実施しているとともに、本年度中に全面的に実施することとしているところである。なお、いわゆるコミュニティバスについては、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」において、利用者利便の向上、手続負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の標準の運用を見直すこととされているところである。					
茨城県	県央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279080	125320	障害者、高齢者に対する移動支援	・障害者が「R、バス等の公共交通機関や高速道路等有料道路を利用した場合の割引制度を拡充する。」「各駅に常駐して障害者、高齢者への乗車及び降車を介助する「乗車介助員ボランティア」の確保を助成する。	・障害者の外出及び移動が容易となることにより、障害者の社会参加が促進される。	現行の障害者割引制度には、利用距離制限や介助者制限があり、障害者の利用が一層促進されるよう、条件を緩和する必要がある。また、障害者の公共交通機関の利用を促進するためには、他者による援助体制の充実が課題である。このため、助成措置を講じていく必要がある。	・身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について、「厚生労働省通知」等各種通知 なし	5 8	・障害者割引は、国土交通省が所管する「鉄道事業法」、「道路運送法」、「海上運送法」、「航空法」及び「道路整備特別措置法」等の法令・通知等によって定められているものではなく、それぞれの事業者が自主的判断により自由に企画し、各種障害者割引運賃等の導入を図っているものである。 「地域再生構想の提案募集について」（内閣府地域再生推進室平成15年12月19日）において、「第2-2-2」新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため。					
茨城県	温泉施設を活用した観光農業推進プロジェクト	1280	1280070	125330	観光協会等に対する旅客自動車運送事業許可要件の緩和	観光協会等が自家用車を用い、地域の施設間の輸送を有償で行う場合において、一定の条件下、一般旅客運送事業の特例許可を与える。	市町村観光協会等が営利を目的とせず、有償で旅行者の輸送を行い、市民農園、昼食所やレストラン間など施設間の移動の利便性を図る。	・有償で旅客運送を行う場合、一般旅客運送事業許可が必要であり、また、自家用自動車を用いることができないため、観光協会等が自家用車を用い、地域の施設間の輸送を有償で行う場合において、一定の条件下、一般旅客運送事業の特例許可を与える。	道路運送法第4条、第80条	7	特区の第4次提案事項である。					
伊達市	伊達ウェルシールド構想	1300	1300010	125340	新交通システムの創出(伊達ライフモビリティ事業)	会員制、予約制、乗合い方式で戸口から戸口までの生活支援輸送システムであることから、現道運送法では「一般貸切旅客自動車運送事業」と「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受け、更に第21条2の許可が必要であり、それぞれの許可に対応する運行管理者が必要となっている。現在予定している車両は最大乗車人数10人乗りのボギー車であり、乗客は最大7人までを限度と考えていること、乗合いではあるが予約制であり戸口から戸口までの運行であることからタクシー事業に準じる運行形態と思われる。一つの運行形態に一つの許可、運行管理者も一人の有資格者で事業運営が可能であり、事業運営経費を削減することが可能であり、利用者の負担が軽減されることから、交通の利便性の悪い地域、交通空白地帯に住んでいる市民の生活の足を確保できる。北海道は冬期間道路が凍結し歩行が容易でないことから、この輸送システムは特に有効である。	公共交通機関として「R、バス(1社)、タクシー会社(2社)で生活の足を確保しているが、バスは国道が主流で都市間交通としての役割を果たしているが、1日に往復3便、6便の市内循環路線では乗車率も低く、助成制度を活用し運行を維持している実態があり、生活の足が確保されていくとは言い難い状況にある。この実情を踏まえ生活の足を確保するための交通システムを考案し、平成15年度実証実験を行い来年度は事業化を目指している。会員制、予約制、乗合い方式で戸口から戸口までの生活支援輸送システムであり、顔の見える運転手が利用者の乗降についてもサポートする。乗合いであることから負担の軽減を図った利用料金が設定でき、外出頻度も増える状況にある。更にまた高台街との連携の中で高台街のサービスと連動させ消費拡大を図る事業である。	この事業は、使いやすい運行システム、使いやすい運行料金の設定により長期継続していくことが必要であり、自家用車代わりに使う利用者を増やし、利用頻度を増加させ常連客をつくっていくことが重要である。そのためにも事業運営費を低減することにより利用料金を抑えることが大きな課題である。この課題を解決し、事業者のリスク負担を軽減することにより事業継続が見込まれると共に、この運行システムと商業など商業種が提供するサービスが連動し、利用者により付加価値の高いサービスが提供可能であることから、ヒト、カネ、モノの地域循環が促進され、地域活性化を持続させていく事業へと発展していく。	道路運送法第23条、第23条の2、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の3、第48条	5	乗合タクシーを行う際には、一般貸切旅客自動車運送事業者が道路運送法第21条第2号の許可を受けることが必要であるが、一般乗用旅客自動車運送事業の許可は不要である。また、道路運送法第21条第2号の許可を受けた乗合タクシーについては最低車両数等について弾力的に取り扱うこととされている。また、乗合タクシーを行う際の運行管理者については、一般貸切旅客自動車運送事業における運行管理者資格を有する者を事業用自動車の数が30両以下の営業所であれば1名のみ選任すればよいこととされている。なお、乗合タクシーの普及促進を図るための許可等の基準のあり方については、引き続き検討を行うこととする。					
静岡県 静岡市 高田市 大井町 吉田町 金山町 川根町 中川根町 本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	1326	1326060	125350	ガイドによるボランティア輸送としての有償輸送可能化	ガイドによるボランティア輸送としての有償輸送可能化	・ガイド(個人・団体等)によるツアー客のボランティア輸送としての有償輸送を実施する。 これによって、エコツーリズム等の実践にあたっての交通手段が確保され、交流人口の増大が図られる。	地域内は交通手段が限られており、エコツーリズム等の推進にあたっては交通手段確保が課題となっているが、現状、路線バスの運行は取引量等によって課題が多いため、ボランティア輸送としての有償輸送の実現を提案する。	道路運送法第80条第1項	7	特区の第4次提案事項である。					

美浜町	自助・自立の地域、そして町づくり	1302	1302050	125510	パラグライダー(エンジン付き)の飛行制限	パラグライダー(エンジン付き)の飛行制限	パラグライダー(エンジン付き)の飛行制限	なし	なし	パラグライダー(エンジン付き)は、航空法上、航空機に該当しない。	3	海浜業者、海水浴客等に対する迷惑な飛行に關し、航空法上、航空機に該当しないパラグライダー(エンジン付き)については、航空法上で規制は困難である。 なお、航空機としては、スカイレジャーに係る安全確保のため、地上の人又は物件に悪影響を及ぼす恐れのある場所等の上空の飛行をしないこと、地元の詳細な理解を得た上で飛行することについて、関係団体に対し、パラグライダーの愛好者に安全教育を徹底するよう引き続き指導する。							
神戸市	神戸国際集客観光都市構想	2024	2024070	125520	中国天津市への訪日団体観光旅行の対象地域の拡大	中国国民の訪日団体観光旅行の対象地域の拡大(北京市、上海市、広東省のみに認められている訪日団体観光旅行対象地域への天津市の追加)	中国国民の訪日団体観光旅行の対象地域の拡大(北京市、上海市、広東省のみに認められている訪日団体観光旅行対象地域への天津市の追加)	神戸市と友好都市提携を締結している中国天津市からの観光客誘致の促進		1. 中国国民訪日団体観光旅行については、2000年6月の日中合意に基づき、同年9月から、査証(ビザ)発給対象者を北京市、上海市、広東省の2市1省の居住者に限定して中国国民の訪日団体観光旅行を開始。当初、査証発給は、在北京日本大使館のみ実施されていたが、昨年2月6日より在上海総領事館での発給が開始され、さらに昨年12月1日からは在広州総領事館での査証発給が開始されている。 2. 昨年7月、中国側より、江蘇省、浙江省、山東省、遼寧省、天津市について地域拡大の要望が出されている。	6 国土交通省は本件について関係省庁ではあるが、査証(ビザ)発給権限を有しない。	中国国民訪日団体観光旅行の査証発給対象地域の拡大にあたっては、査証発給を所掌する外務省、入国管理を所掌する法務省、国内の治安を担当する警察庁、公安調査庁と協議する必要がある。更に中国国家旅游局等、中国政府と協議する必要がある。							
神戸市	神戸国際集客観光都市構想	2024	2024080	125530	通訳案内業の簡易免許制度の創設	通訳案内業については、通訳案内業法による試験に合格し、免許を受けなければならないが、人財や料金をから外国人旅行者の幅広い需要に十分対応できていない。よって、現行の通訳案内業の免許に加え、通訳案内業の簡易免許を創設し、外国人旅行者の幅広い需要に対応していくことが求められている。	外国人観光客が言葉の壁を越えて旅行を楽しむとともに、国際交流を推進するための受け入れ体制を整備	通訳案内業法第3条		通訳案内業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。	5	地域に限定した通訳案内業については、外資誘致法第9条の地域限定通訳案内業免許について、通訳案内業法はツアー行程表に同行し、添乗業務も通訳案内業であるため、地域限定通訳案内業者のように行程の一部しか関与できない業者に対する需要は実態としてはほとんどないこと。全国的にも通訳案内業者の不足が顕著となるため合格者数の増加を図る必要がある。また、地域限定のみで免許要件緩和する必要性は乏しいことから、公益法改正(国土交通省関連一法(平成15年法律第96号)において地域限定通訳案内業制度を廃止したところである。 現在、不足すると考えられる韓国語、中国語を中心に試験制度の運用制度(試験内容の見直し、試験回数の増設化等)を行い、全国的に通訳案内業試験の合格者を増加させることとし、訪日外国人に対する通訳案内業に関する情報提供の充実等を図ってきているので、通訳案内業者の一層の活用を促していただきたい。							
京都府	観光都市kyotoサポート構想	2056	2056040	125540	ビジット・ジャパン・キャンペーンにおける地域連携事業の制度化	・海外メディアへの大規模な広報等、日本全体を対象とする事業はVJC実施本部で実施する一方、国内受入事業や地域の特徴を生かした事業については、運輸局・地方自治体等が主体的に企画・実施できるよう、一定の予算枠を設けた上で、地域連携事業(補助事業)として制度化。 ・VJC実施本部における海外見本市等、地方公共団体の参加可能性のある事業に係る計画概要の早期提示	・複数府県・旅行エージェント等との連携により、地域の特性を生かしたプロムトリップ、伝統文化体験モデル事業、地域情報発信事業などを実施する。 ・VJC実施本部から示された計画概要に基づき、より効果的と思われる事業に積極的に参加していく。	・国内の受入等については、地域のことをよく知る地方自治体に任せながら効率的・効果的にVJC事業が実施できる。 ・参加可能性のある計画が明らかにならないと、予算措置等に支障を生じる。			訪日外国人旅行者を飛躍的に増大するため、日本の観光魅力を海外に戦略的に発信する、訪日促進キャンペーンである「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を15年度より本格的に実施中。キャンペーンにおいては、訪日旅行促進の効果が大きいものなどについて、地方連携事業として地方自治体等と連携することとしている。	8(地方連携事業の補助事業) 5(ビジット・ジャパン・キャンペーン事業計画の早期提示)	(地方連携事業の補助事業化) 「地域再生機軸の提案募集について」(内閣府地方域再生推進室平成15年12月19日)において、「第1(2) 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないもの」とあること。また、(注:地方連携事業は、地方が自ら実施する事業と共同・連携して実施する国費事業であるが、地方が自ら実施する事業に対して補助する場合は、新たな財政支出を伴うことになる。) (「ビジット・ジャパン・キャンペーン」事業計画の早期提示) キャンペーン事業計画については、可能な限り早期に提示するよう従来より努めてきたところであるが、今後一層地方との連絡調整を緊密にすることとする。						
關西セレクト観光協会	観光地における利便性向上プロジェクト	3094	3094010	125550	旅行業務取扱主任者の条件付き複数営業所業務可能措置	旅行業法(国土交通省)における旅行業務取扱主任者の選任(1営業所に1名以上)を、同じエリア内の送客業務に限って営業所の複数業務(選任)を可能とする。	今ある観光案内所及び今後さらに新規開設する窓口で、来訪者に対して観光案内だけではなくその場でさまざまなエリア内の事業者への予約及び決済(クーポン化等)を行い、1カ所で複数観光と決済を完了する。これにより来訪者の利便性が飛躍的に伸びると共に、観光事業者にとっても確実な送客と収入を得ることが可能となり、さらに新規窓口の開設に伴う費用を削減する。	旅行業法(国土交通省)においては、1営業所に1名以上の旅行業務取扱主任者を置くことが義務づけられているため、主任者が本社にしかおられない場合は、点在する観光案内所の窓口で、観光客を観光事業者に送客し手数料収入を得ることが出来ない。	旅行業法第11条の2	旅行業者又は旅行業者代理業者は、営業所ごとに旅行業務取扱主任者を選任しなければならない(第11条の2)。	3	旅行業務取扱主任者は、旅行者との旅行取引条件の説明、書面の交付等の確実な実施及び旅行終了後の苦情に対応する等、旅行者との適正な取引が担保されるため、各営業所ごとに配置する必要がある。	旅行者との旅行取引条件の説明、書面の交付等の確実な実施及び旅行終了後の苦情に対応する等、旅行者との適正な取引が担保されるため、各営業所ごとに配置することができるとは、各営業所ごとに配置する必要はないのでないが、再度検討し回答された。	3	変更なし	取引のプロである旅行業者と素人である旅行者とは、業務知識等に大きな差があり、旅行者は、旅行取引において旅行業者に依存する比率が高い。したがって、旅行取引の適正さを確保して旅行者の保護を図るため、旅行者と直接取引する営業所ごとに旅行業務取扱主任者を配置し、説明を求められた場合は主任者自ら行うとともに、苦情に対しても主任者が営業所で旅行取引をした旨と直接対応することができる体制を整える必要がある。			
特定非営利活動法人やまなし農林政策ネットワーク	環境と産業の共生による地域再生	3040	3040010	125560	1. 遊休資源流動化 2. バイオマスの利用機会拡大 3. 都市農山村交流促進 4. 事業・予算の集中 5. 産業界成資金支援制度	1. 地域の放置森林、遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための遊休資源流動化促進制度を創設する。 2. 公有林の民間管理委託 3. 遊休耕地の農地規制緩和 4. 地方公共団体の農地取得の要件緩和 5. 発電事業を行うにあたっての電気事業法の緩和 6. 水産資源の規制緩和 7. 都市農山村交流事業の拠点として、遊休公共施設の目的外使用の認可、あるいは民間の空き屋を流動化させ、これに活用できる制度を創設する。 8. 市民農園開設者の民間への拡大 9. 都市農山村交流事業をおこなう際の旅行業法上の規制緩和・撤廃 10. 森林整備補助金の収集輸送費用への拡大使用緩和措置 11. 緑の雇用、緊急雇用対策事業のバイオマス事業への集中 12. RPS法の電力最低買い取り要件の緩和 13. 産官学民混合バイオマス産業育成機関の設置 14. バイオマス産業育成金融機関の設置要件緩和	1. 高齢化や不妊地帯等の原因で放棄されている民有林や遊休耕地をバイオマス産業に有効活用するための産業育成促進制度を創設する。(都市農山村交流)これにより、放置森林や遊休耕地の流動化が促進され、バイオマス産業の活性化に寄与する。2. 都市農山村交流促進により、地方公共団体の農地取得の要件緩和。3. 都市農山村交流促進により、地方公共団体の農地取得の要件緩和。4. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。5. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。6. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。7. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。8. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。9. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。10. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。11. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。12. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。13. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。14. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。15. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。16. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。17. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。18. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。19. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。20. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。21. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。22. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。23. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。24. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。25. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。26. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。27. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。28. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。29. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。30. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。31. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。32. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。33. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。34. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。35. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。36. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。37. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。38. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。39. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。40. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。41. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。42. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。43. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。44. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。45. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。46. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。47. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。48. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。49. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。50. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。51. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。52. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。53. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。54. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。55. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。56. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。57. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。58. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。59. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。60. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。61. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。62. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。63. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。64. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。65. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。66. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。67. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。68. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。69. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。70. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。71. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。72. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。73. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。74. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。75. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。76. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。77. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。78. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。79. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。80. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。81. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。82. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。83. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。84. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。85. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。86. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。87. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。88. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。89. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。90. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。91. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。92. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。93. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。94. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。95. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。96. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。97. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。98. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。99. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。100. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。101. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。102. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。103. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。104. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。105. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。106. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。107. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。108. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。109. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。110. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。111. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。112. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。113. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。114. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。115. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。116. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。117. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。118. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。119. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。120. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。121. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。122. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。123. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。124. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。125. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。126. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。127. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。128. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。129. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。130. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。131. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。132. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。133. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。134. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。135. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。136. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。137. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。138. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。139. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。140. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。141. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。142. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。143. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。144. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。145. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。146. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。147. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。148. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。149. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。150. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。151. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。152. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。153. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。154. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。155. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。156. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。157. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。158. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。159. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。160. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。161. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。162. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。163. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。164. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。165. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。166. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。167. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。168. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。169. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。170. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。171. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。172. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。173. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。174. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。175. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。176. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。177. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。178. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。179. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。180. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。181. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。182. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。183. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。184. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。185. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。186. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。187. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。188. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。189. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。190. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。191. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。192. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。193. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。194. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。195. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。196. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。197. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。198. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。199. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。200. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。201. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。202. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。203. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。204. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。205. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。206. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。207. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。208. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。209. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。210. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。211. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。212. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。213. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。214. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。215. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。216. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。217. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。218. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。219. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。220. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。221. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。222. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。223. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。224. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。225. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。226. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。227. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。228. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。229. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。230. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。231. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。232. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。233. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。234. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。235. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。236. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。237. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。238. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。239. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。240. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。241. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。242. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。243. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。244. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。245. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。246. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。247. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。248. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。249. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。250. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。251. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。252. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。253. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。254. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。255. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。256. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。257. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。258. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。259. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。260. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。261. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。262. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。263. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。264. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。265. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。266. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。267. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。268. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。269. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。270. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。271. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。272. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。273. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。274. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。275. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。276. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。277. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。278. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。279. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。280. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。281. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。282. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。283. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。284. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。285. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。286. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。287. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。288. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。289. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。290. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。291. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。292. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。293. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。294. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。295. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。296. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。297. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。298. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。299. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。300. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。301. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。302. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。303. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。304. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。305. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。306. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。307. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。308. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。309. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。310. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。311. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。312. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。313. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。314. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。315. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。316. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。317. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。318. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。319. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。320. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。321. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。322. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。323. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。324. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。325. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。326. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。327. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。328. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。329. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。330. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。331. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。332. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。333. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。334. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。335. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。336. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。337. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。338. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。339. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。340. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。341. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。342. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。343. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。344. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。345. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。346. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。347. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。348. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。349. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。350. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。351. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。352. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。353. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。354. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。355. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。356. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。357. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。358. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。359. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。360. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。361. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。362. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。363. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。364. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。365. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。366. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。367. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。368. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。369. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。370. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。371. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。372. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。373. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。374. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。375. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。376. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。377. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。378. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。379. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。380. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。381. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。382. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。383. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。384. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。385. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。386. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。387. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。388. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。389. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。390. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。391. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。392. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。393. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。394. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。395. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。396. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。397. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。398. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。399. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。400. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。401. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。402. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。403. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。404. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。405. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。406. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。407. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。408. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。409. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。410. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。411. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。412. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。413. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。414. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。415. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。416. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。417. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。418. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。419. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。420. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。421. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。422. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。423. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。424. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。425. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。426. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。427. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。428. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。429. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。430. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。431. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。432. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。433. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。434. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。435. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。436. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。437. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。438. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。439. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。440. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。441. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。442. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。443. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。444. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。445. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。446. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。447. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。448. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。449. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。450. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。451. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。452. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。453. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。454. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。455. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。456. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。457. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。458. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。459. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。460. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。461. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。462. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。463. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。464. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。465. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。466. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。467. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。468. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。469. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。470. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。471. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。472. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。473. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。474. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。475. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。476. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。477. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。478. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。479. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。480. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。481. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。482. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。483. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。484. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。485. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。486. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。487. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。488. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。489. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。490. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。491. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。492. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。493. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。494. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。495. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。496. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。497. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。498. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。499. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。500. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。501. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。502. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。503. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。504. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。505. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。506. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。507. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。508. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。509. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。510. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。511. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。512. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。513. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。514. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。515. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。516. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。517. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。518. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。519. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。520. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。521. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。522. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。523. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。524. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。525. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。526. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。527. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。528. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。529. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。530. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。531. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。532. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。533. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。534. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。535. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。536. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。537. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。538. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。539. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。540. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。541. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。542. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。543. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。544. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。545. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。546. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。547. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。548. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。549. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。550. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。551. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。552. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。553. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。554. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。555. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。556. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。557. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。558. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。559. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。560. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。561. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。562. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。563. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。564. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。565. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。566. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。567. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。568. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。569. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。570. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。571. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。572. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。573. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。574. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。575. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。576. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。577. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。578. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。579. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。580. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。581. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。582. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。583. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。584. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。585. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。586. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。587. 地方公共団体の農地取得の要件緩和。58												

松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	2044	2044090	125630	坊っちゃん列車やオープン観光バス車両構造の規制緩和	日本最古の道後温泉、日本3大連立平山城の松山城(重要文化財)、さらに、正岡子規や夏目漱石の小説『坊っちゃん』、『坂の上の雲』の舞台となっている本市において、観光客の足として多く利用されている「坊っちゃん列車」は、観光客の輸送としてだけでなく、それ自身が重要な観光資源となっている。今後とも観光都市を推進するために、坊っちゃん列車と今後導入予定している観光回遊バス等において、乗客の安全性を確保を前提に、一部オープンデッキのある車両(坊っちゃん列車・新規観光バス)に乗りこむように、現在の車両構造規定の解釈を緩和する。この観光車両は、時速20～30kmの低速運転車両の制限を付けて、乗客の安全性を確保する。	本市は、中心部に観光地がある都市型観光地であり、公共交通機関を活用した観光ルートが最も効果的な回遊手段となっており、今後さらに、観光地とした乗務人員の定数を、運行検証の自社判断の追加等、検討を進めるなかで、運行人員費の削減を図りながら、新たな観光サービスの提供を図る。	列車：軌道運転規則第65条 バス：道路運送車両の保安基準	5	：列車： 現行の規定により実現可能である。 この場合、時速20～30kmの低速運転を行うことにより、坊っちゃん列車のデッキに乗客を乗車させることに対する乗客の安全性を確保することとしているが、低速運転を行うとしても、それにより乗客の転落のおそれがあるものではない。 したがって、デッキに乗客を乗車させるためには、物理的に乗客の転落を防止することができるような措置を講じることが必要である。 バス： 自動車としての構造装置が道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準に適合するものであれば、自動車として運行することについては認めている。				
松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	2044	2044100	125640	坊っちゃん列車の運行体制の自主裁量権の拡大	観光客の輸送としてだけでなく、それ自身が重要な観光資源となっている「坊っちゃん列車」の運行体制について、乗客の安全性を確保を前提とした乗務人員の定数を、運行検証の自社判断の追加等、検討を進めるなかで、運行人員費の削減を図りながら、新たな観光サービスの提供を図る。	本市は、中心部に観光地がある都市型観光地であり、公共交通機関を活用した観光ルートが最も効果的な回遊手段となっており、今後さらに、観光地とした乗務人員の定数を、運行検証の自社判断の追加等、検討を進めるなかで、運行人員費の削減を図りながら、新たな観光サービスの提供を図る。	軌道運転規則第4条	5	現行の規定により実現可能である。 補助監視員の配置については、運転室の補助監視員は列車を運転する上で必要な前方監視を補充するものであるため、補助監視員に代える措置を講じることによって補助監視員を省略することは可能である。 乗客の配置については、軌道経営者の判断で行っているものである。 変更にあたっては、軌道経営者は、細則を変更し届出することで足りる。				
松山市	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想	2044	2044110	125650	坊っちゃん列車等の公共交通機関の自主裁量権の拡大	本市は中心部には、坊っちゃん列車が生る路面電車が環状化し、さらに、乗合バスや市内循環バス(100円バス)など、多くの路線が輻輳し、運行しており、その運賃体系は、軌道150円、バスは対距離制(一部100円均一)で運行しており、市民や観光客に分かりやすい料金体系を選択することができるよう、地域の創生工夫による取り組みに対し、事業者責任の自主裁量権を拡大する。	まわ全体をフィールドミュージアムとして観光施策を進める本市にとって、観光客にとって利便性の高いサービスを提供することが重要であり、市内中心部の限られたゾーンで、公共交通の運賃設定を自主裁量の中で決定できる(割引運賃適用はなく)ことにより、市民をはじめ利用者に分かりやすいサービスを展開し、利用者の増加を目指すと共に、観光客の回遊交通手段として活用する。	軌道法第11条 軌道法施行規則第19条 軌道運賃料金等割引規則 道路運送法第9条	5	・軌道の運賃に関しては、上限のうち一定の範囲内については事業者の自主的判断により設定・変更可能である。 一般乗合旅客自動車運送事業者が上限運賃を変更する際には国土交通大臣の許可を得る必要があり、認可を受けた範囲での実施運賃は届け出ることとされている。				
浅川町	自然林の保護による地域活性化計画	1019	1019010	125660	土地取引における規制緩和、権限委譲	長期にわたって下落しつづけている最近の地価動向から土地取引の活性化が必要である。特に山林の土地取引における面積要件の緩和と借地権設定における期間を延長する。	山林を有効利用するための土地取引における規制緩和等の権限を市町村に委譲した方が、地域再生には効果的である。	国土利用計画法第27条の6、第27条の7	5	土地取引規制に係る事務については、適正かつ合理的な土地利用の確保及び適正な地価の形成を図る観点から、当該地域の周辺地域を含む広範囲における地域の実情を総合的に判断し、利用目的審査、価格審査を行う必要があるため、都道府県が行うものとなっている。提案のあった地域については、その全域が国土利用計画法第27条の6に規定する監視区域に指定されているところであるが、監視区域の指定は、都道府県知事があらかじめ市町村長の意見を聴いて行うこととなっており、市町村の意向は適正に反映されるものである。面積要件の緩和については、提案団体と協議中でご相談されたい。				
月鏡町	国有施設の開放・有効活用による地域再生計画	1082	1082010	125670	国の機関・施設、遊休国有地等の活用規制の緩和	国の機関・施設、遊休国有地等の利活用を図り、その使用に当たっての規制を大幅に緩和する。	国の機関・施設、遊休国有地等は、自由に使えることを市町村や住民にPRする。その使い方やアイデアは住民に委ねる。当然、管理上問題ないよう、義務も負ってもらうのは当然である。申告許可制でなく、届出制で。	おそらく、現状は「私的」なものには使用させないであろうし、申請主義で、その内容も「あれ出せ、これを添付しろ。期間がどうの、内容が」とか事細か、結局なんやか「使用させない」。方向に持っていくとしているのでは、役所は問題がないほうが楽だから、地域再生を目指すからには、多少のリスクは必要。住民活動支援、性善説で。	6	ご提案の具体的な内容が不明であり、現時点では当所管事項を確認できないところ。				
横浜市	ナショナルアートパーク構想	1253	1253020	125680	国有地の譲渡または無償貸与	民間による文化芸術活動や商業施設利用等のため、国有地の横浜市への譲渡または無償貸与を行う。	都心臨海部の国有地において、民間による文化芸術活動や商業施設利用等を進め、ウォーターフロントの賑わいを創出する。	横浜市が国有地の譲渡または無償貸与を受けることにより、民間による文化芸術活動や商業施設利用等を円滑に進めることができる。	6					
茨城県	ひたちなか地区の土地利用及び港湾利用推進プロジェクト	1278	1278030	125690	事業用借地権の設定期間の延長	事業用借地権の設定期間(10～20年)を10～30年に延長する。	事業用借地権の設定期間は、10～20年であるが、建物の税務上の耐用年数は、店舗等の鉄骨造り場合は30年程度であることから、企業からは30年の賃貸期間の要望がある。そのため、事業用借地権の設定期間の上限を30年まで延長することにより企業立地を促進する必要がある。	(借地借家法(平成三年法律第九十号)(定期借地権)第二十二条 存続期間を五十年以上として借地権を設定する場合には、第九條及び第十六條の規定にかかわらず、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三條の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。この場合においては、その特約は、公正証書による等書面によつてしなければならない。(事業用借地権)第二十四條 第三條から第八條まで、第十三條及び第十八條の規定は、専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。)の所有を目的とし、かつ、存続期間を十年以上二十年以上として借地権を設定する場合には、適用しない。2 前項に規定する借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない。	2 (平成16年度検討終了予定)	法務省と国土交通省は、連携をとりながら、事業用定期借地権の活用実態に関する調査を実施中であり、今後、民間事業者の情報提供協力を得て、事業用定期借地権の存続期間の上限を引上げることについての弊害の有無を見極めるなどした上、その是非を慎重に検討していく方針である(平成16年度中に検討終了予定)。				
金山町	内水圏漁業の振興	1357	1357010	125700	アユ冷水病原因究明のための支援及びヒメマス生態環境を改善するための支援	沼沢湖は湖内唯一のヒメマスが生息しているため、生態環境の改善を行うため、電力発電用の水位の変動を少なくし、自然繁殖と養魚の只見川からの流入を防ぎたい。野尻川は、冷水病の発生により放流魚の「アユ」及び「在来魚」が感染し生態系に変化がおきている。冷水病の解消と清流魚の復活を図りたい。只見川及び小河川は発電用ダム及び砂防堰堤の設置により魚の遡上が阻害され、またダム等の設置により水の流が滞り滞りして魚の繁殖に影響を及ぼしているためダム等に魚道を設置し、豊かな漁業資源の復活を図りたい。	電力会社が水の利用権を持っているため、生態環境の改善ができない。	6						

平取町及び平取町教育委員会	サケ・クマ・フクロウと共生する河川・森林環境再生プロジェクト	1387	1387020	125710	水産動物が適上上で支障となる施設への魚道設置と維持管理の委託	鮭鱒等の水産動物の適上上で支障となる施設（堰堤、頭首工、治山ダム等）には事業主体が魚道を設置し、その機能の維持管理については、民間に委託する。	各種施設に魚道を設置しても、時間の経過とともに魚道の機能を果たされてない状況にありながら放置されているのが現状で、設置主体が責任をもって施設業務・維持補修など管理体制を確立して行く必要がある。	「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業の実施について」（建設省建設発1号平成3年11月7日河川局長通達）	「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」	5 (河川管理施設に係る維持管理のうち事業行為以外の民間委託については3)	各施設管理者が魚道を設置するにあたっては、施設管理者、河川管理者、地域住民等が協議を共有し、魚がすみやすい川づくりに一体となって取り組むことが重要である。国土交通省では、「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」を平成3年度より実施していることから、この成果を活かしながら、施設管理者等と連携して魚道設置等の魚道適上環境の改善に取り組んでいく。	河川管理施設の維持管理に係る民間委託について、提案の趣旨を踏まえ再度検討し回答されたい。	5 (河川管理施設に係る維持管理のうち事業行為以外の民間委託については3)	一級河川の管理は、原則的には水系一貫の考えに基づき国土交通大臣が行うこととされていますが、国土交通大臣が指定した区間については、都道府県知事がその事務を行うこととされていますが、これは、河川の管理は洪水等の災害の未然防止や万一、管理に瑕疵があった場合、国民の生命・財産に大きな被害をもたらす恐れがあり、危機管理能力を含めた高度な管理能力が必要とされることにあります。具体的には、日常管理においても治水上の支障への対応、危機管理に備えた堤防等の適切な管理や河川特性の把握を行う事により、災害発生時の防止等の適切な河川管理を行うことができるものとす。しかしながら、河川管理の一部の事務のうち、河川の清掃等の美化活動などの軽易な行為については、河川アドプトプログラムとして河川管理者等と協定を締結することにより、実施することができま	
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039060	125720	国の各地方機関の行政管轄区域の統一	市内における国の各地方機関の行政管轄区域の統一する方針の決定と統一までの期限の設定。	合併に伴う新市域内で行政管轄区域を統一することの政府の方針決定を求めるとともに、これが迅速に行われるために期限の設定を行う。			6					
西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	2065	2065010	125730	海底地図の作成	・海底についても陸上同様に地形図の作成をお願いしたい。	・アゾビの海底牧場の設置、海中林の設置、海浜公園の設置等の海洋開発に利用する。	・周りを日本海に囲まれた隠岐島で、自然を活かした海洋開発（アゾビの海底牧場の設置・海中林の設置・海浜公園の整備等）を行っていくには、海底の地形を把握することが重要である。陸上では国土地理院の作成した地図があり、これにより事業計画等を作成しているが、海底についても事業計画の参考になるような水深30mまでの地形図が必要である。		5	指摘されている海域については、「沿岸の海の基本図」として海上保安庁で刊行している海底地形図（番号6340-2、6340-3）、海底地質構造図（番号6340-2-S、6340-3-S）により対応済。				
東急不動産（株）	区画整理保留地の一時的買取り機構の創設	3013	3013010	125740	区画整理保留地買取り機構の創設	全国で中断、頓挫している区画整理事業の保留地を一時的に買取る機構を国の組織として創設する。	区画整理事業概要（当社が業務代行） 1) 施行面積：約5ha 2) 保留地：1,300区画（219,000㎡） 3) 建築費総額：70億円（H14年度） 4) 工事完了予定：H19年度 長引く景気低迷、個人消費の落ち込み等により建築販売も苦戦を強いられている。現状の70区画/年で進捗すると保留地総数での90%を消化することになる（当初予定は80%）。総事業費を14.5年延長することは、借入金利や組合運営経費等で事業大幅に増大する。その費用が保留地価値に上乗せされ、市場価値（相場）の下落は当然として進行）と大幅な価値が生じて、結局保留地処分が出来ない状況に追い込まれることは必至である。 組合事業は短期間に事業を完了させることは資金的にも健全であり、事業効果も大である。そのために、工事の進捗に合わせて「保留地買取り機構」が保留地を一時的に買上げ、組合を立ち上げ買取させる。買上げは10年以内の期間から毎年分単位で保留地を買戻す（権利子）。 事業が完了してはじめて保留地が登記出来る。事業完了の目標がたないため、保留地の担保能力も大幅に減られ、保留地価値の大きな支障になってしまふ（建築購入の際、保留地がある土地に担保を設定して住宅ローンを取り組むのが一般的であるが、保留地に担保力がなくなるとローンが組めず、結果、建築費が買えないという事態が生じる）。また、計画的に保留地が処分することが出来れば、工事も順調に進捗し、地域経済の活性化や雇用促進にも貢献する。	現在、多くの区画整理事業が中断、頓挫しているが、その原因のほとんどが保留地を処分出来ない事にある。保留地の処分先が創設されれば一気に区画整理が全国で動き出す。 『保留地買取り機構』から買戻す主体は、業務代行者や地方公共団体とする。行政としての組合支援となるが、短期間に多額の費用を負担する事は非常に困難と思われる。よって支援期間（＝買戻し期間＝10年）を長く設定することで、少しでも実行可能策としたし。	土地区画整理法第96条第1項第31条第10号	土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の換地計画においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てる等のため、一定の土地を保留地として定めることができる。	8	「地域再生構想の提案募集について」（内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日）において、「第1（2）二 新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること」とあるため。			
(社) 岐阜県建設業協会	地域建設業の再生	3074	3074010	125750	労働者派遣法の規制緩和	労働者派遣法第4条2項の適用除外業務である「建設業務」について、条件付で規制緩和する	別紙	別紙		6					
愛媛県	松山西部臨海地域における新都市拠点形成構想	2150	2150030	125760	公共増額の民間企業に対する長期貸付	国有財産法及び地方自治法により規定される行政財産としての貸付禁止規定の適用除外を行い、港湾施設（行政財産の場合）の民間企業への貸付を可能とする。港湾法において、国直接工事にし整理した港湾施設（行政財産の場合）は、国土交通大臣が港湾管理者に貸し付けられ、管理を委託することが義務付けられているが、これを、港湾管理者に貸し付けた上で、更に民間企業に転貸することを可能とする。国が負担又は補助した港湾施設を貸し付ける際に、貸付期間が3年を超える場合には国土交通大臣の認可が必要となるが、港湾管理者の数量による柔軟な対応を可能とするため、当該認可を不要とする特例措置を設ける。	（具体的取り組み） 松山港外港新ふ頭コンテナターミナルの一体的、効率的な運営事業を行うとする民間企業のうち、港湾管理者（県）が公共性を担保するための手続きを確保した上で一定の要件に該当すると認められた者に対し、行政財産であるコンテナターミナルを一体的かつ長期的に貸付を行う。 〔実施主体〕 港湾管理者（愛媛県）から愛媛エフ・エー・セットに貸付を行うことを想定 （効果） 以下により、松山港における国際競争力のあるコストとサービスを実現し、同港湾を利用する貿易関連事業者の円滑な業務展開にも貢献することが期待できる。 ・公設民営（上下分離方式）を導入し、民間の創意工夫を取り入れた一体的・効率的運営を実現 ・長期的かつ安定した契約関係の実現により、民間企業は長期的かつニーズに応じた設備投資が可能 ・民間企業による船社への柔軟な料金設定が可能 ・コンテナ取扱量の増大に伴い、コンテナ1本あたりのコストが削減 〔実施期間〕 平成23年度以降（松山港外港新ふ頭全面完成時期以降）	本県では愛媛FAZ構想を中心施策として、松山港地域に総合的な国際貿易拠点の形成を図るべく、港湾施設や物流道路等のインフラ整備や、国際定額貨物輸送の開設C/O体制の拡充等ソフト・ハード両面から積極的な取り組みを行っていること。今後、瀬戸内地域の貿易取引のローカル・ハブとして一層の国際競争力の強化を図るためには、松山港の国際競争力を高め、貿易貨物の集荷力の強化を図ることが不可欠となっている。このための方策として、民間企業の経営能力を活用し、かつ政府スタッフを有効活用して、国及び県が整備した公共コンテナターミナルの効率的な運営（コスト削減、サービス向上）を実現するため、当該コンテナターミナルを一体的かつ長期的に民間企業に貸付を行う。	国有財産法第18条第1項地方自治法第238条の4第1項構造改革特別区域法第9条	構造改革特別区域法の規定により、内閣府大臣の認定を受けることにより、岸壁及び岸壁背後の荷捌き地を一体として、民間事業者に貸し付けを行うことが可能。	4	構造改革特別区域法の規定により、内閣府大臣の認定を受けることにより、岸壁及び岸壁背後の荷捌き地を一体として、民間事業者に貸し付けを行うことが可能。			
浜松市	世界都市浜松・ユニバーサルデザイン構想	1370	1370020	125770	ユニバーサルデザインに関する国家資格制度の構築	専門的知識を有する人材を国家的に認定して、その人材をコーディネーターの立場に置くことによって、より一層ユニバーサルデザインを推進とともに、行政サービス事業の民間開放の一環として、民間事業者による新たなビジネス機会を提供し、雇用の促進を図る。	国家資格制度（仮）ユニバーサルデザイン技術者1級：ユニバーサルデザインに関する専門的知識を熟知し、専門的立場に立つ指導、支援ができる者2級：ユニバーサルデザインに関する専門的知識を有し、その推進に寄与できる者3級：ユニバーサルデザインに関する専門的知識を有している者4級：ユニバーサルデザインに関する知識を有している者4段階のレベル分けによりトップクラスの人材育成から、誰もが参加できるクラスまでの全国的意識啓発を目指す。	ユニバーサルデザインに関する国家資格制度を創設することによって、全国的な意識の向上と専門的人材の育成が図られる。また、これら専門的人材がコーディネーターの立場となっていくことで、今まで行ってきた行政サービスが民間事業者へのビジネス機会へと転向し、官・民・事業者の三位一体となったユニバーサルデザインの推進が図られる。		6	ご要望の具体的な内容に不明な部分があり、現時点で当省所管であるかを確認できないため				
㈱東京リーガルマインド	「民間事業者」の範囲	3078	3078010	125780	民間委託先を株式会社等の事業法人に限定	行政サービスの民間委託先を株式会社等の普通法人に限定	民間委託先を普通法人に限定し、民間事業者による入札・プロポーザルによるコンペティションを通じて、リーズナブルな行政サービスを実施する。	民間活力による地域経済の活性化を実現させるため		6	ご提案の具体的な内容が不明であり、現時点で当省所管事項を確認できないところ。				

長野県	commonsの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	1070	1070080	125910	任意団体等による主催旅行の実現のための旅行業法の特例	余暇法第2条で定める農村滞在型余暇活動のサービスを提供する者は、余暇法第2条で定める農林漁業体験民泊による宿泊を伴う場合に限り、旅行業法第3条に開ならず、旅行業法第2条で定める主催旅行を行うことができることとする。	余暇法で定める農山漁村滞在型余暇活動のサービスを提供する主体は、地方自治体やそれに準ずる団体、農業従事者を主とする任意団体の場合が主で、旅行業法第2条で定める主催旅行ができない場合が多いが、農山漁村滞在型余暇活動をより一層推進させるため、農林漁業体験民泊と連携をとった主催旅行に限り、旅行業法第3条の適用を除外する。		7	管理コード125440のご提案と重複しており、削除されたい。
茨城県	中央地域ユニバーサルデザイン推進プロジェクト	1279	1279090	125920	ホテル・観光施設等におけるホスピタリティの向上	ホテル・観光施設等が障害者やその関係者を講師として迎えホスピタリティの向上を目指す「もてなし向上指導事業」に対し、助成措置を講じる。	ホテル・観光施設等のホスピタリティの向上により、滞在型観光客の増加、観光産業の振興が図れる。	特に、高齢者、障害者の観光施設の利用を促進するためには、ホスピタリティの向上が課題であるが、このホスピタリティを養成する場面の助成措置がないのが現状である。このため、助成措置を講じ、地方公共団体が事業に積極的に取り組める環境を作る必要がある。	8	'地域再生構想の提案募集について、(内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日)において、'第1(2) 新たな補助金や税措置の創設など追加的な財政支出を伴わないものであること、'とあるため。
神奈川県	国際観光照「かながわ」推進構想	1285	1285010	125930	海外からの観光客のビザの免除等	現在、北京市、上海市、広東省のみで発給されている中国の団体旅行のビザについて、対象地域の拡大、免除等の措置を実施。また、県、市町村等が交流を行っている地域(神奈川県については中国遼寧省、韓国京畿道)についてのビザの発給、免除の実施。	姉妹都市等との観光交流の一層の拡大を図るとともに、海外観光客への出展、海外公式招聘事業等を通じ、海外から観光客を誘致する。	ビザの免除等の措置により、観光客が訪しやすくなり、観光客の増大が見込まれる。また、中国の姉妹都市等についてはビザが発給されず交流の妨げになっている。	6	中国国民訪日団体観光旅行の査証発給対象地域の拡大にあたっては、査証発給を所掌する外務省、入国管理を所掌する法務省、国内の治安を担当する警察庁、公安調査庁と協議する必要があり、更に中国国家旅游局等、中国政府と協議をする必要がある。
宮城県	緊急経済産業再生戦略事業(中国観光客件客属来構想)	1394	1394010	125940	巨大旅行市場である中国におけるビザ発給対象地域の拡大	法務省入国管理局に対し、中国におけるビザ発給対象地域を現在の「北京市・上海市・広東省」から他地域に拡大するよう要望するもの。	中国においてビザ発給対象地域が拡大されることにより、訪日観光客の増加が期待される。宮城県は、中国においては知名度がほとんどないため、中国旅行エージェントを招聘し、本県の観光資源(中国革命の思想的支柱で、中国人の心のよりどころとなっている「魯迅」の留学先である仙台をはじめ、日本三景松島等)を視察してもらい旅行商品開発につなげ誘客促進を行いたい。また、中国の送客現場では、旅行エージェントの店頭従業員の口コミ情報が旅行先を大きく左右することから、これら従業員等に本県をPRするポスターや観光ビデオ(VCD)等を作成して、本県をアピールする。	巨大旅行市場である中国では、北京市・上海市・広東省の3地域在住者しか団体旅行ビザの発給を受けられないため、同地域以外に住む人々は、訪日旅行をしたくてもできない状況にある。宮城県では、中国人観光客を広く誘致しようと考えているが、3地域に限定されていることは、中国観光客誘致の大きな障害となっている。	6	中国国民訪日団体観光旅行の査証発給対象地域の拡大にあたっては、査証発給を所掌する外務省、入国管理を所掌する法務省、国内の治安を担当する警察庁、公安調査庁と協議する必要があり、更に中国国家旅游局等、中国政府と協議をする必要がある。
京都府	観光都市kyotoの観光イサポート構想	2056	2056070	125950	中国における訪日団体観光旅行対象地域の拡大に向けた要請	中国において訪日団体観光旅行の対象となっている地域は、現在、北京市・上海市・広東省の3地域のみが試験地域として指定されているが、この対象地域を拡大するよう中国に要請	・拡大された地域に対するプロモーション活動やプラットフォーム事業を通じ、日本への誘客拡大を図っていく。 ・900,000人程度のインバウンド拡大効果が見込める。	・経済発展の著しい中国では、各地で旅行需要も高まっており、北京市・上海市・広東省以外の地域においても訪日団体観光旅行が解禁されると、大幅な誘客の拡大につながるから、こうした働きかけを行っていく必要がある。	6	中国国民訪日団体観光旅行の査証発給対象地域の拡大にあたっては、査証発給を所掌する外務省、入国管理を所掌する法務省、国内の治安を担当する警察庁、公安調査庁と協議する必要があり、更に中国国家旅游局等、中国政府と協議をする必要がある。

加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	2097	2097040	125960	特殊自転車による一般公道における通行を可能とする関係法令の特例措置	市町村長が認めた指定期間及び指定区域内において、特殊自転車（2人乗り自転車及びベルタクシー等）の一般公道での通行を可能とする道路交通関係法の特例措置	本地域で実施するイベントの区域内及び指定したサイクリングコース内における特殊自転車（2人乗り自転車及びベルタクシー等）の走行。	一般公道を使用したイベントやサイクリング等の事業を実施した場合、自転車の一般公道への乗り入れは普通自転車に限定されることから、参加者は健康者に限定され、幼児や高齢者、心身障害者等の参加を阻害している。 イベント等において、安全性を確保したうえで一般公道においても特殊自転車の乗り入れを可能にすることにより、本市が推進する自転車を活用したまちづくりへの取り組みが容易となり、本地域の活性化が図られる。		6					
長崎県	東アジアとの観光交流計画	2121	2121020	125970	中国人団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	現在、中国人団体観光ビザの発給対象地域は「北京市」、「上海市」、「広東省」の3地域の住民に限られているが、天津市、山東省、浙江省、江蘇省、遼寧省などに発給対象地域を拡大していただきたい。	中国の人口は約13億人であり、世界最大の人口を有するため、観光市場の大きなマーケットとなる。このため、現在ビザ発給地域が限定されているが、これがさらに拡大すれば、中国からの観光客が大増大すると考えられる。これに伴い、地域経済の活性化及び雇用創出が期待できる。	中国でのビザ発給地域が拡大されると観光客の大幅な増加が見込まれるので提案する。	1. 中国国民訪日団体観光旅行については、2000年6月の日中合意に基づき、同年9月から、査証（ビザ）発給対象者を北京市、上海市、広東省の2市1省の居住者に限定して中国国民の訪日団体観光旅行を開始。 当初、査証発給は、在北京日本大使館でのみ実施されていたが、昨年2月6日より在上海総領事館での発給が開始され、さらに昨年12月1日からは在広州総領事館での査証発給が開始されている。 2. 昨年7月、中国側より、江蘇省、浙江省、山東省、遼寧省、天津市について地域拡大の要望が出されている	6	国土交通省は本件について関係省庁ではあるが、査証（ビザ）発給権限を有しない。	中国国民訪日団体観光旅行の査証発給対象地域の拡大にあたっては、査証発給を所掌する外務省、入国管理を所掌する法務省、国内の治安を担当する警察庁、公安調査庁と協議する必要がある。更に中国国家旅游局等、中国政府と協議をする必要がある。			
二セコ町	公共施設住民組織による運営及び財産の委譲	1378	1378010	125980	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営	公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の委譲の円滑化 ・公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の委譲の円滑化 ・地方公共団体事務の住民組織への事務委譲の円滑化	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営の際の地方自治法第244条及び244条の2、補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律第22条の適用除外 地方公共団体事務の住民組織への事務委譲 ・畜大、野犬捕討、動物愛護事務 ・一般廃棄物の収集及び処理事務 ・道路の維持管理、除排雪に関する事務 ・保育所、幼稚園、学童保育に関する事務 ・産業政策の立案、事業実施に関する事務 ・公営住宅の管理運営に関する事務 ・上下水道の維持管理、運営に関する事務	補助金等により設置した公共施設財産を住民組織へ委譲し、より柔軟かつ効率的な運営を図りたいが、このような財産委譲をする場合、補助金返還等を行わなければならないが、円滑に進まない状況にある。また、公共団体事務の一部は、住民組織へ移譲した方がより、効率的な運用が図られるものがあるが、個々の法律の制限があるため、事務委譲できない状況にある。これら事務の委譲を一括して行うことにより、更なる住民自治が図られ地域再生につながるものと期待される。	道路法第13条、15条、16条 地方自治法第244条の2第3項 下水道法第3条（管理）	5 2 5	-	道路の管理運営については、民間への委託が可能である。 今年度中なるべく早い時期に、公営住宅管理と指定管理者制度についての通知を提出することとしている。 下水道法に基づく公共下水道の維持管理、運営に関する事務のうち、悪質下水の排除規制、排水区域内の下水道の利用義務付け等の公権力の行使以外の事務については、既に相当部分が民間事業者へ委託されているところであり、尚ほ公正な管理が可能な相手方であれば、住民組織等を排除するものではない。（下水道未処理場は、水質汚濁防止法に基づく特定施設であり、その管理運営には相当程度の技術力が必要であることに留意する必要がある。） なお、公共下水道を止して、処理水の水质検査、排水区域内の利用義務付け等の規制の緩和一般的な下水道施設に変更するよう趣旨であれば、公共用水域の水質保全に特に配慮した「特定環境保全公共下水道」として整備された二セコ町の下水道整備の趣旨を没却することになると考えている。			
財団法人本庄国際リサーチパーク推進機構 / 学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた「自命・価値」の地域づくり	3043	3043020	125990	バイオエタノールの製造・利用等に関する研究開発補助金の統合化	【バイオエタノール】 バイオエタノール及びバイオエタノール混合燃料の製造、利用等に関する各種研究開発補助金の統合化 バイオエタノールとその他の混合燃料の現行機器への利用拡大に際しては、生産・製造技術や保管・貯蔵技術の確立（経済性の成立等）、機器使用部品の開発調査や安全性等の技術的な開発・検証と課題解決のほか、エタノールの普及促進に向けた組織体制の構築及び維持・運営、利用者優遇策の導入等を含めたトータルシステムとしての包括的取り組みが必要とされることから、各種の研究開発補助金の統合化や各種普及施策等の関連施策を集中的に支援措置により、円滑な実証実験の実施とこれによる普及拡大の迅速化を期待することができる。	バイオエタノール由来のバイオエタノールを既存のガソリンや軽油等に混入して製造する「エタノール」を、本庄地域内において実証・実用導入し実際に活用することにより、原料バイオエタノールの確保から収集・運搬、生成プロセス技術、保管・貯蔵技術、供給インフラ整備、利活用対象機器の整備、アフターケアなど、「エタノール」の普及を促進し社会システムに定着させていくための総合的な実証研究を実施する。 具体的には、原料確保・燃料生成・燃料輸送・販売・燃料利用機器・部品の製造・販売（整備・再利用を含む）、燃費装置管理（ボイラ等）などに限る関連事業として、燃料消費者である一般家庭を含めた実証実験の実施と並行して、地域的な「エタノール」の普及促進のための組織（エコユーザー・ネットワーク）を設置・運営する。 各種利用機器等の信頼性評価の実施による機器等の改良および効率的利用の技術的ノウハウの開発を含む。 こうした取り組みを進める中で、地域住民をはじめとするエコユーザーの育成と参加をさらに促進しつつ、地域内の資源循環に資するバイオマス利用を拡大し、地球温暖化防止に資するカーボンニュートラルのエコユーザー利便を促進するとともに、参加事業者にとっての新規ビジネス機会を創出することが可能となり、新規技術のみならず、先進的な社会システムとしての新規性を創出することが期待される。	バイオエタノール等のエコ燃料の開発・利用に際しては、制度上の課題を整理し、バイオエタノールの種類や、技術開発及び普及促進などの対象事業別に区分された利用条件が設定されているが、本プロジェクトでは、本庄地域をフィールドとして、各種原料資源によるバイオエタノールの生成から普及促進に向けた組織体制の整備及び維持・運営等に至るトータルシステムの実証実験を計画していることから、各種研究開発補助金の統合による関連施策を集中的に支援措置を受けることにより、当該実証実験の円滑な実施とこれによるエコ燃料の普及拡大が図られるものと期待される。		6					
北電町	「ひまわりのまち 北電町」ブランド確立による地域農産物の生産地ブランド化	1034	1034010	126000	市街地再開発事業の早期実現と要件緩和	ひまわりのまちかど整備構想は、未だに補助要望を行う段階には至っておりませんが、平成9年度より商工会を中心に検討を重ね、市街地総合再生基本計画の大幅承認や優良建築物等整備事業やリノベーション補助金などの申請段階になりましたら、迅速な事業認定を要望いたします。 また、優良建築物等整備事業の整備要件の中に、「3階建て以上」とあるが、事業の迅速な推進を図るため「将来3階建て以上の増築計画」をもって事業認定していただくようお願いいたします。	人口の流出、近隣都市への買い物客の流出、空き店舗、老朽化店舗が多く、商業集積力不足により回遊性の欠如、魅力に乏しい求心力のない市街地となっています。 平成9年度より商工会が北電町商業のあり方を検討し、和街街地の再開発整備の必要性があると報告を受け、平成13年度に北電町市街地再生基本計画を作成し、平成14年度該当地権者にひまわりのまちかど整備への参加意見を求めた。平成15年度は中核となる施設関係者との話の打合せを行いました。 ひまわりのまちかどでは、まちづくりとしてファーマーズマーケット、ファーマーズカフェ、ひまわりミュージアムなどの構想を策定中です。この構想の中で、ひまわりインフォメーションセンターとしての機能も持ち合わせ、交流人口の取り込みをはかる中で、地場農産物の提供を行い生産地ブランド化をはかる予定です。 ひまわりのまちかどは日常生活用品を確保する店舗設置にとどまらず、アグリビジネスの創造・展開の拠点施設として重要な位置を占めるものです。	人口2,500人余りの小さなまちにおいては、事業規模が大きいと思われるが、たとえ合併になったとしてもまちが消滅するわけではなく、住民が全部転居するわけでもなく、農家は土地があるため転出もままならず必ず人は残るわけです。ひまわりのまちを残すために、ひまわりのまちの唯一の生き残り策として実施するものです。	【優良建築物等整備事業制度要綱】（建設省住宅発第63号平成6年6月23日建設省住宅局長通知）第4第四	優良建築物等整備事業の目的を達成するため、建築物の基準を「地階を除く階数が原則として3階以上であること」としている。	当初の検討要請に対し、担当省庁全てで分科「6」と回答したため、当室にて検討したところ、貴省が担当省庁と考えられることから、検討し回答されたい。	8		【優良建築物等整備事業について】 「地域再生構想の提案募集について」（内閣官房地域再生推進室平成15年12月19日）において、「第1（2）新たな補助金や税措置の創設など、追加的な財政支出を伴わないものであること。」とあるため。	

